日鮮通交史

附釜山史

近代記

釜山港東口及新棧橋附近

龍頭山より釜山港西口を望む

南山鑿平工事

西部新市街

北濱新市街

釜山府廳

釜山民團役所

釜山警察署

釜山民團立病院

釜山公立商業專修學校

釜山公立高等女學校

釜山公立高等尋常小學校

釜山驛前より見たる小西城趾

古館津江兵庫招魂碑

民團最後の民會議員

民團寂滅當時の民長助役議長

民長 大池忠助氏

助役 田端正平氏

議長 香椎源太郎氏

日鮮通交史 附 釜山史 後編

目次

近代紀

第八章　宗　敎

第九章　衛生

第十五章　商業機關及金融……二六〇

目次

目次終

日鮮通交史 附 釜山史 後編

釜山甲寅會編纂

第一章 緒言

山を穿ちて蓁莽を攘ひ海を埋めて風浪を屛け天險竟に影を潛めて人爲の光輝燦く釜山、大船巨舶は居常灣內を壓し蜿蜒たる鐵車は日夜港岸に傲る而して百貨の集散旅客の來往冠蓋相望み山積相湊ふの盛況、港としては業に既に舊通商地としての仁川、元山等を凌駕し都市としては首都たる京城繁華の壘を摩せむとするの慨あり且つ夫れ陸上既に歐亞交通幹線の關門を扼す是れ繼て第二大棧橋の落成を竣ち遠く歐米市場と相呼應し海運聯絡上の要港たるへき前提たり釜山水陸兩方面寔に能く此優勝の位置を占むるの曉に至らは則ち朝鮮半島の一地角たりし舊釜山は一躍忽ち世界的新釜山と豹變し玆に舊邦三千歲の歷史をして大に意義あらしむると同時此新朝鮮殊に此新釜山を經營せし日本帝國の國威亦揚

る歷說是を古代史より觀たる釜山の第三期とす。

開設當年の釜山浦は地境直に海瀕に迫つて平地を餘さす居留者は皆松峴山腹の岸涯に住す觀來灣內草梁以北多少の平地以外渾て斯くの如く浦中在來の朝鮮人且つ纔に二十戸內外に過きす寔に是れ半島南徼の一小漁濱荒涼索寞殆むと人跡を絕つの地なりしと嗚呼當年誰能く此半世紀未滿の短歲月を以てして竟に世界的要衝の位置を占むる大殷賑の現狀に想到するものあらむや蒼桑の大變特々隔世の感なくむはあらさるなり。

抑も新釜山の經營四十年居諸久しからすと雖其推移轉遷の迹や長し然とも諸種の事實を綜合して之を推考すれは其發展徑路の階段は粗々之を三期に分ち得へきか如し卽ち日清戰役後、日露戰役後日韓併合後是れなり今試に如上各年代に溯つて年別に其戸口數を比較すれは則ち明治二十八年の九百八十六戸五千四百二十三人は其翌卽ち日清役後の二十九年に至り忽ち一千二十六戸六千六十五人と爲り同三十七年の千八百九十戸一萬千九百九十六人は其翌卽ち日露役後の三十八年に至り忽ち二千三百六十三戸一萬三千三百六十四人と爲り同四十三年の四千五百八戸二萬一千九百二十八人は其翌卽ち日韓併合後の四十四年に至り忽ち五千五百八十三戸二萬五千二百五十二人と爲れる等此三期に於ける戸口の劇增率は實に注目に値ひするものあり凡そ文物發展、經濟消長等の同時世に於ける戸口の增減率と殆むど正比例なることは古來歷史の明に敎ふる所たり然らは則ち釜山發展徑路階段の如上戸口の劇增率に

據て之を三期に推斷し得らるゝと共に此推斷は更に移して朝鮮全道に及ぼすも亦大過なきを疑はさるなり。

第二章　總督政治

今、朝鮮に於ける、總督政治施政の綱要は、明治四十三年度に於て成りたるを以て、同四十四年度に於ては着々之れが遂行を圖られたると共に亦必要なる新計畫を立て以て新政の效果を顯著ならしめたり、故に明治四十四年度に於ける朝鮮總督府施政年報に據り其概畧を述へて併合後の朝鮮を内外人に傳へんとす。

第一節　中央行政

中央行政は總督府及所屬官署、中樞院、涉外事項、（一、露、清、領事舘の開設、二、教會堂敷地課税免除、）土地調査舊慣及制度調査より成る、即ち總督官房、總務部、内務部、度支部、農商工部、司法部、中樞院、取調局、各道、警務總監部、裁判所、監獄署、鐵道局、通信局、臨時土地調査局、税關、專賣局、印刷局、營林廠、醫院、平壤鑛業所、勸業模範場、土木會議、工業傳習所、中學校、京城專修學校、京城高等普通學校、平壤高等普通學校、京城女子高等普通學校、官立仁川實業學校、朝鮮公立實業學校、朝鮮公立簡易實業學校、

朝鮮公立普通學校の所屬を以て組織し、其所屬官署に分課ありて一覽に詳なれば細說せす。

第二節　地方行政

地方行政は、地方行政事務の改善、行政區域の廢合、道府郡、面、地方廳費、地方費、府郡臨時費、恩賜金事業、居留民團、學校組合、戶口調査、不動産證明、寺刹令、罹災者及窮民救助、濟生院より成る其機關の組織は、明治四十三年、勅令第三百五十七號、地方官官制に據り道に道長官、府に府尹、郡に郡守面に面長あり。

地方廳費は、明治四十四年度に於て國庫支辨豫算總額四百二十一萬九千二百八十八圓に增加し、地方行政の改善、產業の獎勵發達を期せむか爲め、道に對し事務官十三人、書記三十九人、農工技師八人、農業技手三人、土木技手十二人、林業技手八人、畜產技手二人、水產技手二人、度量衡技手三人府に書記四人となれり。

地方費の財源は賦課金を主とす、其種類は地税附加税、屠畜税、市場税、（市場税は咸鏡北道に限り賦課せす、）土地家屋所有權取得税及抵當權取得税、（以上二税は京城に限り附加す）等なり。

府郡、臨時恩賜金事業は、授產事業、教育事業、凶歉救濟事業の實行に充つ。

居留民團は、京城、仁川、釜山、馬山、鎭南浦、平壤、群山、木浦、元山、大邱及新義州の十一個所

にして、併合後已に五年尚且地方團體の組織を內地人朝鮮人の區別を設くるは統一的施政の方針に反するの嫌あれば、大正三年三月末日を以て總て居留民團制を廢したり。

明治四十四年度に於ける、民團債認可總額計は百三十五萬四千八圓にして其用途は舊債償還に充當したるもの百十六萬四千四百圓、教育費に充當したるもの二萬一千圓なり、而して大正元年以後に償還すへき民團債元金總額は、二百九十七萬二千八百十八圓にして大正元年度歲出豫算中最も多額を占むるものは民團債費、(五十五萬二千五百圓)及教育費、(五十一萬一千三百三十八圓)土木費、(三十四萬五千七百五十八圓)役所費(二十萬四千四百十六圓)衛生費、(十九萬三千二百四十三圓)等、之に亞き又歲入豫算中最も多額を占むるものは、居留民團稅、(七十四萬九百十三圓)なりとす。

學校組合は、朝鮮各地に於て從來居住內地人兒童に對する教育及其他の事業を目的とせる日本人會の組織ありしも、元來日本人會は法人にあらす隨て費用徵收上强制力を有せさりし爲め、財政の基礎到底確實なるを得す、而かも內地人兒童の教育は一日も忽緖にす可からさるを以て明治四十二年十二月舊統監府は府令を以て學校組合令を發付し如上の闕點を補足したり、即ち同法に據れば學校組合は學校の經營を目的とし土地の狀況により附帶事業として衛生事務を處理するの權能を認められ、其費用は國稅滯納處分の例により、徵收するを得ることゝなれり。

同令發布後、組合を設立するもの漸次多きを加へ、從來の日本人會は特種の事情あるもの數箇處を除

くの外は、何れも皆其組織を改め學校組合と爲し、大正二年度末に於ては實に一百五十八を算するに至れり、隨て組合設立の學園數亦た之と同數となり其生徒總數は五千七百十七人の多數に上れり。

大正元年度學校組合歲出入豫算竝に組合現在數の道別を畧記すれば。

一、京畿道、學校組合數　一三

組合費課金	一〇、五三五円	國庫補助金	六、三一〇円
其他收入	七、一九四	合計	二四、〇三九
(以上歲入)			
事務費	三、九七七	教育費	一四、九三九
衛生費	一、八二四	其他支出	三、二九九
合計	二四、〇三九	(以上歲出)	

組合員一戶當平均賦課額　七・一八一円

二、慶尙北道組合數　一六

組合費課金	一〇、八七七円	國庫補助金	八、〇七〇円
其他收入	六、二九七	合計	二五、二四四
(以上歲入)			
事務所費	三、二〇二	教育費	一八、六二一
衛生費	九八七	其他支出	二、四三四

合　計　二五、二四四円　（以上歳出）

三、慶尚南道組合數　三四　組合費課金　三九、三九六円

國庫補助金　一九、二五〇円　其他收入　三〇、〇三二

合　計　八八、六七八　（以上歳入）

事務所費　一四、四二八　教育費　五四、七四三円

衛生費　八、七二四　其他支出　一〇、七八三

合　計　八八、六七八　（以上歳出）

組合員一戸當平均賦課額八円・二七五

教育費、衛生費の歳出入に對し組合員一戸當平均賦課額の高率なるは咸鏡北道の一二円四二八其最も低率なるは忠淸北道の六円七五二、とす

戸口調査は、明治四十四年末調査、朝鮮人、戸口現在數、二百八十一萬三千九百二十五戸、内地人、六萬二千六百三十三戸、外國人、三千三百十二戸にして人口、一千三百八十三萬二千三百七十六口、内地人、二十一萬六百八十九口、外國人、一萬二千八百四口、地主總數三百二十一萬四千三百二十六人小作人の納税義務者六萬二千九百十三人、

舊韓國に於ける不動產所有權の移轉又は典當權の設定は、古來文記又は文劵と稱する私署證書の授受に據りて行はれ是等の私署證書以外に其權利を證するの途なかりしか、舊韓國政府は明治三十九年土

地建物證明規則を發布し、尋て明治四十一年土地建物所有權證明規則を發布せり、是等規則に依れは不動産所在地を管轄する府尹郡守をして契約書又は保存證明申請書の末尾に證明を爲さしめ以て證明を受けたる書面に完全なる證據力を付したるものなれども、是れ等は何れも當事者の雙方又は一方か朝鮮人なる場合に於てのみ適用せらるゝものなるを以て不便尠からす、仍て舊統監府は別に府令を以て土地建物證明規則及土地建物所有權證明規則を發布し、當事者の雙方か韓國人に非さる場合の證明及其一方か韓國人にして府尹、郡守の證明を受けたる者の査證に關する事項を規定し其證明又は査證は共に理事官に於て之を與ふることゝ爲せり、越へて明治四十三年十月理事官廢止せられ、爾來證明事務は總て府尹、郡守に於て之れを處理することゝなりたりしが、大正三年六月より一般登記法に據り、裁判所に於て登記することゝなれり。

第三節　司　法

司法行政は、治外法權撤去の影響裁判所、犯罪卽決例施行の結果、司法警察、犯罪狀況、大赦出獄人の狀況民事爭訟調停、執達吏事務等より成れるものにして單に其組織を言へば、高等法院三、地方法院八、地方法院支廳五十五にして其位置管轄區域は總督府裁判所、名稱位置及管轄區域表に詳なり。

明治四十年一月犯罪卽決例施行せられ、同年中に於ける犯罪卽決は總件一萬八千八百九十七件にして

其種別人員は懲役五十一人、禁獄十八人、罰金刑一千七百三十四人、拘留九百二十四人、笞刑一萬四千四百四十三人、科料二千八百八十人、無罪百八十九人なり之に對する正式裁判の請求は四十三件にして其結果は有罪二十七件、無罪十六件なり。

明治四十四年に於ける犯罪發生件數は刑法犯三萬二千四百二十八件、特別法犯八百七十件總計三萬三千四百二十八件、特別法犯八百七十件總計三萬三千二百九十八件にして犯罪檢擧件數は刑法犯二萬三千七百七十一件特別法犯九百十一件なり。

併合の際大赦出獄人は總員一千三百六十三人なりしも其後死亡二十一人、視察を要せざるに至りたるもの百八人、行衛不明百二十一人、犯罪に因る入監者十九人。

明治四十四年中に於ける民事爭訟調停受理件數は、五千百九十七件にして其內成立二千五百十件、不成立一千七百五十一件、取下五百三十件、其他二十四件、未濟三百八十二件。

明治四十四年に於ける執行事務取扱件數は內地人三千百九十二件、朝鮮人四千三百七十六件計七千五百六十八件又書類送達總數は、一萬二千四百八十六件にして總計二萬五十四件なり。

監獄署は本監八、分監十三箇所にして同四十四年末現在囚數は、九千八百八十人、假出獄者十二箇月間に於て九十九名を出し、一箇月平均出獄者八人強に當れり。

第四節 治安

治安は防備、警察、警務機關、警官の訓練、海上警備、賊徒鎭定、宗教取締、集會、結社の取締、刊行物の取締、新聞紙の取締、出版物の取締、危險物の取締、銃砲、火藥の取締、火質物貯藏所の取締、引營業及其他の取締信用告知業ノ取締及其他ノ取締消防等より成り、而て往年保護條約の成立及鎭營隊の解散等に因り、朝鮮全土に蔓延せし賊徒の勢焰は、明治四十二年中畧は鎭定に歸し四十三年中には僅少の地方を除く外組織的の團結を有する賊徒は殆んど其跡を絶ち、殊に同年十二月より翌四十四年一月に亘り守備隊を主腦として實施せる慶尙北道及黃海道に於ける賊徒剿討は此等の殘賊をして益々其勢力を失墜せしめ同四十四年に於て地方治安の保護上軍隊の力を用ゆること多からざるに至れり、然れども間島及露領沿海州地方に移住せる朝鮮人の多くは常に排日思想の鼓吹に努め往々にして邊疆を窺はむとする者あるの狀況なるを以て駐箚軍に於ては四十四年三月軍隊配置を變更し臨時朝鮮派遣隊の擔任地域たる南部守備管區を北方に擴張し以て北部守備管區內に在る駐箚隊をして一層邊疆の防備を周密ならしめたり、而して明治四十四年九月より十月に亘り憲兵隊、警察隊及守備隊の連合剿討を開始以降朝鮮內の賊徒は殆んど剿滅せられたるも露領及間島地方其他支那領に在住する不良朝鮮人は其數頗る多く且賊會の殘存者は概ね同地方に遁竄して常に排日行動の根抵を形成し之と氣脈を通する者あるを以て尙進んで警備取締を嚴にせられたり。

宗教取締は明治三十九年統監府令第四十五號を以て內地人の宗教宣布手續を一定したる外、朝鮮人及外國人の宗教に關しては何等據る可きものなし、朝鮮人の組織に係るものは、天道教、侍天教、大宗教、大同教、大極教、圓宗、宗務院、孔子教、大宗教、敬天教、大成宗教等の諸宗ありて其種類頗る雜多なるのみならず動もすれば政教を混同し純然たる宗教と認め難きものあるを以て適宜之れか取締を加へつゝあり、外國人經營の宗派は何れも基督教に屬し天主教、露國正教派、米國北監理派、米國南監理派、米國北長老派、米國南長老派、濠州長老派、加那陀長老派、英國公聖會派、降臨布教派、浸禮派、聖對教及救世軍の十三派あり、其教會堂、講義所其他集會所合計二千百二箇所、外國宣教師三百七人、朝鮮人牧師及助手二千三百十一人、信徒二十八萬一千餘人を有す。

內地人の經營したる宗派は天理教、金光教、神習教、大社教、神理教、御嶽教、眞宗大谷派、眞宗本派本願寺派、淨土宗、日蓮宗、曹洞宗、臨濟宗、基督教諸派にして布教所總數二百十箇所、布教師二百〇八人、信徒數內地人四萬六千七百七人、朝鮮人四萬三千六百六十三人、合計九萬三百七十人にして同四十四年中內地人布教所の設立を認可せるは眞宗本派本願寺派四、眞宗大谷派二、淨土宗四、眞言宗醍醐派一、臨濟宗一、金光教二、天理教四、神理教一、基督教一、合計二十箇所なり。

集會結社の取締は併合の際安寧秩序の保持上必要と認められたるものは解散を命せられ黃海道黃州郡九林面に於ける儒道を基礎とせる、白白道一名、自然道と稱するもの及平安南道孟山郡東面に於ける

儒道目的の靑林道と稱する者等は孰れも公安妨害の虞れあるを以て說諭解散を命せられたり。

刊行物取締中、新聞紙に關しては內地人にありては明治四十一年統監府令第十二號新聞紙規則に據り朝鮮人及外國人に在りては明治四十年舊韓國法律第一號新聞紙法に據り之が取締をなす規定にして、出版物に關しては內地人及外國人に在りては明治四十三年統監府令第二十號の出版規則によりて明治二十六年法律第十五號出版法及明治四十三年法律第五十五號豫約出版法を準用し、朝鮮人に在りては同四十二年舊韓國法律第六號出版法に據りて爲すものとし、同四十四年度に於ける出版物は其數七百六十八種に達し其內內地人の發行に係るものは三百四十八種にして其著述の趣意多くは產業の發展及文物の進步に關し、朝鮮人の發行に係るものは、百九十八種にして其著述の趣意は學術、技藝、宗敎等に涉り外國人の發行に係るものは二百二十二種にして其著述は專ら宗敎に關するものなり。

危險物取締中、銃砲火藥類の取締に關しては、明治四十年暴徒蜂起の際より舊韓國、法律銃砲火藥類取締法に據り朝鮮人に對しては其販賣、授受、運搬、携帶又は所有を制限し內地人及支那人にして銃砲火藥類を密に輸入販賣せし者は之を檢擧し其取締を嚴にせり。

引火質物貯藏所より生する危害の豫防に關し同四十四年六月府令第六十六號を以て之れか取締規則を發布し勵行せられたり。

海上警備は、從來全羅南道麗水の水上警備所に石油發動機船十隻を配置せられしが、同四十四年一月

以來數次に陸軍所管の汽船五隻を借入し揮發油、發動機船五隻を購入し同年九月麗水水上警備所を廢して其所管區域を木浦水上警備所に移し之れと同時に警備船の配屬を一變し、其他の南沿岸及西沿岸に於ける樞要地の警察署にも亦た新たに警備船を配屬せしめ兩沿岸に於ける警備區域を細分して其警備力を周到ならしめ以て海岸、海面及島嶼の警備に充て兼て密漁、密貿易の取締に從事せしめられたり、而て是等汽船中第二扇海丸、第一新高丸、第二浦賀丸の三隻は其噸數百六十五噸乃至三百三十二噸にして船質又良好波浪高き沿海の航行に堪ゆるを以て稍水上警察の基礎を定めたるの觀あり。

營業其他の取締中、告知業取締に關しては明治四十四年七月府令第八十二號狩獵取締に關しては同年四月府令第四十六號其他風紀取締に關しては同年四月府令第四十九號寄附金品募集取締には同年十一月府令第百三十八號を制定發布せられたり。

消防機關の施設に關しては警務機關は鮮人家屋の構造密度及開港場其他重要市街地に就ては一層之を完成せしめ明治四十三年末に於ける消防組數は內地人の組織に係るもの二十七、內鮮人共同組織に係るもの二十、朝鮮人の組織に係るもの二十一合計六十八組なりしが、大正元年末に於ては內地人組織三十五、內鮮人共同組織三十八、鮮人組織八十八にして合計百六十一組となれり。

第五節　財　政

財政に就ては、朝鮮經營費、大正元年度豫算徵税機關、地税、（結數連名簿規則の制定、課税地見取圖の作成、地主納税の勸誘結數の增加）驛屯土、戶税、家屋税、酒税、煙草税、鹽税、鑛業税、漁業税、徵税績成、關税、印紙税、官業及官有財產收入公債及借入金財源調査、（煙草事業、酒類釀造業、製鹽業、）金庫及會計檢査等より成る。

朝鮮經營に關して、帝國政府の支出したる經費竝は保護政治時代に在りては、統監府諸官署經費、通信鐵道及鴨綠、豆滿兩江流域森林經營等の事業費竝に陸海軍事費の外舊韓國政府の歲計不足塡補の目的に出たる該政府への立替金あり、明治四十二年舊韓國司法權受託後は之れに司法及監獄費の目を加へ、其支出年額は事業收入を控除し明治四十年度に於て合計二千六百萬を算し、同四十一年度に於ては主として舊韓國政府立替金年制額及軍事費の增額に因り合計三千一百萬圓の最高年額に達し、同四十二年度に於ては軍事費及鐵道事業費の減額に因り二千一百萬圓に減少したりしか、同四十三年度に於ては韓國併合に伴ひ朝鮮統治費を擧けて帝國政府の負擔に歸したると鐵道事業擴張に基く經費の增加とに因り更に二千五百萬圓に增進せり、然るに明治四十四年度に於ては朝鮮經營に要せる諸經費は軍事費を除く外全部之を朝鮮總督府特別會計に編入經理することゝなり其歲出に於て朝鮮施政の方針に基く產業開發と交通機關擴張とに資すべき諸經費の增設尠からざりしに拘らす政務機關の緊縮に基く行政費の輕減あり之れに加ふるに其歲入に於て租税其他の自然增收ありたるに因り一般會計より受入補充す可き其歲計不足額は一千二百三十五萬圓に止まり隨て本年度に於て結局帝國一般會計の負擔に歸

すへき朝鮮經營費支出實額は朝鮮總督府特別會計に對する補充金に軍事費を合し合計二千二百八十五萬圓を出でずして前年度に比し約三百萬圓を減し更に四十一年度の最高年額に比し八百二十六萬圓を減少するに至れり。

朝鮮經營に關する諸經費は明治三十八年及同三十九年兩年度に於ては概ね臨時事件費の支辨に係り就中軍事は之れか調査を缺くを以て保護政治肇始後より本年度に至る全期間を通して之れを記叙するを得すと雖も、今單に明治四十年度以降に於ける其各年額を費目別に表示すれは其總計額は約一億二千七百九十五萬圓を算せり、四十年度より四十四年度までの經常部、臨時部、特別會計諸表の記叙は之を省畧す、更に前記諸經費より軍事費を控除したる行政及事業費に付觀察するときは併合當年なる明治四十三年度以前に在りて同四十二年度を除く各年の所要額は一千五百萬圓乃至一千六百萬圓の間を往來せしも明治四十四年度に於ては單に一千二百三十五萬圓の一般會計補充金を要するのみとなれり、大正元度豫算に於ても又同額の補充金を計上せり、諸經費總額を軍事費及行政、事業費の二科目に分ちたる年度表存在するも之を畧す。

前記各年度行政及事業費の總計は七千百二十二萬圓にして之に明治三十八年度に於ける統監府諸官署經費及通信事業費（事業收入を控除したる歲入不足額）各決算額計五十萬九千圓、同三十九年度に於ける統監府諸官署經費、通信事業費（事業收入を控除したる歲入不足額）、及鐵道事業費（同年度中統監府承繼後に於ける）各決算額計一千百六十三萬九千圓を通算するときは

保護政治確立後明治四十四年度末迄に帝國政府に於て朝鮮經營の目的を以て支辨したる軍事費を除く、行政及事業費の總額は八千三百三十七萬圓なり。

大正元年度朝鮮總督府特別會計豫算は同年度より實施さるへき中央行政機關及司法機關の緊縮整理と產業助長機關の振張とに伴ひて財政整理を行ふの方針を以て之れを編成せられ而して歲入總計は五千二百八十九萬二千二百九圓にして內經常部歲入は租稅、印紙收入、驛屯土收入、官業及官有財產收入雜收入より成り、其金額二千六百七十三萬二千三百三十二圓、臨時部歲入は公債募集金、一般會計補充金、前年度繰入金より成り其金額二千六百十五萬九千八百七十七圓にして又歲出總計は歲入總計と同額にして內經常部に屬するもの三千二十三萬二千四百九十圓、臨時部に屬するもの二千二百六十五萬九千七百十九圓とす而して之を明治四十四年度豫算と對照比較するに歲入、歲出何れも四百十五萬四百二十七圓を增加し卽ち歲入經常部に於て二百六十六萬四千七百四十九圓、同臨時部に於て百四十八萬五千六百七十八圓、歲出經常部に於て二百四十九萬九千三百十四圓、同臨時部に於て百六十五萬一千百十三圓を增加せり、詳密なる諸表あるも省畧す。

前記經常部歲入中關稅に於ては大正元年度より實施すべき米其他一部の輸移出稅の撤廢により四十五萬圓餘の減額を豫想したるも一面貿易の發展に伴ふ自然の增收により差引四十餘萬圓の增額を見るの豫定にして租稅の增加は主として此關稅の增加に基くものとす。

官業及官有財產收入の增加は鐵道收入に於て滿韓鐵道の聯絡、京元及湖南線の延長等に伴ふ增收、郵便電信、電話收入の增加、蔘業及製鹽業の進捗に伴ふ增加等起因し臨時部歲入の增加は公債募集金受入に於て公債支辨に屬する繼續事業費の既定年割額を豫算したると前年度繰入金ありたるとに由る、經常部歲出に在りては中央行政機關及司法機關を緊縮整理して政費の節約を圖りしも既定計畫の進捗に伴ふ增費即ち專賣、鐵道、通信等の各事業費及公債利子竝地方廳費の增加に依り差引多少の增額を見たり、臨時部歲出の增加は主として土地調査、港灣修築竝鐵道の建設改良等既定計畫の遂行其他財產補助施設の擴張に基くものにして財源の許す範圍內に於ては相當按排して計上せられたるものなり。

大正元年度豫算中繼續費に屬するものは治道費、海關工事費、鐵道建設及改良費、鎭南浦水道工事費、赤田川改築費等にして費額及事業完成年度表は之れを省略す。

徵稅機關は併合後新制施行の際之を道長官の管理に移し各道に財務部長を置き府郡に於ては府尹郡守を歲入徵收官とし以て之れか執行の任に膺らしめ稅金徵收に關しては從前と同く面長をして人民に直接して之を取扱はしめ其手數料として徵收稅金の百分の二を交付せると同時に、面收納簿に嚴重なる監督を加へ納稅告知は必す書面を以てせしめ且公錢領收員の稅金納入期限を一定し成る可く迅速に其納入を了せしむ。

地稅には明治四十四年十一月府令第百三十四號を以て結數連名簿規定を制定し不動產證明令發布の結

果之か條項の改正を要し同四十五年三月府令第七十三號を以て該規則中一部の改正を發布し卽ち結數連名簿に登錄したる土地所有者の異動は未證明の土地にして證明を受けたる場合を除く外證明官吏の通知あるにあらざれば之れを登錄せざることゝせられたり。

同四十五年三月府令第二十號を以て課稅地見取圖の作成を規定して土地證明の便利、土地の隱漏を防止せられたり又同四十四年九月地主納稅勸誘方を訓令して地主の納稅を勸め小作人の納稅を減少せり同四十四年十二月末日現在の課稅地結數は百三萬八千九百七十四結此稅額六百七十五萬二千三百十三圓なり。

驛屯土の調査は明治四十二年及四十三年の兩年に於て大體之を完了し土地各筆の所在面積及品等を明確にしたるを以て驛屯土小作料は其面積及品等に應して之を詮定し之れと同時に小作制度を改正し同四十四年分より實施せらる。

戶稅は同四十四年末現在に於ける課稅戶數及稅額は戶數二百三十四萬餘戶、稅額七十萬四千餘圓又極貧に因る戶稅免額は各道を通し戶數十四萬七千四百餘戶、稅額四萬四千二百餘圓とす、戶稅賦課の規定は一、戶稅は自己の家屋と否とを問はす一戶を構へ獨立の生計を爲す者に賦課し二、一家內に數戶ある場合と雖も前記の狀態に在る者に對しては各別に賦課することに一定せり。

家屋稅　は勅令を以て指定する市街地の家屋に賦課するものにして同四十五年三月三十一日現在の課

税構數二十二萬五千六百六十三構、税額十五萬六千五百二十八圓となれり。
酒税は明治四十四年分免許人員三十一萬二千八百九十三人、税額三十六萬三千七百三圓なり。
煙草税　は煙草の耕作及販賣者未た全土の精確なる調査を了へさるも同四十四年十一月現在の耕作納税人員三十八萬八千六百六人、税額一萬五十五圓、販賣税人員一萬八千五百八人、税額四萬七千八百六十六圓となれり。
鹽税　は明治四十四年十二月末日現在製造免許人員五千五百四十六人、釜數三千八百五十六釜、鹽田面積九百十六萬七千二百四十四坪、製鹽數量四千百九十七萬五千斤、税額二萬五千百七十五圓。
鑛税　は同四十四年に於ける鑛區税九萬七千四百二十四圓、鑛產税三萬九千百八十四圓、採取税二萬四千四百四十七圓。
漁業税　は同四十四年分免許漁業人員一千五百七十六人、税額九千五百二十四圓、許可漁業人員一千百五人、税額六千四百三圓、申告漁業人員七千七百十八人、税額一萬五千五百九十七圓。
徵税に關しては明治四十四年十一月制令第十四號を以て國税徵收令を發布せられ尋て府令を以て施行期日及同令施行規則を發布し同四十五年一月一日より施行せり該令は而交付金を面の徵收する税金の百分の二に一定し差押物件見積價格五十圓未滿のものは隨意契約を以て賣却することを得る等一二の異りたる規定を設くる外總て內地の國税徵收法に準據せり其成績は良好なり。

關稅收入　は貿易の發展に伴ひ逐年增加の趨勢を示し特に明治四十四年に於ては貿易額殊に輸移入貿易額の劇增と共に著しき增收を見るに至れり同年度豫算額三百十二萬二千三百三圓、實收額四百六萬一千八百七十六圓なり。

印紙を以て收入する租稅及手數料は其種類五十餘種にして其內明治四十四年度に於て新に設定せられたるものは會社登錄稅、狩獵免狀下付手數料、民籍簿閱覽手數料、民籍謄本下附手數料、宿泊及居住規則手數料及改名手數料等なり、而して同四十四年度中に於ては收入額九十二萬六百七十六圓に上り之を歲入豫算額六十五萬九千二百五十九圓に對比すれば三割九分餘の增收となれり。

大正元年度に於ける官業及官有財產收入額は總計一千三百四萬七千圓となりしは主として鐵道の延長、通信事業の發展、蔘業の復興、官營製鹽業の發達並に平壤鑛業所擴張事業の竣成等に起因す而して之れに關する諸表存在するも之れを畧す。

朝鮮總督府特別會計の負擔に屬する公債及借入金は明治四十三年度末の現在額は二千百十萬五千四百二十二圓なりしか、同四十四年度は至り更に起債せる金額は一千萬圓にして大正元年度末に於ける公債及借入金の總計は三千百十七萬五千四百二十二圓なり其明細表は之を省畧す。

財源調査事業　中煙草は試作煙草の品質鑑定を行ふと共に民間製造業の改良を促進するの目的を以て行へるものにして大正元年度に於ては試作葉煙草を基本原料とし之に內外國產の原料を配合して兩切

紙卷莨三種、金口紙卷莨三種及口付紙卷莨三種、計九種を試製し、大藏省專賣局及朝鮮內の各官衙其他に配布して品評を求め事業上の參考に資せられたり、試作及試製の外大正元年度に於ては新に在來葉煙草の醱酵試作を行へり其結果に依れば朝鮮種葉煙草は適當なる操作を以て之に醱酵を加ふるときは惡臭及辛味を除き一般の嗜好に適する見込あり依て醱酵試驗は將來益其設備を改良して完全なる行業行はれんとす。

酒類釀造試驗　は財源涵養の目的を以て明治四十二年以來、度支部釀造試驗所に於て之を行ひ主として朝鮮在來酒の改良方法及果實酒釀造法の研究に力を用ゐたりしが同四十四年度に於ても同所創立以來の方針に依り殊に前年度の施設事項を踏襲して釀成酒、蒸溜酒、果實酒、混成酒及麯子等の試釀生産を行へり仍て生産費を輕減し酒色を淡薄にし貯藏耐久性を增加し及不快の臭氣を減し且汲水增量の爲め酒精含量を減退することなくして製成酒數を增加するを得たるも尙廣く一般需要者の嗜好に適せしめんが爲め更に調査研究を進められつゝあり。

淸酒は內地人の增加と近來朝鮮人の之を嗜好するに至りたるとに因り其輸入高二萬九千八百餘石に增加せるにも拘らず朝鮮に於ける釀造高亦た頓に增進し其年額約三萬石を算するに至りたるも氣候風土の關係上等に因り往々品質不良に陷り內地人酒造業者にして倒産するもの尠からず加之其生産費も比較的多額を要するものあるを以て適當なる釀造法を案出して當業者を指導誘掖するの必要を認められ

引續き清酒の試醸を施行し大正元年度に於ては原料の實質及氣候風土の相異に應して適宜に醸造方法の基礎を定むるの目的を以て酛育法、仕込法、火入法の改良を試み酛育法に於ては普通法より手數と日數とを半減し酸氣樽の使用を廢し併せて一定に酛の育成を安全ならしめ、仕込方に於ては枝桶の使用を廢し仕込桶は地中槽を用ひ火入法に在りては漆焼付鐵管通過の方法を執る等大に改良の歩武を進めたるも尙研究を重ね遺漏なきを期せられんとす。

朝鮮は果實酒の原料たる葡萄、苹果、苺等漸く各地に生産し殊に山葡萄、杏の如きは其産額頗る多量なるを以て苺酒一種を試醸せられしも未た豫期の成績を擧けす混成酒として試醸したる杏實酒は成績佳良にして將來の見込十分なるが如しと、同四十四年度に於ける酒類試造高は清酒四百四石、白酒九石餘、燒酎七十二石餘、杏實酒五石餘、苺酒若干等なり。

鹽製業の調査に關しては之を官業の章に掲く。

朝鮮內本、支金庫　は明治四十四年度末現在數二十四箇所にして其事務は朝鮮銀行及農工銀行の本、支店、出張所をして之を取扱はしめ居れり又併合後總督府及所屬官署に屬する各種の歲入金歲出金竝歲入歲出外現金を取扱ふことゝなりたる金庫所在地外通信官署は大正元年度に於て百二十五箇所を增加し年度末現在數三百九十六箇所となれり本、支金庫たる銀行竝通信官署に於て取扱たる國庫金取扱高は別表あるも之を省畧す。

會計檢査　は帝國會計檢査院第三部の管轄に屬す、同院は明治四十三年八月二十九日より同年九月三十日に至る總督府襲用豫算の會計に關しては物品及歲入歲出外現金出納の責任解除を同府に委託し同年十月同府特別會計設置後に於ては同府及所屬官署鐵道局を除くの會計に關して工事材料、事業用品、生產物、收入印紙、郵便切手等を除く物品及歲入歲出外現金並に通信官署に於ける現金主任收納官吏の現金を除く出納の責任解除を同府に委託せり、鐵道局の會計は其後更に同局資本勘定、收益勘定及用品資金、所屬物品、鐵道建設及改良費所屬物品中工事材料を除く出納の責任解除を本府に委託せらる。

仍て本府は明治四十三年度中通信　鐵道兩局所管の會計に限り夫々前記條件に依る責任解除を更に各當該局長官に委託せしか同四十四年度に於ては他の所屬官廳に對しても前記條件に依る物品出納の責任解除を各廳長官に委託せり。

大正三年十一月四日道長官會議に於て寺内總督の訓示演說に據れば朝鮮特別會計設置の本旨に從ひ一般會計の補充金を遞減し本年度以降五個年間を期して全然朝鮮財政の獨立を圖ることに決し此計畫を實行し且一般開發事業の財源に充てむため本年度より地稅を增徵し市街地稅及煙草消費稅を新設せり然るに帝國政府は事局の關係上明年度一般豫算に對し非常なる緊縮を加ふる方針を執りたる爲め朝鮮特別會計に於ては鐵道、道路、港灣の事業費に對し約百三十萬圓の繰延をなすの止むなきに至り之に加ふるに朝鮮歲入は時局の影響を蒙り關稅、鐵道、郵便等の收入に於て百數十萬圓の減額を見むとす

是に於て來年度豫算に於ては出來得る限り政費を節約するの方針を執るべしと云ふ。

第六節　金融

金融は貨幣の統一　銀行券、朝鮮銀行、手形交換所、農工銀行、地方金融組合、手形組合、普通銀行（内地人銀行朝鮮人銀行）等より成る。

貨幣統一の整理は明治三十八年以來朝鮮財界革新の事業なりしか漸く完結を告けたるを以て同四十四年二月末日限り閉鎖せらる、舊韓國貨幣條例に依れる貨幣にして現在流通する各貨幣（小形青銅貨ヲ除ク）並に葉錢は漸次引揚け帝國貨幣に統一するの方針を採り爾後金庫をして之か回收に努めしめ回收金銀貨は之を大坂造幣局に送致せらる。

同四十四年十月補助貨普及基金として國庫金の内より五十萬圓を朝鮮銀行に預け入れ朝鮮銀行は之を各農工銀行及地方金融組合に配付し舊韓國補助貨の引揚と相俟て帝國補助貨の普及に努めたりしか舊韓國補助貨及葉錢に於て計百五十五萬五千七百三十圓を減し新補助貨に於て二百三十二萬四千八百九十六圓を増加し差引七十六萬九千百六十六圓の流通増加を示せり。

同年末に於ては兌換券十五萬一千六十九圓、朝鮮銀行券三千百三十八萬二千九百五十七圓の流通あり彼此相加ふるときは朝鮮各地に於ける同年末現在通貨流通高は合計二千九百六十五萬九千四百八十七

圓なり對照表は之を省畧す。

銀行券　は其發行額漸次增加し明治四十四年九月に於ては事業資金の借上に依り一時二千七百餘萬圓の發行あり、年末に於ては尙二千五百萬餘圓の發行高を示せり。

明治四十四年三月法律第四十八號を以て朝鮮銀行法を發布せられ同年八月十五日より實施ありたる結果從來の韓國銀行は朝鮮銀行と改稱し依然朝鮮に於ける中央銀行の業務を執れり、同行は正貨、地金銀又は日本銀行兌換券を準備として同額の銀行券を發行するの外、國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とし從來二千萬を限り銀行券を發行することを認められしか本法に依り該制限額を改正して三千萬圓に擴張せられたり。

朝鮮の經濟界は頓に面目を一新するに鑑み同行は同四十四年四月第二回株金の拂込をなし又十二月日本銀行より金二百萬圓を借入れ以て金融調節上遺憾なきを期せり累年對照表は之を畧す。

手形交換所　は明治四十三年七月京城に其開設を見たりしか同四十四年に於ては四月中釜山手形交換組合設置せられ仁川各銀行亦一月以降便宜會同し孰れも交換決濟の實を擧け當事者相互の利便尠からす交換高も亦漸を追て增進しつゝあり交換成績に關する對照表は之れを省畧す。

農工銀行　は明治四十一年の開行にして同四十四年には本店六箇所、支店出張所二十箇所、資本金公稱一百二十萬圓、拂込八十四萬八千五百七十五萬圓、政府補助持株三十二萬九千九百六十圓、貸下金一

百十三萬四千六百八十圓、債券發行高一百八十七萬圓、同四十四年末現在の貸出高は定期、年賦償還貸付金を通し合計百一万圓を超ゆ、同行の監督に關しては從來地方長官之に膺りしか同年十二月府令を以て農工銀行條例施行規則を改正し監督統一の必要上朝鮮總督の監督に屬せしめられたり。

地方金融組合 は地方小農民間の金融を緩和し農業の發達を企圖するの目的を以て設置せられたるものにして明治四十四年中更に三十箇所を增設し總數百六十箇處に及び平均二郡に一組合あるの割合に達せり其成績は良好を加へ地方金利の低下、農民經濟の改良等に資せり、尙組合の副業たる組合員の生產物の保管又は委託販賣及農業材料等必需品の共同購入等の用に供せらるゝ爲め總督府は同四十四年中小規模の倉庫三十五棟を建設して之を組合に貸與せらる營業概況は左の如し。

一、組合數　一百六十箇所
二、組合人員　五萬一千九百三十八
三、資本金　一百五十二萬圓
四、貸付金現在　一百十七萬八千五百九十四圓
五、積立金　十五萬九千四十四圓
六、純益金　十五萬五千八百九十一圓
七、政府倉庫貸與數　七十六庫

地方金融組合の監督に關しては從來監督内規の規定により地方長官第一次の監督機關たりしか更に四十四年十二月府令を以て地方金融組合監督規定の制定公布ありて總督の認可を受け定款の變更起債又は積立金の使用を爲すこと能はさる事となれり。

手形組合　は組合員の發行したる手形の保證を爲し其流通を確實ならしめ以て信用手形濫發の時弊を矯正せんとせるものにして其成績逐年良好を加へ從來於音と稱する不完全なる手形は今や全く其跡を絶ち漸次手形觀念の普及するに隨ひ手形發行高亦逐日增進し隨て組合業務の發展を來せり。

普通銀行として内地人側の銀行は明治四十三年度末に於ては第一銀行、第百三十銀行、第十八銀行、周防銀行の各支店及密陽銀行あり何れも京城、仁川、釜山等各開港場其他の樞要地に於ける内地人の金融機關として設置せられたるものなるが近來漸く朝鮮人及支那人に對して其取引を擴張し業務年と共に隆盛に赴けり同四十四年中慶尙北道大邱に於て資本金三十萬圓の株式組織より成る鮮南商業銀行の設立を認可せられたるも未た開業に至らす。

朝鮮人の設立に係る普通銀行は漢城、朝鮮商業（元と大韓天一銀行と稱す）及韓一銀行の三行にして各銀行共京城に本店を有し何れも二三の支店を地方に設置せり、而して漢城銀行及朝鮮商業銀行に對しては總督府に於て曩に各貸付金を交附し之か保護監督を爲し又漢城銀行に對しては同四十四年一月府令を以て漢城銀行の資本增加及業務監督に關する件を定められ其資本金三十萬圓を三百萬圓に增加せしめ韓國併合

の際貴族其他に交付せられたる恩賜公債を以て其出資に代ふることを得せしむると同時に重役の就任徒金配當及積立金使用等に關しては總督の認可を受けしめ其監督を嚴ならしめたり。

利息制限令　は明治四十四年十一月制令第十三號を以て制定公布せられ金錢貸借に關する契約上の利息は質屋營業者の貸借元金三十圓未滿に對するものを除くの外は總て之を元金百圓未滿年三割以下、元金百圓以上千圓未滿年二割五分以下、元金千圓以上年二割以下に制限し此制限を超過したるときは其超過部分を無效とし金錢の貸借に關し債權者の受くるものは何等の名義を以てするに拘はらず之を利息と看做すことゝ爲れり。（明治四十四年十一月より施行）

第七節　官業

官業　は蔘業、鹽業、平壤鑛業所、營林廠、印刷局より成る。

蔘業　は明治四十一年改善の施設にして同四十四年七月現在の耕作人員は百八十三名、蔘圃九百十六個所、此耕作間數は八十三萬七千九百六間にして大正元年度は前年及本年製造の紅蔘其他雜蔘等合計一千六百六十二斤を三井物產株式會社との繼續拂下契約に基き價額十一萬九千四百五十九圓を以て同社に拂下けられたり。

天日製鹽田　は明治四十二年度より同四十四年度迄三個年繼續事業にして其鹽田所在地は廣梁灣、朱

安其既成面積は一千三十一町三反五畝二十九歩なり、同四十四年に於ける採鹽面積五百七十七町五反八畝十六歩、生產高四百四十九萬四千七百三十斤、搬出高三百九萬七千五百七斤。

民間鹽業　朝鮮に於ける民間鹽業は專ら煎熬製鹽法を用ひ其組織並技術共に幼稚にして生產費頗る高く隨て近年輸入鹽の壓迫を受け漸次減退するの狀況にあり、今明治四十年より同四十四年迄に財源調査事業の一として、實地調査の現況は鹽田反別三千七百九町七反四畝十九歩、鹽井數六萬七百十五箇、釜數四千二百六箇、鹽生產高二億七千九百八十七萬五千十六斤、製造者數八千百十人、小作人數四千六百九十七人、從業者數二萬八千五百六十九人、製鹽輸移入高產地別を擧くれば（四十四年）內地煎熬鹽五百六十一萬一千百十八斤、臺灣天日鹽一千百十三萬一千二百斤、支那天日鹽一億二千五百九十六萬三千七百二十四斤、其他四萬二千九百二十一斤、總計一億四千二百七十四萬八千九百六十三斤とす。

大正三年一月以降十月迄の製鹽輸移入累計は關東鹽三千六百六十八萬九千斤、山東鹽九千五百七十七萬四千斤、合計一億三千二百四十六萬三千斤にして前年に於ける同日までの累計に比すれば二千五十一萬四千斤の增加なり。

平壤鑛業所　は大正元年度無煙炭生產高十一萬噸を超へ其內九萬噸は從來の契約に基き之を德山海軍煉炭製造所に供給し二千噸を煉炭に製造し六千餘噸を民間に拂下け殘部を翌年度に繰越せり、同年度

に於ける平壤鑛業所の作業收入は石炭賣却代金の外雜收入は八百六十七圓にして合計八十一萬四千五百二十九圓なり之に對する作業費支出額合計七十三萬三千八百十四圓、差引利益金八萬七百十五圓なりとす。

營林廠　は大正元年度末現在資本價額は百十三萬二千百九十九圓となるも收益勘定に於ては歲入二百四十七萬六千九百九十圓、歲出二百四十萬一千八百二十五圓を算し差引純益金七萬五千百六十五圓を得たりと。

印刷局　事業の重要なるものは官報、朝鮮銀行劵、各官廳公報類、敎科用圖書、法規類纂、民曆、手形、小切手、預金通帳類、稅關申告書類、職員錄及各種繪葉書、書類の製造等なり、作業實蹟は同四十四年印刷物三千二百七萬八千八百六枚（特種製紙三萬十五枚　帳簿類七百三十冊）資本金（運轉資本四萬圓、固定資本一百二十四萬五千百八十四圓）收入、政府支出金七萬圓、作業收入三十六萬八千九百三十九圓、作業費支出三十四萬三千五百三十八圓、職員及使用人數は內地人三百十六人、朝鮮人四百一人なり。

第八節　土　木

土木行政事務の統一　港灣脩築、河川改良、道路改修、市區改正（京城市街、平壤市街、全州市街、海州市街、釜山市街）、土地收用、營繕等より成る。

明治四十五年三月總督府官制改正に際し總督官房に土木局を置き土木行政事務卽ち鐵道、通信兩局に屬するものを除くの外總て同局の所管に統一歸屬せしめられたり。

朝鮮に於ける交通貿易の發展に伴ひ港灣を修築して海陸聯絡の便宜を增進し稅關を整備して稅關行政敏活を企圖せむか爲め舊韓國政府は曩に明治三十九年以降八箇年繼續事業として各開港場其他の海關工事に著手したりしか是等施工地十三箇所中釜山、仁川、鎭南浦を除く外は同四十三年度に至り略初期計畫の遂行を終りたるを以て總督府設置後朝鮮通交機關は歐亞聯絡の一節幹となり交通貿易の發展益々顯著なるへき事情あるに鑑み更に釜山、仁川、鎭南浦及平壤の四開港場に於ける水陸聯絡設備を擴張し大成するの計畫を立て之を明治四十四年度より大正五年度に至る六箇年繼續事業とし既定工事費殘額の一部六十八萬八千三百九十四圓を本計畫工事費に併算し其總工事費豫算額を八百二十七萬一千八百二十九圓となし釜山に於ては工事を港內整理、鐵道第二棧橋の築造、陸上設備、防波堤築造の四部に分ち第二棧橋に於ては二萬噸の滊船二隻と七千噸の滊船二隻とを同時に兩側に繫置することを得せしめ且橋上に於て直に滊車との聯絡を保つを得せしむ可く、仁川に於ては其工事を內港の設備閘船渠の築造及陸上設備の三部に分ち、閘船渠內には四千五百噸以內の船舶三隻を同時に繫留し得へからしむべく鎭南浦に於ては既定閘船渠を完成し貨物積卸、艀船繫留に便なる設備を完成し停車場地先き飛濺島東岸を埋立て其中間に幅三十間の船入場を殘留し總延長約五百五十間の荷揚場を築き埋立地

の終端に長さ四十五間の棧橋を架設し平壤に於ては鳥灘棧瀬中流に幅二十間の澪筋を堀鑿し江岸を埋築して延長三百間の荷揚場石垣を築き鐵道を延長して大同江水運と鐵道輸送とを聯絡せしめむとす、馬山、新義州、群山、木浦、元山、行巖、城津の各地に亘り港灣地形の調査深淺測量、海底地質、岩礁の調査、潮流の觀測、風浪の情況等に關し一般的調査を進められつゝありて元山の港灣は京元線の開通と相俟て改修し海陸の連絡又近きにあらんとす。

河川改修は朝鮮に於て特に其緊要なるを見る明治四十四年度以降二箇年繼續事業として赤田川改修工事に着手せり其豫算十萬七千五百圓、內初年度割額二萬五千圓ヲ計上し河身の狀況に應して堤防、樋門、橋梁等を築造し川口より約一里の上流を起點として新川を堀割り水路を元山新市街の北方約一里に迂回流注せしめんとするの計畫なり、尙次年度より臨時調査費中、土木事業調査費の目を設けて主要河川の情況を調査し將來全道に亘りて施行すへき治水工事設計の基礎を確立せらるゝの豫定なり。

道路改修は明治三十九年以來總工事費豫算二百九十八萬圓を以て逐次樞要地區間に二十五線路及三市街線此總距離二百八里六町の改修工事を施行し同四十三年度末迄に一百九十八里三十二町を竣工せしか更に亦第一期計畫として總工事費八百七十萬圓、總事務費百三十萬圓、總計一千萬圓の豫算を計上し同四十四年度以降五箇年繼續事業として道路改修工事を起すことに定められ、交通運輸の情況に鑑みて施行の緩急を計り特に緊要なるもの二十三線路を選定し此總距離五百八十七里を改修築造し併して

京城市街一部の區畫を整理するの計畫なりと云ふ。

同四十四年四月府令を以て道路規則を制定し道路を一、二、三等及等外の四種に分ち一等道路は主として京城より道廳、陸運司令部、鎮守府等所在地又は樞要なる開港等に達する道路、軍事上必要なる道路、經濟上特に重要なる道路とし、二等道路は隣接道廳所在地間又は道廳所在地と各管轄、府郡廳所在地との間道內又は隣接道內樞要地點相互間等を連結するものとし、三等道路は隣接府郡廳所在地相互間府郡廳所在地と府郡內樞要地點との間、府郡內又は隣接府郡內樞要地點相互間を連結するものとし、其他の道路にして道長官の指定に係るものを等外道路とし、一、二等道路は總督府に於て三等道路は道廳に於て等外道路は府郡廳に於て之を管理し道路の築造及維持修繕は一、二等道路に在りては總督府に於て三等道路は地方廳に於て等外道路は慣行に依り關係部落に於て之を施行することとるなし、尋て訓令を以て道路修築、標準を定め路面幅員は一等道路有效四間以上、二等道路有效三間以上三等道路有效二間以上と定めらる。

市區改正　は市街地の道路にして各地方に於て既に實施の計畫を立てたるものに對しては相當の國庫補助を與へられ之れを助成し地方の負擔に堪へさるものに對しては國費を以て市區改正を施行せらるとの方針に出て仁川に於て明治四十一年九月總工費五萬六千五百圓を以て改修し、大邱に於ては同四十二年九月三萬三千百六十五圓を補助して改修し、京城は明治四十三、四年度に於て國費を以て改正

し平壤は明治四十三、四、五年度を以て補助して市區改正し、全州市街、海州市街、釜山市街、皆前記の方針に據り市區の改正を爲せり特に釜山鑿平工事費豫算百七萬圓を計上し舊韓國政府より資金起債に對する元利金支拂の保證を受け同年五月(明治四十二年)以降三箇年間の繼續事業として之れか設計施工を政府に委託して成れり。

土地收用　は明治四十四年四月制令第三號を以て土地收用令を發布し公共の利益となるへき事業の爲め必要なる土地は之を收用又は使用することを得せしめ土地を收用又は使用することを得る事業は朝鮮總督之を認定し天災事變に際し急施を要する事業の爲め土地を使用するの必要ある場合に限り府尹又は郡守をして其事業の認定を爲すことを得せしむることゝ爲せり、土地の收用に關しては同年六月府令第八十號を以て土地收用令施行規則を制定公布せられたり。

同四十四年度に竣功せし總督府の經營に係る營繕工事中新築增築は廳舍官舍其他を合せて二百三十個所なり。

第九節　交通

交通　は鐵道運輸、鐵道建設及改良工事、軌道及輕便鐵道、關釜聯絡航路、水運、通信機關、郵便、電信、電話、發電水力の調査、電氣事業、觀象、航路標識より成る。

鐵道運輸は營業哩數七百六十七哩六分となれり。是れ京元、湖南兩線の一部開通並に從來平壤鑛業所の所管たりし平壤炭鑛線の引繼きと新義州、安東縣間の開通等に因れり、列車走行哩は二百三十萬七千六百哩運輸收入は五百六十二萬九千八百圓。

關釜聯絡航路　は鐵道院の經營にして朝鮮併合後に於ける一般經濟界の發展と滿韓鐵道聯絡の完成とに伴ひ日鮮間の交通漸次頻繁となり、明治四十四年八月より乘客賃金一等十圓、二等六圓、三等三圓に低減し同年十二月より、又一艘を增し隔日運航の晝航便は每日運航となり、四十四年度に於ける該航路の成績は運航回數百七十四回、旅客人員二萬七千二百六十人、大貨物噸數三千百三十三噸となれり。

水運に就ての航路補助は舊韓國政府より繼承したるものにして東沿岸、南沿岸及全羅沿岸の各航路に對し航路の整理、船舶の改良をなせり、補助命令に依らす自營を以て定期航海を爲し又は短距離の定期航海をなすもの東沿岸に於て一線、南沿岸に於て二線、全羅沿岸に於て四線、西沿岸に於て七線あり、更に內地を起點として朝鮮沿岸に至る航路及內地を起點とし朝鮮沿岸を經由して外國に至る航路あり受檢船舶のみの海員概數一千二百人。

通信　內地朝鮮間電報通信は逐年益々頻繁となりしにより京城下關間の直通回線を構成し殊に併合後は釜山對馬間の海底電信の買收を機として電報料金を減し明治四十四年五月より大坂、京城、釜山間に直通回線を構成し又一方元山、鬱陵島間、鬱陵島、松江間、兩回線を接續して元山、松江間直通回

線を構成し同時に其通方式を現波機裝置に變更し六月二十五日より實施し內地と咸鏡南北道發着電報の京城迂回を廢して本線經由となれり、其結果、京城、元山と東京及大阪間の發着電報は著しく經過時分を短縮せり、明治四十五年三月末日更に釜山下關間に海底電線一條を增設したるを以て內地朝鮮間電報通信の疏通は敏活となり、尙通信法式の改正回線及中繼順路の變更をなし又京城釜山間其他十七區間に回線を新設又は增設し之れと同時に郵便局所六十一箇所に於て新に電信事務を開始し諺文電報をも鐵道驛、電信取扱所以內の電信取扱局所に於ても總て諺文電報を取扱ふことゝなれり、電信里程は線路亘長一千四百七里二十一町、線條延長三千三百九十二里十七町。

電話　線路里程は線路亘長一千十二里二十八町、線條延長六千四百十二里十三町なり現在電話線路里程中警備電話線に屬するものは線路亘長八百五十二里七町、線條延長一千二百十一里十四町にして電話機七百五十二箇を有す、警備電話線は舊韓國政府に於て之を創設し警察權委任の際警務總監部に引續きたるものにして通信局は單に所管廳の囑託を受けて之を建設維持の事に當るに過ぎさりしか明治四十四年九月一日該電話線全部を擧て同局の所管に移屬せり更に該線架設地中線三十四箇所に於て公衆電信及電話通話事務を開始せり。

發電水力調査　第一次の作業として水系踏查を施行し漢江、大同江、錦江、臨津江、洛東江の五水系を踏查し其河川數三十九、水點五十七、馬力數約十二萬六千に達するの結果を齎らせり、又右の踏查

に依りて選定したる水力地點の內電氣事業經營上利便にして且經濟上最も有利に電氣を發生供給し得べしと認むるものより漸次實測作業を進むるの計畫にて測量班三班を組織して其作業に當り漢江及洛東江水系に屬する水力地點各一箇所の實測を了へたり。

雨量は河川の本位及流量に至大の關係を有し隨て之れか觀測は水力調査上重要なる事項なるを以て水力地點を有する河川の流域內に於ける左記四十箇所に雨量計を設置せられたり。

漢江水系十一箇所、大同江水系六箇所、臨津江水系七箇所、錦江水系十箇所、洛東江六箇所、計四十箇所。

雨量觀測と相俟て水力調査上闕くへからざる本位觀測に關しても亦適宜の施設あり、水力地點の取入口、放水口、其他測水地點の如き緊要と認むる左記十一箇所に量水標を設置せられたり。

漢江水系五箇所、洛東江水系三箇所、錦江水系三箇所、計十一箇所。

郵便局は總督府通信局の管轄に屬す。

郵便局百七十九箇所、郵便所三百六箇所。

觀測、觀測所一、測候所九、委托觀測場四十九。

電氣事業　瓦斯電氣會社三、電氣會社八、電燈會社二、水力電氣會社一。

航路標識　は夜標六十九基、晝標百十四基、霧警號十七箇所。

第十節　貿　易

貿易は貿易額の膨脹、國別貿易、港別貿易、金銀輸出入、移出入、船舶、關稅行政等より成る。
貿易額は輸移出一八、八五六、九五五、輸移入五四、〇八七、六八二、總計七二、九四四、六三七、輸移入超過三五、二三〇、七二七、金銀輸移出一二、八五七、〇二三、輸移入四、七三九、二四五、輸移出入銀金は輸移出金貨、金地金、銀貨、銀地金一二、八五七、〇二三、輸移入同四、七三九、二四五。
貿易船舶の入港は汽船、帆船「ジャンク」此噸數三、五九〇、〇一七噸。
國別貿易　は明治四十四年朝鮮貿易を通商國別に觀察すれは對內地貿易額は各總計に對し移出は七一分移入は六割三分合計に於て六割五分を占む之に亞ぐものは輸出に於て支那の一割六分、露領亞細亞の八分、北米合衆國の五分にして輸入に於て英吉利の一割五分、支那の一割、北米合衆國の七分、露領亞細亞の二分等を順序とす、其他の諸國に在りては輸出に於て一萬四千圓、輸入に於て三十六萬圓を超るものなし。對內地の移出は水產物約三十萬圓、肥料十萬圓、小包郵便物其他諸品に於て三十萬圓以上、米穀百三十萬圓、豆類百十萬圓及荏胡、麻子八萬二千圓、金鑛十二萬圓等なり移入の増せるは砂糖三十萬圓、紡績絲三十餘萬圓、木村十四萬五千圓、「セメント」十五萬五千圓、金巾其他綿布類二百十七萬圓、石炭八十一萬圓、陶磁器十四萬六千圓等なり、對支那貿易は輸出に於て大差なきも輸

入は前年に比し四割餘の劇增を示せり穀物及種子（主として粟）五十一萬六千圓、食鹽十四萬五千圓、麻布四十七萬八千圓、小包郵便物六十五萬五千圓等其他諸品中輸入の減じたるは僅に石炭の二十七萬二千圓あるに過ぎず、露領亞細亞に於ける籾及生牛の需要益々增進し籾二十五萬圓、生牛八萬六千圓の增出を見たるに因り英國產の入增は綿布類十八萬圓、軌條四十四萬五千圓、熟鐵三十五萬圓、其他鋼鐵、諸機械類、爆發物等何れも著しく增加せり、又獨逸產の增入は酒精、染料、水銀、諸機械類、車輛等の增入に基き米國產の增加は主として小麥粉及石油の增入に因る。

港別貿易に於ては　輸移出貿易は釜山港依然其主位に在りて全額に對して三割一分を占め之に亞くを仁川港の二割一分、鎭南浦港の一割五分、群山港の八分とす又輸移入貿易に於ては仁川港の三割一分を最高とし釜山港の二割三分、京城の一割六分、元山港の七分等順次相亞く、而して輸移出入合計に於て一割以上を占むるものは仁川港の二割八分、釜山港の二割五分、京城の一割二分とす。

關稅行政は　韓國併合の宣言に基き、明治四十四年一月一日より馬山浦の開港を閉鎖せられしも內地朝鮮間航路船舶の不便尠からざれば內地、臺灣及樺太と朝鮮間通航の船舶に限り馬山浦及行巖灣に出入するを認められたり爾來船舶の出入漸く頻繁なりしかば鎭海、行巖に稅關支所を設けられたり。

鴨綠江架橋　明治四十四年十一月一日工事の竣成に伴ひ鮮滿直通列車の運轉開始せらるゝや旅客の往來貨物の出入を便にし且新交通路の利用を遺憾なからしめんが爲め新義州稅關支署より安東縣驛に官

吏を派駐せしめ貨物の輸出入及保稅輸送の事務を取扱ひ尙ほ通過旅客の手荷物等に對しては豫め稅關吏を列車內に乘込ましめ之れか檢査を行ひ又鴨綠江橋梁の步道に由る貨客に對しては橋側に稅關吏を派出して之か取締に從事せしめられつゝあり。

第十一節　農業

農業は農產物の遞增、耕地、國、民有未墾地、水利施設、一般農事の改良及奬勵、勸業模範場（水原本場、大邱及平壤支場、龍山支場、蠶島支場）種苗場、棉花栽培、養蠶、畜產、朝鮮農會、東洋拓殖會社より成る。

農業は朝鮮產業中最重要なる地位を占め朝鮮輸移出貿易は農產物の豐凶に伴ふて消長するの狀況なり保護政治以來各般の勸業機關を設け優良種苗、蠶種、種畜、種禽、種卵、農蠶具類の配付、耕作又は飼育方法の實施指導、灌漑事業の調査監督等苟も農業の改良發達に資すへき施設實行ありたる結果米麥、大豆等は何れも品質の改良と共に其收穫高增加し又優良種に屬する棉花、果樹、桑樹及甘藷、馬鈴薯等の作付反別生產高の遞增殊に著しく尙改良奬勵中に屬する繭、畜牛等發展の前途頗る有望なるものあり。

耕地面積は二百七十二萬七千百五十九町步にして內水田九十九萬二千八百九十七町步、畑百七十三萬四千二百六十二町步なり、之を全半島の面積二千百九十六萬四千九十町步に比すれは其比率僅に一割

二步四厘に過きす、更に農戸一家當平均反別を見るに、水田四反二畝步、畑七反三畝步、合計一町一反五畝步に當れり、田畑面積の比は一と一●七五にして畑の面積に對する田の面積の割合甚た寡少なり。
耕地　二百七十二萬七千餘町步、森林原野一千六百萬町步、國有未墾地の貸付約一萬二千町步。
水利施設　は洑四十八、溜地六百二十一に達し從來八千五百五十町と稱せられし灌漑面積は確實に一萬六千四百町步なり、又水利組合は六にして水面積は約七八千町步を設計し居れり、而して明治四十二年以來大正二年度末迄に改築せれ全總數は六百六十八箇所の多きに及ひ其修築に依りて增加したる灌漑面積は實に七千七百餘町に達し之か收穫增加見込四萬三千餘石(玄米)
一般農事の改良及奬勵は作物種子の選擇、稻扱及筵織傳習、實地指導、短期農事講習會、農產品評會等を續行しては在來蠶種の試育を試みたるに其習性及品質中一として長所あることとなし、更に之を內地種に比するに同一の手數と給桑等を費して其得る所僅に約三分の一に過きす又秋蠶種供給法研究の爲め生種冷藏試驗を行へり。
畜產は種牛の種付又は緬羊の剪毛試驗等を行ひ且つ種卵の安全遞送法を講究せり。
水利調査に關しては普通水田に於ける灌漑水量溝水量等の調査を行ひ病蟲害に關しては稻熱病其他害蟲に付き經過習性を檢して之れが驅除豫防の方法を講し、分拆に關しては大豆、甜菜、土壤、肥料等の分拆を行ひ又米作框、肥料吸收、米作「ポツト」肥量施用量に付各試驗を行へり、配付種子、種苗等

の栽培成績に關しては水稻種子中成績最良好なるは早神力にして石臼、多摩錦之に亞けり畑作物の種子は陸稻「オイラン」種成績良好にして小麥「マーチンスアムバー」種は成績良好なるも成熟期稍後るゝの缺點あるを以て熟期早き「カリフオルニヤ」種を望む者多き傾向あり其他大豆は端川、赤穀の兩種、甘藷は元氣種、馬鈴薯は長崎赤「スノーフレーキ」の兩種、煙草は國分、秦野、達摩等歡迎せられ而して一般農事の改良及獎勵をなせり。

大正二年度米穀の移出せるは横濱に約十萬石、大阪約四十萬石、神戸約五萬石にして現今移出の劇增しつゝあるは第一移入税撤廢、第二朝鮮米を內地米穀取引所受渡米に代用せしこと、第三品質改良、第四比較的廉價なる等は其重なる原因なるべし。

勸業模範場　は水原本場、大邱及平壤支場、龍山支場、纛島支場にして創設以來未た五年の星霜を經過したるに過ぎざるも改良種子の無料配付を行ひ、就中早神力の如きは其栽培に適する京城以南地方の農村に於て大に之を歡迎し明治四十四年に於ては其配付量二百五十石を算し前年に比すれば十四石を增加し其栽培面積隨て激增せり、即ち明治四十四年に於ては早神力種の總作付反別四千五百三十五町步に達し一反步平均籾一石即ち總作付反別に於て籾約四萬五千石の增收を見るに至れり、水原本場施設事項は稻の開花、浸水被害其他諸般の事項に關し調査研究を行ひ又改良種子の栽培成績は早神力、多摩錦、石臼の三種最良好にして在來種多々租に比し各三割一分の增收を擧け就中多摩錦は灌水不充

分なる水田に於て尙能く如上の成績を示せり。
畑作物に對し種類の比較竝に栽培上の諸試驗を行ひ又作間移植、被覆物下の作物、冬季貯藏法等に關し試驗を行へり。
蠶業に關せる桑に付ては桑苗二萬五千二百二本、蠶種七百二十九枚、柞蠶種六千三百八十蛾を配付せられしか其成績に依れは桑の栽培は從來放任的なりしに反し今や栽植管理共に大に注意を拂ふに至り又家畜飼育には種々の改良の注意を加へたる結果斯業進步の徵候を示せり、種卵の配布數は一千百六十顆にして「バーレットプリマスロック」種最高位を占め「名古屋コーチン」黑色「ミノルカ」種之に亞く、其他種禽八十三羽、種牛四頭、種豚十頭等を配付せり。
同場は所屬耕作者に對し每秋の收穫期に立毛品評會を開きて耕作上の奬勵を與へられ又小作人をして農事改良及共同利益の目的を以て一の組合を組織せしめ或冬期農閑の際製繩又は莚織を行ふて其所得を貯へしめ以て勤儉貯蓄の思想を涵養し又稻扱器の使用を奬勵して農家婦人の適切なる作業たることを覺知せしめらるゝ等農事改良の奬勵に努められつゝあり。
大邱、平壤兩支場は共に普通農事に關し諸般の試驗を行ひ以て各其地方に適當せる作物の品種及栽培方法を講究すると同時に大邱支場に於ては農業水利に關する事項を分掌するが故に主として南鮮各地に於ける水利の關係を調査し或は水利企業者の依賴に應して企業適否の鑑定をなし或は設計指導の勞

を執れり又近時南鮮の畜牛漸次劣變するの傾向あるに顧み明治四十四年十一月平壤産在來種牛牝牡各一頭の成育適否を試驗し及雑種の生産を圖られり、平壤支場は明治四十四年に於ては主として種禽種卵の配付を行ひ其の他畜産改良に關し著々之か設備に努められつゝあり。

龍山支場は專ら蠶業に關する事項を分掌し明治四十四年度に於ては主として模範桑園及苗圃に於ける栽桑の試驗を行へり、又同年二月女子蠶業講習所を同場に附置し從來同支場所管事務の一部たりし朝鮮人女子蠶業講習の事務を引繼き其學科を修身、國語、算術、栽桑、養蠶、製絲の六科目に分ち養蠶時期の前後に於て之を授け同時に製絲の實修を課し、春夏秋蠶三期中飼育法及製種方の一般を實習せしめ、尙蠶室蠶具の洗滌、簇の製造、蠶種檢査の一班を見習はしむ、卒業者總數四十五名（明治四十五年一月調）にして卒業者の就職は多くは各地授産場、蠶業傳習所又は稚蠶共同飼育所等の教婦となり其の他は郷里に在りて養蠶業に從事せり。

纛島支場は明治四十四年に於ては蔬菜に關し各種模範栽培竝に甘藷の挿植試驗經濟試驗を行ひ尙秋季中同場の甘藷採取の時に方り附近の面長及有志を招集して其操作を觀覽せしめ且試食を爲さしむる等附近農民に對し甘藷の栽培を奬勵せり、又果樹に關しては模範栽培、苗木栽培を行へり苹果は成績一般に佳良にして明治四十年中一年生苗植付のもの一樹の最高收穫量、倭錦二百三十七箇、紅玉百七十二箇、柳玉百五十七箇、「オートレー」六十六箇、「ビスマーク」四十六箇又四十二年中一年生接木苗植付の

ものにありては、倭錦百三十箇、柳玉百箇、「アレキサンダー」九十四箇、祝八十三箇を算したり。

葡萄　は寒害により佛國伊太利等皆枯死又は果樹の七八割は全く枯死することあり、梨は內地種は成績佳良にして品質著しく秀てたるも洋梨は開花期中氣溫の下降甚しければ花蕾萎凋のため結實多からざることあり桃は一般に成績佳良なりしも六月中蚜蟲發生して被害劇甚なることあり、上海水蜜桃は獨り慘害少く滿四年樹にして五百二箇の結實を見たることあり、李類は一般に稀有の好成績を示し就中最も佳良なりしは兵庫杏とす。

從來朝鮮に於ける園藝は甚た幼稚にして果實、蔬菜共に見る可きものなく僅に栗、柿（南部朝鮮產のもの）咸興梨、白菜、芹、薑等稍優良と認めらるゝに過ぎざりしも當支場に於ける數年來の各種園試驗の成績に照し果實蔬菜も又漸次鮮人の心傳を受くる者多し。

木浦支場附屬の棉採種圃、實地栽培指導のため支場員の駐在せる所を增設して二十箇所とし尙ほ慶尙北道大邱及全羅北道全州の兩棉採種圃は位置宜しからざれは前者は慶山に後者は泰仁に移せり、棉採種圃の位置は忠淸北道永同、慶尙北道慶山、慶尙南道晋州、全羅北道泰仁の四箇所の外は全部全羅南道の各地にあり、各棉採種圃區域內に於ける明治四十四年の陸地棉作付反別は二千六百八十町步、作人數四萬三千百八十五人にして其收穫量は一反步當平均百斤餘に及ひ總收量二百七十三萬七千五十斤にして之を朝鮮に於ける陸地棉の適地全面積に對比するときは陸地棉の栽培は僅に其一段階を進めた

るに過ぎざれども之を比年の好成績に徴して將來をトするときは有終の效果を見る蓋し遠きにあらさるべし。

朝鮮の風土は蠶兒の發育、桑樹の栽培に適し蠶業經營上多くの天惠を有するを以て適切なる指導奬勵を爲すに於ては農産中主要なる地位を占め農家經濟の發達に資する所決して尠少ならざるべく、蠶業傳習所、稚蠶共同飼育所、模範桑園及桑苗圃の設置、蠶業講習會の開催若くは柞蠶飼育等奬勵のため地方費に補助金一萬三千五百圓の交附ある外新に勸業模範場に蠶業技術官一名を增置し以て蠶業に關する各種の試驗事業を行はしめ其の他桑苗を設けて其育成に從事し或は風穴の完成を圖りて一般夏秋蠶種の無量貯藏を開始し著々斯業の奬勵を施しつゝあり、全道收繭高は家蠶繭二萬二百餘石、柞蠶繭七千七百四十四萬餘顆にして家蠶繭四割以上、柞蠶繭倍額以上增加せり。

畜産は在來種中優良なる牡牛を採擇保護して種用に供し、北部産の體格優良なる種牡牛七十六頭を南部地方に移して或は之を飼養し或は是を農民に貸付し或は之を國費又は地方費にて飼養し以て民間牡牛に種付せしめ且つ種牡牛購入費を地方費に補助して其購入に便ならしめ、牡犢又は牝牛を農民に貸付して蕃殖用に充てられ、孕牛屠殺の慣行を取締りて分娩に近きたるものは漸く屠殺を延期せしめられ或は改良豚、雞種を配付して其普及を圖らしめ畜産組合を設立し共同一致以て斯業開發の途に就かしめ剝皮刀を配布し之れか使用の普及を圖り以て牛皮改良の資に供せらるゝ等斯業の進展を圖られつ

つあり朝鮮畜產の輸移出は生牛、牛皮、牛脂、牛骨を其主なるものとす生牛の仕向地は露領亞細亞、支那及內地にして露領は悉く肉用に供せられ概ね咸鏡南北道、平安南道、江原道產の牡牛を輸出し近年著しく其輸出數を增加し前途益々多望なり內地の移出は主として農耕用に使役せらるゝものにして牝牛多數を占む。

朝鮮農會は朝鮮に於ける農林業の改良發達を目的として設立せるものにして總督府の補助を受く、明治四十四年末の會員數は內鮮人合計三千餘名にして支會數十五を有す其事業は每月一回日鮮兩文の會報を發行し優良種苗の供給、仲介、畜產の改良、種雞、種卵の無償配付、質問應答を行ふ等を主なるものとす同會の調製に係る朝鮮土性圖は既に出版完成したるを以て實費頒布を爲し又三極栽植試驗事業を勸業模範場は無償引繼を爲せり、各支部に於ては農事講習、講話、傳習會品評會の開催、種苗の育成配布、柞蠶の飼育試驗、模範果樹園、模範柞蠶林、蠶業傳習所の設置等の事業を繼續經營せり。

東洋拓殖株式會社　に對しては政府引受株式六萬株に對する拂込に充當するため從來の土地を出資し及爾後拂込の出資豫定地として土地を賃貸したりしか明治四十四年度に於ては更に第二回拂込金七十五萬圓に充當する爲め賃貸地中より田一千八百七十七町步四反八畝二十二步、畑五百十町四反六畝步を分割し出資地として引渡せり其結果年度末現在に於ける政府出資地面積は小異動を加除し、田三千七百五町五反步餘、畑一千百十五町五反步餘、計四千八百二十一町一反步餘となり、政府賃貸地面積

は田三千三百四十九町八反歩餘、畑一千六百五十四町五反歩餘、計五千四町三反歩餘となれり。

土地の經營に關しては同社は前記政府出資地及賃貸地の外主として移民を收容するに便宜多く且農業開發に適當なる箇所を選定して土地の買收を行ひ本年度中田畑其他雜種地計一萬四千四百七十五町歩を價格二百六十二萬餘圓を以て買收し年度末現在買收地面積地田一萬五千五十八町歩、畑五千三百八十七町歩、其他合計二萬二千九百八町歩となり之に前記政府出資及賃貸地を合するときは其經營地總面積は三萬二千七百三十三町歩に上り前年度に比し一萬四千二百十三町歩を增加せり。

殖產事業としては種籾の貸付、牝牛貸付、其生產犢を預託せり、果樹の栽培、果樹苗木の養成、殖林には貸付、國有未墾地に諸木の植栽、苗圃の直播、竹林の改良を爲せり。

貸付高は二百六十七口百十三萬七千圓にして其用途別は農業資金四十六萬八千圓、公共團體貸付金四十萬二千圓其他雜資金なり。

移民は現今四百三十一戸の定數となり其分布地は京畿、忠淸南、全羅南北、慶尙南北、黃海の七道に亘り移民貸付地面積田六百五十一町歩、畑百十町歩、計七百六十一町歩、貸付移住費百八十五口、二萬一千八百五十圓なり。

第十二節　商　工　業

商工業　は會社令施行後の狀況、市場博覽會賛同、工業補助、苧麻、布改良事業、度量衡、商工業調査等より成る。

會社令施行以來明治四十五年三月末日まで許可せられたるもの四十七件又外國に於て設立したる會社にして朝鮮に本店設置の許可せられたるもの一件、內地若くは外國に於て設立したる會社にして朝鮮に支店設置の許可を受けたるもの十九件。

市場　朝鮮に於ける市場は實に重要なる物貨交換の機關たるを以て總督政治又其商業幼稚の慣例を保護し新設、變更は地方經濟に影響する所尠からさるを以て總て道長官の職務權內に屬せられたり、市場の數は明治四十四年末に於て一千八十四、一箇年の物貨集散高五千六百十八萬二千餘圓の巨額に達したり。

同四十四年度に於ける市場に關する處分は新設許可五十三件、合併許可三件、位地の變更許可九件、開市日の變更許可九件なり。

博覽會賛同に關しては新領土の狀態を內地人に周知せしむるは朝鮮開發上必要の事項なるにより福岡名古屋及前橋に開催せられたる府縣聯合共進會京都博覽協會に賛同し朝鮮の物產其他各種の參考資料を出品せられ尙朝鮮案內五萬部を觀覽者に配布せり出品の種別は朝鮮地理模型一點、各種天產物百三十七點、工藝品四百八十點、度支部專賣局、勸業模範場、工業傳習所等の出品二百二十四點其他寫眞統計

圖表等合計一千四十八點なり又大正三年東京に於ける大正博覽會には朝鮮館に數種の出品ありたり。

工業補助　は朝鮮に於ては從來織物業、製紙業、金工、木工等の手工業各所に存在すと雖器具、操業共に粗笨幼稚にして製品粗惡、産額又多からす日常必要の生活資料の如きも大部分は之を輸入に俟たざるべからざるの狀態なるを以て既に素地ある工業は勿論其他前途有望なる事業に對しては之か改良發達を促進するの必要あるものに對して明治四十四年度に於て七千三百圓、織機五十五臺を補給せられたり。

苧麻、布改良事業　忠淸南道は古來優秀なる苧麻を産出し又慶尙北道及咸鏡北道は麻布の特産地として其名頗る高く産額又尠からすと雖も取引上種々の居間惡習慣ありて製品の粗製を誘致し尺幅區々にして一定せす價格の評價又亂雜にして標準の據る可きものなく漸時支那産に壓倒せられつゝあれば先つ忠淸南道産苧麻の改良を企畫せられ尺幅の統一、製織法の改良を試み而して成績頗著なるに於ては更に慶北及咸北産の改良を圖るの計策なり。

度量衡　の改正は明治四十三年末先つ商取引比較的頻繁なる南鮮六道全部の外三十府郡に施行せられ同四十四年度四月及七月の兩回に更に施行地域を京畿道、黃海道、平安南北道に於ける未施行地全部七十七府郡に及ひし結果施行地域は江原道及咸鏡南北道に於て十二府郡其他の各道全部即ち二百七十九府郡合計二百九十一府郡に延亘するに至れり而して未施行地域即ち前記三道內四十府郡に對しては

次年度の初頭に施行し以て朝鮮全道に對する改正度量衡法の施行を完了せらるゝの豫定にして目下其準備中に屬す。

朝鮮に於ける商工業の現狀及沿革舊慣等を調査し一は以て當業者の參考に資し一は以て各廳執務の資料に供せんとて明治四十三年四月より着手せられ慶尙南北道、全羅南道、京畿道、江原道、平安南北道及咸鏡南北道の九道に於ける主要商工業地の調査を了へ既に報告書を刊行せられたり、爾餘の調査は逐次終了に至るべし。

第十三節　林　業

林業は　森林法規の改正、　森林調査、　森林植物の調査、保安林、　森林の保護、　植林、　木材輸移出入より成る。

朝鮮の森林山野は其總面積約一千六百萬町步を算し全土の七割三分を占むるに拘はらす古來林政不備にして禁令治からす到る處濫伐暴採を肆にし其大部分は爲に殆んと荒廢に歸し延て各種產業の發達を礙け國土の保全を害し直接間接に影響する所洵に至大なるにより明治四十年以來模範林及苗圃を設置して殖林の奬勵を圖り森林法を發布して國有林野の取締を嚴にし以て之等の弊害を除去せられしが爾來時世の變遷に伴ひ同四十四年六月制令第十號を以て森林令を制定し併して同施行規則を公布せられ

九月一日より實施せらる、而て前森林法は之を廢止せり、今森林令の規定中主要なる點を擧げ以て參考に資せんとす。

一、國有トシテ存置スルノ必要ナキ部分ハ漸次民有ニ移シテ林野ノ整理ヲ遂ケ同時ニ造林事業ヲ奬勵スルノ趣旨ニ依リ造林ノ目的ヲ有スル者ニ國有林野ヲ貸付シ事業成功ノ後之ヲ讓與スルノ制ヲ設ケラレタルコト

二、從來地方人民ノ慣行ハ出來得ル限リ之ヲ尊重スルノ旨趣ヲ以テ國有林野入會ノ權理ヲ認メタルコト

三、地元住民ヲシテ國有林野ノ保護ヲ爲サシメ其報酬トシテ自家用ノ薪炭材料其他產物ノ一部ヲ讓與スルノ道ヲ開キタルコト

四、國土ノ保全其他公益上必要ナル土地ニ對シテハ保安林ノ編入又ハ開墾ノ禁止制限ヲ行ヒ以テ被害ヲ豫防スルコト

要するに殖林事業は獨り政府の經營を以て足れりとせず進て一般人民をして森林愛護の念を養はしめ植樹の益を覺らしむるを以て造林の目的を有效に達せしめんとす。

境界調査　從前官有林野の調査、陵園墓森林の調査により境界は明治四十四年度先つ京城內の大部分及城外に屬する國有林野の幾部、此概測面積合計一千五百四十九町步、境界線延長九萬三十二間、從

來官有林野の調査、忠清南道、平安北道、全羅南道及京城府を除く他の各道の主なる都邑の附近に於ける四山、禁山、墳、廟陵及胎封山、其他合計百四十一箇所にして此面積六千四百四町步、此見積價格十二萬七千七百五十三圓なり、同四十四年內に於て其大部分にて陵四十二箇所、園及墳十二箇所、墓三十箇所、胎封山二十四箇所にして未濟の分は僅に陵八箇所に過きす。

森林植物　の調査は今日までの調査に據れば其樹種概畧三百餘種の多きに達し內樹高二丈以上に達すへきものは針葉樹十屬十七種、濶葉樹七十屬百五十種、竹類一屬三種なりとす、是等森林植物の分布は大部分は日本內地系及滿洲系に屬し朝鮮固有種は少數なるも調査の進行に伴ひ新に名命せらるゝもの亦尠からす、朝鮮森林帶は之を暖帶、溫帶、寒帶の三帶に區別するを適當とす、暖帶にては常綠濶葉樹林、落葉濶樹林、アカマツ林の三相、溫帶にては陰性落葉濶葉樹林、陽性落葉濶葉樹林、アカマツ林の三相、寒帶にては針葉樹林、落葉濶樹林の二相を有し概ね人工に起因して林相を惡變したるものに屬す、朝鮮各地に於ける無立木禿山は何れもアカマツ林の最後を示すものにして卽ち林相の滅亡を意味するものと謂ふべし。

朝鮮産森林植物　の內林業上主要なる樹種は約四十種にして內地産及外國産の有要樹種中朝鮮の植林に見込あるもの十數種に及ふか故に造林適樹の選定は比較的容易なり安全且有利にして比較的短期間に收益を擧け得べきものは白楊類、ニセアカシヤ、ハンノキ類、クヌギ及ナラ類、アカマツ、クロマツ

等の薪材、用材林及兩者兼用林竝クリの收實及薪材、用材兼用林なりとす。

保安林　は明治四十四年十二月更に全羅北道鎭安郡上道面、慶尙北道慶州郡川北面、同善山郡後谷山平安南道平壤府林原坊、江原道襄陽郡位山面及砂硯面、咸鏡北道茂山郡邑面南山の六箇處に於て森林面積通計三百八十八町步餘を保安林に編入せられ明治四十一年保安林に編入したる京城五部內森林各陵園墓の內垓字の森林及京畿道水原郡外三箇所の森林は元來保安林となれり。

森林の保護は明治四十四年更に四管區に分轄し各管區に內地人山直一人、朝鮮人山直四人つゝを配置し京畿道を主とし咸鏡南道、江原道及全羅北道に散在する陵園墓に附屬する森林凡七千四百步に對しては李王職員に保護を囑託し同時に專務保護員を配置せり同四十四年末に於て李王職員に囑託する者百十五人內山林守護五十三人、山監四人、山直五十八人及專務山直五十九人とす、京城及陵園墓以外の國有林野に對しては警務機關をして保護の任に當らしめられ尙一般國有森林山野の保護規則制定ありて道長官をして保護の責任者たらしむ。

殖林樹苗圃は明治四十四年に於ては樹苗圃總數國費經營十四箇所、地方費經營七十六箇所、恩賜金經營四十四箇所、合計百三十四箇所、此總面積百七十七町步となれり。

養成苗木の樹種はクヌギ、ニセアカシヤ、アカマツ、ヒラミツド、ヤマナラシ、ドロノキ、クリ等を主要とす、民間の苗木培養者も增加し三百六十人、生產樹苗の株數一千百七十二萬本就中東洋拓殖會社

の植樹用苗木養生の爲め經營せる京城苗圃は面積十三町步餘、苗木四百三十四萬餘本あり。

模範造林　は明治四十四年迄の累計は植栽面積約一千九百十六町步、植栽苗木約四百二十三萬餘本に上れり植栽樹種はアカマツ、クロマツ、クヌギ、ニセアカシヤ、ヤマハンノキ、白楊類にして其內最も朝鮮の風土に適し造林比較的容易にして生長迅速なる經濟的樹種は平地に在りては、白楊類とし、山地に在りてはニセアカシヤ、ヤマハンノキ、クリ、アカマツ、クヌギ等ナリ、種苗配付は明治四十四年に於て無償下付せるは苗木四百八十二萬本、種子二百四十九石、右の內苗木は全部官營樹苗圃に於て生產するものにして種子は全部購入配付せるものとす之を同四十二年分と合算すれば總數苗木六百四十萬本、種子六百五石とす、記念樹は愛林思想を涵養し殖林事業の奬勵に資せんか爲め每年神武天皇祭日を期し朝鮮全土に亘り記念植樹を行ふの恒例を開かれ、明治四十四年四月三日其第一回を擧行せらる、其植樹本數は四百六十五萬本に達し成育狀況亦良好にして七割以上の生著を見るに至れり、植樹はアカマツ、クロマツ、クヌギ、白楊類、ニセアカシヤ、クリ等にして苗木は主として國費苗圃より無償下附し又は地方費を以て購入配付したるものとす、民間殖林事業は釜山居留民團に於て水源涵養及基本財產增殖の爲め明治三十七年以降實行しつゝあり、植付面積四百十四町步、苗四百三十一萬餘本、東洋拓殖會社に於ては同四十四年黃海道に於て國有林野約四百町步の貸付を受け面積百十餘町步に對してクヌギ三十四萬本の植栽及面積四十四町步に對してクヌギ十五石餘の播種を了し今後尙大面

積の借地造林を行ふの計畫を立ちつゝあり。

木材の輸移出入　は朝鮮に於ける森林山野中、鴨綠、豆滿兩江流域並大同江及漢江の上流地方に於ては今猶立木尠からず殊に鴨綠、豆滿兩江流域の森林に付ては營林廠に於て之を經營し其產出材の一部は支那に一部は朝鮮內の需要に充てられつゝありと雖も是等森林以外より產出する木材は一般に材質劣惡にして各種の需要に應じ難く加ふるに朝鮮逐年の發展に伴ひ其需要頓に增加したる爲め日本內地及外國產木材の供給を仰ぐもの益々多く、明治四十四年中朝鮮より支那及內地へ輸移出したる木材の總價額は十六萬餘圓に過ぎざるも內地、支那、米國等より輸移入したる價額は百九十四萬餘圓にして百七十八萬餘圓の輸移入超過を來たせり。

第十四節　鑛　業

鑛業　は鑛業の發展、鑛產物、鑛床調査、鑛業出願及許可より成る。

朝鮮の鑛業は頗る有望にして內地の有力なる企業家は相競ふて技師を送り鑛床探檢に從事し既に鑛區の選定を了して出願したる箇所は明治四十四年に於て、平安北道龜城郡に於ける金銀鑛二十四鑛區此面積四百七萬六千餘坪、同道昌城、泰川兩郡に於ける金銀鑛區十三此面積一千二百四萬一千餘坪及平安南道价川郡に於ける鑛區約五百萬坪、黃海道黃川郡に於ける鐵鑛一鑛區九十六萬餘坪等あり其他江原

道洪川郡に於ける既許可金銀鑛區百七十餘萬坪の採堀事業著手、黃海道黃川郡に於ける鐵鑛四鑛區百八十餘萬坪の買收、平安南道价川郡に於ける鐵鑛區十一鑛區三百七十四萬坪の操業資金提供等の如き何れも內地有數の資本家か大規模の經營を遂行せむとするに出てさるはなく鑛業發展上喜ぶべき現象なりとす。

鑛產物　は明治四十四年までに於て金、銀、砂金、金銅、銀銅、銅、鐵、石炭、黑鉛にして總移出の總額一千二百二十八萬圓に達せり。

鑛床調査　は明治四十四年四月勅令第八十二號に依り臨時職員設置の官制を定められ技師、技手各一人を以て一組とし合計三組の調查班を設けて之を各地に分派し同年に於ては最も重要なる鑛產地として目せらるゝ黃海道及平安南道の內京義鐵道線以西の區域、平安北道の內昌城、雲山、熙川各郡以西の區域、咸鏡南道の內定平郡以南の區域を調查し其結果は之を逐次印刷に付し以て一般企業家に對する探鑛及鑛業開發の指針たらんことを期せられり。

鑛業出願及許可は明治四十四年末現在の鑛業竝砂鑛業許可總數計八百一件にして前年末に比し五十七件を增加せり其國籍の大體を別くれば內地人、朝鮮人、內鮮人共同、英人、米人、日米人共同、鮮米人共同、獨人、佛人、伊太利人とす。

第十五節　水產業

水產漁業令の制定 漁業許可、水產業の保護獎勵、內地漁民の移住、朝鮮海水產組合より成る。

明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布せられ之れと同時に府令第六十七號及六十八號を以て漁業令施行規則及漁業取締規則の發布ありて一面漁業の秩序を一層確實にし而して朝鮮漁民の生業を安固にし且內地漁民の土著移住を獎勵して遺利の開發に努めしめ以て斯業の發展を圖り漁村の維持を鞏固ならしむると同時に他面漁利を永遠に維持するため魚族の濫獲を妨ぎ其蕃殖を圖るの趣旨を明確ならしめ尋て同四十五年二月制令第一號を以て漁業稅令を制定せられ同時に府令第十三號及第十四號を以て水產組合規則及漁業組合規則を公布あり茲に漁業令附屬諸法令の完成を見たるに依り更に府令を以て前記各法令の施行期日を定め同四十五年四月一日より施行せらるゝことゝなれり。

漁業許可は明治四十四年に於ける漁業又は屆出件數は免許漁業一千百九十四件、許可漁業二百四十三件、屆出漁業八千七百七十二件、合計一萬二百九件（大正二年度屆出件數 二萬六千九百八十六 同 年 許 可 數 二萬六千八百九十一）

水產業の保護獎勵は各道に於て施設し並に總督府に於て補助を與へ以て斯業の發達を圖らる、地方水產改良獎勵事業の種類は水產講習講話鯉鰻等の養殖製造の傳習、漁船改造、使用の傳習、漁船、漁具の配付及補助、造船器具の配布、實習用漁船新造、海苔養殖の調査、海苔製造の傳習及製造器具の配布、鹽鯖製造試驗、鱈製造試驗、乾貝製造試驗等にして概ね良好の成績なり。

對馬海峽水路より北方鬱陵島、南方濟州島に至る海面に於ては「トロール」漁業船出沒し其禁止區域を

侵害せしを以て海上警備機關により警戒取締に努め又鴨綠江口及清川江口附近沿岸及沖合に於ては從來多年支那密漁船の出沒するあり鱶族密漁を事とし朝鮮漁業權者の利權を侵害せるを以て同四十三年以來特に其警戒取締を勵行せらる。

朝鮮人の漁業狀況は同四十四年に於ては出漁船數一萬八百隻、漁獲概算高四百三十二萬圓にして一船平均漁獲高三百九十九圓なり茲に任意すへきは朝鮮人の出漁船數は內地人の二倍以上に達するに拘はらす其總漁獲高內地人に比し約一割を減し隨て一船の平均の漁獲高は內地人の二分の一に過ぎざるの狀況に在り。

同四十四年に於ける內鮮人漁獲高の合計は概算九百三萬五千圓にして之れに捕鯨價格四十一萬八千三百圓（全部內地人の漁獲）を加ふるときは朝鮮沿海に於ける大正年度に入て以來の漁利は價格合計九百四十五萬圓に達せり。

內地漁民の移住は個別移住を爲せしは其沿革頗る古きも集團移住を爲すに至りしは多く明治三十七八年戰役後の事に屬す、同四十四年末に於ては移住內地漁者の集團せる漁村概算數六十二、其戶數二千四百餘にして人口九千二百餘なり。

朝鮮海水產組合　は支部九箇所、出張所十二箇所を有し之に巡邏船九隻を配置し引續き內地人及朝鮮人漁民の願屆其他通漁移住等の手續に對し利便を與へ時に漁民と資本家との關係を融和し之か漁業上

の通信機關となり又其遭難を救助し病災を救療し或は風儀の取締及漁業者間の紛議を調停和解する等組合員及朝鮮漁業者に對する保護取締に努め其成績佳良なるにより大正二年度に於ても引續き年額四萬圓の補助金を下付せらる又同組合は內地漁民移住奬勵の爲め數年前より漁業根據地に適當せる地所の買收に努め移住者の希望に依り之を貸付け又は廉價に賣渡しつゝありしか各道沿岸に於ける其買收地面積は同四十四年末迄に一萬二千百四十坪外百七十七斗落に達せり。

此朝鮮海水產組合は外國領海水產組合法に基き設置したるものにして組織上組合員を內地人に限りたりと雖も從來政府の補助命令により朝鮮人漁業者に對しても組合員同樣漁業上の保護便宜を與へ來りしが漁業法規の改正並に水產組合及び漁業組合規則の發布に伴ひ今後其組織を改めて朝鮮人漁業者をも組合員に加へしめ其支部、出張所を增設して沿海各道に普及せしめ以て益內鮮人漁業者に對する保護取締の周到と各地水產業の改良發達と移住漁業の奬勵とを圖られんとす。

第十六節　衛生

衛生は衛生行政、藥品及藥品營業取締、傳染病、種痘、警察醫、醫療機關、朝鮮總督府醫院、慈惠醫院、市街除穢施設、水道より成る。

朝鮮に於ける衛生行政は明治四十四年十月勅令第二百七十二號を以て同三十三年法律第十五號飲食物

其他の物品取締に關する件を朝鮮に施行することゝなり同年十一月府令第百三十三號、衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、同第百三十四號、清涼飲料水及氷雪營業取締規則を制定せられ同第百四十五號を以て清酒の製造又は貯藏に關し「サリチール」酸を使用する場合に於ける規定を定められ尋て藥品及藥品營業取締法規の制定に着手せられ同四十五年三月制令第二十二號を以て藥品及藥品營業取締令を府令第五十五號を以て同令施行規則を公布し以て各其取締を嚴重ならしむる外警務總監部若は各道警務部令を以て發布せられたる衛生規則亦尠からず、衛生行政事務統一の必要上同四十四年八月訓令を以て事務分掌規定を改正せられ衛生行政は朝鮮總督府醫院、道慈惠醫院に關するものを除く外擧て之を警務總監部に移屬せしめられたり。

藥品及藥品營業取締に關しては從來何等據るへきの根本的法規なく加之斯業の程度尙幼稚にして阿片煙吸用及「モルヒネ」注射に關する事項の外未た內地の如く之れか取締を嚴密にするに至らざりしか併合後藥品及藥品營業取締令及同令施行規則公布せられ尋て府令第六十六號を以て毒藥、劇藥品目を制定公布せられ共に同四十五年七月一日より施行せられたり、同四十四年に於ける賣藥製造の許可せられたるもの二百十四件なるも內地より移入するもの亦甚た多し。

朝鮮に於ては既に久しく阿片煙吸用「モルヒネ」注射の弊習を支那より輸入し領土近接より平安北道咸鏡北道等の地方には其流毒最甚しく殊に居留支那人の自國より阿片煙膏を密輸入し使用販賣したる爲

め其弊害漸次各地に瀰蔓するに至れり仍て保護政治肇始後警察機關に於て其取締を嚴重にせられたり。

傳染病中發生最も多數なるは痘瘡にして赤痢、腸窒扶私之に亞けり虎列刺、「ペスト」の如き著々防疫施設の結果大に減少し特に「ペスト」は毫も侵入の跡なく船舶檢疫も鴨綠江に檢疫船を設け主として新義州、龍巖浦、多獅嶋其他必要なる箇所に於て之を實行し鼠族の檢菌に努めて「ペスト」を防止せられつゝあり種痘は益々種痘認可員の選擇と痘苗の精製とに努め殊に痘瘡患者發生の場合には其都度憲兵警察官吏をして各患者に就き種痘の濟否を調査し且痘瘡に罹れる者は概ね未種痘者若は接種後長年月を經過したる者なることを現實に摘示せしめ以て種痘の効驗の周知を期し春秋二期の定期種痘の外臨時頻發すれば之を施行せらる同四十四年に於ける痘苗製造高は七十三萬五千八百餘貝にして內警察官署、總督府醫院、各道慈惠醫院及在間嶋帝國總領事館に無償配布したるものは七十二萬一千二百餘貝にして各地方に賣下けたるものは一萬四千三百餘貝なり。

警察醫は警察醫務の傍醫術を開業することを認許し特に朝鮮人をして最低廉なる藥費を以て新醫術の惠澤に浴せしむることを期し爾後警察官署の增設に伴ひ漸次其定員を增加したりしが大正二年度內有給警察醫の定員を百八十二名とし他は駐箚憲兵隊、衞戍病院及慈惠醫院等の所屬醫に無給を以て警察醫務を囑託せり同年度中配置したる有給者は京城の十二名を合して總計百三十名乃至百四十名にして

無給囑託醫約五十名なり。

一般醫療機關は京城に總督府醫院、各道に慈惠醫院あるの外樞要地の警察署竝に警察事務を取扱ふ憲兵分隊等に警察醫務囑託を置き公務の傍一般の診療に從事せしめ又各地に於て資格ある醫師の開業を奬勵し醫師の分布稀薄なる地方に於ては相當の素養ある者に限地開業を許可する等百方其普及に努めたる結果官立病院十四、公立病院六、私立病院百六十（内地人九十八、朝鮮人二十八、外國人十四）醫業者千三百六十八人、藥劑者一百十二人、産婆二百三十二人、看護婦三百三十七人。

朝鮮總督府醫院　は京城の東北なる高燥閑雅の地域を占め大正二年度更に其地積を五萬四千餘坪に擴張し分娩室、細菌室、醫科學室、「エッキス」光線室、電氣治療室、看護婦寄宿舍等の增築落成し又同院後方樹木鬱蒼たる幽邃の地域に分病室を設け恢復期患者、産前、産後の婦人及精神過勞患者等の靜養所に充つる等二千八百九十二坪の總建坪と患者二百九十人の收容力を有するに至れり。

慈惠醫院　は各道に一院を置き其總數前年と異動なきも大正二年度に於ける各院一日の患者數は平均二百九十四人、施療患者延人員は實に一百八萬を算するに至れり、同四十四年二月特に詔勅を發せられ帝國各地に於ける施藥救療の資として内帑金一百五十萬圓を下賜し給ひ之れに基き濟生會の組織を見るに至れり、朝鮮も亦其餘惠に霑ふことゝ爲りたれば將來漸次慈惠醫院を擴張增設せらるゝと共に各道の要所に分院又は出張所を設け汎く窮民の疾苦を救ひ慈仁の聖旨に奉答せんことを期せらる。

市街除穢施設　は政府補助の下に漢城衛生會に於て之を經營し逐年良好の結果を收め其清潔狀態多く內地の都市に讓らざりしが京城以外の市街地に於ても或は衛生組合の事業とし或は個人の經營に依り除穢施設の整備に努むるもの漸次多きを加へ其他の箇所に於ても警察官署又は憲兵隊に於て常に清潔方法の施行を勵行すると共に排泄物の利用竝塵芥の處分方法を講せしめ百方清潔保持の指導に努められしを以て清潔方法は漸次改善の域に進みつゝあり。

漢城衛生會の事業は區域內戶數人口の增加に伴ひ施設の擴張を要すると共に除穢費の增加を來たせるも內地人及朝鮮人に對する人頭割、間數割等賦課金の徵收成績比年良好なるか爲め益々衛生狀態改善の好果を收めつゝあり同會は大正二年度より新規事業として道路の植樹及撒水事業を開始し又京城に傳染病院設置の工事を起し同四十四年七月其竣成を告け之を順化院と命名し八月を以て事務を開始せり同院は患者約百名を收容するに足り設備構造殆んと遺憾なきものにして從來の不完全なる內地人、朝鮮人の兩隔離舍を統一し內鮮人を通し均しく完全なる設備の下に治療を受くることを得せしむるに至れり。

朝鮮に於ては飮用に適する井水甚た乏しく且海港船舶給水の設備を闕くに依り明治三十九年以來官營を以て仁川、平壤に水道を敷設し又釜山及木浦兩居留民團に補助を與へて水道を敷設せしめられしが同四十三年中給水を開始するに至れり、又同四十四年四月一日を以て外國人の起業に係る京城水道を

買收して官營となし其所管を京畿道廳に移したり、今是等既成上水道の經營狀況は一箇年收支利益京城五萬四千零七十四圓、釜山二萬八千六百二十八圓にして平壤は京城に亞ぎ、木浦、仁川は皆釜山の次位にあり、鎭南浦は半島西部に於ける唯一の良港なるも市街地は水質不良にして湧水量又住民の需要を充たすに足らず到底船舶給水の餘力なきを以て水道敷設の緊要なるを認められ明治四十四年度以降四箇年繼續事業として總工費豫算四十二萬圓を以て其工事に着手せり、本計畫の內容は設計方式を貯水式とし給水人口を二萬二千人、一日總給水量を六萬六千立方尺平均と豫定して設計したるものにして同四十四年度に於ては諸般の準備的施設を遂行して水源地、濾過地の二工事に著手せり大正二年度工事費豫算年割額八萬圓、之に對する支出決定額は六萬九千三百二十五圓にして次年度より逐次配水地の施設水管の敷設其他の工事を施行するの計畫なりしか大正三年十一月十五日鎭南浦水道の通水式擧行せられ而して元山港上水道も既設通水せり。

上水道水源の保護に關しては明治四十三年以降水道上水保護規則を施行して引續き之れか保護を勵行せられつゝあり。

第十七節　敎育

明治天皇は明治四十四年十月二十四日を以て日本本土の敎育勅語を朝鮮に下賜し給へり。

教育勅語　朕曩に教育に關し宣諭するところ今茲に朝鮮總督に下付す。

教育　は教育制度の制理、教育勅語の下賜、普通學校、高等程度諸學校、實業學校、朝鮮總督府農林學校、同工業傳習所、醫學講習所、經學院、私立學校、鄉校及書堂、教科用圖書、留學生、內地人教育教育費、國語の普及より成る。

教育制度の整理として朝鮮人教育に關する學制は韓國併合以來愼重なる調査研究を重ねられたる後明治四十四年八月勅令第二百二十九號朝鮮教育令を制定公布せられて其大本を確立し朝鮮教育は教育に關する勅語の趣旨に基き忠良なる國民を育成することを本義とし其施設をして朝鮮の時勢民度に適合せしむることを期し之を大別して普通教育及專門教育と爲し普通教育は普通學校、高等普通學校及女子高等普通學校に於て之を行ひ生活に須要なる普通の知識技能を授け特に力を國民たる性格の養成と國語の普及とに致し女子に對しては貞淑溫良の德を涵養するを以て其本旨とし、實業教育は實業學校に於て之を行ひ土地の實況に適切なる農業、工業、商業等に關する知識技能を授け兼て勤勞の慣習を馴致せしむるを其目的とし專門教育は專門學校に於て之を行ひ高等の學術技藝を授け之に堪能なる者を育成するを以て其要義とし先つ普通教育の完備を期し重きを實業教育に置き之に加ふるに高等普通教育を以てし進て專門教育を授くるを主眼とせり、然れとも朝鮮に於ては其時勢民度未た專門教育の施設に適するに至らさるを以て專門學校に在りては從來の法學校を專修學校に改め主として法制經濟

に關する知識を授け公私の實務に堪能なる者を養成せしむるの外他の專門學校を設けず將來時世民土の進展を俟て徐に之が施設を擴張するの方針を採られ而して普通學校敎員の養成に關しては敎育上及經濟上の利便を慮り特に獨立の機關を設けず官立高等普通學校及官立女子高等普通學校に師範科又は敎員速成科を置きて其事務に膺らしむ尋て大正元年十月府令を以て普通學校、高等普通學校、實業學校、私立學校の諸規則其他關係諸法規を制定公布し各學校の設置及廢止竝に私立學校の設立は總督の認可を受けしめ是等諸規則の規定により設立するに非されば普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校と稱することを得ざらしめ敎科用圖書は府の編纂に係るもの若くは總督の檢定又は認可を經たるものに非されば之れを使用するを得ず且つ敎科目、敎則、課程、入退學、修業及卒業に關する規定を定め學校の系統及程度を簡約にせらる。

居住內地人の敎育に關しては大體に於て從來の如く內地の制度を踏襲するも尙其機關をして朝鮮に於ける事情を酌み其進展に適應せしめられ且內容の充實と維持の確立とを期する爲め明治四十五年三月勅令第三十九號乃至四十一號を以て朝鮮公立學校、朝鮮公立高等女學校、朝鮮公立實業專修學校の各官制を制定公布して職員優遇の途を開き、同時に府令第四十四號乃至四十六號を以て前記各學校及朝鮮公立簡易實業專修學校則を制定公布し是等各學校は居留民團又は學校組合に於て設置したるものと見做し同四十五年四月一日より之を實施せらる。

教育機關の指導監督に關しては同四十四年五月新に視學制度を設定し同月勅令第百三十六號を以て本府に視學官專任一名及視學若干を置き官公立學校の指導と共に特に私立學校の指導監督の任に當らしめ尙各道にも視學事務擔任者を置き中央地方と相俟て官公私立學校指導監督の實を擧くるの方針を採れり。

教育勅語の下賜　天皇陛下は明治四十四年十月二十四日を以て特に朝鮮總督に對し教育に關する勅語を下付し給へり是れ帝國教育の本義を均しく朝鮮に施き朝鮮教育の大本を明にし一視同仁民衆を子愛し給ふの聖旨に外ならす。

右の勅語を拜戴するや朝鮮總督は謹て其謄本を作りて之を管內諸學校に頒ち又明治四十五年一月訓令及內訓を發し各道及各官立學校に對し聖旨の存する處を傳へ且其取扱方に關する心得を諭されたり。

各學校の細目は之を畧し單た官公私立學校數を擧くること左の如し。

一　公立普通學校　百三十四校
一　私立學校　三百三十三校
一　官立學校　四　校

(註)官立學校の四校は高等程度の教育普及を圖る機關にして各名稱は左の如し。

京城專修學校　京城高等普通學校　京城女子高等普通學校　平壤高等普通學校

一　簡易實業學校　三　校
一　簡易農業學校　十二校
一　簡易商業學校　二　校
一　農林學校　一　校
一　工業傳習所　一箇所
一　醫學講習所　一箇所
一　經學院　一　校
一　私立學校　千七百校（朝鮮人の設立せるものは逐年減少せり）
（註）以上は實業教育に關するものとす。
一　中學校　三　校（內官立一 公立二）
一　高等女學校　三　校
一　商業學校　二　校
一　商業補習學校（內地人）
一　小學校　（內地人）　二百二十四校
留學生　は總數四百四十四名にして內譯次の如し。

一　官費留學生　四十四名

一　私費留學生　四百名

內地人小學校に對しては從來の方針に基き一校に付建築費、設備費として一時補助金百五十圓、教員給與費に充てしむる目的を以て經常補助金四百八十圓を補給し其豫算金額七萬八千八百圓（中等教育程度諸學校に對する補助金を除く）を支出せられ、小學校は小學校規則を改正し全部之れを公立と爲し居留民團又は學校組合以外の設置を認められず從來維持整理に困難したる小學校の經常補助金を增額せられ而して內容の充實を期せんことを圖り大正元年度豫算に於て內地人教育補助費を十四萬九千六十圓（內小學校補助金十二萬五千七百圓）に增加せらる。

中等教育の諸學校は明治四十四年度末現在に於て中學校一、高等女學校三、高等學校二、商業補習學校一にして中學校は總督府の直轄にして朝鮮總督府中學校と稱す、同年度末現在生徒數三百十九名を、有す、近時小學校卒業者の增加と教育思想の發達に伴ひ入學志願者頓に增加し二百七十四名中百七十五名を收容せり。

高等女學校は京城、釜山及仁川に各一校ありて何れも居留民團の經營に係はり生徒は年を逐ふて增加し同四十四年末現在數は三校を通して六百二十五名にして同四十五年三月百十二名の卒業生を出せり

商業學校　は仁川及釜山に各一校、元山に商業補習學校ありて均しく居留民團の設立に屬す其年度末

現在生徒數は三校を通し三百十三名にして同四十五年三月七十二名の卒業生を出せり、居留民團立中等程度學校に對しては本年度より補助金一萬三千圓を支給したりしか大正元年度豫算に於ては更に之を二萬三千三百六十圓に增額計上せり。

右の外專門學校として東洋協會專門學校、京城分校其他小學校卒業者の補習又は乙種商業學校程度の敎育を授くる私立各種學校あり成績良好なるものは皆相當の補助支出せられつゝあり。

第三章　地勢

釜山は朝鮮の極南端東經一二九度三北緯三五度六に位置し其地勢は西北背面なる天馬、九德、高遠見諸峰、水晶等の諸嶺高低參差蜿蜒灣涯を圍繞して東萊郡境に至る其山脚東は凡一洞の赤崎に起り南は富民洞なる一つ家の尖端に止る沿岸紆餘帶の如く其延長二里十二丁に亘り前面には絕影島居然として相横はり巍然たる其高峰の外洋を隔てゝ灣內を覆ひ以て自ら東西兩水道を形成するあり灣內は斯くの如く其周圍幾むと山を繞らし風絕ち濤來らす天賚の良港たり而して其廣袤は東西二、〇五丁南北二、三二丁其面積は三、一八六丁にして七十九箇町十箇洞合計八十九箇町洞に區劃せらる其町洞名は即ち左の如し。

中島町一、二丁目　富民町一、二、三丁目　土城町一、二、三丁目　谷町一、二丁目　草場町一、二、三丁目　綠町一、二丁目　寶水町一、二、三丁目　富平町一、二、三、四丁目　西町一、二、三、四丁目　幸町一、二丁目　南濱町一、二、三丁目　辨天町一、二、三丁目　琴平町　池の町　佐藤町　埋立新町　大倉町　仲の町　岸本町　大廳町一、二、三、四丁目　福田町　本町一、二、三、四、五丁目　高島町　常盤町　榮町一、二、三、四、五、六、七、八、九、十丁目　相生町一、二、三、四、五、六、七、八、九丁目　東高砂町　西高砂町　藏前町一、二、三、四、五丁目　凡一洞　瀛仙洞　草梁洞　瀛州洞　青鶴洞　東三洞　佐川洞　水晶洞　富民洞　大新洞。

第四章　氣象

釜山は朝鮮の最極南に其位置を占むるか故に寒溫の偏倚京畿道以北の如く太甚しからす殊に四境幾むと高峯に圍繞せらるゝを以て風力亦概ね穩なり即ち明治三十七年四月より大正二年十二月に至る約十年間に於ける累年平均氣象竝天氣日數は左の如くにして其風向は最多方向を示すものなり。

氣象

區別／月別	平均溫度	平均風力	平均雨雪量	平均蒸氣量

	攝氏度		米	粍	粍
一月	三、〇	北	六、七	七三、二	八九、七
二月	二、六	北	六、八	二七、八	九四、五
三月	七、〇	北	六、三	六四、二	一一六、七
四月	一二、二	北	五、三	一六五、三	一二三、二
五月	一六、三	北	四、二	一一四、五	一五一、一
六月	一九、八	南	三、七	一八一、四	一三〇、〇
七月	二三、二	北東	四、四	三五二、〇	一三二、五
八月	二五、一	北東	四、二	一六八、五	一七二、五
九月	二一、七	北東	四、五	一三九、六	一四五、九
十月	一六、三	北	四、四	六〇、六	一三四、八
十一月	九、八	北	五、三	四四、五	一一〇、八
十二月	四、〇	北	六、〇	二五、九	九九、一
年	一三、四	北	五、二	一四一七、五	一四九九、六

天氣日數

月別＼日數	雨雪霰雹	電雷	霧	霜	快晴	曇	暴風
一月	八	〇	〇	四	六	一三	一九
二月	五	〇	〇	四	四	一二	一七

三月	一〇	〇	〇	二	九	七	一六
四月	一〇	〇	〇	〇	九	七	一一
五月	九	〇	〇	〇	九	七	八
六月	一二	一	一	〇	一三	二	五
七月	一四	二	一	〇	一四	四	八
八月	一〇	三	〇	〇	九	七	七
九月	一〇	一	〇	〇	一一	四	七
十月	八	〇	〇	〇	七	九	八
十一月	六	〇	〇	二	四	一四	一四
十二月	五	〇	〇	五	三	一四	二〇
年	一〇七	七	二	一七	九八	九八	一四〇

第五章　各政廳及自治機關

日本帝國對韓政策の歷史や實に舊し然とも其方針の確立して態度一變茲に一新紀元を劃したるは明治五年にして王政維新後我官憲の朝鮮に設置せられたるは同年八月時の外務大丞花房義質外務少記森山茂等の釜山に派遣せられしを以て其濫觴と爲す爾來或は管理廳を置き或は領事館理事廳を經終に現時の府廳を置くに至りたる推移變遷の迹は頗る曲折に富み且つ此間に於て叙上の外時勢の要求に應して

起りたるもの亦尠しとせす以下節を逐ふて其梗概を敍せむ。

第一節　外務官出張時代及管理廳

時の外務卿副島種臣は時勢に鑑み對韓政策上大に決する所あり明治五年五月先つ從來對韓外交の局に當りし舊對馬藩士の長崎及草梁館等に駐在するものを罷め同時に該藩の對韓外交事務を擧けて外務省に收め同年八月外務大丞花房義質外務少記森山茂等を釜山に派遣し先つ草梁館に就て舊館員を淘汰し其用ふへきものを擧けて外務出仕に補し尙ほ館務を委し新に深見六郎を館司に任し舊例を踐み大修使樋口鐵四郎に代り更に對馬より出張せる相良正樹差使と倶に東萊府に到つて其新任を披露せしめたるに府使訓導倭卿安僉知は啻に面晤せさるのみならす舊約に背き薪炭其他日需品の供給を拒み剩へ大丞の使命を傳へむとするをさへ峻拒して受けさる等其亡狀依然として改むる所なし於是花房大丞は同年九月外務小錄奥義制を草梁館に駐め森山少記を對州に置いて遙に之を管理せしめ廣津廣信を率ひて歸朝し具に東萊府使等傲慢無禮の顚末を報告し且つ將來に對する意見を開陳したり明治六年二月廣津廣信は再ひ命を奉して草梁館に來る此時や韓人間に瀰蔓せる排日熱は殆むと其極度に達し愈々食糧薪炭等の供給を絶ち館員は用達古谷茂左衛門の其用途を勤むるに依て僅に得るあるのみ殊に府使は釜山浦近海に於て水師をして示威運動を爲さしめ又公館の門將小通事等を嚴戒するに傲慢不遜の書辭を用ひ

日本帝國の體面を侮辱するの太甚しきに至れり適森山小記亦再ひ來り會して該書辭を讀み憤然として大に決する所あり乃ち其書を携へ星馳歸京し曲に狀を具し其膺懲を促したり是れ明治六年六月にして又實に征韓論の導火線たり此時森山少記の論策は竟に寺島外務卿大久保內務卿等の容るゝ所と爲りたるも過々佐賀の變起り尋ひて征臺の役あり爲に對韓問題は幾むと閑却せられたり越へて明治七年廣津弘信歸朝し韓國當時の情況を具し森山少記所論の大使派遣實行最絕好機會なることを切論して容れられ乃ち森山少記復派遣せられ先つ東萊府使訓導俊卿安僉知を介し韓國政府と交渉を重ね尋交の約殆むと成らむとして亦尙ほ決せす同年十月森山少記は憤然として歸朝し詳に其顚末を具して復命したり。

明治八年二月政府は改めて森山茂を理事官に廣津弘信を副官に任し更に渡韓を命したり於是森山理事官は廣津副官外務省四等書記石幡貞同七等書記生尾間啓次等を隨へ同月二十四日釜山着更に東萊府使等と交渉を開始したるに曷そ料らむ韓廷の意向全く一變し譎詐百出其言ふ所捕捉すへからさるに至り同年八月交渉は殆むと斷絕したり於是乎區々たる口舌の以て到底目的の達し得へからさるを看破したる森山理事官は五等書記生山之城祐長を東京に急行せしめ更に政府方針の決定を促したるも報せられす尋ひて七月二日廣津副官をして長崎より政府を促さしめたるも亦二週間を經て尙ほ終に訓電なし乃ち森山理事官は一篇の意見書を裁し之を寺島外務卿に呈し以て政府最後の大決心を促したり於是同年

九月九日始めて命あり云く其地撤退すへしと尋ひて同月二十日金華丸の來り迎ふるに會す乃ち森山理事官は住永、尾間二書記を留め石幡書記生を随へ同月二十九日長崎に上陸し初めて江華灣の警報を聞き直に命を請ひ同年十月一日軍艦春日號に搭乘し同月三日釜山に入る續いて軍艦滿珠號亦來る尋ひて同月二十九日森山理事官は乍ち歸朝命令に接し春日號に搭乘して同年十一月三日着京直に外務省に到り全權大使及先報使派遣の宿題を痛論したり。

先是政府の對韓方針稍改まり明治八年五月二十五日軍艦雲揚號先つ釜山に遊弋し同年六月十二日第二丁卯艦亦入港す同艦は訓練を名として砲門を開き府使等をして大に震駭せしめたる等の事あり其後同年九月に至り雲揚號は韓國西海岸を偵察し江華灣に到り淡水を需むる爲め漢江の下流を溯り同月十九日永宗城と月尾島との中央に假泊し翌二十日尙ほ溯航を繼續せむとしたるも淺灘岩礁等に妨けられて果さす永宗城外に投錨し艦長井上少佐は部下數名を率ひ端艇を艤し午後江華灣の南東端を過きむとするや草芝砲臺より忽ち射擊せられたるより倉皇本艦に歸り戰鬪準備を爲し翌二十一日昧爽頂山島の上流より該砲臺に向つて砲門を開く敵亦砲を開いて應戰したるも纔二時間にして其二壘を破壞せられ遂に沈默したり於是雲揚號は同月二十四日豐島冲を拔錨し同月二十八日長崎に歸り事の顚末を具して政府へ電報したり至是森山理事官の宿論愈々政府の容るゝ所と爲り同年十二月先つ廣津弘信を先報使に任して先發せしめ陸軍中將兼參議開拓使長官黑田清隆を特命全權辦理大臣に元老議官井上馨を特命副

全權辨理大臣に任し韓國に派遣するの廟議一決し明治九年一月六日黒田一行は玄武丸に搭乘し日進外四隻の軍艦を率ひ品川港を拔錨し同月五日威風堂々先つ釜山に入港し同年二月五日一行中森山理事官安田定則等を先發せしめ黒田は同月十日を以て江華府に上陸し副師營旅館に入る於是韓政府は全權判中樞府事申櫶副全權都總府副總管尹滋承等をして西門內鍊武堂に於て相折衝せしむ然るに申櫶等遲疑して決せさること十數日黒田全權憤然去らむとして議纔に決し同月二十七日條約始めて成り茲に文書の交換を了り黒田全權等は同月二十八日解纜して歸途に就きたり其修好條規は則ち左の如し。

大日本國 大朝鮮國　修好條規　明治九年二月二十六日調印 同年三月二十二日批准

大日本國大朝鮮國ト素ヨリ友誼ニ敦ク年所ヲ歷有セリ今兩國ノ情意未タ洽ネカラサルヲ視ルニ因テ重ネテ舊交ヲ修メ親睦ヲ固フセント欲ス是ヲ以テ日本國政府ハ特命全權辨理大臣陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆特命副全權辨理大臣議官井上馨ヲ簡ミ朝鮮國江華府ニ詣リ朝鮮國政府ハ判中樞府事申櫶都總府副總管尹滋承ヲ簡ミ各奉スル所ノ諭旨ニ遵ヒ議立セル條款ヲ左ニ開列ス

第一款　朝鮮國ハ自主ノ國ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ嗣後兩國和親ノ實ヲ表セント欲スルニハ彼是互ニ同等ノ禮儀ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス先ツ從前交情阻塞ノ患ヲ爲セシ諸例規ヲ悉ク革除シ務メテ寛裕弘通ノ法ヲ開擴シ以テ雙方トモ安寧ヲ永遠ニ期スヘシ

第二款　日本國政府ハ今ヨリ十五箇月ノ後時ニ隨ヒ使臣ヲ派出シ朝鮮國京城ニ到リ禮曹判書ニ親接シ交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滯シ或ハ直ニ歸國スルモ共ニ其時宜ニ任スヘシ朝鮮國政府ハ何時ニテモ使臣ヲ派出シ日本國東京ニ至リ外務卿ニ親接シ交際事務ヲ商議スルヲ得ヘシ該使臣或ハ留滯シ或ハ直ニ歸國スルモ亦其時宜ニ任スヘシ

第三款　嗣後兩國相往復スル公用文ハ日本ハ其國文ヲ用ヒ今ヨリ十箇年間ハ添フルニ譯漢文ヲ以テシ朝鮮ハ眞文ヲ用フヘシ

第四款　朝鮮國釜山ノ草梁項ニハ日本公館アリテ年來兩國人民通商ノ地タリ今ヨリ從前ノ慣例及歲遣船等ノ事ヲ改革シ今般新立セル條款ヲ憑準トナシ貿易事務ヲ措辨スヘシ且又朝鮮國政府ハ第五款ニ載スル所ノ二口ヲ開キ日本人民ノ往來通商スルヲ准聽スヘシ右ノ場所ニ就キ地面ヲ賃借シ家屋ヲ造營シ又ハ所在朝鮮人民ノ屋宅ヲ賃借スルモ各其隨意ニ任スヘシ

第五款　京畿、忠淸、全羅、慶尙、咸鏡五道ノ沿海ニテ通商ニ便利ナル港口二個所ヲ見立タル後地名ヲ指定スヘシ開港ノ期ハ日本曆明治九年二月ヨリ朝鮮曆丙子年正月ヨリ共ニ數ヘテ十箇月ニ當ルヲ期トスヘシ

第六款　嗣後日本國船隻朝鮮國沿海ニアリテ或ハ大風ニ遭ヒ又ハ薪糧ニ窮竭シ指定シタル港口ニ達スル能ハサル時ハ何レノ港灣ニテモ船隻ヲ寄泊シ風波ノ險ヲ避ケ要用品ヲ買入船具ヲ修繕シ柴炭

類ヲ買求ムルヲ得ヘシ勿論其供給費用ハ總テ船主ヨリ賠償スヘシト雖是等ノ事ニ就テハ地方官人民トモニ其困難ヲ體察シ眞實ニ憐恤ヲ加ヘ救援至ラサルナク補給吝惜スル無ルヘシ倘又兩國ノ船隻大洋中ニテ破壞シ乘組人員何レノ地方ニテモ漂着スル時ハ其地ノ人民ヨリ卽刻救助ノ手續ヲ施シ各人ノ性命ヲ保全セシメ地方官ニ屆出該官ヨリ各本國ヘ護送スルカ又ハ其近傍ニ在留セル本國ノ官員ヘ引渡スヘシ

第七款　朝鮮國ノ沿海、島嶼、岩礁從前審檢ヲ經サレハ極メテ危險トナスニ因リ日本國ノ航海者自由ニ海岸ヲ測量スルヲ准シ其位置淺深ヲ審ニシテ圖誌ヲ編製シ兩國船客ヲシテ危險ヲ避ケ安穩ニ航通スルヲ得セシムヘシ

第八款　嗣後日本國政府ヨリ朝鮮國指定各口ヘ時宜ニ隨ヒ日本商民ヲ管理スルノ官ヲ設ケ置クヘシ若シ兩國ニ交涉スル事件アル時ハ該官ヨリ其所ノ地方長官ニ商會シテ辨理セン

第九款　兩國既ニ通好ヲ經タリ彼是ノ人民各自己ノ意見ニ任セ貿易セシムヘシ兩國官吏毫モ之ニ關係スルコトナシ又貿易ノ制限ヲ立テ或ハ禁沮スルヲ得ス倘シ兩國ノ商民欺罔衒賣又ハ貸借償ハサルコトアル時ハ兩國ノ官吏嚴重ニ該逋商民ヲ取糺シ債欠追辨セシムヘシ但シ兩國ノ政府ハ之ヲ代償スルノ理ナシ

第十款　日本國人民朝鮮國指定ノ各口ニ在留中若シ罪科ヲ犯シ朝鮮國人民ニ交涉スル事件ハ總テ日

本國官員ノ審斷ニ歸スヘシ若朝鮮國人民罪科ヲ犯シ日本國人民ニ交涉スル事件ハ均シク朝鮮國官吏ノ查辦ニ歸スヘシ尤雙方トモ各其國律ニ據リ裁判シ毫モ回護袒庇スルコト務メテ公平允當ノ裁判ヲ示スヘシ

第十一款　兩國既ニ通交ヲ經タレハ別ニ通商章程ヲ設立シ兩國商民ノ便利ヲ與フヘシ且現今議立セル各款中更ニ細目ヲ補添シテ以テ遵照ニ便スヘキ條件共自今六箇月ヲ過スシテ兩國別ニ委員ヲ命シ朝鮮國京城又ハ江華府ニ會シテ商議定立セン

第十二款　右議定セル十一款ノ條約此日ヨリ兩國信守遵行ノ始トス兩國政府復之レヲ變革スルヲ得ス以テ永遠ニ及ホシ兩國ノ和親ヲ固フスヘシ之レカ爲ニ此約書二本ヲ作リ兩國委任ノ大臣各鈐印シ相互ニ交付シ以テ憑信ヲ昭ニスルモノナリ

大日本國紀元二千五百三十六年明治九年二月二十六日

大日本國特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長官　黑田清隆　印

大日本國特命副全權辦理大臣議官　井上馨　印

大朝鮮國開國四百八十五年丙子二月初二日

大朝鮮國大官判中樞府事　申櫶　印

大朝鮮國副官都總府副總管　尹滋承　印

日本帝國對韓國積年の大懸案は實に斯くの如くにして茲に其解決を告け此條規に基き通商地として先つ釜山港を開放せしめたるは明治十年一月にして同時に釜山港專管居留地借入約書も亦締結せられ居留者漸次增加し竟に外國貿易上樞要の位置を占むるに至れり。

茲に明治五年以來外務省の出張員として將た理事官として對韓政策の要衝に當り擒縱自在能く其交涉を繼續し竟に本國政府を動して全權大臣を簡派し有繁の難局を樽俎の間平和的に解決せしめたる森山理事官は明治九年十一月を以て竟に釜山を去り歸朝したり此より以降日韓併合に至る迄の間幾多の紛擾數次の折衝ありたるも事多く近世史に詳かなれば今又之を贅せすして釜山史の部分を畧說せんとす。

於是政府は同時釜山に管理廳を置き近藤眞鋤を管理官に任し舊館司の事務一切を繼承せしむ其後明治十一年山之城祐長、副田節等二管理官を歷同十三年前田獻吉の管理官たるに當り管理廳廢せらる。

第二節　領事館

日本帝國政府は明治十三年管理廳を廢して新に領事館を置き近藤眞鋤を領事に任して駐在せしめたり抑釜山居留地は專管なるか故に其領事は啻に行政事務を統轄するのみならす立法司法の二大權及在留禁止命令權を併して掌握せり而して居留地公共的事項は渾て其監督の下に自治機關を設けて之を處理せしめ警察事務は直屬せる釜山警察署に委し司法事務中檢事の職務に係るものは領事命令の下に館員

又は警察官吏をして之に當らしめ裁判は領事自ら之を斷したり明治十五年近藤領事去つて副田節之に代り同年尋ひて總領事前田獻吉同二十年室田義文同二十三年立田革同二十五年再ひ總領事室田義文同二十八年一等領事加藤增雄同二十九年一等領事秋月左都夫同年一等領事伊集院彦吉同三十二年能勢辰五郎同三十四年幣原喜重郎同三十七年有吉明等相交代して二十又餘年を經過し明治三十八年理事廳官制の發布に依て領事館廢せらる。

第三節　理事廳

明治三十八年十二月理事廳官制定めらる先是明治三十八年十一月日韓協約成り統監府を京城に置き伊藤博文を統監に任し以て韓國保護の任に膺らしむ日露戰役の結果なり是に至つて從來外務省の所屬たりし朝鮮居留民に關する行政機關は悉く統監府の所管に移りたり乃ち統監は新に理事廳を置き理事官として舊領事官有吉明先つ任せらる幾干ならす松井茂之に代り元領事館管掌の事務並に條約法令等に據て執行すへき事項の總てを管理せしめ同時に統監府令を以て各理事廳の管轄區域を定む於是釜山理事廳は其管區の確定すると共に行政上の改善着々進捗せり明治四十年九月龜山理平太松井に代つて理事官と爲るや施設大に努むる所あり居留民間の秩序亦漸く整頓したる明治四十三年八月日韓竟に併合せられ乃ち理事廳廢せらる。

第四節　府廳

明治四十三年八月韓國は竟に日本帝國に併合せられ同年九月勅令第三百五十七號を以て朝鮮總督府地方官々制を定め各道に道、府、郡の諸廳、道に長官、府に府尹、郡に郡守を置かる於是釜山には新に府廳を置き若松兎三郎を府尹に任し舊理事廳及舊東萊府等の事務を繼承せしむ其管區は舊各居留地及舊東萊府の所管一圓なりしも其後大正三年郡面の廢合あり府の一部を割いて新に東萊郡を置きたる爲め現時の管轄區域は舊日本居留地、舊支那居留地の一圓、釜山面、沙中面、沙下面の內富民洞、大新洞、富平洞、大崎洞の一部、龍珠面の內龍塘洞の一部と爲り同時に居留民團廢せられ其事務を擧けて繼承せり其府制は左の如し。

府制（大正二年十月十三日）

第一條　府ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ其ノ公共事務及法令ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條　府ノ廢置及府ノ區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

府ノ廢置又ハ境界變更ノ場合ニ於テ財產處分ヲ要スルトキハ道長官ハ府尹ノ意見ヲ聽キ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ其ノ處分方法ヲ定ム

第三條　府內ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府住民トス府住民ハ本令依リ府ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有

シ府ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第四條　府ハ住民ノ權利義務又ハ府ノ事務ニ關シ府條例ヲ設クルコトヲ得

府條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第五條　府尹ハ府ヲ統轄シ之ヲ代表ス

第六條　府ニ府吏員ヲ設クルコトヲ得、府吏員ハ府尹之ヲ任免ス、府吏員ハ府尹ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第七條　府吏員ハ有給トス但シ府條例ノ定ムル所ニ依リ名譽職ト爲スコトヲ得

第八條　府尹ハ府吏員ニ對シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得、其懲戒處分ハ譴責二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第九條　府ニ府出納吏ヲ置キ官吏又ハ府吏員ノ中ニ就キ府尹之ヲ命ス

第十條　府尹ハ府ノ官吏ヲシテ府ノ行政ニ關スル事務ニ從事セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其職務關係ハ國ノ行政ニ關スル職務關係ノ例ニ依ル

第十一條　府ニ協議會ヲ置キ府尹及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス、協議會ハ府尹ヲ以テ議長トス、協議會員ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十二條　協議會ハ府ノ事務ニ關シ府尹ノ諮問ニ應ス、協議會ニ諮問スヘキ事件左ノ如シ

一、府條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
二、歲入出豫算ヲ定ムルコト
三、社債ニ關スルコト
四、歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト
五、基本財產、特別基本財產及積立金穀等ノ設置又ハ處分ニ關スルコト
六、第二條第二項ノ財產處分ニ關スルコト
七、前各號ノ外府尹ニ於テ必要ト認ムルコト

第十三條　協議會員ハ府住民中ヨリ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道長官之ヲ命ス
協議會員ハ名譽職トシテ其ノ任期ヲ二年トス

第十四條　協議會員其ノ職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル所爲アリト認ムルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道長官之ヲ解任スルコトヲ得

第十五條　協議會員及名譽職府吏員ノ爲メ要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得
名譽職府吏員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

第十六條　有給府吏員ニハ府條例ノ定ムル所ニ依リ退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第十七條　收益ノ爲ニスル府ノ財產ハ基本財產トシテ之ヲ維持スヘシ府ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財產ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第十八條　府ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得、府ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第十九條　府ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第二十條　府ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ府ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ府ハ其ノ財產ヨリ生スル收入、使用料其ノ他府ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ府稅及賦役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第二十一條　三月以上府內ニ滯在スル者ハ其ノ滯在ノ初ニ溯リ府稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第二十二條　府內ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滯在スルコトナシト雖府內ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、府內ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ府內ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル府稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第二十三條　府稅、使用料、手數料及賦課役現品竝其ノ賦課徵收ニ關スル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十四條　府稅、使用料、手數料及營造物ノ使用方法ニ關シテハ前條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外府條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ其ノ府條例中ニハ十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルヲ得

第二十五條　府稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官吏々員家屋若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ檢查ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　府稅其ノ他府ニ屬スル徵收金ハ地方費ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第二十七條　府ハ其ノ負擔ヲ償還スル爲、府ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限リ府債ヲ起スコトヲ得、府ハ豫算內ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ借入金ハ其ノ會計年度內ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第二十八條　府ハ每會計年度歲入出豫算ヲ調製スヘシ府ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第二十九條　府費ヲ以テ支辨スヘキ事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第三十條　府ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第三十一條　府ノ支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第三十二條　府ノ財務ニ關スル規定幷吏員ノ服務規律賠償責任身元保證及事務引繼ニ關スル規定ハ

朝鮮總督府之ヲ定ム

第三十三條　本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條　居留民團、各國居留會及漢城衞生會ニ關スル法令ハ之ヲ廢止ス

第三十五條　居留民團ノ事務及權利義務ニシテ敎育ニ關スルモノハ學校組合之ヲ承繼シ其ノ他ハ府之ヲ承繼ス

前項學校組合及府ノ承繼スヘキモノヽ區分ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ道長官之ヲ定ム

各國居留地會ノ事務及權利義務ハ城津各國居留地會ヲ除クノ外府之ヲ承繼ス但シ各國居留地內ニ在ル外國人墓地及仁川各國居留地會ノ積立金ハ此ノ限ニ在ラス

漢城衞生會ノ事務及權利義務ハ京城府之ヲ承繼ス

前各項ニ規定スルモノヽ外財產及負債ノ處分ヲ要スルトキハ道長官ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ其ノ處分方法ヲ定ム

第三十六條　本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五節　釜山地方法院

韓國司法權の獨立後理事廳裁判の全く撤回せられ大邱控訴院管轄の下新に釜山地方裁判所を置き內地

人朝鮮人共に同一裁判所の裁判を受くるに至りたるは明治四十二年十一月なり初め明治四十年韓國政府は三審制度を設け司法權を獨立せしめ翌四十一年八月晋州地方裁判所の管下として草梁に釜山區裁判所を置き又其翌四十二年同區裁判所內に晋州裁判所支部を併置したるも當時尙は專ら朝鮮人に係る事件を裁判したるのみにして其內地人に係る事件は依然理事廳裁判の管轄に屬したりしも明治四十二年七月韓國は其司法及監獄事務を擧けて日本帝國へ委任するに至りたり然とも其專ら朝鮮人に係る裁判は特別規程あるもの﹅外は尙は韓國法規を參酌して之を適用せり明治四十三年八月日韓併合せられ裁判所例亦改正せられて朝鮮總督府裁判所と改稱し同四十四年一月富民町なる新築廳舍に移轉し同四十五年四月改正裁判所例に依り釜山地方法院の現稱に改り同時に在來の區裁判所は同法院に合併せられたり其裁判管轄區域は晋州、馬山、蔚山、密陽、龍南、居昌の六支廳なり。

第六節　釜山監獄

獄舍は市外大新里に在り明治四十二年の新築にして當初の構造は二十八房一工場なりしも大正三年十月二十日十四房一工場の增築成り今や四十二監房二工場と爲れり現任典獄芋川正義は大正元年九月十一日莅任して勤續せり抑も本監獄の淵源は遠く明治九年領事官時代に於ける其附屬警察署の留置場を一監房に充て以て犯罪者を拘禁せしに在り後明治三十七年三月時の領事帑原喜重郞伏兵山共同墓地の一

部を割き工費三千餘圓を投して獄舎を新築したるも尚ほ未た專任獄吏を置くに至らす依然警察官吏をして兼務せしめたり明治三十九年一月統監府告示第二號を以て理事廳の設置を發布し舊領事官有吉明の新に理事官に任せらるゝや深川松本兩副理事官等交々司獄事務監督の任に當りたるも事務は尚ほ專ら釜山警察署の管掌に屬し巡査部長平山氏幹巡査曾田藤吉等主として看守の職務を兼掌せり明治四十年九月龜山理平太理事官として着任し司法主任副理事官橋本寛監獄係として專ら司獄事務を監督するに當り巡査部長片岡橋之助初めて看守長に任せられ同時に理事廳屬手代木良策亦看守長兼務を命せられ尚ほ專任看守一名任命あり之に二三の巡査を加へて司獄事務に專任し明治四十一年六月十日看守長平方清旭同月十六日看守長上村行業等各着任して治獄の衝に當れるあり同年十月十九日上村看守長元山理事廳に轉し武藤哲看守長兼理事廳屬に任せられ釜山監獄事務主任と爲り尋ひて同年十二月看守の增員あり獄務全く獨立整頓したり先是專ら內地人犯罪者收容の目的を以て建築中なりし新監明治四十二年十月十八日を以て落成せり現獄舎即ち是れなり此以前韓國政府は其司法權及監獄事務を擧けて日本政府に委任したるを以て同年十一月一日より從來の理事廳監獄を釜山監獄署と爲し典獄山田虎一郎在勤を命せられ同時に韓國政府の晋州監獄は晋州分監に同釜山分監は坂の下出張所に本分監茲に恰も顚倒せしめられたり後明治四十三年十月一日典獄三井久陽山田に代つて赴任せり顧みて受刑者拘禁の異動を見れは即ち長刑期の朝鮮人中大正二年三月五日三十八人を同年六月三日四十一人を同年七月二十

日四十三人を何れも京城監獄に移送し同年六月十二日大邱監獄より内地人受刑者五十四人の移送を受けたる等を以て最其著しきものと爲す倚ほ明治四十五年以降大正三年に至る三年間に於ける在監者の増減を比較すれは左の如し。

年度		新受刑者人員 男	新受刑者人員 女	同上増減 男	同上増減 女	刑事被告新入監 男	刑事被告新入監 女	同上増減 男	同上増減 女
明治四十五年 大正元年	内地人	一三五	五			一九四	七		
	朝鮮人	二九三	一四			五一三	二四		
	支那人	四	—			八	—		
大正二年	内地人	一三九	六	四	一	二四一	五	四七	△二
	朝鮮人	二四九	一八	△四四	四	五五〇	一八	三七	△六
	支那人	八	—	四	—	九	—	一	—
大正三年	内地人	一八五	五	五〇	—	二七三	一一	七九	四
	朝鮮人	二五七	一六	△三六	二	六一六	一九	一〇三	△五
	支那人	二	一	△二	一	七	二	△一	二

備考　増減は初年を基準とし△印は其減數を示すものなり。

第七節　守　備　隊

釜山守備隊は初め明治二十八年九月大谷派本願寺釜山別院に駐在し尋ひて松峴山の北麓に兵舍を新築して之に移りたり然るに其後居留者愈々增加し市街地狹隘を告くるに至りたるも其接續地は該兵舍に壅塞せられて膨脹するの餘地なきより居留民團は明治三十八年十二月韓國駐箚軍司令部に對し兵舍及富民洞練兵場等の移轉を交涉し幾往復を經明治三十九年十一月に至り結局民團は大新里に於て其敷地を無償にて提供し且つ其移轉工費の全部を負擔すへく條件の下に該交涉解決し明治四十一年三月該工事落成して移轉したり。

第八節　憲　兵　分　隊

韓國に於て日本帝國臨時憲兵隊の編成せられたるは明治二十九年一月二十五日にして其九月二日を以て臨時憲兵隊釜山支部を置かれたり明治三十一年十二月區隊編成の改革あり第三區釜山分遣隊と改稱し又明治三十九年十月二十九日第十四憲兵隊釜山分隊と爲り尋ひて同年十二月一日管轄區域を慶尙南北道一圓に改め明治四十一年三月十二日釜山憲兵分隊を大邱に移し同時に大邱憲兵分隊釜山分遣所と

爲り明治四十三年七月十三日晉州憲兵隊釜山分隊と改まり東萊外七個分遣所を管轄し大廳町二丁目に廳舍を新築し同年九月を以て移轉したり。

第九節　陸軍運輸部釜山支部

臨時陸軍運輸通信部威海衛支部出張所を釜山に置きたるは明治二十九年六月にして爾來屢名稱の變更あり明治四十三年大廳町に新廳舍を築いて之に移り終始一貫專ら兵馬糧秣の船舶及鐵道輸送に係る計畫及其實行に鞅掌せり。

第十節　朝鮮駐箚陸軍倉庫釜山支庫

在龍山朝鮮駐箚陸軍倉庫の下に釜山支部を置きたるは明治四十三年十一月にして其補給區域は初め江原道三陟より大邱、晉州を經て全羅南道順天に亙る劃線以南の海岸に沿へる一帶なりしを明治四十四年二月元羅南支庫の所屬なりし元山、咸興兩出張所を釜山支庫の所屬に移したるを以て爾來は全羅南道慶尙南北兩道平安南北兩道及江原道黃海道の各一部咸鏡南道の全部等に對し糧秣被服陣營具の調辦製造、補給の諸任務に鞅掌せり。

第十一節　釜山稅關

釜山稅關は明治十六年七月在朝鮮日本人貿易規則の締結せられし結果として當時既に開港場たりし釜山、元山、仁川等に海關を設置することゝ爲り其十一月三日を以て先つ開かれしものにして朝鮮稅關の起原なり初め英國人ロバット關長として傭聘せられ同時に總稅務司廳を京城に置き獨逸人フォンモルレンドルフ其總稅務司と爲る此時に當り韓國に於ける清國の勢力は殆むと其上下を壓し國事の多くは其指揮を仰ぐに至れり故に海關行政の如き素より其左右する所にして總稅務司以下屢更迭したる毎に歐米人を以て相交代せしむる等皆其意に出てたるや勿論なり釜山海關長もロバット以後佛人ピリー英人ハント佛人ラボート英人オスボーン伊人ペコリニー等悉く歐洲人なり以て其一斑を推知すへきのみ然るに明治三十九年山岡義五郎始めて傭聘せられて釜山海關長と爲る先是明治二十七年清國日本と戰ふて大敗し爲に韓國に對する宗主權を失ひしより韓國は茲に始めて其羈絆を脫し海關行政亦獨立したり其後明治三十七年八月恰も日露戰役中日韓協約成り其約旨に依て日本大藏省主稅局長目賀田種太郎韓國の財政顧問と爲り兼ねて總稅務司たるに及ひ海關行政上大改革を加へ先つ海關長以下職員の總てを日本政府より傭聘し尋ひて明治四十年各海關を稅關と改稱し同四十一年一月官制改まり總稅務司廳を廢して關稅局を置き度支部の所管に屬せしめ明治四十三年八月日韓併合の爲め新官制發布せら

れて朝鮮總督府稅關と改稱せられたるも其行政に就ては何等の改革なく從來の慣例を襲踏したるも其翌四十五年四月に至り朝鮮關稅令、關稅定率令、保稅倉庫令、同噸稅令幷施行規則等發布と同時に實施せられ稅關行政一新したり。

第十二節　草梁稅關派出所

本派出所は草梁驛構内に在り明治三十九年三月一日舊韓國政府時代に設置せらる京釜鐵道開通後の取扱は專ら聯絡貨物鐵道小荷物其他鐵道輸送に係る輸移出入貨物なりしも第一新棧橋突堤の完成すると共に第一棧橋稅關派出所の設置せられて本派出所事務の一半は減殺せられたり。

第十三節　第一棧橋稅關派出所

本派出所は明治四十五年第一棧橋突堤の成ると同時草梁稅關派出所の事務を分掌し專ら事務の簡捷を企圖するの目的を以て該突堤上に新設せられたるなり。

第十四節　釜山警察署

居留地保護機關として稍々組織的なるもの々設けられたるは明治十三年卽ち領事館時代に在り此時や

居留民既に其數を增し一時的手段の以て能く其保安を維持すへきにあらず於是乎時の領事は其館內に警部巡査を駐在せしめ專ら警察事務を執掌せしめたるも明治二十三年に至ては事故漸く滋く竟に事務室の狹隘を告くるを以て特に本町に一廳舍を設け其後明治三十年十二月復琴平町に移轉したるに明治三十六年十一月該廳舍は祝融に災せられて烏有に歸したるより更に地をトし規模稍大なる新廳舍を建築し明治三十八年十一月移轉したり現警察署即ち是れなり同年統監府の京城に置かれ領事館廢せられて新に理事廳の置かるゝや明治三十九年二月を以て釜山理事廳警察署と爲り又明治四十年十月日韓警察取極書に依り釜山警察署と改まり同時に其管轄區域も亦改めらる初め領事館時代の管轄區域は領事權の及ぶ限り即ち西は洞東より寧海に至る沿岸一帶及草梁以外秋風嶺に至る京釜鐵道沿線並鬱陵島一圓なりしも明治三十八年十一月日韓協約の結果管區擴大し同時に駐在所派出所等の改廢あり即ち鬱陵郡一圓機張區內同郡左川東萊郡龜浦釜山府下西面多大浦等の各駐在所及市內本町外十箇派出所等を管轄したり然るに大正三年三月新に東萊警察署を置かれ東萊郡一圓を割ひて其管區に移されたり。

第十五節　釜山郵便局附通信事業

釜山は朝鮮に於ける日本帝國通信機關創設の地にして同時に韓國通信施設の起原地たり元來釜山は地理上既に日韓交通の要衝に當り其郵便幹線の關係を扼するのみならす初め丁抹國より送致し來りし海

底電線揚陸の地たりし等朝鮮の通信設備上常に樞軸を把り重要なる關係を有す況むや日露戰役後居留民驟に增加し隨て商工業亦著しく發達して通信力の膨脹を促すあり當局者をして常に特殊の留意を爲さしめたること以なしとせす蓋通信施設の最速に完備し今や通信力は長足の進歩を爲し首都京城の通信力と其雌雄を爭はむとするの趨勢を呈するに至りしもの如上關係の大に與つて力あるを疑はさるなり。

郵便　釜山に於て帝國郵便事務を開始したる其動機は明治九年三月日韓修好條規の締結せられ通商港として先つ釜山の公開せらるゝや三菱會社の率先して航路を開きたるに當り時の驛遞頭前島密の首唱せし釜山郵便事務開始の議正院の容るゝ所と爲り同年十一月一日三菱會社の航路を利用して郵便物を托送せしに在りて同月十日を以て日本帝國郵便局を設け管理官近藤眞鋤其事務を兼攝したり其後着々整頓し明治十三年五月爲替事務を同年八月貯金事務を同三十三年五月小包事務等何れも開始し特に事務所を本町に設けて本町郵便局と稱し同時に海岸郵便局出張所（明治四十五年六月廢止）草梁郵便受取所、釜山鎭郵便受取所等を新設し又同三十七年六月特に朝鮮海水產組合釜山港所屬の巡邏船內に郵便所を置き專ら漁業者の爲め貯金事務及郵便物集配事務を開始する等大に公衆の利便を計り施設稍備はるに當り明治三十八年五月日韓通信機關合同協約成立し韓國の通信機關は悉く日本帝國遞信省に於て繼承することゝ爲り乃ち釜山郵遞司は釜山郵便局之を繼承したり時恰も日露戰役後に際し居留者忽ち

增加し隨て通信力亦驟に膨脹して機關の擴張を促すこと切なりし況むや復明治三十九年一月京城に統監府を置かれ朝鮮の通信機關は悉く統監府の所管に移され同時釜山郵便局の事務愈複雜し竟に局舍の狹隘を告ぐるに至りしを以て大倉町に新廳舍を造營し明治四十三年五月二十五日を以て移轉したり其構造頗る宏壯なるもの税關及停車場等と共に本港に於ける有數の建築物たり釜山郵便局は京城、元山、平壤諸局と同しく監理事務分掌局にして其分掌區域は慶尙南北兩道全羅南道等の廣きに亘り其郵便局數は三十一郵便所は百三公衆電信取扱所十九自動電話八箇所にして此内釜山市内に在るものは草梁、釜山鎭、絕影島、寶水町、西町、辨天町、草場町の七箇郵便所也斯くの如き沿革を經て漸次發展し今や朝鮮郵便局中其第二位を占むるに至りたる本局の現狀は如何に其局員は高等官二人判任官五十八雇員九十人其他所屬人員は百七十八名電話交換手四十三名等にして其總人員は實に三百六十三人にして其取扱事務は複雜して且つ多數なり而も尙ほ逐年增加の傾向あり現に大正二年は大正元年に比し約一割の增加なり今試に大正二年の統計に就ひて之を視れは通常郵便引受三百六十七萬餘通にして配達せしもの二百七十四萬餘通書留郵便引受四十萬通其配達せしもの十五萬通小包郵便引受二萬五千箇配達せしもの三萬五千箇なり因に小包郵便の引受は本局より寧ろ西町及辨天町兩郵便所の取扱多數なり蓋兩郵便所位置の然らしむる所なるへし爲替受拂口數五萬九千餘口此金額一百三十六萬圓貯金口數二萬五千口此金額二十萬圓なり而して叙上各種郵便物の集配は内地人四十名朝鮮人十二名合計五十二名に依て取

扱はる其内配達專屬者は十七八人にして一日平均八千通を取扱ふか故に一人平均四百七八十通なり引受郵便の内朝夕二回連絡船にて內地より來るもの平均約朝一千七百三十通夕二千六百七十通あり茲に特書すへきは此多數信書を局内にて各方面に分類し其配達を開始するは僅四十分後なり其迅速なる畢竟平素の手練に依るものなること是れなり因に此通信物區分には頗る手練を要するものにて今や佛國巴里局にて一分間に七十一通を區分するものあり是れ世界の新記錄なり大抵一分間五十通内外を普通と爲す聞く本局に於ける最熟練者は一分間六十通を區分し得るものありと。

電信　明治十七年丁抹大北部電信會社の企業に係る長崎釜山間海底電線沈設の工成るや同年二月十五日既設郵便局と相合し西町に郵便電信局を設置し茲に始めて電信事務を開始したり然とも當時尙ほ唯釜山内地間の通信に限られ朝鮮内各地に對する通信は未た取扱に至らす後明治二十一年韓國政府は我に締結せられたる日韓海底電線設置條款續約に依り釜山、京城、仁川間に電線を架設したりと雖其工事頗る拙劣なりしを以て動もすれは斷線又は不通等通信上の障碍刻々に生し來りて殆むと其用を爲さす時恰も防穀事件東學黨事件尋ひて日清戰役等の警報荐りに臻り最電信の切要を感するも如上の韓國電線素より恃むに足らす於是日本政府は釜山、京城、仁川間に軍用電線を架設し旁ら一般公衆電報を取扱たり又明治三十年韓國政府は京城、元山間に電線を架設したるも軍用線と其所屬を異にするの故を以て連絡意の如くならす爲に電報の要素たる機敏を缺ひて幾むと其用を爲さす公衆の不便を感するこ

と少からす於是釜山商業會議所は京城商業會議所と協約し釜山發元山宛電報は凖て會議所より會議所に打電し京城會議所は更に元山へ打電し以て僅に釜元間の電報を聯絡せしめたり其翌明治三十一年韓國政府は又京城、木浦間に電線を架設したるも釜山、木浦間は亦猶ほ如上元山に對すると同手段に頼るを餘儀なくせしめられたる等當時電報通信の不完全なりしこと想ふへし其後京釜鐵道工事の漸く進捗するに逮び草梁驛に於て公衆電報の取扱を開始するあり又明治三十八年五月日韓通信機關合同協約成立し釜山電報司も亦釜山郵便局の繼承する所と爲りて以來諸機關着々改善せられ電報事務一段の面目を改む殊に明治四十五年三月關釜間の海底更に一電線の增設せらるゝ等機關は一層完備し通信か亦愈々增大し來り大正二年の發信は十二萬通着信二十一萬通中繼五千三萬通の大數を算するに至れり而して此發着信は四十三名の電信課員に依て一日平均朝鮮內のもの六百四十餘通內地間のもの六百六十餘通つゝ取扱はる其用向は商工業に關するもの六割五分人事三割三分官公衙二分なり又其通數の朝鮮內にて最多きは慶尙南道の百四十一通にして其他京城七十七通慶尙北道七十二通咸鏡南道六十八通同北道六十通全羅南道五十一通等なり因に咸鏡道の比較的多きは蓋商取引の關係よりするものなるへし更に之を內地に見れは大阪百二十通山口六十七通長崎六十五通廣島五十二通東京四十四通福岡四十二通等なり尙ほ以上の外中繼取扱一日平均一千五百乃至二千通なり其頻繁想ふへきなり。

電話　朝鮮に於ける電話は明治三十五年六月京城仁川の各郵便局にて其交換取扱を開始したるに始ま

り釜山郵便局は之に遲るゝこと約一年卽ち明治三十六年五月二十五日を以て西町に電話所を設け其通話交換を開始したり翌三十七年四月草梁に出張所を置き通話を取扱たるも當時の加入區域は釜山、草梁、古館等に限局せられ其漸次擴大せられたるは明治四十四年にして其九月には草場町、中島町以東同四十三年十一月一日よりは牧の島へ特設電話を開始し同四十四年十月には市外大新里方面に及ほしたり是の時や電話施設は既に幾むと朝鮮全道に普及したるを以て長距離電話も漸く聯絡し得へく京城釜山間の長距離電話は業に既に明治四十年十月より通話取扱の開始せられありし等電話事務は頗る整頓し本局備付の電話機も複式に改められ又乙地電話料年額六十圓なりしを甲地に編入し年額七十二圓と爲し明治四十五年五月には電話交換機の裝置を改め從來の複式用單式を監視信號附竝列複式と爲したる等機關愈精巧に且つ完備し隨て加入者も大に增加し開始當時僅に百三十名なりしもの大正二年には一千〇二十八電話機一千〇五十七之を加入區域内に總人口に比例すれは三十六人に一口の割合にして其普及程度は内地に於て見さる所又其通話數も頗る繁く市內のみにて四百萬一千〇六十回市外通話二萬八千〇五十七回自働電話二千百八十六回にして大正三年十一月現在加入者は一千〇四十六名なり。

第十六節　釜山驛

釜山驛は高島町に在り其構造の大規模なる流石大陸の聯絡驛たるに恥ぢす卽ち構內全地積は二萬六千七百二十三坪にして本線（複線）延長は六九、四七節側線延長は四哩四〇鎖二六節あり初め京釜鐵道の起點は草梁なりしも後京釜鐵道株式會社に於て釜山までの延長計畫中適、明治三十九年七月該鐵道國有に移りて總督府鐵道管理局の所管と爲りたるを以て管理局は同年十月舊會社の延長計畫を繼承し其土工を起し明治四十一年三月停車場と共に其七十七鎖六十四節の延長工事も竣成し明治四十一年四月一日附屬事業たる貨幣交換所、自働電話所、棧橋郵便所、巡查派出所等と共に各其事務を開始し尋ひて同月十八日驛長の任命あり同時に草梁驛長廢せられ本驛長之を兼攝す同年十一月十一日草梁間の複線工事を竣り翌四十二年一月八日舊韓國皇帝の巡幸なりて始めて宮廷列車を運轉せり先是民團に於て鑿平中なりし碧波、營繕兩山麓海岸の埋築を終り之を敷地に充て以て建築しつゝありし驛舍は明治四十三年十月三十一日を以て落成し之に移轉したり明治四十五年六月十五日關釜連絡船の發着點を第一棧橋に改むると同時に從來南大門長春間に限られたる朝鮮滿洲直通列車を本驛まで延へ棧橋線に依て海陸の連絡を一層密接せしめ又明治四十五年七月十五日驛舍階上に鐵道旅館を開設し大正元年八月十五日よりは第一第二列車に一、二等の寢臺車を聯絡せしめたる等交通上の改善着着行はれ同年八月三十一日に至り碧波、營繕兩山及英國領事山等の鑿平工事も全く終了し翌大正二年三月八日を以て草梁間の大道路亦成り茲に驛舍附近一帶の地形始めて整頓し竟に現狀を呈するに至れり現時の驛長堀井儀作

の勢亦叙上の改善施設上與る所少しとせさるなり今試に前後乘客の往來数竝に其賃金等の多寡を比較すれは即ち明治四十一年の乘客は九萬一千二百十五人降客は十萬一千二百十一人にして此賃金は十二萬五千四十二圓なり爾來六箇年後即ち大正二年の乘客は二十三萬五千九百五十八人降客二十三萬二千八百十七人此賃金十五萬四千五百七十四圓なり尙は貨物は明治四十一年の發送は二萬四千二噸到着は四萬五千七百十一噸此賃金は十三萬六百六十四圓にして大正二年の發送は四萬八千四百十噸到着は四萬五千二百三十噸此賃金十八萬七千三百九十二圓なり以て陸上交通運輸發展の一斑を推測し得へし。

第十七節　草梁驛

物替り星移ると共に時勢亦終に地形を變するあるは古往其跡なきにあらすと雖今來文物の進歩に伴はれて殊に其多きを加ふるは畢竟人智自然を御する力の益增大せるを事實に示すものなるへく後世人智進歩程度の豫測すへからさると同時更に大轉變の那邊に及ふへきや逆睹すへからす瞿然たるなきを得さるなり草梁驛現所在地即ち草梁第三區の昔や人跡絕へたる僻境不毛の沮洳、人畜一步を過ては淤泥乍ち其膝を沒して又拔くへからさる所なりしと云ふ若し夫れ其構內に五萬三千三百三十七坪の大面積を包擁し延長五三鎖二五節の本線同四哩七一鎖の側線及南行延長六百二十尺北行延長六百二十尺の乘客昇降場等を有し坦たる大道を挾みて驛舍、工場、機關庫、病院其他多くの舍宅等屋を竝へ又附近一帶

には大小商家の軒を連ね甍を相爭ふ等繁閙せる繁華の現狀を目擊し豈誰能く今昔の感莫らむや抑も旣に大規模なる釜山驛の在る有り尙ほ且つ相隣りて此大驛ある一見不可解の念なき能はざるか如くなるも本驛は元と京釜鐵道株式會社の同鐵道線路起點驛として設備したるもの後同起點の釜山驛に移され今や只其形骸を存するあるのみ故に驛史の大部分は起點驛時代のものたりと知るへく大要下開の如し初め會社は明治三十四年八月を以て線路土工を起し明治三十六年三月先つ草梁機關庫を設け同三十七年二月草梁假停車場に於て始めて便乘載を開始し同年三月草梁工場を同年四月巡查派出所を同年六月鐵道病院を同年十月鐵道電報及同電話又公衆電報取扱等何れも建設開始し明治三十八年一月一日より一般運輸營業を同年九月より山陽鐵道會社と連帶運輸取扱を同年十二月より鐵道作業局九州鐵道株式會社間との連帶運輸取扱を何れも開始す明治三十九年七月一日本鐵道は國有と爲り同時に草梁保線事務所を置かれ同年三月新築驛舍の落成すると共に草梁輸送事務所を同年四月草梁計理事務所及草梁建築事務所等設置明治四十年六月日本郵船會社と連帶運輸事務開始明治四十一年十一月南行乘降場增設明治四十二年四月舍內事務室の改造成る同年十一月大坂商船會社と連帶運輸事務開始同年十二月十六日京釜鐵道は鐵道院韓國鐵道管理局の所屬と爲り又明治四十三年十月一日朝鮮總督府鐵道管理局の所管に移り明治四十四年七月海岸に貨物倉庫を新築す同年九月同上海岸の貨物取扱事務所落成と共に大貨物の取扱開始大正元年十一月八日驛舍內に電燈裝置大正三年四月驛境內に松、櫻等を栽へ又花壇を

設く而して本驛乘降客最近の比較率は卽ち明治三十九年乘降客八萬九百五十人降客七萬五千二百三十八人此賃金一萬四千九十六圓六十錢大正二年乘客十萬九千五百九十八人降客十二萬千八百九十五人此賃金二萬九千九百六十九圓六十七錢又貨物は明治三十九年發送二萬七千四百四十四噸到着三萬五千百九十八噸此賃金八萬七千八百七十九圓同大正二年發送一萬四千五百三十五噸到着一萬千五百四十一噸此賃金六萬五千七百二十五圓二錢等なり因に乘降客數に前後の大懸隔あるは卽ち土地發展の程度を示すもの地勢の大轉變と共に一驚に價ひせすや。

第十八節　釜山鎭驛

本驛は明治二十八年二月十六日舊京釜鐵道株式會社の間始せしもの其後總督府鐵道局の管轄に移り現時に至る素と中間驛の小なるものなるも驛は恰も東萊溫泉間輕便鐵道の起點なるを以て比較的乘降客多し大正二年中の乘車人員は七十七萬六千二百五十一人降車人員は七十七萬六千六百六十人にして其賃金は二萬百七十圓十八錢貨物收入は二千四百三十八圓五十八錢なり。

第十九節　神戸鐵道管理局運輸課出張所

本出張所は初め舊山陽鐵道會社の京釜鐵道との聯絡を企圖し新に壹岐丸對島丸の二隻を作り門司釜山

間の海運を開始するに當り明治三十八年九月五日設置したる釜山連絡事務所の後身なり其間或は帝國鐵道廳釜山營業所と爲り或明治四十二年五月西部鐵道管理局船舶課釜山派出所と爲り大正二年五月に至りて現稱に改められ舊棧橋の傍ら現朝鮮郵船荷扱所の地點に在りしもの第一棧橋突堤の落成と同時に同堤上に移轉したるなり素と所長は本省直轄官廳の任命する所なりしも後事務の簡捷を圖るか爲め總督府鐵道局運輸課釜山營業所長をして兼掌せしむることゝ爲れり現時其所管の船舶は壹岐丸、對島丸、高麗丸、新羅丸の四隻にして門司、釜山何れも朝夕二回の發着あり連絡上の利便幾むと間然する所なきに至れり初め明治三十八年九月十一日壹岐丸の處女航海を爲したる當時關釜線は僅に隔日航路に過ぎさりしも同年十一月一日對島丸加つて毎日航路と爲り明治四十年八月十日會下山丸翌四十一年四月二十七日薩摩丸を何れも借入れ纔に朝夕航路を開始せしものなるも大正二年一月三十一日高麗丸同年四月五日新羅丸等何れも新造せられて叙上の傭船に代り專ら其任務に當り現時に至れり。

第二十節　總督府鐵道局經理部　草梁出張所

本出張所の前身は元京釜鐵道株式會社會計課の用度係にして當時は專ら鐵道敷設材料の供給其後釜山大邱間の線路竣工するに及ては此間各驛に於ける諸物品供給事務に當りたり明治四十二年一般鐵道の國有に歸するや舊會社の事務は擧けて總督府の所管に移り同時に會計課を龍山に移轉するに當り其事

務の一部を分割して本出張所を設けたり現時は專ら草梁工場及機關庫等の需用に對し鐵材、木材其他諸品を供給し尙ほ釜山以北大邱に至る各驛の消耗品及保線に關する材料等をも供給せり。

第二十一節　草梁保線事務所

保線事務所は草梁驛構內に在り明治三十九年九月一日を以て設置せらる其管掌事務は卽ち釜山を起點とし密陽驛に至る三十九哩七十鎖の軌道及鐵橋カルバートの管理及各驛の諸建築物一切を保管するに在り。

第二十二節　草梁機關庫

庫は草梁驛構內に在り明治三十六年三月京釜鐵道株式會社の設置せしもの當時機關車は僅に二輛職員三十四五名に過ぎざりし其後車輛修繕工場を併置せし爲め其規模一旦擴張せられたるも漸次運輸事業の發展に促されて修繕工場を分離し專ら釜山大邱間の列車牽引用機關車格納庫と爲り其小修繕は尙ほ庫內に於て之を爲すも大修理は悉く工場に於て之を爲せり現時機關車は十二輛職員は一百二十人あり。

第二十三節　草梁工場

工場は明治三十七年三月機關庫より分立せしもの現時職工數は内地人一千二百九名朝鮮人一百三十六名にして其工種は鐵工、木工、鑄造工、漆塗工等にして作業種目は鐵橋カルバート製造、機關車の組立及大破損修理、客車の改造塗替、貨車の製造修理其他各驛に裝置すべき轉轍器及ポイントの製造尙ほ時に外部よりの注文に應して製造及修理を爲す等工場は頗る大規模なるものなり。

第二十四節 朝鮮總督府土木局釜山出張所

本出張所は大倉町に在り初め韓國財政顧問部は朝鮮沿岸港灣の改良及稅關施設を整理するの必要を認め時に技術者を聘用し明治三十八年稅關工事部を組織して工務、燈臺の二局に分つ其工務局に於ては總稅務司及財政顧問の管理に屬する各種工事の計畫施工を掌理し專ら港灣の設備に任す釜山稅關工事も其畫策せし所なり後明治三十九年五月稅關工事課出張所を釜山に置き技術者を派遣し稅關擴張工事の準備事務を開始し翌明治四十年十二月財政顧問部及總稅務司等の事務悉く度支部の管掌に移るや度支部所管の下に臨時稅關工事部を置き舊稅關工事部工務局の事務を繼承せしめ同時に本出張所は臨時稅關工事部釜山出張所と改稱したり明治四十一年八月臨時稅關工事部を廢し建築所官制を改め海關工事事務一切を繼承せしめ本所亦建築所釜山出張所と爲る明治四十三年日韓併合せられ稅關工事事務は改めて朝鮮總督府度支部の分課たる稅關工事課の所管と爲り釜山に其出張所を設け稅關工事課釜山出

張所と稱し同時に建築工事事務を分割して總務部會計課の所管に移したり明治四十五年四月總督府官制改正せられ官房中に土木局を新設し從來度支部の所管たりし税關工事事務又總務部會計課の所管たりし建築工事事務及內務部の所管たりし道路河川水利工事事務等朝鮮全體の土木營繕事業は其所管の下に總て統一せられ同時に本所も朝鮮總督府官房土木局釜山出張所と爲り專ら海陸聯絡設備工事の設計施行の任に當れり同時に慶尙南道鎭海に工營所を新設し本出張所に屬せしめ專ら同地市街經營工事の施行に任しつゝあり。

第二十五節　移出牛檢疫所

牛巖洞に在る移出牛檢疫所は明治四十二年八月の創設にして專ら內地移出牛を檢査する所なり始め朝鮮牛は隨意各開港場より內地へ移出したるも曾て其移出中に疫牛ありて病毒忽ち內地の各方面に傳播したるより帝國議會の問題と爲り竟に韓國及西比利亞等の畜牛輸入を禁止せむ傾向を示し韓國の貿易上大打撃を受けむとしたるより同政府大に恐れ日本政府と協商の結果渾て移出牛は嚴重なる檢疫を行ふこと〻爲り乃ち韓國政府は農商工部所管の下に該檢疫所を設置したるなり翌四十三年八月日韓併合の爲め同年十月官制を改正せられ檢疫所は總督府度支部の所管に移り釜山稅關に附屬し同時に朝鮮總督府移出牛檢疫所と改稱せらる尋ひて明治四十五年四月再ひ官制の改正ありて警務部の所管に移り爾

來釜山警察署の所屬たり所員は所長獸醫官各一名獸醫補三名雇員二名等なり。

第二十六節　牛疫血精製造所

初め朝鮮所用の牛疫血精は東京西ヶ原農商務省獸疫調査所より供給を受けたるも同所の製造は附屬事業にして其規模大ならず然るに其供給地は內地各方面臺灣朝鮮關東洲等の廣きに亘り到底其需要に應するに足らす乃ち明治四十四年十一月沙下面岩南洞に其地を相し牛疫血精製造所を設け農商務省に直屬して專ら供給の普及を計れり其構造は豫備牛舍、血精貯藏室、毒素注射室、採血室、細菌試驗室、疫牛室、免疫舍、解剖室、燒却室等悉く備り一箇年の血精總出量は約三百萬グラム其豫防力は約三箇月保存期は約三箇年なり所員は所長(高等官)の外事業部、牛疫研究掛、血精製造掛、事務部等に各主任及雇員五十六人あり。

第二十七節　釜山測候所

釜山測候所は明治三十七年三月文部省に於て創設したるも蓋時恰も日露戰役中に際し軍事當局者の要求に應したるものなり先是明治十七年內務省地理局に於て日本海方面の氣象を豫測せむか爲め同年六月より其觀測を釜山郵便局電信課に囑托し後更に領事館をして之に代らしめたる等一時的設備を試む

るあり又明治三十五年五月釜山商業會議所は同所內に於て第二回在朝鮮日本人商業會議所聯合會の開催せらるゝに當り韓廷に對し天氣豫報の設備を勸告するの問題を提出して可決し時の日本公使に交渉して成らず又同二十一、二年の交に於て商業會議所自ら其經費を負擔して正午鐘を設けたる等氣象の豫測、時間の劃一上種々の畫策を試むるありしも畢竟姑息手段のみ至是始めて完備せる機關を見るに至る其後本所は明治四十年四月統監府の所管に移り更に同四十一年四月韓國農商工部之を繼承し今や竟に朝鮮總督府觀測所の所屬と爲りたり。

第二十八節　自治機關

回首一番思を半世紀の昔に馳せ幾多の變遷中多種多樣なる曲折に富める釜山居留民自治機關終始の迹を稽ふるに其設備の最完全なるもの又其功績の最顯著なるものは先つ最後の民團を推さゞるへからさるは勿論なりと云ふと雖而も更に徐に考察するときは各時代每に其經營上與に俱に慘澹たる苦心の蹟を存するあるや粗々軒輊なきもの〻如く然り然らは則ち啻に皮想の淺見を逞ふして徒に其機關の實體を是非するを許さゞるのみならす寧ろ創始以後或る時期に至る出入費途の相協はさる當時の難局に處し孜々として倦まさりし不撓的努力の勞苦は後昆の永久に忘るゝを許さゝる所ならすや寔に是れ公共心の發露せるに依て然るを待たるものなれはなり。

初め明治六年外務省の出張官は居留民中より一名を擧け之を保長と稱し官民間に介在して專ら自治事項を周旋せしむ其後明治九年管理官の駐在するや其監督の下に會議所なるものを設け用番を置きて一般公共的執務に當らしむ是れ釜山居留民自治機關の濫觴なり爾來居留民漸く增加し大勢は竟に組織的なる自治機關を要求するに至りたるより明治十二年時の領事は每町各一名の保長を選出せしめ自治事項の利害得失を衆議に決し又其保長中より頭取一名を互選して之を統一せしむることゝし同時に從來の會議所を保長頭取役所と改稱す適々明治十三年管理廳廢せられ新に領事館を置かる翌明治十四年當該領事は居留地編成規則を發布し新に總代役所を設け特に一名の總代を擧け戶籍、土木、衞生、敎育、神社其他全般の自治事項を處辨せしめ更に代議機關を置き公共事業及其經費の收支方法等を議決せしめ又保長頭取を保長總代と其役所を總代役所と何れも改稱せしむる等從來の自治施設上に改革を加ふること少からす形式稍々備はり面目を新にすること多少なり後復明治十五年時の領事官は保長總代を居留人民總代と改め其後五個年を過き明治二十年に至り領事官は居留民規則を制定して公共造營物其他財產の共有權利、公費負擔の義務、居留民會組織權限、議員選擧の方法、居留民長管掌事務の範圍等を規定し着々其實行を監督したるを以て自治の體面大に改善したり又明治二十七年居留人民總代を居留民總代と同三十四年總代役所を居留地役所と居留民總代を居留民長と同三十八年居留地役所を居留民役所と數回に改稱し改革又改善此間約十年の歲月は漸を逐ふて居留地の發展を進め自治の基礎亦大に定

まらむとする恰も明治三十八年三月法律第四十一號を以て居留民團法の發布あり尋ひて其翌三十九年七月勅令第二十一號を以て居留民團法施行規則統監府令第十五號を以て居留民團法施行規則實施心得等發布せられ竟に同年八月十五日統監府告示第七十六號を以て釜山居留民團は設立せられたり於是從來の居留民役所は釜山居留民團役所と居留民長は釜山居留民團長と何れも改稱せられ且つ公選たりし民長は官選と爲り統監之を任免せり又民團の管區は岩南半島の西方無名の溪流口より天馬山、九德山、新岩山の分水線に依り新溪川の右岸第二支流口に達し更に峯五山を經て黑崎に達する分水線を以て其境界と爲し又冬伯島及絶影島をも渾て包含することゝ定められ茲に釜山居留民の自治機關は始めて國家に保障せらるゝに至り其組織も總務、庶務、土木、徴税、會計、水道の六係より成り其分掌は則ち總務は各係を綜へ庶務は教育、衛生、戸籍、兵事を土木は工事建築の設計公共建造物の營繕を、徴税は民團税の賦課徴收を、會計は經費の收支豫算の編成、財産の管理を、水道は特別會計として水道の敷設、給水、水道料金の徴收等其役員は民團長、助役、收入役、書記等にして自治機關の體制は頗る完備し其法人格、居留民の權利義務、民會の組織權限、議員の選擧方法、財政の組織、經費の賦課方法に至るまで渾て内地の市制に比し些の遜色なく其活躍の迹枚擧に遑あらす一言以て之を掩へは則ち釜山をして世界的樞要の商港たらしむへく或は國家的に將た大資本團等の釜山海陸兩方面に大施設を爲すに對し能く相應し相桔槹し自治的大新裝を施して其權衡を保ち竟に大都市として恥るなきの現狀を馴致し

たるもの悉く其慘澹たる經營に待たさるにはなきなり而も民團は尙ほ慊らすと爲し更に遠く慮る所あり近く既に着手して其功半はなるもの將た方に計畫中に屬するもの等亦尠しとせす釜山の民團に負ふ所寔に斯くの如くなると同時民團も亦釜山の發展すると共に其基礎愈鞏固と爲り優に大都市自治機關たるの體制備はり其抱負儼として動かすへからさるものあるに當り霹靂忽ち轟き朝鮮總督府は大正二年中之を豫告し大正三年三月を以て竟に各地の民團を廢したり初め明治四十四年八月日本帝國は積年の大懸案を解斷し竟に韓國を我領土に併合したり蓋民團廢止の機運は既に早く此時に胚胎し爾來總督府は徐に其發表の機會を窺ひつゝありしなるへく結局朝鮮人開發同化の効果之を經營年數の尙未た多からさるに視れは比較的觀るへきものありて漸次法治國民たるに堪ふへき程度に進みつゝあるを知るに難からす然れは則ち統治劃一上の障碍たるへき特殊の自治機關たる民團制を長へに存續するの要なしとし遂に此擧に出てしなり而して舊民團の管掌事項は渾て釜山府の承繼する所と爲り今や自治機關としては一の學校組合の置かれて僅に普通敎育機關の維持方法を管掌するあるのみ而も該組合は府廳内に併置せられ其管理者も府尹若松兎三郎之を兼攝せり。

思ふに其混沌時代以降五十年、幾萬居留民心血の結晶に成りし釜山居留民團は一朝斯くの如くにして其終焉を告くるを餘儀なくせしめらる編者は茲に民團最後の幹部員及民會議員を特記し次に自治機關創設以來歷代の總代民長民團長及各議員を列記して其功勞を不朽に傳へ且つ最後に附するに民團に

關する諸令達を掲け以て舊民團の權限及び同民會の權能等果して如何の程度に在りしものなるや他年溯つて之を考覈するの栞に供し本章を了らむとするに先ち特に一項を置き志士奮闘の跡を叙せむとす。

民團最後の奮闘

大正元年十一月朝鮮全道十一民團は翌二年三月を以て愈撤廢せらるへく傳へられたるに依り京城、仁川、釜山の三民團主唱と爲り京城に十一民團聯合會を開き各民團若干の委員を派し以て民團存續請願を議題に其可否を決することゝ爲り釜山民團は岡棋三郎、坂田文吉、安武千代吉の三議員をして參會せしめたり然るに總會員中一人の反對なく滿場一致議は立ろに決し直に委員を撰び決議の顛末を總督府に具陳すると共に内閣幷に貴衆兩議院に向け左の如き(項末にあり)陳情書を呈し民團存續、自治制擴張に努めたりしも當局の容るゝ所とならす遂に制令の發布と爲り釜山民團の有する財產及び負債は學校組合幷に府に讓渡繼承せしむるの止むなきに至れり。

是に於て其財產及び負債の繼承讓渡に就ては最愼重なる審議を盡さゝるを得さるに至れり抑も全鮮十一民團、其名は同一なりと雖素質來歷に於ては自ら異る所あり然るを今其財產幷に負債を同一令の下に律せむとする固より容易のことに非らす其物議の囂然たる亦故なきにあらさるなり。

釜山水道は釜山居住民が多年の苦心を重ね巨萬の資財を投したるもの然るを制令に強ひられて無償に

讓渡し學校組合は反て民團負債の一部たる八萬九百七十八圓を繼承擔任せむか將來學校維持經費の負擔は釜山港民の到底堪へ得る所に非さるなり。

由來溫和健實を以て稱せらるゝ釜山民團も如上の壓迫に對しては奮然蹶起せさるを得さるに至り大正三年三月中旬大池民長幷に三輪保吉、岡likely三郞、堤貞之、坂田文吉の四議員は釜山を代表し相前後して上京、要路に向ひ水道補償問題に就き陳情頗る努めしも時恰も寺內總督東上中なりしを以て卽裁を得す乃ち山縣政務總監に面し親しく釜山水道の經歷と之れか處分に對する釜山港民の決意とを訴へ大池民長外委員一同歸釜卽夜報告會を開き續いて秘密協議は時を移せしか遂に民會議長香椎源太郞は舊韓國政府と釜山居留民團との釜山水道經營共同契約書類を懷にし三萬の釜山港民を代表し挺身直に東上豫て滯京中なる寺內總督に直裁を仰げり時方に三月二十日なりし。

香椎議長東上後の消息は未た詳ならすと雖釜山港民の胸中には自ら決する所あり民團制撤廢期日に先つこと三日卽ち三月廿九日民團關係者一同高遠見水源地に於て告別式を擧け同三十一日には高等女學校々庭に釜山港民全般の別袂式を行ふ其會衆實に三千七百餘名相俱に自治制の復活、水道の補償、商業、高女兩校の維持策等を絕叫せしも制度は遂に同日を以て撤廢せられたり。

斯くの如くにして民團制は撤廢せられ府制幷に學校組合令は布かれたるも水道問題は尙ほ未解決の裡に在り若し夫れ東上中なる香椎議長にして福音を齎らすなからむか釜山に於ける如上の二新令は或は

空文に歸したるやも知るへからす。

當時釜山民團か商業、高女兩校維持に關する最後請願の穩當なりしこと及ひ水道補償に對する釜山港民結束の鞏固なりしことは其代表者たる二十有餘の議員間に成りし連判狀（該連判狀たるや素より堅く秘密に附せられ今尙ほ其內容の詳細を知るに難きも若し水道問題にして目的を達する能はざらんか議員たるの職責上爾後盟つて一切の公職に就かすとは其神文の骨髓たるやに聞けり）に徵するも其一班を窺ふに足らむ。

今や水道に對しては每年六萬圓餘又兩學校に對しては二萬三千餘圓の國庫補助を受くるに至れり而して其動機の那邊に存するかは蓋し識者を俟たすして知るへきのみ。

陳　情　書

在朝鮮十一個居留民團ヲ代表スル民團議員ノ聯合協議會ハ滿場一致ヲ以テ左ノ希望ヲ決議シ之ヲ携ヘヲ山縣政務總監ヲ訪ヒ親シク陳情スル所アリタリ

一、民團所在地域ニアル內地人ニ對シテ現行民團制以上ニ完全ナル自治制度ヲ存續施行ス

一、地方ノ情況ニヨリテハ日鮮人合同ノ自治制度ヲ施行ス

今又更ニ此書ヲ閣下ノ左右ニ呈スル所以ノモノハ民團存廢ノ事一ニ在鮮母國民ノ直接利害ニ關スルノ

ミナラス鮮地開發ノ根本意義ニ關係ナキ能ハサル所獨リ總督制令ノ範圍ニ於テノミ決議セラレスシテ恐ラクハ一タヒ廟議ニ上リ議會ノ協賛ヲ經テ決定セラルヘキ問題ナリト思考スルカ爲メナリ

朝鮮ニ於テ我母國民カ直接經營シツヽアル居留民團ノ現在數ハ京城、仁川、釜山、大邱、馬山、元山、木浦、群山、平壤、鎭南浦、新義州ノ十一ニシテ或ハ遠ク幕政時代ヨリ自治ノ形體ヲ相傳シ來リシ者アリ或ハ近ク十數年來ノ發展ニ係ル志アリ其起源沿革等必スシモ一樣ナラスト雖現ニ居留民團トシテ存立スルモノ孰レカ多少ノ歷史ト存在ノ理由ヲ伴ハサルナク日韓併合ノ以前ニ溯リ帝國ノ威信未タ八道ニ行ハレス政治上ノ保護随ツテ頼ムヘカラサル時ニ當リ卒先渡來シタル日本人カ自然ノ必要ニ驅ラレ便宜聚溜シタルモノ實ニ今日ニ於ケル居留民團ノ前身ヲ成ス爾來幾多ノ年所ヲ經其間屢々時變ニ遭遇シ危險周圍ニ遍リ生死間髪ヲ容レサルカ如キ急迫ノ場合ニ於テモ我同胞ハ能ク耐忍シ堅持シテ以テ現在ノ位置ニ到達セリ大ナルモノハ人口五萬ニ達シ小ナルモノモ數千ニ下ラス現ニ一箇ノ自治機關ヲ有シ學校、道路、勸業、衞生、警備等ノ費途一年殆ント四十萬圓ニ近キ者アリ悉ク居留民ノ獨力負擔ヲ以テ辨シ未タ嘗テ他力ヲ仰カス吾人素ヨリ之ヲ以テ自治體ノ完全ナルモノトハ云ハス然トモ之ヲ母國ノ市町村ト相比較シテ其設備能力共ニ甚シキ遜色アルヲ自覺セス要スルニ前記十一箇ノ居留民團ハ朝鮮ニ於ケル母國民ノ多數ヲ包容シテ各其所ヲ得セシムル外ニ朝鮮人ニ對シテモ何等ノ義務ヲ要セスシテ直接間接ニ其利澤ニ均霑セシメ期セスシテ日鮮人同化ノ政策ニ一致シ相共ニ文明都市ヲ實現スルノ目

的ニ對シテ努力奮勵シツヽアルナリ

然ルニ道路傳フル所ニ依レハ當局ニ於テハ近キ將來ニ於テ今日ノ民團制度ヲ撤廢シ下級行政ハ日鮮人劃一ノ制度ノ下ニ總テヲ官憲ノ手ニ於テ行ハントスルノ意アリト吾人在鮮母國人ニ取リテ眞ニ晴天ノ霹靂ノ感ナクンハ非ス若シ風説ヲシテ眞ナラシメハ二十餘萬ノ在鮮母國民ハ民團ノ消滅ト共ニ全然既得ノ權利位置ヲ失ヒ有司專制ノ狀態ニ復歸セサルヘカラス斯クノ如キハ豈吾人ノ能ク忍ヒ得ル所ナランヤ或ハ曰ク日韓併合ノ趣意ハ遍ク鮮人ヲシテ一視同仁ノ治ニ浴セシメントスルニアルモ彼等ノ多數ハ依然トシテ依ラシムヘク知ラシムヘカラサルノ民ナリ與フルニ自治制度ヲ以テスルカ如キハ前途尚歲月ヲ要ス今彼等ノ眼前ニ於テ獨リ母國人ニ對シテノミ特殊ノ制度ヲ設クルカ如キハ徒ラニ彼等ノ誤解ヲ招キ新附ノ國民ヲ悅服セシムル所以ニアラス或ル時機ニ達スルマテ民團制度ノ撤廢は政策上已ムヲ得サルナリト由來制度ノ別ハ民度ノ同シカラサルヨリ起ル優越ノ民ニハ優越ノ制度ヲ要シ未開ノ民ニハ未開ノ制度ヲ要ス現ニ日鮮人ノ間ニハ其能力性情習慣ノ遽ニ一致シ難キ懸隔アリ漫然二者ヲ混淆シテ同一制度ノ下ニ立タシメントスルカ如キハ公平ヲ衒フテ亂階ヲ招クノ嫌ナシトセス平等ノ裡ニ差別ヲ立テ民度ニ應シテ制度ヲ定ム是レ兩者ヲシテ各其所ヲ得セシムル所以タラスンハアラス朝鮮ニ於ケル日本人カ居留民團ナル名稱ノ下ニ多年自治權ヲ保有シ來レルモノ畢竟上述ノ理由ニ胚胎シ伴フニ苦慘ノ歷史ヲ以テス多年承認サレタル制度ヲ存續施行シタレハトテ之カ爲ニ鮮人ノ誤解ヲ招キ累ヲ政策

ノ上ニ及ホスノ虞アリトスルハ抑モ杞人ノ憂ニ等シキノミ

吾人ハ寧ロ進ンテ現行民團制以上ノ自治制度ヲ要求ス現在ノ民團制度ハ之ヲ母國ノ市町村制度ニ比スレハ幾多ノ不便不備アルヲ免レス吾人ハ現行民團制以上ノ自治制度ヲ要求ス自治制度ニアラサル制度ハ如何ナル性質ノモノニテモ又如何ナル口實アリトモ斷シテ吾人ノ甘從シ能ハサル所ナリ

吾人ハ平生總督府ノ施政ニ對シテハ叨リニ異ヲ立テ見ニ拘シ累ヲ當局ニ及ホス如キコトヲ愼ムモノナリ然トモ今日ノ在鮮母國民ハ既ニ單純ナル移民若クハ出稼人ノ種類ニアラス至ル處都市ヲ建設シ主義精神ヲ有スル自治團體ヲ經營セリ其位置ト實力トハ冀クハ當局亦之ヲ承認シテ其意氣ヲ沮喪セシメス以テ大陸發展ノ先驅者タラシメンコトヲ

今夫レ強ヒテ民團制度ヲ廢シ自治ノ權能ヲ否認セハ恐クハ官民揆離ノ端是レヨリ發セム而シテ新ニ渡來セントスル母國人ヲシテ趦趄逡巡セシムルニ至テハ滿韓移民集中ノ國是ニ影響ナキヲ保セサラントス

以上民情ヲ吐露シ謹テ清鑑ヲ請フ若シ一顧ヲ煩スヲ得ハ誠ニ望外ノ幸ナリ

大正元年十月　日

在鮮民團議員聯合會

新義州居留民會議員　月成勳

新義州居留民會議員	加藤鐵次郎
同　議長	田中健士
鎭南浦居留民會議長	馬場嘉藏
木浦居留民會議長	藤森利兵衛
大邱居留民會議長	岩瀨靜
群山居留民會議員	金森玄三
馬山居留民會議員	弘清三
元山居留民會議員	西田常三郎
同	大塚榮四郎
平壤居留民會議員	古庄仁太郎
同	宮川五郎三郎
同　議長	內田錄雄
仁川居留民會議員	樋口平吾
同　議長	淺井益三
釜山居留民會議員	坂田文吉

同　安武千代吉

同　岡崇三郎

京城居留民會議員　皆川廣濟

同　議長　海津三雄

釜山居留民團役所最後ノ幹部員

民團長　大池忠助

助役　田端正平

會計役　田中信敏

釜山居留民會最後ノ議員

光藤介

三輪保吉

坂田文吉

香椎源太郎

萩野彌左衛門

五島甚吉

安武　千代吉

松本　小三郎

井谷　義三郎

植松　通太郎

堤　貞之

河内山　品之助

岡　棣三郎

阪本　岩松

山中　庄次郎

岩崎　新平

福田　増兵衞

田中　秀治郎

窪田　梧樓

迫間　房太郎

立花　増愛

釜山居留地自治機關歷代幹部員

明治六年中　用番　豊　武七
同　同　阿比留久治
同　同　櫻井覺兵衛
同　同　三井善右衛門
自明治七年至明治十年　同　浦瀬佐兵衛
同　同　齋藤治郎作
同　同　櫻井覺兵衛
同　同　梯　要助
同　同　竹村善九郎
同　同　高木政太郎
同　同　野田清三郎
同　同　齋藤萬次郎
自明治十年至明治十一年　保長頭取　青山繁治郎
同　書記　阿比留護助

自明治十一年至明治十二年
明治十三年自一月至三月
自十三年四月至十四年二月
自十四年三月至二十六年十一月

保長頭取　吉副喜八郎
總代　川淵正幹
保長頭取心得總代　阿比留護助
總代　佐原純一
總代民長代　太田秀次郎
民長　石原平右衛門
同　粟屋端一
民團長　島田歸
同　大池忠助

居留地會及民團議員在職年數

一宮丈三郎　自明治十三年十月至十五年一月　一年四月
井上湧次郎　自明治十三年十月至十五年三月　一年三月
犬東彈吾　自明治十四年十二月至十七年十月　二年
伊藤新七　自明治十七年一月至同年十二月　一年
諫山運平　自明治十六年五月至二十六年八月　八年十一月

副議長

氏名	在任期間	年数
今村政治	自明治十九年二月至二十年一月	一年
印東衛防	自明治二十九年六月至四十四年一月	十二年七月
今西峯三郎	自明治三十年九月至四十一年十月	三年十一月
伊藤甚三郎	自明治三十一年九月至三十七年七月	三年十一月
石川眞平	自明治三十一年九月至四十四年一月	五年三月
磯谷喜三郎	自明治三十六年八月至三十九年八月	三年一月
生尾久治	自明治三十六年八月至三十九年八月	三年一月
石田信一郎	自明治三十七年八月至三十八年八月	一年一月
石崎震二	自明治三十八年五月至三十九年八月	一年一月
稲田仲次	自明治三十八年八月至三十九年八月	一年四月
岩崎新平	自明治三十九年十月至大正三年三月	七年六月
岩鶴金之助	自明治四十一年十月至大正二年一月	四年四月
磯村武經	自明治四十四年二月至大正二年一月	二年
岩橋一郎	自明治四十四年二月至大正二年一月	二年
井谷義三郎	自大正二年二月至大正三年三月	一年二月

氏名	在職期間	期間
花田孫兵衛	自明治十二年九月至十五年七月	二年二月
橋邊伊左衛門	自明治十二年九月至十七年一月	二年二月
萩野彌左衛門	自明治十二年九月至大正三年三月	八年八月
秦孫右衛門	自明治十二年九月至二十年八月	一年十月
春田庄七	自明治十三年十月至十四年一月	四月
蓮香善平	自明治十四年三月至二十年九月	六年七月
秦喜左衛門	自明治十六年一月至二十年九月	四年九月
籔島勝輿	自明治十四年九月至同年十一月	三月
迫間房太郎	自明治十七年一月至大正三年三月	二十八年五月
長谷川清吉	自明治二十年二月至同年九月	八月
橋本彌三郎	自明治二十四年八月至二十五年九月	一年二月
迫間保太郎	自明治四十四年二月至大正二年一月	二年
長谷川要太郎	自明治三十八年八月至三十九年八月	一年一月
西川敬之助	自明治十三年四月至同年九月	六月
西村傳兵衛	自明治十七年六月至三十一年八月	一年十一月

議長及副議長

氏名	在職期間	
西田東輔	自明治二十年二月至二十三年九月	三年八月
本馬卯三郎	自明治十三年六月至十九年四月	一年十月
保家貞八	自明治十三年十月至四十一年十月	二十六年
豐武七	自明治十二年九月至十三年三月	七月
十菱常七	自明治十二年九月至十三年三月	七月
富田董五郎	自明治十二年九月至十五年三月	一年九月
唐善三郎	自明治十二年十月至十五年七月	一年一月
土肥福三郎	自明治十三年四月至同年九月	六月

議長又副議長

氏名	在職期間	
藤佐嘉衛	自明治十三年九月至二十九年十二月	十五年六月
豐田泉右衛門	自明治十五年七月至十六年一月	七月
議長（三十一年六月一日受銀盃）土岐債	自明治二十三年九月至二十九年十二月	五年三月
副議長 東條三郎	自明治二十八年六月至二十九年八月	一年三月
豐田福太郎	自明治二十九年十二月至三十八年八月	八年九月
副議長（三十九年一月十日木杯一組）藤信夫	自明治二十二年六月至三十八年二月	五年九月
（三十九年一月十日木杯一組）土肥[illegible]藏	自明治三十一年八月至三十八年八月	六年二月

豊田邦吉 自明治三十八年五月至同年八月 四月

沼田宗次郎 自明治十八年八月至十九年四月 九月

（三十八年十月十一日金玉）議長 大池忠助 自明治十二年九月至大正二年十月 三十年六月

議長 大橋半七郎 自明治十二年九月至十六年一月 一年五月

落合議助 自明治十三年四月至同年九月 六月

大石勇造 自明治十三年四月至同年九月 六月

小野卯兵衛 自明治十四年三月至十六年六月 一年九月

小倉幸 自明治十五年一月至十六年六月 一年三月

奥川嘉太郎 自明治十五年八月至十六年五月 十月

大河原源吉 自明治十六年十月至十七年一月 四月

大宅保市 自明治十六年八月至十七年一月 六月

大浦登 自明治十六年六月至十八年七月 一年十一月

大久保軍二 自明治十七年一月至二十年九月 三年九月

大河原貞喜 自明治十八年一月至十九年五月 十月

沖永吉五郎 自明治二十年十月至二十一年九月 一年

役職	氏名	在任期間	年數
副議長	大橋　淡	自明治二十一年四月至二十八年七月	三年七月
	小田喜次郎	自明治二十六年九月至三十年八月	四年
	大恵萬造	自明治二十九年八月至三十九年八月	四年五月
	大久保德藏	自明治三十年九月至三十一年九月	一年二月
	尾高次郎	自明治三十一年十月至三十三年一月	一年四月
議長	小倉胖三郎	自明治三十三年七月至三十五年九月	二年三月
	小方駒藏	自明治三十三年八月至三十九年八月	五年二月
	沖永猪三郎	自明治三十八年五月至同年八月	四月
	大塚楳三郎	自明治四十一年十月至四十二年六月	九月
	小澤宇三郎	自明治四十四年二月至大正二年一月	一年十一月
	岡　楳三郎	自明治四十四年二月至大正三年三月	三年二月
	渡邊要右衛門	自明治十二年九月至十三年九月	一年一月
副議長	和田五郎	自明治十三年十月至二十年一月	四年
	和田野茂光	自明治四十四年二月至大正二年一月	二年
	釜谷惣右衛門	自明治十二年九月至十三年九月	一年一月

	神崎德郎治	自明治十二年九月至十八年一月	二年六月
	梯　要助	自明治十二年十月至十七年六月	一年十一月
	勝田　勝	自明治十三年十月至十四年一月	四月
	河內善九郎	自明治十三年四月至同年九月	六月
	梶山嘉兵衞	自明治十四年四月至十七年七月	一年
議長及副議長	梶山新助	自明治十五年一月至同年六月	六月
	川淵正幹	自明治十五年一月至同年五月	五月
議長及副議長	龜谷造次郎	自明治十五年一月至二十九年五月	十一年
	海津茂太郎	自明治十五年七月至十六年一月	七月
	梶山嘉一	自明治十五年八月至二十年九月	五年二月
	海江田平助	自明治二十四年一月至二十五年一月	一年一月
	龜谷愛助	自明治二十五年二月至二十七年七月	二年六月
	河村萬次郎	自明治二十六年九月至二十九年八月	三年
	加來繼三	自明治二十八年六月至同年十月	五月
議長	香椎源太郎	自明治四十四年二月至大正三年三月	三年二月

職長

氏名	在職期間	在職年月
吉澤増作	自明治十二年十月至十三年九月	十月
吉村松藏	自明治十三年十月至十四年七月	十月
横松清助	自明治十四年十月至十五年一月	四月
田宮三之助	自明治十二年九月至二十八年五月	七年二月
田中虎之助	自明治十三年六月至十四年八月	九月
瀧川愼三	自明治十四年九月至十五年一月	五月
高橋平格	自明治十四年二月至十五年一月	一年
橋　與市	自明治十四年十月至十九年一月	三年七月
高洲器一	自明治十七年一月至同年七月	七月
田中柳右衛門	自明治十七年十二月至十八年七月	八月
田中順時	自明治十八年八月至十九年一月	六月
高瀬政太郎	自明治十八年十二月至二十九年八月	四年九月
田端正平	自明治三十九年十月至大正二年十一月	七年二月
田中國三郎	自明治四十一年十月至四十三年七月	一年十月
竹下佳隆	自明治四十四年二月至大正二年一月	三年

田中秀治郎	自大正二年二月至同年十二月	十一月
立花増愛	自大正二年二月至同年十二月	十一月
惣島和作	自明治十二年九月至十三年九月	一年一月
早田淺之助	自明治十五年一月至二十五年五月	八年五月
鶴田權六	自明治十八年七月至二十年一月	一年七月
鶴野四郎	自明治三十三年九月至三十五年八月	二年
堤貞之	自明治四十四年二月至大正三年三月	三年二月
中山喜兵衛	自明治十二年九月至同年十月	二月
永瀬俊二郎	自明治十四年九月至十六年五月	一年五月
成瀬志	自明治十四年二月至二十年一月	一年
成瀬千太郎	自明治十五年四月至十八年一月	二年五月
永野利右衛門	自明治十五年八月至十六年十月	一年三月
中川良	自明治十五年五月至二十年八月	四年三月
中川喜右衛門	自明治十八年一月至同年十二月	一年
中根猛	自明治二十四年一月至二十五年一月	一年一月

三十九年一月十日 木盃一組ヲ受ク

同　上

氏名	在職期間	年數
中尾勘一郎	自明治二十八年九月至三十年六月	一年十月
永野萬助	自明治二十九年十二月至三十六年三月	五年五月
中上福三郎	自明治三十年九月至三十八年八月	七年一月
中上與作	自明治三十年八月至三十七年七月	六年一月
中村俊松	自明治三十八年八月至四十四年一月	四年四月
村瀬喜久藏	自明治十二年九月至十四年一月	一年五月
六澤安次郎	自明治十四年一月至同年六月	六月
村尾鐘之助	自明治十六年八月至同年十二月	五月
宗像豊輔	自明治十八年七月至十九年五月	十一月
村上元治郎	自明治三十八年八月至大正二年一月	七年三月
上野庄作	自明治十二年十月至十四年一月	十月
梅野德治	自明治十三年十月至同年十二月	三月
上野敬助	自明治十三年四月至同年九月	六月
植松久右衛門	自明治十三年六月至二十年一月	一年三月
內山叶	自明治十三年十月至十七年七月	二年五月

議長

氏名	在職期間	年數
梅野幸左衛門	自明治十六年八月至十七年一月	六月
上野永次	自明治十七年十月至二十八年九月	九年十一月
植木儀三郎	自明治二十七年二月至三十年八月	二年十月
内山直巳	自明治三十年九月至三十四年八月	四年
上田定策	自明治三十四年九月至三十五年九月	一年一月
内山米太郎	自明治三十八年八月至四十一年十月	三年二月
植松通太郎	自大正二年二月至大正三年三月	一年二月

議長

三十八年十二月十四日銀盃一組ヲ受ク

氏名	在職期間	年數
野田卯三郎	自明治二十九年六月至二十四年八月	四年四月
野口彌三	自明治三十六年三月至三十七年七月	一年五月
野口弘毅	自明治四十一年十月至四十四年一月	二年四月
國岡建三	自明治十六年八月至十七年一月	六月
桑田伴藏	自明治十七年三月至二十年二月	二年
栗原重冬	自明治十七年四月至二十二年六月	二年六月
黒岩邦太郎	自明治二十年十月至三十八年八月	十一年六月
倉成熊助	自明治三十一年九月至三十七年七月	四年一月

氏名	在任期間	期間	備考
窪田梧樓	自明治三十八年八月至大正三年三月	六年七月	
關松磊奇智	自明治四十一年十月至四十四年一月	二年四月	
山本新一	自明治十三年十月至十七年六月	二年十月	
保田繼三郎	自明治十三年十月至十四年十二月	一年三月	
安武壽富	自明治十五年一月至同年七月	七月	
山川昌新	自明治十四年三月至同年八月	六月	
山口與作	自明治十五年一月至同年五月	五月	
山田靜之助	自明治十四年三月至同年九月	七月	
山本清記	自明治十四年二月至十六年四月	一年四月	
山崎謙吾	自明治十四年一月至十九年八月	二年九月	
山路政之助	自明治十五年十月至十七年七月	一年十月	
山本總三郎	自明治十九年二月至二十年一月	一年	
柳壯藏	自明治二十年十月至二十一年三月	六月	
矢橋寬一郎	自明治二十六年九月至三十六年三月	八年九月	三十六年三月三十日銀盃一組 議長
山本純一	自明治二十九年八月至大正二年一月	十三年六月	

氏名	在職期間	年月	備考
山川吉太郎	自明治三十一年八月至三十五年八月	四年一月	
安武千代吉	自明治四十一年十月至大正三年三月	五年六月	
山中庄次郎	自大正二年二月至同年十二月	十一月	
丸島八兵衛	自明治十三年十月至十九年八月	三年六月	
松井彌平	自明治十四年十月至同年十二月	三月	
松尾元之助	自明治十七年一月至三十三年六月	十三年六月	
牧田龜吉	自明治二十五年二月至二十六年七月	一年六月	
松前才助	自明治二十九年六月至大正二年十二月	十二年八月	議長、副議長
松本小三郎	自大正二年二月至大正三年三月	一年二月	
福田增兵衛	自明治十三年四月至大正三年三月	二十八年四月	三十八年十月十一日金盃一個ヲ受ク
藤森重助	自明治十九年五月至二十年二月	十月	
藤森龜助	自明治二十九年八月至三十四年十二月	二年五月	
藤田辰三郎	自明治三十三年八月至三十七年七月	四年	
古藤庄藏	自明治十二年九月至十三年九月	一年一月	
後藤嘉右衛門	自明治十二年九月至同年十月	二月	

議長

三十九年一月十日木杯一組ヲ受ク

氏名	期間	年月
近藤與喜太	自明治十三年六月至同年八月	三月
小林清吉	自明治十三年十月至同年十二月	三月
國分建見	自明治十四年二月至十八年七月	二年二月
國分佐一郎	自明治十六年十月至十八年七月	一年十月
國分常助	自明治十六年十月至十七年七月	十月
右藤昇一郎	自明治二十年二月至三十八年二月	十四年十一月
木本晋治	自明治二十九年六月至三十八年五月	七年
五島甚吉	自明治二十九年八月至大正三年三月	十一年八月
小宮萬治郎	自明治三十六年四月至大正二年一月	二年五月
河内山品之助	自明治四十四年二月至大正二年二月	二年十一月
江口辰兵衛	自明治十二年十月至十四年八月	一年五月
江島廣右衛門	自明治十四年九月至十七年十二月	一年五月
手島利魚	自明治三十六年三月至四十一年十月	五年七月
赤崎精一	自明治十二年九月至十三年三月	七月
荒木恒介	自明治十四年三月至同年八月	六月

秋山直一郎　自明治十四年十月至十五年一月　四月

芦濱忠太郎　自明治十七年一月至同年七月　七月

荒尾辰三郎　自明治三十二年九月至三十三年三月　七月

荒井榮造　自明治三十三年七月至三十四年八月　一年二月

櫻井覺之助　自明治十二年九月至十三年九月　一年一月

佐藤卯平　自明治十二年九月至十三年三月　七月

佐野但嘉　自明治十四年三月至十七年三月　十一月

議長

佐藤鍵二　自明治十四年二月至二十年九月　三年二月

（三十八年十二月十四日組織改正）

坂田與市　自明治十八年七月至三十五年八月　十二年七月

佐々木熊吉　自明治十九年十月至二十五年一月　四年二月

佐藤忠一　自明治二十年二月至二十一年七月　一年六月

澤木安次郎　自明治二十一年八月至二十三年十二月　二年五月

佐藤直太郎　自明治二十五年六月至二十八年十月　三年五月

議長

佐々木學　自明治二十五年十二月至三十三年八月　六年十月

副議長

榊茂夫　自明治二十六年八月至二十八年五月　一年十月

氏名	在任期間	年数
坂田文吉	自明治三十九年十月至大正三年三月	七年六月
阪田岩松	自大正二年二月至大正三年三月	一年二月
木村良助	自明治十三年十月至同年十二月	三月
幾度健一郎	自明治十四年二月至同年七月	六月
北村德右衞門	自明治十八年一月至二十年一月	二年一月
北村勝累	自明治二十八年十一月至三十年八月	一年十月
木下安太郎	自明治三十六年三月至三十八年四月	二年二月
北村敬介	自明治三十七年八月至三十九年三月	一年八月
木村雄次	自明治三十八年五月至三十九年八月	一年四月
桐幡復吉	自明治三十九年十月至四十一年八月	一年十一月
三澤友助	自明治十二年九月至十三年九月	一年一月
三木丈作	自明治十三年十月至十九年一月	一年五月
宮原忠五郎	自明治十三年十月至三十二年八月	九年八月
三木久米治	自明治二十八年十一月至三十九年八月	一年八月
三輪保吉	自明治四十四年二月至大正三年三月	三年二月

光　藤　介	自大正二年二月至大正三年三月	一年二月
修行鐵次郎	自明治十三年十月至十四年七月	十月
鹽津良助	自明治十四年一月至同年七月	七月
白水　達	自明治十四年三月至二十年九月	三年六月
島井安積	自明治十六年五月至同年十二月	八月
島雄清三郎	自明治十四年十二月至十五年四月	五月
柴田德造	自明治十六年一月至二十年九月	二年十月

議長、副議長

白石直道	自明治十六年一月至十七年五月	一年五月
白石　庸	自明治十七年一月至二十年一月	二年七月
下條三郎	自明治二十二年十一月至二十六年八月	三年十月
柴田重兵衛	自明治二十四年一月至二十六年八月	二年八月

議　　長

島田　歸	自明治三十五年八月至四十二年十月	六年九月
白井　朴	自明治三十五年九月至三十七年七月	一年十一月
久井孫兵衛	自明治十七年六月至二十年一月	二年八月
森岡佐太郎	自明治二十九年八月至二十六年八月	四年二月

關岡幸次郎　自明治十四年九月至十八年七月　一年五月

末永秀一　自明治十三年十月至三十九年八月　二年七月

鈴木忠茂　自明治十四年四月至十五年七月　一年四月

杉村信成　自明治十九年一月至二十年一月　一年一月

計　二百四十九名

居留民團法　明治三十八年三月法律第四一號

第一條　專管居留地、各國居留地、雜居地其ノ他ニ住居スル帝國臣民ノ狀態ニ依リ外務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ地區ヲ定メ其ノ地區內ニ住居スル帝國臣民ヲ以テ組成スル居留民團ヲ設立スルコトヲ得

居留民團ノ廢置分合又ハ其ノ地區ノ變更ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　居留民團ハ法人トシ官ノ監督ヲ受ケ法令又ハ條約ノ範圍內ニ於テ其ノ公共事務及法令、條約又ハ慣例ニ依リ之ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條　居留民團ニ吏員及居留民會ヲ置ク

第四條　居留民會ノ組織、居留民團吏員又ハ居留民會議員ノ任免、選擧、任期、給與及職務權限等ニ關スル事項竝居留民團ノ財產、負債、營造物、經費ノ賦課徵收及會計ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

第五條　居留民團ハ領事、公使及外務大臣順次ニ之ヲ監督ス但シ土地ノ情況ニ依リ第二次ノ監督ヲ省畧スルコトヲ得

前項監督ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　居留民團設立ノ際其ノ地區內ニ住居スル帝國臣民ノ共同財產及負債ノ處分其ノ他本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

居留民團法施行規則

明治三十九年七月
統令二一號

第一章　總則

第一條　居留民團ノ廢置分合又ハ其ノ地區並名稱ノ變更ハ統監之ヲ定ム

前項ノ處分ニ付財產處分ヲ要スルトキハ關係居留民會又ハ之ニ準スヘキモノヽ意見ヲ徵シ理事官之ヲ定ム

第二條　居留民團ノ地區內ニ住居スル者ハ其ノ居留民トス

居留民ハ居留民團ノ財產及營造物ヲ使用スル權利ヲ有シ其ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第三條　居留民團ハ法令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區內ニ住居スル外國人ヲ保護スル義務ヲ負フ

第四條　居留民團ハ居留民ノ權利義務及居留民團ノ事務ニ關シ居留民團規則ヲ設クルコトヲ得

第二章　居留民團吏員

第五條　居留民團ニ民長一名ヲ置ク

民長ハ統監之ヲ任免ス

第六條　民長ハ居留民團ヲ統轄シ之ヲ代表シ及其ノ行政事務ヲ擔任ス

第七條　民長ハ居留民團吏員ヲ指揮監督シ及之ニ對シ懲戒ヲ行フ其ノ懲戒處分ハ十圓以下ノ過怠金及譴責トス

第八條　居留民團ニ助役及會計役各一名ヲ置ク但シ居留民團規則ヲ以テ助役ノ定員ヲ二名トシ若ハ助役及會計役ヲ置カサルコトヲ得

助役及會計役ノ任期ハ三箇年トス

助役及會計役ハ民長ノ推薦ニ依リ居留民會之ヲ選定シ理事官ノ認可ヲ受クヘシ

第九條　助役ハ民長ヲ補助シ民長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十條　會計役ハ居留民團ノ會計事務ヲ掌ル

會計役ヲ置カサル居留民團ニ在リテハ前項ノ事務ハ理事官ノ定ムル所ニ依リ民長、助役又ハ書記之ヲ兼掌ス

第十一條　居留民會ハ會計役又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ會計事務ヲ掌ル者事故アルトキハ之ヲ代理

スヘキ吏員ヲ選定シ理事官ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　居留民團ニ書記及必要ノ技術員ヲ置キ民長之ヲ任免ス書記及技術員ノ定數ハ居留民團規則ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條　書記ハ民長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十四條　居留民團吏員ハ有給トス但シ官吏ニシテ民長ニ任命セラレタル者ハ此ノ限ニアラス

助役ヲ置カサル居留民團ニ於テ民長事故アルトキハ會計役、會計役ナキトキハ首席書記之ヲ代理ス

第三章　居留民會

第十五條　居留民會議員ノ定數ハ八人以上三十人以下ニ於テ理事官之ヲ定ム

第十六條　居留民ニシテ滿二十五年以上ノ男子一年以來其居留民團稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ選擧權ヲ有ス但シ禁治產者及準禁治產者ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　選擧權ヲ有スル居留民ハ被選擧權ヲ有ス但シ左ニ揭クル者ハ此ノ限ニ在ラス

一、理事廳ノ官吏及居留民團吏員

二、神官、神職、僧侶其ノ他諸宗敎師

三、學校敎員

第十八條　居留民會議員ハ名譽職トス

居留民會議員ノ任期ハ二箇年トス

第十九條　民長ハ選擧ノ期日前五十日ヲ期シ其ノ日ノ現在ニ依リ選擧人名簿ヲ調製スヘシ

選擧人名簿ニ登錄セサル者及登錄セラレタル者モ選擧權ヲ有セサル者ハ選擧ニ參與スルコトヲ得ス

選擧人名簿調製後ニ於テ選擧ノ期日ヲ變更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用フ

選擧人名簿ハ其ノ調製ノ日ヨリ一箇年以內ニ於テ行フ選擧ニ用フ

第二十條　民長ハ選擧ノ期日ヨリ少クトモ七日前ニ選擧會場投票ノ日時及議員數ヲ告示スヘシ

民長ハ選擧事務ヲ統轄シ及選擧會場ノ取締ニ任ス

第二十一條　選擧ハ投票ニ依リ之ヲ行フ投票ニハ議員定數二十人以下ニ在テハ其ノ二分ノ一、二十四人以上ニ在テハ其ノ三分ノ一ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シ選擧人自ラ民長ニ之ヲ差出スヘシ

投票ニハ選擧人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

投票用紙ハ一定ノ式ニ依リ民長之ヲ調製シ及配付スヘシ

第二十二條　居留民會議員ノ選擧ハ有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ當選者トス但シ其ノ得票ノ數五票ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ年齡同シキトキハ民長抽籤シテ之ヲ定ム

民長ハ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知スヘシ

當選者其當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以內ニ民長ニ之ヲ申立ツヘシ

當選者其當選ヲ辭シタルトキハ第一項及第二項ノ規定ニ依リ之ヲ補フヘキ當選者ヲ定ム

第二十三條　民長ハ選擧錄ヲ調製スヘシ

選擧ヲ終リタルトキハ民長ハ直ニ選擧錄ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ理事官ニ報告スヘシ

第二十四條　居留民會議員中闕員ヲ生シ其闕員ノ數議員定數ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキハ補闕選擧ヲ行フ

補闕議員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第二十五條　居留民會ハ民長ノ提出スル議案ヲ議決ス

左ノ事項ハ居留民會ノ議決ニ付ス

一、居留民團規則

二、居留民團費ヲ以テ支辨スヘキ事業

三、歲入出豫算

四、歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外義務ノ負擔及權利ノ拋棄

五、財產及營造物ノ管理方法

六、不動産ノ取得及處分
七、基本財産及積立金ノ設置及處分
八、居留民團ニ係ル訴訟及和解
第二十六條　居留民會ハ議員中ヨリ議長一名ヲ選擧スヘシ
議長事故アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選擧スヘシ
第二十七條　議長ハ會議ヲ統轄シ議場ノ取締ニ任ス
第二十八條　居留民會ハ民長之ヲ召集シ又開閉ス
召集及會議ノ事項ハ開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ居留民會議員ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第二十九條　居留民會成立セス、召集ニ應セス又ハ會議規則ノ規定ニ依リ會議ヲ開クコト能ハサルトキハ民長ハ理事官ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得居留民會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキモ亦同シ
居留民會ノ議決スヘキ事件ニ關シ其ノ閉會中ニ於テ臨時急施ヲ要スルモノアルトキハ民長ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得
前二項ノ處分ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ居留民會ニ報告スヘシ
第二項ノ處分ニ付異議アルトキハ居留民會ハ理事官ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

第三十條　居留民會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設ケ理事官ノ認可ヲ受クヘシ
會議規則ニハ其ノ規則ニ違反スル議員ニ對シ居留民會ノ議決ニ依リ五日以內出席、停止シ又ハ五圓以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第四章　財產及收入

第三十一條　居留民團ハ不動產又ハ積立金ヲ以テ基本財產ヲ設置スヘシ
第三十二條　居留民團ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得
第三十三條　居留民團ハ居留民團稅、使用料、手數料及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得
第三十四條　居留民ニ非スト雖居留民團ノ地區內ニ於テ土地、家屋、物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ又ハ營業ヲ爲シ又ハ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其土地、家屋、物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ行爲ニ對シテ賦課スル居留民團稅ヲ納ムル義務ヲ負フ其ノ法人タルトキ亦同シ
第三十五條　數個人又ハ居留民團ノ地區內ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ對シテハ特別ノ負擔ヲ爲サシメ又ハ不均一ノ賦課ヲ爲スコトヲ得
第三十六條　居留民團稅、使用料、手數料、過料、過怠金其ノ他居留民團ノ公課ヲ定期內ニ納付セサル者アルトキハ民長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ其ノ指定ノ期限內ニ之ヲ納付セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分ス

前項ノ場合ニ於テ國稅徵收法第三十二條ニ當ル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

民長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ會計年度內ニ限リ納稅延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越ユル場合ハ居留民會ノ議決ヲ經ヘシ

民長ハ特別ノ事情アル者ニ限リ居留民會ノ議決ヲ經テ居留民團稅ヲ減免スルコトヲ得

第三十七條　本則ニ依ル徵收金ノ追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第三十八條　居留民團稅、使用料、手數料及營造物又ハ財產ノ使用方法ニ關スル事項ハ居留民團規則ヲ以テ之ヲ定ム其規則ニハ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

民長ハ過料ニ處シ及之ヲ徵收ス其處分ニ異議アル者ハ理事官ニ申立ツルコトヲ得

第三十九條　居留民團稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ納稅告知書交付ノ日ヨリ三箇月以內ニ民長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

使用料、手數料若ハ夫役現品ノ賦課及財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ民長ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ民長ノ爲シタル決定ニ異議アル者ハ理事官ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

第四十條　居留民團ハ居留民會ノ議決ヲ經テ居留民團債ヲ起スコトヲ得此場合ニ於テハ同時ニ起債ノ方法、利率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

居留民團ハ豫算內ノ支出ヲ爲ス爲メ居留民會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得此借入金ハ其會計年度內ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第五章 豫算及決算

第四十一條 歲入出豫算ハ民長之ヲ調製シ會計年度開始ノ日ヨリ少トモ一箇月前之ヲ居留民會ニ提出スヘシ

民長ハ居留民會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

居留民團ハ豫備費ヲ設クヘシ豫備費ハ居留民會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

居留民團ハ繼續費ヲ設クルコトヲ得

居留民團ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

豫算ノ要領ハ之ヲ告示スヘシ

第四十二條 會計役ハ民長ノ命令アルニアラサレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス又民長ノ命令アルモ支出ノ豫算ナキトキ又ハ豫備費支出其他他務ニ關スル規定ニ依ラサルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ第十條第二項ノ規定ニ依リ會計役ノ事務ヲ兼掌スル吏員ニ之ヲ準用ス

第四十三條 居留民團ノ出納ハ毎會計年度四回以上檢査ヲ爲スヘシ

前項ノ檢査ハ居留民會ニ於テ互選シタル二名以上ノ委員之ヲ行フ

第四十四條　決算ハ居留民會ノ認定ニ附シ其ノ認定ヲ經タルトキハ之ヲ理事官ニ報告シ及其ノ要領ヲ告示スヘシ

第四十五條　居留民團ノ會計年度支拂金ニ關スル時效及出納閉鎖期限ハ國庫ノ例ニ依ル

第六章　居留民團行政ノ監督

第四十六條　本則ニ規定スル異議ノ申立ハ處分又ハ決定ノ日ヨリ十四日以內ニ之ヲ爲スヘシ但シ本則中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ理事官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

第四十七條　理事官ハ居留民會ノ議決若ハ選擧其ノ權限ヲ越ヘ法令若ハ會議規則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ議決又ハ選擧ヲ取消スコトヲ得

第四十八條　理事官ハ居留民團行政ヲ監督スル爲必要ナル命令ヲ發シ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十九條　居留民團ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ理事官ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ理事官ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

第五十條　統監ハ居留民會ノ解散ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ二箇月以內ニ更ニ議員ヲ選擧スヘシ

理事官ハ期間ヲ定メ居留民會ノ停會ヲ命スルコトヲ得

第五十一條　左ニ掲クル事項ハ理事官ノ認可ヲ受クヘシ
一、居留民團規則
二、居留民團費ヲ以テ支辨スヘキ事業
三、基本財產ノ設置、處分及管理方法
四、特別負擔及不均一賦課ノ方法
五、第三十二條ニ依ル寄附又ハ補助
六、居留民團ノ起債及其ノ方法、利率及償還方法
七、歲入出豫算
八、繼續費
九、特別會計
十、歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外義務ノ負擔及權利ノ拋棄
第五十二條　居留民團行政ニ關シ理事官ノ認可ヲ要スル事項ニ付テハ理事官ハ申請ノ趣旨ニ反セサル範圍內ニ於テ之ヲ更正シテ認可スルコトヲ得
第五十三條　理事官ハ居留民團吏員ニ對シ懲戒ヲ行フ其ノ懲戒處分ハ解職、二十五圓以下ノ過怠金又ハ譴責トス但シ民長ニ對スル解職ハ統監之ヲ行フ

附　則

第五十四條　居留民團設立ノ場合ニ於テ理事官ハ助役及會計役ノ選任アル迄臨時ニ其ノ代理ヲ命ス

第五十五條　居留民團設立ノ場合ニ於テ居留民會ノ議決スヘキ事項ニシテ急施ヲ要スルモノハ其ノ成立ニ至ル迄理事官ノ認可ヲ得テ民長之ヲ行フ

第五十六條　居留民團ハ其ノ設立ノ日ヨリ二箇月以內ニ居留民會議員ノ選擧ヲ行フヘシ此場合ニ於ケル選擧人及被選擧人ノ資格ニ付テハ第十六條及第十七條ノ規定ヲ準用ス

第五十七條　居留民團設立前居留民團體ニ於テ有シタル一切ノ權利義務ハ之ヲ居留民團ニ承繼シタルモノト看做ス

第五十八條　居留民團設立前居留民團體ニ於テ定メタル豫算アルトキハ居留民團ハ理事官ノ認可ヲ得テ當該會計年度限リ其ノ豫算ニ依ルコトヲ得

第五十九條　本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ民長タル者ハ從來ノ規定ニ依リ任期ノ終了スル迄其ノ職ニ在ルモノトス

居留民團法施行規則實施心得

明治三十九年七月統訓第一五號　改正（明治四十二年統訓一號）（明治四十三年統訓九號）

居留民團法施行規則心得左ノ通定ム

居留民團法施行規則實施心得

第一條　民留民團規則ノ公告式ハ居留民會ニ於テ之ヲ定メシムヘシ

第二條　居留民團ニ非サル團體ニ於テハ民長、居留民會ノ名稱ヲ用キシムヘカラス

第三條　居留民團ノ處務規程ハ民長ヲシテ之ヲ定メシメ理事官之ヲ認可スヘシ

第四條　居留民團吏員及居留民會議員ノ給與ニ關スル事項ハ居留民團規則ヲ以テ之ヲ定メシムヘシ

第五條　居留民團ニ於テ吏員ノ退隱料、退職給與金、死亡給與金及遺族扶助料ヲ設クルトキハ之ニ關スル事項ハ居留民團規則ヲ以テ定メシムヘシ

第六條　居留民團ニ於テ居留民團規則ニ依ラスシテ吏員又ハ其ノ退職者ニ對シ賞與、慰勞其ノ他特別ノ給與ヲ爲サントスルトキハ理事官ノ認可ヲ受ケシムヘシ

第七條　居留民會議員ノ定數ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一、人口三萬以上ノ居留民團	議員	三十人
二、人口二萬以上ノ居留民團	同	二十四人
三、人口一萬以上ノ居留民團	同	二十人

四、人口五千以上ノ居留民團　　　同　　　十六人
五、人口一千五百以上ノ居留民團　　　同　　　十二人
六、人口一千五百未滿ノ居留民團　　　同　　　八人
第八條　居留民團法施行規則第三十八條ニ依リ發布スヘキ居留民團規則中ニ規定スル過料ノ額は其ノ居留民團税ニ關スルモノニ在リテハ二十五圓以下トシ其ノ他ノモノニ在リテハ五圓以下トス
第九條　居留民團ノ豫算ハ成ルヘク別紙ノ形式ニ依ラシムヘシ
第十條　居留民團ノ會計檢査ハ毎會計年度四回定期ニ檢査ヲ行ハシメ尙必要アルトキハ臨時檢査ヲ行ハシムヘシ
第十一條　居留民團法施行規則ニ規定スル異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ付シ民長ヲ經由シテ之ヲ申立人ニ交付スヘシ
第十二條　理事官ハ居留民團税、使用料及手數料ノ賦課徵收ニ關スル居留民團規則及第五十一條第二號第四號、第六號ノ認可ヲ爲サントスルトキハ豫メ統監ニ經伺スヘシ
第十三條　理事官ハ左ニ揭クル認可其ノ他處分ヲ爲シタルトキハ之ヲ統監ニ報告スヘシ
一、助役及會計役ヲ認可シタルトキ
二、議決又ハ選擧ヲ取消シタルトキ

三、居留民會議員ノ定數ヲ定メタルトキ
四、居留民團稅ノ種目及其ノ賦課徵收ノ方法ヲ認可シタルトキ
五、居留民會ノ停止ヲ命シタルトキ
六、基本財產ノ設置及處分ヲ認可シタルトキ
七、居留民團法施行規則第五十一條ニ依リ認可ヲ爲シタルトキ
第十四條　左ノ事項ハ之ヲ統監ニ報告スヘシ
一、民長、助役及會計役ノ退位
二、居留民會議員ノ氏名
三、居留民團ノ決算
第十五條　理事官ハ居留民團吏員ノ服務規律、賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關スル規定ヲ設クヘシ

（別紙書式畧）

第六章　戸口

釜山現時の內地人戸口之を十二年前に比較すれは戸數に於て約四倍人口に於て約二倍以上にして更に

二十二年前よりすれは實に共に殆むど八倍以上なり而して此內地人戶口の膨脹は卽ち直に產業の發達を意味するもの其影響として朝鮮人戶口亦相伴ふて增加しつゝあり蓋產業の發達に因て此歸向を促すは自然の理勢なるへし然るに獨支那其他外國人の今尙ほ甚多からさるは一見奇なるか如くなるも畢竟支那人の大抵は商業者なるも其他大部分は悉く宣敎師等にして物質的盛衰とは殆むど沒交涉なるもののみ其著しき增減を見さる素より怪しむに足らさるなり今や釜山の內地人戶口數は京城に亞いて第二位に在り卽ち大正三年八月末日に於ける釜山府管內總戶口國別及內地人縣別數は左表の如し

區分		內地人	朝鮮人	計	外國人 支那	英	米	佛	露	獨	其他	計
戶數		七、〇二一	五、九三五	一二、九五六	四七	三	三	一	二	〇	三	五九
人口	男	一六、七四五	一三、三七九	三〇、一二四	一九一	二	六	一	一	〇	五	二〇六
	女	一三、七九三	一二、八四三	二六、六三六	三二	四	三	〇	一	〇	四	四四
	計	三〇、五三八	二六、二二二	五六、七六〇	二二三	六	九	一	二	〇	九	二五〇

內地人口府縣別

府縣名	男	女	計	府縣名	男	女	計
北海道	一一二	六九	一八一	長崎	一、九九九	一、六四八	三、六四七

東京	三〇三	二六九	五七二
京都	二〇〇	一五二	三五二
大阪	五七八	五〇五	一、〇八三
神奈川	九三	一〇四	一九七
兵庫	五一六	四二九	九四五
栃木	五六	四〇	九六
奈良	一〇二	六一	一六三
三重	二二三	一七五	三九八
愛知	二七四	二〇六	四八〇
静岡	一三三	一〇九	二四二
山梨	三九	二七	六六
滋賀	一九一	一〇九	三〇〇
岐阜	一〇八	六七	一七五
長野	八六	四八	一三四
宮城	七〇	四七	一一七
岡山	六四八	五〇一	一、一四九
廣島	一、三〇一	一、一三七	二、四三八
山口	二、六六九	二、四四五	五、一一四
和歌山	二二九	一七八	四〇七
徳島	二二三	一七五	三九八
新潟	一一〇	八四	一九四
埼玉	三九	一六	五五
群馬	三四	三一	六五
千葉	七五	四六	一二一
茨城	五六	二六	八二
福島	八七	七二	一五九
岩手	一四	九	二三
青森	二八	二一	四九
山形	三八	二七	六五
秋田	二三	一六	三九
福井	一四五	一〇六	二四六
石川	一四〇	一一二	二五二
富山	一一二	九九	二一一
鳥取	一九七	一七一	三六八
島根	四六八	三五三	八二一
大分	八一二	七三一	一、五四三
佐賀	六五三	五一〇	一、一六三
熊本	六〇六	四三四	一、〇四〇
宮崎	五七	四〇	九七
鹿児島	二四六	一七〇	四一六

香川	四四九	三八二	八三一
愛媛	六五八	五一〇	一、一六八
高知	一七二	一一七	二八九
福岡	一、三七二	一、二一三	二、五八五
沖繩	一	一	二
臺灣	〇	〇	〇
樺太	〇	〇	〇
計	一六、七四五	一三、七九三	三〇、五三八

第七章　教育

今や朝鮮在住內地人の特設自治機關廢せられ渾て朝鮮人と劃一法令の下に統治せらるゝも獨教育上に於ては民度尙ほ懸隔あるの故を以て其制度自ら異ならさるを得す今尙ほ特に學校組合なる一自治機關の存置せらるゝ所以なり然とも教育の大方針に至ては等しく教育勅語の聖旨を奉體するもの何等差異あることなし只教育機關の組織又教科目等朝鮮人は其民度の低級なるに應して自ら徑庭あるを免れす亦止むを得さることとなるのみ大體に於て朝鮮全土に亘り內地人の部落には必す教育機關の相備はるに反し朝鮮人教育機關は概して道廳所在地の外殆むと舊式の學堂あるに過きす其義務教育制度の完全に行はれて內地人と同一程度に進むの時期や蓋尙ほ遼遠なるへきなり。

第一節　內地人教育

此完備せる教育機關に依て新學制度の普及せられ其成績斐然として章を成すの今日其始め居留地會議所內の一室に兒童を集め纔に寺小屋式教育を施したる當年を語るものあらは或は其事實を疑ふものな

きにあらさるへきも而も此寺小屋式教育機關は實に釜山普通教育機關の鼻祖なると共に當時教育事業經營難の一班を語るものたり豈輕視すへきものならむや同時に其後稍々體裁を備へたる修齊學校の設けられて畧々順序ある教育の端緒を披きたるに當り近藤領事の在る有りしこと亦忘るへからさるなり

抑も釜山に於ける兒童教育の發端は遠く明治十年居留地會議所内の一室に兒童を集め纔に讀書算術習字等を授けたるに在り其後兒童の增加に促されて移轉又移轉の後粗々内地の教育法に準して教科の多少改められたるも而も尙ほ内地小學程度の體裁を備ふるに至らす然るに兒童は益加はり來り殆むと之を裁する所以を知らさるに至れり時の領事近藤眞鋤大に之を慨き明治十三年領事館所屬の一官舍を無償拂下け校舍に充て修齊學校と命名し大に向學心を鼓舞したるを以て茲に始めて稍々教育機關の體裁を備へたり爾來十箇年を經明治二十二年十一月西町に校舍を新築して修齊學校を移し同時に明治十八年以來東本願寺別院に於て開校せし女兒學校を合併して釜山共立小學校と稱し後明治二十八年内地の小學校令に基きて大に校則を改め更に尋常科高等科を併置し其修業期を何れも四年と爲し經費は渾て一般居留民の負擔と定む於是學校の基礎始めて定まり釜山公立小學校と改稱したり其後明治三十四年三月小學校令施行規則に於ける設備準則の規定に則り一大校舍を大廳町に新築し明治三十五年十月を以て開校式を擧く此前後より日露戰役後に亘り居留民大に增加し隨て教育設備も大に擴張せらる卽ち明治三十九年四月釜山公立尋常高等小學校の設立に續いて釜山公立草梁尋常小學校

學校等の新築せらるゝ等教育事業の進境に入ると共に機關大に備はり竟に中等教育機關としては釜山中學校、釜山公立商業專修學校、釜山公立高等女學校等の設けらるゝあり今や釜山の教育機關は尋常科五校其教員七十六人中等科三校其教員三十六人幼稚園も建築中に在り其他私立のもの等幾むど完備の域に達し其學徒は大正三年十月の現在尋常科に屬するもの三千三百九十四人其中等科に屬するもの六百二十六人其總數は實に四千二十人を算するに至れり盛なりと謂ふへし。

一、釜山公立尋常高等小學校

本校は寶水町に在り元釜山公立小學校高等科の分立せしものにして明治三十九年四月一日を以て開校せり其修業期は男兒三年女兒二年にして其學科は修身、國語、算術、歷史、地理、理科、圖畫、唱歌體操、裁縫、手工、商業、英語、韓語の十四科目なり明治四十年一月公立學校職員退隱料及遺族扶助料法に依り統監府の指定學校と爲り又本校生徒及卒業生等の他校轉入資格に付同年九月勅令第三百四十四號を以て小學校令に依り設立したる市町村立小學校と同等に認定せらる明治四十一年四月一日釜山居留民團立釜山尋常高等小學校と改稱せらるゝと同時に其尋常科は男女各五、六の二箇學年高等科は男兒のみ一、二の二個學年と爲り又高等科教科目中の商業科を廢止す明治四十四年四月一日高等科中に女子部を置き又學級數二を加へて十九個學級と爲し尋常科第一學年及第二學年に於て二學級の二部教授を行ひ隨意科たりし韓語を廢止す而して正科の外特別施設として教育勅語の特別教授、講堂訓

話、學藝演習會、講演會、成績品展覽會、速算練習、作法練習、自學補導、禮拜式、學校園、學童貯金、同窓會等の設けあり大正三年十月現在の兒童數は尋常科男二百六十四人女二百二十七人高等科男二百四十六人女百十五人合計男五百十八人女三百四十二人なり。

二、釜山第一公立尋常小學校

本校は大廳町に在り其系統に溯るときは其創設最舊く明治十年に在つて實に釜山教育機關の鼻祖たり其明治二十二年釜山共立小學校となるに至れるまでの變遷は章首に既述せし所の如くにして後明治二十四年五月十六日教育勅語の謄本を下賜せられ翌二十五年九月三日兩陛下の聖影を拜戴し校勢振ひ竟に校舍の狹隘を告ぐるに至りたるを以て明治三十五年七月兒童約一千名を收容し得へき設計を立て大廳町に一大校舍を新築し尋常高等二科の外補修科を併置せしに同三十七年十一月火災に罹り全部烏有に歸したるを以て同三十八年四月工費三萬八千餘圓の豫算を建て其再建を決し直に工を起し同三十九年一月竣成同年四月を以て釜山公立尋常小學校と改め同時に高等科を分立せしめ且つ草梁に分校を置き同四十年一月統監府指定學校と爲り同四十一年絕影島に分校を置き同年四月又釜山居留民團立釜山尋常小學校と改稱し修業期を六箇年と爲し同四十五年一月十七日遠藤德郎校長に任せられ同年四月一日官制の改正に依り現稱に改めらる大正三年十月の現在兒童數は男五百八人女四百三十三人合計九百三十三人なり本校亦特に教師の研究會、兒童成績品展覽會、學藝演習會、唱歌會、紀念講話會、感化的

施設、父兄懇話會等は兒童の訓練、養護及家庭との聯絡等に就き諸種の方法を設け輔導誘掖上周到なる注意を拂へり。

三、釜山公立第二尋常小學校

本校は寶水町に在り素と尋常高等小學校として高等小學校内に在りしもの〻後身なり初め高等小學校の隣地に民團立釜山商業學校あり然るに同校は明治四十五年三月大新里なる新築校舍へ移轉したるを以て乃ち本校は其跡に移り設立認可を得同年四月四日を以て開校したり大正三年十月現在の兒童數は男三百三十三人女三百十六人合計六百四十九人なり。

四、釜山公立第三尋常小學校

本校は草梁洞に在り卽ち釜山公立小學校草梁分校の後身にして明治三十八年四月を以て草梁、古舘、釜山鎭等の學齡兒童を收容すへく開校せられたるものなり而して本校の初めて獨立し公立草梁尋常小學校と爲りしは明治三十九年四月にして同月二十二日敎育勅語謄本の下賜あり明治四十年一月公立小學校職員退隱料及遺族扶助料法に依り統監府指定學校と爲り同時に釜山居留民團立草梁尋常小學校と改まり明治四十一年四月義務敎育年限延長せられ第五學年を收容し第一第二學年に限り二部敎授を行ふ又明治四十二年四月校舍を增築して第六學年を收容し渾て八學級に編成を改め明治四十三年八月二部敎授を廢す明治四十五年四月官制改正の結果現稱と爲る大正三年十月の現在兒童數は男二百七十八

人女二百六十人合計五百三十八人なり本校の特別施設は學藝演習會、兒童成績品展覽會、談話會、學校園、學校貯金、家庭連絡、敎員敎材研究會等あり。

五、釜山公立第四尋常小學校

本校は牧ノ島に在り初め釜山居留民會は明治四十年中釜山尋常小學校の分校を牧ノ島に置き以て同島兒童の敎育機關に充つることを議決し校舍を建設し翌四十一年一月開校し爾來屢々增築して終に現狀を致し同四十三年四月一日公立學校職員退隱料遺族扶助料法に依り統監府の指定學校と爲り同時に獨立して釜山居留民團立牧ノ島尋常小學校と爲り同四十五年四月一日官制改正の結果現稱に改る大正三年十月の現在兒童數は男百六十五人女百五十七人合計三百二十二人なり。

六、釜山中學校

本校は釜山沙中面草梁洞に在り初め大正二年三月二十八日勅令第三十八號を以て朝鮮總督府中學校官制改正せられ釜山に中學校を設置することゝ爲り同年四月一日朝鮮總督府告示第九十三號を以て其位置を寶水町に定められ先つ釜山公立尋常高等小學校舍の一部を以て假校舍と爲し陸軍步兵中尉廣田直三郎校長に任せられ同月二十日第一學年百十一名の入學式を擧け同年七月十六日勅語謄本下賜同年十一月二十五日本校舍略々成り同月二十八日移轉す越へて大正三年四月一日又第一學年九十名の入校式を擧行す同月十四日中學校官制改正敎諭增員せられて八人と爲り同年十月三十一日校舍完成したり而

して大正三年十一月十一日の現在は四學級にして其生徒數は第一學年甲五十八人乙四十八人第二學年甲四十三人乙三十九人合計百八十人なり現狀斯の如く其第五學年の完成は大正六年にして同七年三月始めて第一回の卒業生を出すへし本校の敎育方針は敎育勅語の聖旨に遵ひ朝鮮總督府中學校規則の定むる所に據り男子に須要なる高等普通敎育を施し堅實なる國民を養成するに在て其敎育は德育、智育、體育相竢つて之れが發達に努め殊に第三學年以下低級學年に於ては訓育及體育に重きを置き第三學年以上に至り此基礎の上に智育の要求を充たさむことを期す、其實行手段としては第一全力を擧けて眞率に從事すること第二强固なる意志を以て義務を全ふし不善に與せさること第三秩序を重むじ禮儀を正しくすること第四勤勞を尙ひ質素を旨とすることとの四綱目を擧け每朝生徒一同を講堂に集め朝禮を行ひ終つて學校長は諸般の事に涉り生徒の心得を訓話し且つ修身敎授は學校長之を擔當し生徒監は生徒全般に涉り本校敎育方針の履行に力め學級主任は擔任學級生徒個人の學力、操行、體質、家庭の事情等を知悉し每學期一回各生徒の家庭又は宿所を訪問し以て家庭と學校との聯絡を圖り殊に敎官は實踐躬行を旨とし相率ゆるを期せり而して各敎官は如上の方針を貫徹せしめむか爲め每週一回又は臨時に會議を開き意見を交換し敎授上の訓練又は硏究に資し又校醫をして每月二回定期に校舍の內外を視察し濕度換氣の適否等衞生的事項に注意を爲さしめ或は生徒監をして公認寄宿舍を監督せしむる等注意頗る周到なり

本校の教育方針は所述の如く二學年級以下に對しては所謂活潑の精神は健康の體に宿るの趣旨に遵ひ先つ其體育を主として其身體を鍛錬せしめ三學年以上に至り其活潑々たる精神を驅つて極力智育を注入するに在るか故に今尙ほ未た其施設の完備せさるに拘はらす有らゆる手段の限りを盡し敎官監督の下に校內に在ては每日休憩時間中機械體操、フットボール、相撲等を督勵し又春秋に於ては遠足等野外運動夏季に於ては特に本校專屬の水泳場を設け日々數時間水泳を爲さしむる等一意體育に努めつゝありて其效果亦觀るへきものあり現に入校當初二三十分の直立に堪へさりしもの第二學年に入りては優に三十分間の直立不動を繼續して何等苦痛を感せさるに至れりと云ふ又本校は彼の世上の競技に特に選手を置いて反て其技の平等に行はれす精なるものは愈々精なる半面には終に其興味を失ひ全く之れを廢するに至るの弊に鑑み何種の競技を論せす渾て選手を置かさる如き其用意の一端を見るへく設立後日尙ほ深からさるも而も低學年に於ける基礎的敎育の企圖は以上の如くにして其所期に近つきつゝあり尙ほ本校の附屬經營中には植林事業あり卽ち校舍の背後山中に六十町步の學林を定め往時既に稚松一千本を試植せるに其成育頗る佳良なり然とも其規模狹小にして豫期を滿たすに足らす卽今更に東萊附近の民有山を無償に借地して大規模なる計畫を立て既に總督府に對し松木、くぬ木各一萬本の下附を申請して其許可ありたる等該計畫は着々進行中に在り更に聞く本校將來の希望としては啻に如上に止まらす倘し幸に力の能ふへくむは只農桑と云はす商工と云はす尙ほ漁業其他苟も全道殊に南朝鮮

に於ける産業上取て資すへき事業の總てを網羅し縱し小規模ながらも成るへく具體的に設備し又は事體の解説、經營上の得失等細査審察を遂け以て學徒の產業思想を誘發すると共に豫め多方面の視察者探査家の參考資料に供せむとするに在つて事や頗る遠大なるもの果して全成の曉に至らは産業開發上に裨益するもの蓋尠少ならさるへし思ふ定に只さへ餘力に乏しき本校をして尙ほ然く實業上の視察者に對する參考資料を思はしむるもの抑も誰か罪そや嗟乎徒に其名を冐して堂々と標榜し而も曾て其實を擧けす常に諸方面攻擊の焦點に立つて恬然たる特設機關の爲そ厚顔なる此局外無名機關の反て着々其實行に力めつゝあるに孰與そや須らく猛省一番すへきなり。

因に校舍の總建坪は六百八十五坪にして其建築費は八萬五百六十八圓又現時一箇年の經費は二萬四千餘圓なるも他日全科生徒入校の曉に至らは蓋四五萬圓に上るなるへし。

七、釜山公立商業專修學校

本校は大新里に在り初め釜山居留民會は明治三十八年八月商業學校の設立案を議決し同三十九年四月先つ西山下町に假校舍を設け修業期を四箇年として授業を開始し同年十一月釜山居留民團立釜山商業學校と稱したり翌四十年一月在外指定學校と爲り尋ひて新校舍を寶水町に建築し同年七月之に移轉同年十二月兩陛下の聖影御下賜あり明治四十一年四月文部省の認定を受け同時に修業期を三箇年に改め又同四十四年四月豫科一箇年を加へて四箇年程度に復す明治四十五年五月大新里に一大校舍を新築し

之に移り同年四月官制の改正に依り現稱となれり本校に於ける特別施設としては朝鮮語支那語の敎授及每學期に珠算會を開き又柔術、擊劍の練習を奬勵し短艇を備へて每年一回ボート競漕大會を催す此他校內に株式組織の消費組合も設けあり大正三年十月の現在生徒は豫科一年生五十三人本科一年生五十二人同二年生三十四人同三年生二十九人合計百六十八人なり。

八、釜山公立高等女學校

本校は土城町に在り明治三十九年四月一日釜山居留民團經營の下に開校し釜山公立高等女學校と稱す同年七月統監府より一千二百圓の補助あり同年十一月居留民團法實施の結果として釜山居留民團立高等女學校と改む明治四十年一月統監府は在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法に依り本校を指定學校と爲す又同年九月生徒及卒業者の他學校轉入資格に就き明治三十二年勅令第三十一號高等女學校令に依り設立したる府縣立高等女學校同等位と認定せらる明治四十二年四月本科の外技藝專修科を設く明治四十四年五月朝總督府は金二千五百圓を補助したり明治四十五年四月官制の改正あり乃ち現稱に改まる本校の修業期は本科四箇年にして其學科目は修身、國語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、家事裁縫、音樂、敎育、手藝、英語、韓語、體操其中敎育、手藝、英語、韓語等は隨意科なり又技藝專修科は修業期二箇年にして其科目は修身、國語、數學、家事、裁縫、手藝、音樂、體操等此外特設事項は整理規定、生徒監督規定、行狀調查規定、賞罰規定、學業成績調查規定、儀式及禮拜規定、樂器練習

規定、生徒弔慰規定、學校貯金規定等あり大正三年十月現在生徒は一年生九十三人二年生八十四人三年生六十二人四年生三十九人合計二百七十八人なり。

九、釜山公立幼稚園

釜山學校組合は大正三年初冬舊民團以來久しく懸案たりし釜山公立幼稚園設立問題を解決し土城町高等女學校の左側に其新築工事を起し大正四年四月を以て開園式を擧くへく其進行を董督しつゝあり其設計は木造平家建本館及附屬舍を合して其建坪百二十二坪二合此工費六千二百五十圓設備費一千五百圓にして園兒二百名を收容すへき豫定なるも第一期募集は開園と同時に先つ四十名を收容し漸次豫定數を滿たすものなりと云ふ。

十、釜山實業夜學校

本校は釜山敎育會評議員會の決議に基き明治四十年五月一日弘道館中に於て始業式を擧け爾來第一尋常小學校内に於て授業せり其目的は商家の子弟店員等の小學科程を卒へたるものにして上級學校に入る能はさるものゝ望みに應すへき機關たるに在り其學科は朝鮮語、國語、英語、漢文、商業、簿記、算術、習字、作文等にして之を三學期に分ち一期を六箇月と爲し一年六箇月にして全科を卒る其經費は釜山敎育會、居留民團の補助又特志者の義捐金等に依て之を支ふ始業以來大正二年に至る入學者は八百四十四人にして其卒業者は四百十七人大正三年十月の現在生徒は五十人なり。

十一、私立學塾支然社

本學塾は幸町二丁目に在り明治四十四年九月五日現主幹玉村白峯の設立せしものにして專ら中等普通學科及朝鮮語、英語會話、簿記學等を敎授するを目的とせり其修業期は普通科一年六箇月英語會話一箇年其他は總て六個月とす設立以來の入學生徒總數は四百三十二人其中卒業者は七十八名にして大正三年十月の現在者は百十九名なり由來本學塾は晚學又は家庭學情の正則學科を踐むを許さゞるもの等の爲め實用的速成科を敎授するを本旨とするものなるか故に其敎授時間は晝夜を論せす生徒をして隨意に撰擇するの自由を得せしむ是れ最從學者の便とし喜ふ所釜山の如き商工本位の地に於ける敎育補助機關としては最適切なるものと謂ふへきなり。

十二、私立實習女學校

本校は富平町一丁目に在り大正三年三月開校せしもの向陽學園の後身なり學園は三島一平の創設したるもの其目的は專ら淑德の女子を養成するに在り嘗て三島の家は火災に罹り全く烏有に歸し一時頗る困頓を極めたるも義に勇める同人屈撓の色なく覚に新に一家を購ひ學園を移したるもの卽ち本校にして校名は山縣政務總監の撰ひたる所なり其敎科目は修身、作法、珠算、習字又隨意科として生花、裁縫、袋物等の別科を置く其修業期は各一年大正三年十月の現在生徒在籍者五十八人平均出席者は約三十人なり。

十三、私立幼稚園

明治三十年前後の釜山に於ては既に幼兒の教養機關を要求することの切なりしも居留地自治體の財政未だ之れか設置を許さす一般父兄の懊惱する所なりし時の大谷派本願寺釜山別院の輪番土井惠鍔痛く之に同情し久光領事石原民長等の援助を求め又本山の補助を仰き以て同院內へ幼稚園を設け二十餘名の幼兒を收容したり其後明治三十八年四月以降居留民團の補助を受くることゝ爲り大に園務を擴張し翌同三十九年に於ては園兒一百二十餘名を收容するに至れり殊に明治四十年皇太子殿下御渡韓の砌金二百圓御下賜あり爾來利殖して既に三百圓に垂むとする等其基礎稍々定らむとする大正三年三月居留民團廢せられて補助金絕へたり然とも爾來尙ほ能く院の獨力經營にて維持せられ現時每日の出席園兒は一百名以上にして園主及三名の保姆に依て遺憾なく保育せられつゝあり。

第二節　朝鮮人教育

朝鮮は往時西方文明東漸の徑路に當り其文藝夙に發達し教化亦大に行はれたるも中世以降內憂外患荐りに臻つて治亂常なく綱紀上に弛みて倫常下に斁れ苛斂誅求是れ日も足らす國力覓に漸盡して生民其歸嚮に惑へるや久し尙ほ何の遑か能く智德教養の道あらむや只纔に村夫子の學堂に讀書習字の教を授けらるゝのみ斯くの如くにして講學の道絕へ風教全く廢れたるもの幾百星霜の後を受けたる李朝の末造始めて日本帝國との修好成り爾來年所の推移に伴ひ四圍の感化に促されて教育の端緖を啓きたるは

實に明治二十八年に在り然るに積漸の餘弊は一朝にして除き難く動もすれは舊に泥み新を厭ひ曾て永遠の禍福に意なく只一時の安を貪るのみ是を以て教育事業の如きは最當局者をして懊惱せしめたる所たり而も當局者の不撓的奬勵感化は大勢の推移と相竢ちて竟に能く教育普及の曙光を眺め得るに至り今や釜山に於ても二三公立の教育機關新設せられたり此現狀を以て將來を推測すれは庶幾くは早晩開發同化の上所期の効果を擧くるの日あらむ乎現時尋常機關三校教員十六人中等機關一校教員七人其生徒總數は八百三人なり

一、釜山公立商業學校

本校は草梁洞に在り初め明治二十八年五月靜岡縣人荒浪平治郎朝鮮人朴琪宗等相謀り同志を誘ひ朝鮮人四名を得相與に醵金し明治二十九年一月工費三千餘圓の豫算を以て校舍を新築し私立開城學校と稱し同年三月開校す越へて明治三十年一月公立學校の認可を得同時以降韓國政府より一千二百圓日本外務省より一千八百圓の補助を受く明治三十二年釜山鎭、古館に支校を設け又明治三十四年東萊、馬山、密陽に補助校を置き明治四十年五月校舍を增築する等校勢大に振ひたり然るに明治四十一年に至り各補助金を廢せられたるを以て同年三月各支校及補助校悉く廢止し翌明治四十二年二月創立者は竟に本校を擧けて韓國政府へ獻納したり明治四十二年四月韓國政府は公立釜山實業學校と改稱し同時に普通學校を併置して其經費を相共通せしむ明治四十三年八月文官任用令第三條四號に依て認定せられ同年

八月四教室其他附屬室を增築す此工費八千餘圓明治四十四年十一月新教育令の實施に依り釜山公立商業學校及釜山公立普通學校と爲り翌四十五年四月普通學校を分離して獨立せしめ其五月三十一日を以て明治四十三年發布せられたる勅令第三百九十六號第五條に依り京城專修學校又は官立高等普通學校等と同等以上と認定せらる其後寄宿舍を設け又實務練習の爲め實習販賣部を置き學校園を設くる等特別施設を爲して實踐奬勵に努む大正二年二月新記教室落成同年十一月八日福士德平校長に任せらる大正三年十月現在生徒は第一學年八十五人第二學年五十三人第三學年三十三人合計百七十一人にして其年齡別は十二歲一人十三歲六人十四歲十二人、十五歲二十二人、十六歲四十一人、十七歲二十九人、十八歲二十八人、十九歲十八人、二十歲三人、二十一歲八人、二十二歲一人、二十四、五歲各一人其平均年齡は十七歲五個月此內既婚者六十二人あり本校卒業者を出すこと已に三回其人員七十六人而して其就業種別は銀行二十二人會社七人組合十八人商店十八人官吏二人見習試驗受驗者三人教員一人自營十人內地留學一人上級學校入學一人其他一人等なり。

二、釜山公立普通學校

本校亦草梁洞に在り專ら朝鮮人子弟に對し普通教育尋常科を授くる機關にして公立商業學校の分身なり初の明治四十二年二月私立開成學校の韓國政府の所管に移るや同年四月該校は釜山公立實業學校と稱し本校は該校內に併置せられたるを明治四十五年一月分離して舊東萊府廳舍跡に移したるもの卽ち

是れなり大正三年十月の現在生徒は二百二十名にして悉く男兒のみ。

三、釜山鎭公立普通學校

本校は佐川洞に在り私立育英學校の後身なり校舍は明治四十年の建築にして明治四十二年四月一日認可せられ私立普通學校と爲り尋ひて六月補助指定學校と爲る同年九月養貞塾を合併して之を分校場と爲し明治四十四年五月三日を以て現稱を公認せらる大正三年十一月の現在は六學級にして其生徒は男百九十九人女六十八人此出席百分比例は九八・七九其年齡は八歲より二十歲に至る而して本校の卒業試驗は既に六回にして其卒業者の三十六人は實務に從事し二十三人は商業學校に入り一人は內地へ留學せり經費は一箇年三千八百八十圓にして恩賜金利子、雜收入、地方費補助及繰越金等にて之を支辨せり財產は校地五千百十二圓建物二千五百四十七圓備品八百二十四圓五十錢等なり又特別施設として夜學を開き長年者に國語を敎ゆ入學者男百三十名女百五十名あり而して其授業期は男子は前年の十月より翌年三月まで女子は四、五の二箇月なり此區別は男子の爲には長夜の時季を撰び女子の爲には比較的其閑散なる時季を撰ひたるなりと云ふ

四、私立明進學校

本校は釜山鎭に在り明治四十三年以降李圭直なるものゝ私財に依て經營せらる其學科は漢文、國語、算術の三科にして普通學校に入るの豫備敎育を授るを目的とせり現在生徒は男六十五名女七十五名なり

五、私立普通玉成學校

本校は絶影島に在る私立普通學校にして其首席敎員は內地人なり邦語を以て敎授せり校舍は明治四十一年八月の建築にして敷地八百二十坪あり明治四十二年八月開校して今日に至る現在生徒は百三十人なり。

六、私立日新女學校

本校は宣敎師アレクサンデルの設立せしものにして佐川洞に在り基督敎宣傳の傍專ら朝鮮女子に對して日英語、算術、歷史の三科を敎授す敎室、運動場各五十坪あり在籍生徒百十三名此出校平均は七十九名にして一人每月十五錢を徵收して維持費の補助に充つと云ふ。

七、私立草梁女學校

本校は釜山中學校の傍に在り明治三十八年朝鮮人崔有鵬の設置せしものにして現に同人は校長たり其建築費は篤志者の寄附を仰ぎたるものなるに經常費は校長自ら之を負擔せり校舍の建坪は八十四坪なりしも竟に男生の入學希望者ありし等にて狹隘を告げ明治四十五年更に五十坪增築せり目下內地人女敎師一人朝鮮人男敎師二人にて普通學科を敎授せり女生徒四十四人男生徒二十二人なり。

第三節　釜山敎育會及圖書館

釜山敎育會　本會は明治四十年二月の創設にして名譽會員三名終身會員十二名特別會員四十六名普通

會員百八十五名より組織せらる其目的は專ら教育に關する須要事項を調査研究するに在り時に知名士に請ふて講演會を開き春秋二季又機會ある每に運動會を催ふし又實業夜學校、圖書館等を經營し明治四十一年以來は每夏期男女學生の爲め特に水練場を設けて水泳を奬勵する等不斷教育方面に對して周到なる注意を拂へり初め本會は居留民團の教育事業をのみ裨補するの趣旨なりしも明治四十四年以降は廣く釜山府管內全般に涉りて及ぶ限り盡力し教育事業の發展に資せむことを期することゝ爲したり基本金三千餘圓を有せり。

釜山圖書館　館は松峴山東面の中腹眺望最佳なる所に在りて釜山教育會の所屬たり初め日本弘道會釜山支會は明治三十四五年の交西山下町なる其事務所內に圖書を蒐集して公衆の縱覽に供し明治三十六年其事務所を改築し釜山圖書館と稱したるも規模尙ほ小にして觀るに足らず後釜山教育會之を繼承し明治四十四年十一月新館を建築し翌四十五年六月開館したるもの卽ち現圖書館にして其建坪三十五坪此工費六千八百三圓八十四錢なり大正三年十月の現在圖書は五千三百二十九冊にして其內和漢書五千四十六冊洋書二百八十三冊あり今大正二年度に溯つて其統計を摘記せむに開館日數二百九十九日閱覽人員三千五百十六人一日平均十一人七分五厘にして此閱覽書種の百分比例は小說二六、地誌、紀行、傳記各八、商業、產業各七、和漢文、法令書各六、戰史、教育、心理、倫理、衞生各五、博物四、お伽噺、數學、社會、辭典各二、詩歌、謠曲、美術、工藝、統計、隨筆、叢書、語學、神書、宗教、雜

書各一等なり以て釜山文藝界趨勢の一斑を窺ひ得へし而して其閲覽料金は五十圓五十二錢なり。

第八章　宗　敎

物質本位に偏倚し易き傾向の免れ難きは廣き殖民地の多くに於て殆むと通例なりと云ふ亦過言ならす況むや中葉既に佛法を殲滅し末造又基督教を擯けむとして極度の殘忍酷虐を恣にし國民の信仰心を其根柢より一掃し尚ほ且つ驅つて唯物本能に趨かしめ恥心全く昏むで風教地を拂ひたる朝鮮に來つて相與に部落を作すもの外既に四圍の刺擊なく內社會の制裁に乏し其相率ゐて宗敎に遠かり只心の欲する所に從ふて檢束する所なき是れ必至の勢亦止むを得さることとなるへき乎斯くの如き新殖民地に來り其精神界の指導に任し如上既倒の頹勢を回さむとする容易のことならす縱し學德兼備寂滅爲樂の安心決定し白刄も動かし得す卽心卽佛所謂紫電一閃春風睒かなり底の人は望み得へからさるへきも少くも信心堅固なるものにあらさるより烏そ能く得て其任に膺らむや聞くか如くむは布教者中其專門的造詣の淺からす宣傳上努力の多とすへきもののなきにあらさるも而も其德操の如何に至つては尙ほ論議を挾むへき餘地の存するあるやを疑はしむるもの尠からすと世悲しむへきにあらすや此の如きを以てして此の如きを誘化せむとす木に緣て魚を索むるより其因緣や倘ほ遼かなりと謂ふへきなり噫

觀て來れは滔々たる此間に於て釜山の宗教は比較的能く弘通し信者亦比較的眞面目なるが多きに似た

り畢竟內地人移住者の歷史舊く宣敎者亦其人を得る多きの致す所なるへきか蓋檀信徒等の布施喜捨に俟つて建立せらるへき社殿堂宇の比較的觀るへきもの多く罕れには內地在來のそれに比し遜色なきものさへあるの一事既に以て此間消息の一端を語るものならさるを知らむや。

卽今釜山の宗敎界は釜山鎭護の龍頭山神社素より當に盛衰あるへからす其他多くの敎別宗派を概觀すれは難むと佛敎の勢力圈內に包擁せらるゝものゝ如く然り神敎としては天理敎、金光敎其他相競ひ其敎會所を設くるありて各多少の信者を有すと雖而も尙ほ水平線下に在りて廣く知らるゝに至らさるものゝ如く隨て社殿として擧くるに足るものなし基督敎の現狀は寧ろそれ以上に在つて其信者は大抵中層以上の人にして其數や多からさるも比較的其信念は堅固なるが多し更に眸を轉して朝鮮人間に於ける佛敎現狀の如何を觀し來れは流石に衰亡せし佛敎も時勢の然らしむる所なるへし近時稍々復興の萠しあるものゝ如く恰も窮陰枯草の然く殆むと其形容を沒するも試みに積雪を發いて其根柢を穿ては土中既に發芽して其陽氣や自ら抑ゆへからさるものあるに髣髴たり所謂物窮すれは達する理法の自然や寔に爭ふへからさるなり嗚呼滅後五百歲殘餘佛敎徒の遺蘖に因つて僅に奄々の氣息絕へ絕へなる餘喘は一縷の系統を維き來りし朝鮮佛敎も李朝衰弱して其壓迫力の減すると正反比例に宛も雪下の萠芽の如く稍々其氣息を回へし竟に李朝全く亡ひて日韓併合せらるゝや僧徒も其人權を保障せられ佛敎亦信仰の自由を許され轍鮒の雨潦に遭へるか如く益に俟ち生氣を回へし遠く山を出て公然錫を抱つて閭門

に入り教義宣傳を事とするに至れり顧みれば中葉以降朝鮮佛教界悲慘の狀況は實に言ふに忍ひさるものありしなり垂絕殘餘の緇徒は世に齒せられす遂に其耳目を避け去つて深く山門を鎖し孤栖窃に其命脈を偸み殆むと其存在をさへ忘れられ漸く卒れに來り投するものは無告の老幼にあらされは極刑を避けて遁竄する惡徒のみ斯の如くにして學德漸く廢れ品性全く墮落し佛戒弛み寺法紊れ習俗竟に惡化し只朽敗せる堂塔の空しく其昔を語るあるのみ左なきだに擯斥を受け殆むと治外民視せられしもの更に一般の惡感を惹いて愈々其距離を遠からしめたる朝鮮佛教も是に至りて一陽來復枯木春に逢ふて將に蕾を結はむとするの氣勢は實に先つ朝鮮佛刹大本山臨濟宗通度寺住職金九河に依て實現せられたり寺は慶尙南道梁山に在り其伽藍の宏大殊に古美術の跡に富めるを以て夙に名聲を博せる而も其開基は高麗朝時代に高德を以て鳴る慈藏律師にして律師は自ら印度に渡航し釋尊の袈裟及其舍利を迎へ還り新に當山を開いて奉安せりと云ふ由緒ある古刹僧徒は今尙ほ常に四百人時あつては六七百人を養ふの大山なり近時佛教稍々復興の趨向あるに際し恰も現住職の嶄然傑出し慨然として立ち先つ戒律を正し寺法を改め儼として衆に臨むあり宥緊に不規律にして混淆たりし山僧も肅然として統一せられ百弊茲に除き去られて無垢淸淨の境に變し秩序定るや新に學林を設け專ら印度佛教特に日本佛教活動なる學科を置き內地人を聘して教鞭を委する等研鑽の道由に備はり二百餘の學徒は悉く寺費を給して之を教養する等其獅吼に勇猛なる實に獻身的にして自ら持すること峻烈一山翕然として塵氣一掃せられ猛虎一

離百獸懾伏の概あり現に大正三年慶尙南道物產共進會の開期中門下の僧徒學林の生徒等數百人を率ゐ來り總泉禪寺に錫を駐め途上傳道を爲したるか如き朝鮮佛敎界に於ては寧ろ破天荒の觀莫くむはあらず以て彼れか性格抱負の一端を窺知すへきなり梵魚寺現住職吳惺月亦斯敎の復興に志あるもの明正學校を其山內に設け專ら徒弟の敎養に努めつゝあり其れ然り今や朝鮮南方の佛敎界に於ける潜勢力は蓋侮るへからさるものあらむとす好個此他山の石知らす誰能く取つて其玉を磨かむとするものぞ嗚呼滔々たる布敎界洵に克く葷酒腥膾の巷を避けて倘合せす先つ安心決定して能く衆生を濟度し得るもの果して幾干の多きかある常に輕侮して幾むと眼中に置かさる朝鮮佛徒中に如上の現狀あるを視豈能く愍爾たらさる莫きを得むや噫

因に曰く佛敎の朝鮮へ傳來せし年代に就いて正史の徵すへきものは唯三國史記に高勾麗小獸林王の二年癸酉（紀元三百七十三年）順道和尙符秦より高勾麗に來りて佛像經を傳へしを最古とし次て百濟の枕流王の元年（紀元三百八十六年）摩羅難陀晋より至り王之を宮中に迎へて佛法を聽き新羅は卽ち法興王の十五年（紀元五百二十七年）始めて佛法を行へりとむるのみ此外其以前既に傳來せりとの傳說は一二のみならさるも何れも考證なし信すへからす而して其最盛大を極めたるは新羅朝時代にして當時其宗派は俱舍、三論、攝論、涅槃、成實、南山律、淨土、法相、華嚴、密敎、禪、天台、地論の十三派に分れて互に相對峙せり就中禪宗は高麗太祖に歸依せられ其擧援を得て能く弘通

せり後光宗は特に僧科を設け文科と同しく其學力を試驗し大選の僧階を與ふるに至れり先是各派に盛衰あり高麗朝に存續せしは華嚴禪、律及法相、涅槃、三論、法相、禪の六宗なりしに其末造より李朝の初に於ては實に復十二宗の多きを算するに至れり李朝の國初鄭道傳等を首領とせる儒者の功臣等は高麗の政弊は侫佛に在りとし極力斥佛壓僧方針を主張して太祖に慫めたるも容れられす於是儒者輩は僧侶品行の墮落して佛弟子たるの資格なし度僧法は徒に兵丁を免れ租税を遁るゝの道を開くものなりとの說を立て以て切に王に迫り稍其意を動かし太宗に至り王師國師を廢し宗派を減革し寺額を減し土田減穫を削り度僧の法令を嚴にし陵寺の制を廢したり然とも儒者輩尙以て慊らすと爲し僧科と宗との全廢を主張す世宗に至り竟に減宗を斷行し只禪、敎の二宗を存し僧錄司を廢し僅に殘留せしめたる寺院は本山格なる三十六寺院のみ嗚呼新羅以降百花繚亂の觀を呈したる佛敎界も玆に忽ち朔風一過萬木凋落轉々蕭殺の感に禁へさうしめたるも而も臨濟、華嚴の二宗をして他宗を統合せしめたる結果として寂て一種の發達を助長し佛心佛語卽ち禪敎兼修宗を出現せしと共に尙僧侶統制の機關存在し禪科は文科、敎科は武科の如き傾向を示したるより儒學極盛の當時復又斥佛の議論沸騰し竟に度僧の制全く廢せられ中宗時代には僧侶は愈賤待虐遇を受くることゝ爲り朝鮮僧侶の人格降り品行の落ちたるは實に此時を以て最と爲す抑寺額減少僧侶賤待は李朝歷代僧政の大方針なりしか故に中葉一二學僧の出るありしも又如何ともすること能はす以て現時に至れるなり然とも後世

顯表的には敎宗卽ち華嚴、禪宗卽ち臨濟の二宗名を立つと雖包意的には禪主敎從、敎璨備禪本なる所謂朝鮮宗を形成したる宣祖朝に於ける西山大師の事蹟は長へに沒却せられさるへきなり。

第一節　神社及敎會所

一、龍頭山神社

龍頭山上なる龍頭山神社は其規模未た大ならさるも其緣起や舊く而も朝鮮唯一神釜山鎭護の社殿にして其創建は古館開館後七十年大正三年より二百四十六年前卽ち靈元天皇の延寶六年に在りて草梁項へ移館すると同時宗對馬守第三世義眞の建立せしもの方四尺の石祠なりし蓋居留民守護の爲めなり其祭神は初め金刀比羅大神を奉祀し後後櫻町天皇の明和二年七月住吉大神、天滿天神、孝明天皇の慶應元年二月天照皇大神明治天皇の明治十三年八月八幡大神明治二十九年四月弘國大神明治三十二年四月須佐之男大神、神功皇后大神、豐國大神以上八柱の大神を合祀したるものなり。

本社の緣起は叙上の如く古く爾來風霜二百三十餘年來其祭祀は歷代の居留民に依て綿々絕たさりしも而も祠宇は風殘雨虐に痛く頹敗したり於是明治十三年九月居留民長頭取心得阿比留護助等大に之を慨き時の領事近藤眞鋤に謀り寄附金を募つて二千圓を得以て其改築を爲したるも規模尙は未た甚た大ならす其後物替り人漸く多く星移り市亦榮ゆるに至ては愈々歎焉の情に禁へす明治三十年居留民總代佐

原純一居留地會議長古藤昇一郎議員矢橋寛一郎、坂田與市、保家貞入、福田增兵衛、黒岩郭太郎等居留地會の決議に依て改築委員に擧けられ先つ領事伊集院彦吉の認諾を得て廣く寄附金を募り宗伯爵家始め内外官民より一萬餘圓を醵集し明治三十一年九月其工を起し同三十二年五月竣成同時に神習教派少教正矢橋寛一郎齋主と爲り壯嚴なる遷宮式を擧けたるもの即ち現社殿なり社號は始め金刀比羅神社なりしを明治二十七年居留地神社と改め後同三十二年二月居留民會の決議に依り現稱に改む祭日は毎年四月二十一、二の兩日と定め當日は慶尚南道々廳並釜山府廳等より孰れも鏡餅五升一重又宗伯爵家よりは神酒二升鮮鯛二尾を進供するの例なり又明治四十一年以後例祭當日には神幸の式を行ふことゝ爲り同四十三年有志者は神輿を寄進したり維持費としては明治四十一年以後居留民團より毎年金一千圓を補助し社入金と合して之を支辨するの例なりしを民團廢止後は釜山府廳之を繼承して依然補助を爲せり基本金は尚ほ未た三千圓に過きすと雖早晩獨立維持の時期到來すへきなり現時社殿の右側少しく降りし地點に新築中なる神樂堂は其建坪三十一坪工費一千七百圓之に附屬せる貴賓室の建坪は十二坪工費一千三百圓同神庫の建坪は六坪工費八百圓此工費は渾て講金及有志者の寄附金を以て支辨するもの落成の曉に到らは境内の結構を増すや一段なるへきなり。

因に草梁和館時代我邦人は此山を中山と呼ひ又呼崎山と呼ひしものにて其龍頭山と云ひ龍尾山と云ふに至りしは明治三十二年五月龍頭山神社々殿改築竣成の時に始まる嘗て矢橋齋主に對し新山名の出所

を貿せしに龍頭龍尾の山名は傳來に據れるものなりと云へり然るに朝鮮史籍には總て此山を松峴山と指稱し龍頭の名なし寡聞未た其書あるを聞かす又龍尾山は元と龍頭山に接續せしものなるか將た特に小丘なりしか今未た審かならさるも朝鮮書には無名丘なり此附近に於て古書中龍字を冠したる地名は唯赤碕郎ち牛巖浦近くに龍洞あるを發見せし耳。

二　龍尾山神社

龍尾山神社は延寶六年三月の創建にして玉垂神社と號す其祭神は武內宿禰又文政二年三月加藤淸正明治の初年龍頭山腹郎ち現時の府立病院附近に年久しく祭れる朝比奈義秀の小祠の已に朽壞せるを移し何れも合祀したるものなり舊社殿は素より一小祠に過きす而も旣に頽敗せるもの明治十一年春一夜燒失して其迹を拂ふに至りしより保家貞八、西村傳兵衞、高木政太郎、秦孫右衞門、阿比留善九郎、齋藤萬次郎等相謀り寄附金を募り新に方二間の祠宇を作りたり又明治二十三年春居留地役場費を以て部分的修理を加へ同二十七年社號を居留地神社と改め同三十二年二月居留地會の決議に依り現稱と爲したり然るに社宇復漸く敗壞して見るに忍ひさるより明治三十八年の夏敬神會長矢橋寬一郎同幹事古藤昇一郎等其改造を計畫し醵金募集の案を立て時の民長石原半右衞門に謀り遂に居留地會議の容るゝ所と爲り細川侯爵宗伯爵始め多方面より約五千五百餘圓を醵集し明治四十年三月起工同四十一年二月落成同月六日遷宮式を擧けたり尋ひて居留民團は更に八百餘圓を投して境內の周圍に石垣を築き大に地形

を修め竟に現狀に到らしめたり祭日は毎年十月二日夜より翌三日に亘り盛に行はる因に龍尾山神社の祭神中朝比奈神社は古代史の部に叙したるか如く其本社は絶影島邦人の稱呼牧ノ島の北面山下に在る小祠にして大日本史の註脚及對馬朝比奈神社の神蹟に徵し其證據充分にして疑義を容るゝの餘地なし故を以て延寶の頃牧ノ島より移し初めは大池旅館の背面葦原の邊に祭り後再ひ守谷旅館の下に移せしものなり蓋朝比奈義秀は釜山第一の先登者なるへし今や牧ノ島の祠蹟は漸く湮滅せむとす此貴重なる史蹟焉そ壯嚴に保存せしめさるへけむや倘し馬琴をして此材料を見聞せしめしならは朝比奈巡島記は中途にして切斷し終らすや必すや波を招いて國を征したる爲朝の琉球に於ける弓張月の如く夙く民族的傾向を有せし其文學を以て日本と朝鮮とを結合せし朝比奈巡島記は世に行はれしなるべし。

三、辨天神社

辨天神社は龍頭山神社の華表外右側辨天町に臨みたる位置に在り其創建年代は詳かならさるも仁位信精寛延三年の著作稻荷勸請上卷中の註脚に依て稽ふれは其年代の久遠なるを知らるゝと共に其勸請の由緒亦審なり註に曰く「今俗に辨財天と號するは多くは此三女神を祭れることとなるに今朝鮮國草梁和館の中に辨財天を勸請して神社あり。然に此辨財天の木像。漁夫の網に懸りて南濱（ナンヒン・ミナミハマ）によりしを我國の人取得て館内に祭りて今に至て存せり。偶然の事なれども奇怪の事ゆへひそかに此所に書しぬ」と此書の著作既に一百六十六年の以前に在り其年代の舊きことを推考するに難からさるなり而して其祭神た

る所謂三女神とは朝鮮人金富軾なるものゝ編纂せる三國史記中に在る女神の謂なり其概要は則ち耽羅國(現時の濟州島)初め曾て人あらす其漢拏山奇秀宛も雲海の渺茫たる上に神靈和氣を降し同時に三神人忽ち山北の毛興穴(此穴現存す)に湧出す時に日本國王其三女に命して曰く西南海中に山あり三神人在りて國を建てむとす妣偶なし汝等往いて事ふへしと乃ち全木船に乘せ五穀牛馬の種子を携へしめたりと即ち是れなり以て其祭神の日本帝國に因縁深きを審にすると共に其勸請由緒の幾むと奇蹟的なること珍重すへきなり。

四、大社敎草梁敎會所

本敎會所は釜山本町五丁目に在り大正元年十二月二十七日附を以て出雲大社敎官廳の認可を受け同二年一月三十一日慶南道廳よりの許可あり乃ち開始す目下の信者約三百四十名一箇月の經費約二十圓は本社より多少の補助を受け專ら賽錢を以て之を補足す今未た甚た振はさるも近き將來に於て會所を新築し分院と爲さむ計畫中に在り管理者は權大輔敎野上雄治なり。

五、金光敎釜山敎會所

本敎會所は土城町に在り始め現敎會長權大講義前田吾助の尙ほ少講義たりし明治三十六年三月同敎管長の認可を受け更に同年五月十五日時の領事の同意を得以て富平町に敎會所を設けたるは同年五月十五日なり爾來自ら敎會長として鋭意布敎に盡瘁し明治四十四年十二月を以て現敎會所を新築せり其祭

神は宇宙の本體にして萬衆の大祖たる天地金乃神なり其教義の大要は卽ち神は遠近の隔てなく一視同仁なり故に親の子に對する愛情を推して神意の氏子に對する厚きを悟るへし既に悟るあるもの直に靈驗の端緒なれは益誠意を以て仕へ禁厭祈禱を避け只神意を信すへし本來人は神德に生きるものなれは干支五行の生剋吉凶に惑はす天地人無別同體なるの眞理を服膺し生死一切神慮に一任し只安心自在の生を享樂すへきなり神を離れて物なし我情我欲を棄てゝ本心の玉を研く是れ人道の大本殊に吾人大和民族に在ては忠孝を道德の中心とし皇上を敬ひ幼時を忘れす以て家業に勉むる是れ君國に盡し神意に隨喜する所以なり抑も人間幸福の基礎は家庭の圓滿なるに在り而して家庭の始めは結婚に在れは緣談には相性を選はむより寧ろ信の心を吟味すへし子孫は家門繁榮の基なるか故に懷姙の時は腹帶より寧ろ心に眞の帶を結ふへし且つ夫れ人は同根一體にして差別なく又自他なし故に只博愛慈善を旨とし表行より心行を肝要と爲す心行とは一意專心神德を信して疑はさるに在り寔に能く此の如くなれは必すや竟に神人一致の妙趣を體得すへきなりと是れ教祖か身を畎畝に起し一生の心血を濺きて自證せし定義なり本教會所の地位は第四等にして現時の教徒は一百餘信者は一千五百餘又所屬婦人會員一百五十名等ありて每月三日十日二十二日の月次祭には參詣者說教聽聞者頗る多し又明治四十四年に開設せし大邱布教所の教信徒は百五十名大正二年に組織せし元山港なる釜山教會所元山組の教信徒も七百餘名を算するに至りたり。

六、天理教釜山宣教所

宣教所は大廳町に在り大正元年十一月管理者大峰仁三郎の斡旋にて新築せらる其工費千三百圓は悉く篤志者の寄附金を以て支辨したり初め明治卅五年七月寶水町に假宣教所を設けたるもの終に此新築を見るに至れるなり現時信者は約内地人二百五十人朝鮮人百人あり維持費は渾て以上信者の醵出に待つ

七、天理教東韓宣教所

本宣教所は富平町一丁目に在り明治四十三年十一月南濱喜平管理の下に開始せられ現下の信者は約百三十名其經費は渾て隨喜者の賽錢に挨てり。

第二節　寺　院

一、大谷派本願寺釜山別院

日本眞宗僧侶にして朝鮮に布教を試みたる濫觴は遠く嘉吉三年齊浦二十一箇寺ありたるも爾後天正年間に於て美濃國奥村掃部介なるもの薙髮して淨信と號し朝鮮に來り一寺院を釜山に創立し釜山海高德寺と稱したるに在り淨信晩年去つて肥前國唐崎に死して以來繼くものなく其傳全く斷絕したり降つて明治十年十一月五日本山は寺島外務卿の大久保內務卿を介しての勸誘に應し彼の淨信の後裔奥村圓心及平野惠粹等を釜山に派遣し其參判官舍を借り出張所と爲し布教に從事せしめ翌十一年十二月該出張

所を現稱に改む實に是れ釜山宗教界の先驅者たり故に檀信徒最多く歸依淺からす更に特記すへきは教外附屬事業として公共的施設の啻に一二のみならさること是れなり初め居留地內何等兒童教育機關なきに當り率先して院內に學校を開き一般の兒童を敎養し後二百圓の維持費を添へて居留地團の所屬に移し明治十年二月貧者救濟の目的を以て慈善教社なるものを組織し同十一年一月韓語學舍を設けて一般子弟をして韓語習得の便を得せしめ同年七月女人講を設けて婦德の涵養に努め明治十二年十一月津江兵庫招魂碑の建設を發起し自ら先つ一百圓を寄附して有志者を皷舞し竟に其功を成す明治二十九年十一月草梁に學院を設け明治三十年二月私立幼稚園を院設に內け保姆を置いて一般の幼兒を育養し現時に至る明治三十二年春日本婦人會を組織し同三十六年十一月再ひ慈善教社の擴張を計畫して益貧者救濟の道を講す同三十七年二月二千六百餘圓を投して火葬場を設け同三十八年春親友會を組織して青年求道者に資し同三十七年在來の慈善教社中に奉公部を置き出征軍人の家族救護に心を盡し同四十二年四月更に三千四百餘圓を抛つて火葬場を移轉し新設共同墓地に接近せしめ以て一般人の便利を計りたる等或は物質的に或は精神的に其居留地に貢献せし功績や寔に沒すへからさるもの多しと爲す其西町一丁目八番地の現境內は初め官地を一時借りたるものなりしも後龜山理事官時代に至つて永代借用の認可を與へたり其地積は九百六十八坪二合八勺にして其建坪は本堂五十二坪五合庫裡五十七坪七合五勺幼稚園三十六坪鐘堂四坪納骨堂五坪七合物置六坪廁三坪五合其他八十二坪なり維持經濟は明治

六、天理教釜山宣教所

宣教所は大廳町に在り大正元年十一月管理者大峰仁三郎の斡旋にて新築せらる其工費千三百圓は悉く篤志者の寄附金を以て支辨したり初め明治卅五年七月寶水町に假宣教所を設けたるもの終に此新築を見るに至れるなり現時信者は約內地人二百五十人朝鮮人百人あり維持費は渾て以上信者の醵出に待つ

七、天理教東韓宣教所

本宣教所は富平町一丁目に在り明治四十三年十一月南濱喜平管理の下に開始せられ現下の信者は約百三十名其經費は渾て隨喜者の賽錢に據てり。

第二節　寺院

一、大谷[illegible]釜山別院

日本眞宗僧侶にして朝[illegible]濫觴は遠く嘉吉三年齊浦二十一箇寺ありたるも爾後天正年間に於て美濃國[illegible]淨信と號し朝鮮に來り一寺院を釜山に創立し釜山海高德寺と稱[illegible]に死して以來繼くものなく其傳全く斷絕したり降つて[illegible]務卿を介しての勸誘に應し彼の淨信の後裔奧村圓心[illegible]所と爲し布教に從事せしめ翌十一年十二月該出張

三十五年本山の補助を辭してより以專ら檀信徒の布施喜捨に俟ち火葬場收入及貸家料等を以て其補足に充て僅に餘裕を存す因に本寺屋根修理の時發見したる棟札あり曰く「書於上棟曰維時文政五年壬午某月此第煙消矣同九年丙戌九月有先例仍始役同十一年戊子五月吉辰館宇落成於玆官矣記左云々、前館主小川外記、現館主三浦内藏亟、普請奉行裁目付倉掛忠五郎、千代役朝鮮方御日帳付扇太次右衛門、同御徒士目付青木收之亟、公幹傳語官中尾辨吉、同中野吾兵衛、同住永正兵衛、杖突下目阿比留吉兵衛、書記丸島久治、泥匠一名、器械次知一名、使換一名、上梭修行清藏、首工三山芳右衛門、同青柳善作、小工十七名、首引鋸彌平治、引鋸十一名、監董官、明遠邑知事、堂上彝伯、堂下金主簿、干時文政十一年戊子五月吉日館宇落成仍擬二韻備高堂焉銘曰大館巳立公館順成四面玲瓏中外大平右」。

二、本派本願寺釜山別院

本派本願寺釜山別院は西町四丁目五十七番地に在り始め明治二十七年十一月本山は一等巡教師大洲鐵然をして先つ韓國皇帝李熙陛下に謁し韓國内の都市港灣及各沿岸なる著名部落を視察せしめたる結果布教師派遣の議決し明治三十一年八月開教師中山唯然及助勤常盤井亮英等を釜山に派遣し明治三十二年を以て南濱三番地へ假布教場を設立し明治三十五年六月西町に地を相し四百七坪を購ひ將來別院の建築地と定む明治三十七年本山は特に連枝超誓院をして親しく釜山の居留者を慰問せしめたる爲め信

者俄に増したるを以て明治三十八年一月先つ婦人會を組織し同年九月豫定地へ別院建築の工を起し同三十九年一月竣成して基礎玆に定り同三十九年八月既設の婦人會を擴張し尋ひて同年八月青年會を設け同四十年七月同心會を起し同四十一年十二月本山より獨立經營を認められて以來專ら檀信徒の布施喜捨に依て維持するに至れり、境内地積百三十六坪五合一勺此内建坪五十五坪九合五勺二階四十七坪五合七勺絶影島に分教場あり。

三、眞言宗金剛寺

高野山金剛寺は大廳町四丁目大廳山々腹に在りて明治三十一年の創建なり始め信徒等相謀り先つ大師堂を建立し其入佛式及管理上に就き本山に對して請求する所ありしより總本山智積院は權大僧正志賀照林に管長代理を見田政照に常在布教師を命し豫て高野山別格本山龍泉院に安置しありし弘法大師の尊像を守護し來らしめ明治三十一年五月七日を以て其入佛式を擧行し明治四十三年三月八日始めて金剛寺と稱す尋ひて同年四月十三日總本山智積院は本寺の獨立自營を承認して十等地に査定し高野山金剛寺號を允許し同時に見田政照を住職に任したり、爾來住職見田政照は一向專念本堂建立に心を盡し竟に大正二年其計畫成り同年二月一日其工を起し同年九月十日上棟式を擧け大正三年五月十日を以て完く其工を竣る、堂は九間に十間の伽藍にして釜山寺院中観るへきものゝ一たり其工費は一萬七千圓悉く檀信徒の喜捨に係る畢竟佛德の然らしむる所なりと云ふと雖而も見田住職十有七年來不斷熱心

の致す所其平生の操持や推知すへきなり境内地積一千八百九坪七合三勺其建坪は本堂九十坪大師堂十六坪庫裡二十七坪五合不動堂二坪炊事場十五坪なり絶影島、草梁、釜山鎭等に出張所あり見田住職自ら之を管理す。

四、峨嵋山總泉禪寺

禪寺は峨嵋山の中腹釜山港の全景を一眸の中に集め最景勝を占むる所に在り明治三十五年九月三十日の創建なり、始め草場町一丁目に總泉寺釜山別院を設け釜山禪宗敎會なる名稱の下に開敎したるも時未た可ならす微々として振はす於是時の布敎師松村良寛慨然として起ち大に獅吼に努めたる効果空しからす信徒倏ち集りたり乃ち明治三十八年始めて堂宇の建立を計畫し明治四十一年秋現堂宇成る明治四十五年五月四日統監府の允許を得て峨嵋山總泉禪寺と稱し曹洞宗西本山の直末と爲りたり其境內地積は三千百十二坪八合七勺にして其中敷地三百三十坪を領し建坪は本堂四十二坪向拜三坪位牌堂六坪方丈十八坪庫裡十六坪二合五勺にして其維持費一箇年約七百餘圓は悉く檀信徒の布施喜捨に俟つ而も乏しからすと云ふ。

五、報德山智恩院智恩寺

淨土宗智恩寺は大廳町一丁目に在り初め本山は三隅田持門を釜山に派遣し明治三十年九月十八日本町三丁目に敎會所を設けて開敎したり先是明治三十一年十一月工を起し同三十二年八月十二日落成した

る伏兵山墓地内の堂宇は同山掘鑿の爲め明治四十年三月一日限り解退するを餘儀なくせしめられ暫く土城町に假布敎所を置いて其再建を計畫し明治四十三年八月現堂宇竣成したるなり境内地積は四百十八坪七合五勺境外即ち土城町二丁目三十番の地積は二百七十八坪三合八勺あり其維持費は貸家料又は布施米等に依て乏しからす。

六、日蓮宗妙覺寺

妙覺寺は西町二丁目に在り其開基は明治十七年なり初め明治十二年釜山に法華經信者の一小集團あり其先達統一者なきを憾むや久し明治十四年五月坂井兵三郎なるもの該團體を代表して長崎本蓮寺に詣り布敎師の派遣を請ふ適々此時中本山行院住職渡邊日運九州巡錫の途に在り立に其請を容れ同年七月十四日老軀を提け來り西町一丁目なる假布敎所に住し傳道に努めたるより信徒大に加はり其布施喜捨は僅に一寺院を維持し得へきに至りたるを以て乃ち敷地を購ひ伽藍を建立し明治二十四年十一月二十五日京都本山妙覺寺の別院と爲り、明治四十年五月四日統監府令第四十五號に基き日蓮宗妙覺寺と號す境内地積は百九十四坪五合二勺にして其建坪は五十八坪二合五勺なり。

七、臨濟宗妙心寺布敎場

本布敎場は富民町二丁目に在り初め布敎師谷紹允明治四十五年五月二十五日を以て寶水町に俗家を賃借し假布敎場を設けたるも幾干ならすして寂す其弟子稻葉拙堂其訃音に接し來つて其葬儀を營み供養

を終る同時に大本山の命あり先師に代り其傳燈を繼ぐ然るに布教開始後日尙ほ淺くして信徒幾干もなく𤗈に孤獨廛に本山の布教給與に其口を糊し荐りに托鉢して零碎の喜捨を集め之を基金に請ふて本山の補助を仰き以て布教場の新建を企畫し孜々として倦ます大正二年十二月二十四日成就す乃ち大正三年五月二十八日大本山管長の親臨を請ひ入佛式を執行したり布教場素より一小屋に過きすと雖而も徐に建立の由來を吟味すれは彼の世の殆むと強要的の寄附物に飽きたる大伽藍の徒に堂々たる外觀を衒ふものあるより寧ろより以上に實質的光明の自ら他の信仰心を惹くあるを覺ふ。

第三節　基督教會

一、日本基督教釜山傳道教會

本教會は寶水町に在り明治三十七年二月の創設にして日本基督教派に屬し對日本人傳道を主とするものなり初め會の維持費は折半して其一半は日本基督教會の補助を仰き其一半は信者の義捐に待ち以て僅に支辨し得たり然るに大正三年以降は本部の補助を辭し專ら信者之を負擔して竟に獨立教會所と爲れり既に前年に於ては會堂を新築し今年亦獨立經營を爲すに至る傳道の趨勢其一斑を窺ひ得へし牧師は秋元茂雄にして創設以來の勤續なり。

二　釜山聖公會

釜山聖公會は大廳町に在り初め明治二十七八年の変に當りては信者尙ほ少く特に會堂を置くの時機に至らす時に臨み在京城の英國宣敎師來り長手通林虎之助宅に於て布敎したり其後信者漸く增加し明治三十八年十二月先つ假布敎所を設け尋ひて明治四十四年七月講義所を新築して之に移りたり現公會堂卽ち是れ經費は渾て信者の寄附に仰く本公會は日本聖公會派に屬し專ら日本人傳道に膺る其管理者は牧師鹽崎信者にして婦人會及靑年倶樂部等の組織あり。

三、米國一致敎會傳道所

本傳道所は草梁に在り初め明治二十四年米國一致敎會は牧師パイヤードを派遣し釜山に傳道所を開く其翌年又ドクトルヒユーブラウン來り醫術傳道を開きたるも健康不良にして終に果さす乃ち明治二十六年ドクトルアルブエン夫妻來つて之に代り爾來專ら朝鮮人の爲め傳道に兼ねて醫療を施し特に癩病院を設くる等慈善事業に盡瘁す明治四十四年同夫妻辭し去つて牧師ウイン及スミス等之に代りたり。

四、濠州一致敎會傳道所

釜山鎭に在る濠洲一致敎會傳道所は明治二十三年の創設にして當時牧師デヴイス之を管理す幾干ならすデヴイス病死して一時中絶す後明治二十七年牧師アダムソン夫妻倫敦より來りて之を再興せりアダムソン學德あり朝鮮人の敬服する所と爲り南朝鮮に在る敎會は悉く其監督の下に集れり夫人亦常に良

人を援助して朝鮮女子の教育に從事せり其後アダムソン夫妻は其本據を馬山に移したるを以て牧師マッケンジー之に代り同夫人及女並にエンゲル夫妻等傳道の旁ら朝鮮女兒の教育に心を盡しつゝあり。

五、天主教公會

大正三年四月を以て釜山大廳町二丁目三十三番地に特に新築したる二層樓煉瓦塀に圍まれたる一堂宇其規模他諸教會に一頭地を拔き一見直に傳道所たることを首肯せらるゝもの卽ち本公會なり管理者は佛國人宣教師クヽフェラーベンにして日本國に在留すること二十一年間其內東京に在ること十又二年頗る東洋の事情に通曉し又能く日本語を知る凡そ朝鮮に在る外國人直轄の諸教會は大抵對鮮人傳道を其目的と爲すものなるも獨本公會は專ら日本人のみを敎化するの目的にして其教派は所謂舊教に屬す是故に特に日曜教誨又說教等を爲さすと云ふ現管理者は在朝鮮日本人に傳道する爲め特に選はれて內地より轉勤せしもの爾來先つ如上の會堂を築き先つ其基礎を定めて釜山を根據と爲し隔月每に密陽大邱、金泉、裡里、江景、全州、木浦、馬山、鎭海等を巡教して曾て寧日なし現時釜山に於ける專屬信者日本人五十九名其他南朝鮮各地日本人五百名にして經費は渾て公會自ら之を負擔せり。

六、日本メソヂスト釜山教會

本教會は釜山西町一丁目四十一番地に在り始め大正二年四月十一日在釜山十餘名の希望を容れ牧師中

山忠恕に依て大廳町一丁目四十二番地に集會所を設け後同年八月五日を以て現教會所を開設したり每週日曜日には午前中信徒養信の集會を開き禮拜說教友諸禮典を執行し午後には所屬信徒以外の有志者を導き悔改信仰せしめむか爲め傳道敎誨及聖書を講述し尙隨時信徒の宅に就いて聖書研究又は祈禱會を開く日曜日朝夕の禮拜者は二十名內外祈禱會出席者は約十名にして專屬正會員は三十名客員十八名志道者十三名あり經常費は日本メソヂスト傳道局の補助と信者の献金とにて之を支持す現時の管理者は木原外七なり。

第九章　衛　生

今や釜山の中央部は內地人の住家を以て滿たさるゝか故に衛生施設は殆むと完備せるも市外の邊陲尙ほ衛生思想なき朝鮮人部落に接觸する所多きを以て動もすれは我周到なる設備も侵害せらるゝの虞なき能はす殊に船舶の出入頻繁なると行旅來往の陸續たる等惡疫媒介の機會多きか故に其豫防施設は須臾も忽にすへからす官民擧けて不斷に深き注意を拂ふ所なるも而も今尙ほ未た全く季節的傳染症の根絕し得さる憾みなき能はす然れとも顧みて開港前後屢々惡疫の慘害に罹りし當年より視れは素より霄壤の差のみならさるなり抑も釜山衛生機關としては開港當時既に官立病院の在る有りしと雖而も自治的機關施設の起原は明治三十八年二月時の領事發令の準則に基き釜山衛生組合を組織せしに在り後領

事廳廢せられ理事廳之に代るに迨むで該組織を改め先つ居留地を四區に分ち區毎に組合を置き警察官監督の下に春秋二季大掃除、傳染病豫防——消毒、救助等凡そ公共衛生上の必須事項は悉く共同的に勵行すへく其經費は毎月各戸より徵收することゝ爲りしも明治四十五年三月該組合を廢し只塵芥汚物の掃除のみ舊例を存して個人に請負はしめ其他衛生事項は擧けて民團役所の直轄と爲り大正三年三月民團廢せられてよりは府廳之を繼承し爾來一層嚴重に行はるゝのみならす今や海港檢疫所の設けらるゝあり上下水道の設備完成するあり公私病院及醫師の單獨開業者等多く釜山の公私設衛生機關は幾むと遺憾なきまでに發達したれは衛生安の確保せらるゝ蓋近き將來に庶幾し得へき乎。

第一節　公設機關

一、釜山府立病院

海軍省に於て官立濟生病院を釜山に置き兼ねて一般居留民の治病に從事せしは明治九年にして素と外務省の望みに應したるもの卽ち現在釜山府立病院の前身なり後陸軍省の所管に移り明治十八年四月竟に廢せらるゝや居留地總代役所は請ふて滿三年間無償貸下を受け且つ補給金三千五百圓を仰き共立病院と稱し明治三十年病室に大修理を施して公立病院と改む爾來十年間に增加せる居留民數は頗る多く隨て病者亦前日の比にあらす勢病院の規模擴張を促すことの切なるより居留民團は明治四十一年九月

工費三萬六千餘圓を投して全く改築したるもの即ち現病院にして其構造は手術室七、藥局二、病室三十四、事務室四、其他房室二十餘にして稱して釜山民團立病院と號す同時に內科、外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、小兒科等各專門を置きたり大正三年三月民團廢せられて府の所管に移り現稱に改る因に本院は龍頭山の南麓、港の西灣に面する所に位置し地は高燥に氣流亦佳良なり。

二、釜山府立傳染病院

釜山繁華の中心街長手通の將に盡きなむとして左折し綠町遊廓に入らむとする屈折地點を佐須土原海岸と稱す釜山傳染病院は玆に在り始め明治十九年釜山一般の虎疫に襲はるゝや居留民團は此地及牧ノ島の兩所へ避病舍を設け一時の急に應し後更に此地に病舍を建築して永久の收容所と定め竟に明治三十八年工費七千二百圓を以て現在の病院を築設したるなり當初は公立病院の附屬として同院醫員出張したるも明治四十年獨立し爾來專任院長之を管理せり因に此地釜山の一邊陲たりしは既に昔夢に屬し今や普通民家相隣接して健康者多く之に住す素より此種病院を置くへき地點にあらす盖早晚移轉せしむるものたるや勿論なるへしとは既に陳腐に屬する俗論のみ將來は必すや歐米の例に倣ひ我邦の進步說に據り市街の中央に避病室を移して可なるの域に進步するなるへし。

三、海港檢疫所

海港檢疫所は港口神仙臺に在り明治四十年の建設に係る其二十年以前は海關に於て其必要を認むる時

に限り檢疫を執行し病者ある時は絕影島なる海關附屬の假避病院に收容したるも其後日韓清露の交通漸く繁く船舶の來往頻りにして常時海港檢疫の必要を認むるに至り竟に目賀田顧問に依て此常設機關を備ふるに至りたり本所は素と稅關の所管に屬したるも明治四十五年四月官制改正せられ爾來警務總監部の所管に移り釜山警察署に附屬せり所員は港務醫官二人にして其構造は消毒所、實驗室、病室、汚物燒却所、火葬場、貯水池、信號見張所等あつて設備整頓せり。

四、健康診斷所

特別料理屋組合は明治三十六年一月特別藝妓檢黴の爲め富平町三丁目に其事務所竝病室等を設け定期檢査を行ひたるも其設備不完全にして效果其目的に副はさるより明治四十二年八月民團役所の所管に移し同四十三年三千二百餘圓の工費を以て富民洞に健康診斷所を新築し又同四十五年中病室二棟を增築する等設備稍々其目的と相協ふに至れり。

第二節 私設機關

一、釜山醫師會

釜山醫師會は醫師法の規定する資格あつて釜山府管內に在住するものを以て組織せらる其目的は醫師たるの品位を保ち醫事衛生上の事を調査硏究し以て同仁の實效を擧くるに在り春秋二季に總會を開き

會務又業務上の事項を評議し傳染病豫防方法を講し或は當局者の諮問に應して意見を答へ或は衞生講話會を開ひて廣く衞生思想を喚起する等釜山公衞生上に裨益を與ふるもの尠しとせす本會は明治三十九年十一月の創立なり。

二、釜山看護婦取次所看護婦會

釜山に於ける看護婦會は明治三十八年八月森脇トミの發起に依て本町三丁目に設立せられたる釜山看護婦會を以て嚆矢と爲す爾後陸續設立せられたるものは即ち司生看護婦會は明治四十年九月福山和一に依て南濱町二丁目に十全看護婦會は明治四十五年十二月倉田咲に依て長手通（現時大廳町）に濟生看護婦會は大正三年五月高橋谷與に依て西町一丁目に草梁看護婦會は大正三年三月中島トシに依て草梁第三區に斯くの如く個々分立互に旗幟を翻へし對峙の勢を張り會は各種に會員の等級を定めて所定の報酬を貪り情弊百出爲に斯業の發達を阻碍するの虞れあるのみならす往々にして患家をして不安を感せしむることの絶無を期すへからさるより總督府は大正三年十二月十五日府令第百五十四號を以て看護婦規則を發布し大正四年二月一日以後叙上の各會は悉く看護婦取次所と改めしめ同時に看護婦は總て公式の試驗を受けて其等級を定むへく規定したり蓋獨釜山と云はす廣く看護婦界の宿弊は玆に一掃せらるへき乎。

三、釜山産婆會、附産院

に限り檢疫を執行し病者ある時は絶影島なる海關附屬の假避病院に收容したるも其後日韓清露の交通漸く繁く船舶の來往頻りにして常時海港檢疫の必要を認むるに至り竟に目賀田顧問に依て此常設機關を備ふるに至りたり本所は素と稅關の所管に屬したるも明治四十五年四月官制改正せられ爾來警務總監部の所管に移り釜山警察署に附屬せり所員は港務醫官二人にして其構造は消毒所、實驗室、病室、汚物燒却所、火葬場、貯水池、信號見張所等あつて設備整頓せり。

四、健康診斷所

特別料理屋組合は明治三十六年一月特別藝妓檢黴の爲め富平町三丁目に其事務所竝病室等を設け定期檢査を行ひたるも其設備不完全にして效果其目的に副はさるより明治四十二年八月民團役所の所管に移し同四十三年三千二百餘圓の工費を以て富民洞に健康診斷所を新築し又同四十五年中病室二棟を增築する等設備稍々其目的と相協ふに至れり。

第二節 私設機關

一、釜山醫師會

釜山醫師會は醫師法の規定する資格あつて釜山府管內に在住するものを以て組織せらる其目的は醫師たるの品位を保ち醫事衛生上の事を調査研究し以て同仁の實效を擧くるに在り春秋二季に總會を開き

會務又業務上の事項を評議し傳染病豫防方法を講し或は當局者の諮問に應して意見を答へ或は衛生講話會を開ひて廣く衛生思想を喚起する等釜山公衛生上に裨益を與ふるもの尠しとせす本會は明治三十九年十一月の創立なり。

二、釜山看護婦取次所看護婦會

釜山に於ける看護婦會は明治三十八年八月森脇トミの發起に依て本町三丁目に設立せられたる釜山看護婦會を以て嚆矢と爲す爾後陸續設立せられたるものは即ち司生看護婦會は明治四十年九月福山和一に依て南濱町二丁目に十全看護婦會は明治四十五年十二月倉田咲に依て長手通（現時大廳町）に濟生看護婦會は大正三年五月高橋谷與に依て西町一丁目に草梁看護婦會は大正三年三月中島トシに依て草梁第三區に斯くの如く個々分立互に旗幟を樹へし對峙の勢を張り會は各擅に會員の等級を定めて所定の報酬を貪り情弊百出爲に斯業の發達を阻碍するの虞れあるのみならす往々にして患家をして不安を感せしむることの絕無を期すへからさるより總督府は大正三年十二月十五日府令第百五十四號を以て看護婦規則を發布し大正四年二月一日以後叙上の各會は悉く看護婦取次所と改めしめ同時に看護婦は總て公式の試驗を受けて其等級を定むへく規定したり蓋獨釜山と云はす廣く看護婦界の宿弊は茲に一掃せらるへき乎。

三、釜山産婆會、附產院

釜山に於ける產婆業の開始者は現釜山產婆會長藤井セキ故由イリの二人にして明治二十八年四月藤井は辨天町に由は草梁に何れも開業したるを始め續々同業者起り明治三十五年に至ては已に八名と爲りたるを以て茲に茶話會を設け每月一回會合して互に意思を疏通し以て業務の統一を圖ることゝ爲したり是れ卽ち本會の前身なり是の時に當りては居留者漸く增加し恰も草梁方面には京釜鐵道起工せられし爲め工夫等の假住者殊に多き等全體に亘り比較的慘めなる生計者を以て滿たさるゝか故に到る所陋屋の一室內幾家族共住して產所だになきか多し甚しきはバラックの屋下炎威に冒されつゝ難產に苦悶するものある等其慘狀觀過すへからさるより同業者相謀り產院を設けて施療的に是等の產婦を救濟せむことを企畫し草梁なる鐵道會社用地の一部を借り起工せむとするを傳へ聞きたる釜山方面よりは其位置を南遷して距離を縮めむことを望むものある等にて終に西町に於て福田增兵衞の持家を一箇年間無償にて借受け茲に產院を設けたるも經費としては八人の會員より每月五十錢を醵集して之に充つるあるのみなるか故に何等設備を爲すに由なし互に所用物を持ち寄り僅に其用を足したりと云ふ其後明治四十二年五月には同業者十四名に增加し益々業務上統一機關の必要を感するに至りたるを以て竟に茶話會を擴張して釜山產婆會を組織し同時に產院を同會內に移し附屬事業として今尙ほ經營しつゝあり現時會員は二十二名なり。

四、ガンキン紀念醫院

本醫院は米國紐育實業家の設立せるモントクレースの一致敎會派に屬する米國人ドクトル、アルヴエンなるもの明治二十六年に創設したるものにして基督敎傳道の補助機關として專ら朝鮮人に對し施療するを目的とせり其經費は全部該敎會の負擔する所院は草梁坂の上に在り設備頗る完く其施療を受けたる朝鮮人は已に數萬の多きに達せりと。

五、癩病者救療院

本院は赤崎に在り米國人ドクトル、アルヴエンに依り明治四十年創設せらる其建築及維持費は總て在米國印度及東洋諸國癩病患者救療傳道敎會の支出に係り患者一百人を收容すへき設備あつて專ら朝鮮人患者を收容するものなり。

第三節　水　道

一、上水道

最初居留民は往時對州侯宗氏の開鑿せし二個の井水に依て僅に其用を充たすのみ其乏しきこと推知すへし明治十三年寶水川の上流を引きたるも素より小規模の設備逐日增加せる需用者の滿足を買ふに足らさるのみならす漁船に對する給水亦增量せしを以て愈々不足を感することの切なるに至れり是を以て明治二十七年先つ寶水川の上流に貯水堰堤を築き自然的濾過裝置を施し又大廳山に配水池を設くへ

く其六月を以て起工し翌年二月落成を告け給水設備稍成りたるも尙ほ陸續として渡航し來る多くの居留者に對しては到底滿足を與ふるに足らさるより明治三十三年高遠見山の溪間に水源を索め工費十一萬圓を支出し其一月を以て水道工事を起し明治三十五年一月竣成したるも後竟に給水の不足を訴ふるに至りたるを以て居留民團は斷乎として太計畫を建つ卽ち先つ釜山を距る三里なる聖知谷に水源を探り明治三十九年韓國政府へ交涉して共同經營の契約を締結し其出資額は民團百十七萬圓韓國政府三十五萬圓とし而して民團先つ支出して專ら工費に充て韓國政府は每年五萬圓を支出して民團債の利子に充つることと及工事は渾て韓國政府之を擔當することゝ定め韓國政府は明治四十年五月釜山に水道事務所を設け內務部土木局管理の下に工を起し爾來三箇年を經明治四十三年七月全く其工を竣りたるもの現水道是れなり其施工方法及工費額等は左の如し。

聖知谷水源工事 — 貯水池は最狹隘なる個所を橫斷し垂直高さ百尺堤頂延長三百八十三尺堤頂幅十二尺敷幅七十七尺六寸此容積二千九百六立坪の巨大なる石堰堤を築き常に雨水を豬溜し需用に應して自然流下に依り堰堤直下の沈澱池を經暗溝を通して濾過池に至らしむ貯水池滿水面積一萬八千六百三十四坪貯水容積一千九百五十二萬六千五百六方尺人口四萬五千人に對する百五十日分なり滿水面に於ける海上面の高さ三百十五尺なり放水路は堰堤南岸を離れ別に丘陵の鞍部を開鑿し放流せしむ水路の延長は約一千尺にして中央に於て水路を橫斷し延長七十尺幅六尺の石堰堤を築造し水深三尺を超へて

最大洪水一秒時間一千四百六方尺を流出せしむる放水口とせり石堰堤より上は敷幅四十尺左右一割の勾配とし水深九尺の間石積とす下流は敷幅三十尺とし堰堤より五十尺の間は張石を施し左右一割の開鑿とせり水路は二千百分の一の勾配とし水深六尺にて最大洪水を安全に通過せしむる開渠とせり此工費金二十四萬三千二百四十九圓七十二錢、二　沈澱池は貯水池堰堤の下流二百五十尺の位置に設け垂直高三十三尺延長百八十三尺堤頂幅四尺敷幅二十尺八寸平面に於て半徑百五十尺の弧形の石堰堤を築く此容積百四十三立坪貯水量二十三萬一千立方尺人口四萬五千人に對する四十時間分なり滿水面に於ける海上面の高さ三百十尺なり此工費金一萬三千二百八十九圓七十一錢、三、濾過池は内面九十尺角四個連續内一個を豫備とす濾過速度一晝夜八尺滿水面に於ける海上面の高さ二百五十四尺五寸此工費金四萬二千二百三十圓九十二錢一厘、四　配水池は送水の傍ら途中釜山鎭、古舘及草梁に於ける人口七千人に給水するを以て必要なり内面長四十六尺六寸同幅三十尺三寸有效水深十二尺にして全部コンクリートを以て築造し内面アスファルトを塗り徑間十四尺の縱横拱に依り全部被覆せり容積一萬六千百二十七立方尺人口七千人に對する夏期給水十五時間分を貯ふ滿水面に於ける海上面の高さ二百四十九尺此工費金八千八百六圓七十五錢九厘。

釜山配水池工事　釜山配水池は市街の中央に介在せる伏兵山の後部にして海面上百六十五尺の位置に設く本工事は内面長九十五尺五寸幅七十九尺二寸有效水深十二尺のもの二個にして此容積は十六萬六

千六百四十二立方尺人口四萬五千人の夏期給水量一人一日三立方尺六の二十四時間を貯ふ低水面は海上面百六十八尺なり本工事の基礎となるべき地質は軟岩八分硬岩二分にして導水壁及兩側壁上部少許の部分に煉瓦石を使用せる外全部はセメント六、火山灰四、石灰二、細砂二十四、割砂利五十の配合のコンクリートを使用せり而して溫度の變化に依る龜裂を拒かむか爲め底部長百七十六尺四寸幅百九尺五寸の部分は之を七十七割に周圍側壁を十三割に部屋蓋となるべき拱を三十一割に區分し築造せり各區劃の箇所はアスファルト厚三分通りを以て接續せり中仕切壁に屬する徑間十四尺の各拱には一碼の重量十二封度長十五尺のレール二本をコンクリート內に塡充せり配水池內コンクリートに屬する部分は全部セメント一、細砂三配合のモルタール厚三分通り塗立尙底部全部及周圍側壁は滿水面までアスファルト厚三分通り塗つて以て漏水を拒けり、兩側に各六箇所（內徑二尺）上部に二十一箇所（內徑一尺五寸）の通風孔を設け各金網及鐵蓋を裝置せり、配水池二個の接續壁を利用し隧道式通路とし兩端に鐵筋コンクリート扉を設け貯水池內巡視の便に供せり此工費金六萬三千八百六十三圓七十一錢。

高遠見谷水源（舊水源）工事　一　貯水池は本流域は千六百萬平方尺なりしも同水源の隣谷九德谷の溪流を導く水路工事を施し貯水池に引水するを以て其流域二百九十二萬三千四百平方尺を合算すれば一千八百九十二萬三千四百平方尺にして土堤防を最高は三十六尺水深三十尺前面三割の勾配後部二割の勾配とし馬踏二十尺延長七百八十二尺にして貯水量は二百七十七萬二千六百六方尺滿水面以下二十

八尺間の有效水量は二百六十七萬四千六方尺にして人口一萬人に對する九十日分なり滿水面に於ける海上面の高さ二百八尺なり築堤總坪數は三千五百六十二坪一合內面張石の總面坪は三千九百六十六坪八合なり、堤敷を橫斷せる現在暗溝は內外共厚八分の膠泥を塗り尙外圍に粗石練積を以て幅三尺厚二尺の阻水閘二箇所を補足し全部周圍厚二尺通り粘土を以て卷立たり堤脚に於て暗溝に接續し垂直高さ三十六尺內徑六尺頂上に於て厚二尺外側二十分の一勾配を付し煉瓦積の引水塔を新設し內に徑八吋及十八吋の鐵管を布設し前者は貯水の引用に供し後者は貯水池內の掃除用に供す取水堤堰に溪流の貯水池に注ぐ箇所に延長九十三尺高六尺の粗石練積を以て締切り水の滲透を拒くと一方所要の溪流を貯水池に導くか又は不要の洪水を放水路に放流せしむる用に供せり、九德谷導水路は九德谷を橫斷し平面に於て半徑八十尺の弧形を保ち最高十六尺敷幅五尺四寸天幅三尺延長七十五尺の取水石堰堤を築造し之に接續して延長三百五十一間幅平均二尺深二尺內面は總て張石を施し以て溪流を貯水池に導けり放水路は延長七百八十二尺敷幅二十尺左右十分の一の勾配を以て高さ六尺通り割石を積立底部は張石を施せり天然の地形は勾配急なるを以て入口及中央二箇所に粗石練積を以て水褥堰を設く全線通して三百七十五分の一勾配とせり水深五尺にして一秒時間一千立方尺の洪水を安全に流出せしむる開渠とせり此工費總額金九萬一千三百三十四圓五十六錢二厘、二　配水池は二箇連續し各幅四十尺二寸長五十二尺八寸深十五尺五寸にして漏水を拒ぐ爲めコンクリートにて底部を逆拱とし拱頂厚一尺とし幅二尺

高四尺の中仕切壁三箇所を新設し徑間十尺五寸拱頂五寸の拱四箇を架設し以て上層を濾過地下層を配水池とせり配水池有效水深五尺有效水深水量は約一萬五千六百尺にして人口一萬人に對し夏期水量一人一日三六方尺六の十時間分を貯ふ滿水面に於ける海上面の高さ百六十七尺六寸、三　濾過池は內面幅三十三尺六寸長さ四十一尺八寸深さ九尺三寸のもの二箇連續し漏水を拒ぐ爲め周圍內側及底上全部厚さ三分通りアスフワルトを塗り厚さ五寸のコンクリートを以て被覆せり前記配水池上層各幅四十尺二寸長さ五十二尺八寸のもの二箇計四箇なり內一箇は豫備にして濾過速度一晝夜八尺滿水面に於ける海上面の高さ百七十六尺三寸配水池及濾過池の工費金一萬六千三百八十二圓八十八錢七厘。

送水管　聖知谷水源送水の順序は貯水池堰堤に附屬の水塔內に設備せる內徑三百五十粍（十四吋）鐵管に依り貯水池より沈澱池に導水せしむ沈澱池には清澄なる表面水を引水せしめむか爲め浮遊管を設備せり該管に依り表面水を暗溝に導き途中垂直高さ四十尺の瀧を通過せしめ自然的に充分空氣中の酸素に接觸せしめ以て濾過池に導く濾過水は水源配水池に導き其れより延長五千二百九十間七の間內徑三百五十粍鐵管に依り釜山伏兵山配水池に送水せり。

配水管　配水管は其種類口徑百粍（四吋）以上四粍（十六吋）以下七種にして此延長一萬五千九百三十九間布設せり此工費金二十四萬七千五百七十八圓四十二錢。

絕影島給水工事　釜山港の東南二百二十間を隔てゝ一島嶼あり絕影島と云ふ其周圍七里餘にして港面

を隱蔽せり其港に面する部分には内地人多く居住す飲料水乏しき爲め常に釜山より水船に依て給水を仰ぎつゝありしも海上不穩なるときは全く其供給を杜絶せらるゝことあり其不便云ふへからす仍て人口二千人に對する給水計畫を立てたるに其費豫算一萬三千百六十圓六十一錢六厘を要するも本工事は既定設計以外に屬するを以て既定豫算各目の剩餘金を充用して施行したる工事は卽ち先つ配水池敷地用畑三百七十六坪宅地八十八坪三合を一千九十二圓九十錢にて買收し釜山南濱町海岸内徑百粍鐵管より接續し海峽は内徑一吋四分の一錫引鉛管二條（此延長四百七十二間三）を埋設し絕影島陸上には内徑百粍鐵管を布設し人家背後の稍高部にして海面上二十八尺の地に内徑十六尺五寸有效水深十尺の圓形配水池を築造し以て人口二千人に對する夏期給水六時間を貯ふ配水管は内徑百粍鐵管九百十八間三を島内へ布設し公設共用栓十箇所を設置せり。

二、下水道

釜山領事館に於て達第三十八號下水道規則を發布したるは明治二十八年十一月にして其以前は居留民團に於て時々部分的に其工を施したるのみなるを以て汚水は市街到る所に停溜して排通せす時としては雨濮汚水と共に氾濫して行人を惱ますことある等衞生上交通上孰れよりするも觀過すへからす竟に本則の發布ありたる所以なり其後明治三十四年四月本則の改正あり其監督稍々嚴を加へたるも而も尙ほ下水道甚た備はらす乃ち明治四十年度事業として大下水工事を起し其延長二千七十九間就中長手通

大廳町、西町、寶水町、富平町、埋立新町等の街路に暗渠を設くること七百七十四間此工費は三萬餘圓を支出したり此外排水溝の延長は二萬九千餘間に亘つて設けられ全市街の下水道は茲に始めて完成の域に達したるなり。

第四節 墓地及火葬場

共同墓地 峨嵋山共同墓地は明治三十八年撰定せられ翌三十九年より其築設に着手したり始め領事官管理の下に在りし專管居留地の附屬たる伏兵山其地積三萬餘坪の共同墓地は明治二十四年六月居留地役所の管理に移り領事官の認可せる日本居留地墓地管理規則の下に管理せられたるに然るに爾來居留地域漸く擴大せられ竟に該墓地に接近し來り風致衛生其何れよりするも到底觀過すへからさるものあり勢の迫る所遂に其移轉を餘儀なくせしめられたるなり其實行に當りては理事廳令を以て明治三十九年十月一日より峨嵋山新共同墓地へ移轉すへく達せられ翌明治四十年五月を以て全く其終了を告けたるなり。

火葬場 卽今火葬場は峨嵋山、牧ノ島、釜山鎭の三箇所に在り孰れも商人經營なり始め大新里に一の火葬場ありしに明治三十七年二月大谷派本願寺釜山別院亦領事官の認可を得て同地に火葬場を設けたるも伏兵山墓地の峨嵋山に移轉せられ在來火葬場との距離頗る遠く喪家の不便少からさるを慮り明

治四十二年別院は公認を得て新墓地に接近せる現地點に移したるなり。

第五節　傳染病豫防設備

釜山港は海陸交通の頻繁なるか爲め惡疫侵入の機會多く防疫施設は須臾も忽諸に附し去るへからす歷代當局者の最注意を拂ふ所たり故に當該機關は常時に臨時に規定殊に備はり能く勵行せられ防疫事務は著しく發達せり就中市街清潔法沿革の概要を擧くれは當路者苦心の迹を窺ふに足るもの多し始め領事官は明治十四年十月達第三十八號を以て市街掃除規則を發布し又明治二十八年七月街路取締規則を設け明治三十四年九月達第三號を以て之を改正し特に街路溝渠下水等に對する清潔法を規定して每年四月を期し之を浚渫せしめ明治三十五年五月又改正して街路、便所、下水、芥溜等の取締を嚴にし殊に便所、芥溜等に就ては其構造を制限し每年四月十月の兩期に於て警察官監督の下に市內大清潔法を施行し戶々朝夕に集積せしむる汚物塵芥の取除は個人に受負はしめて居留地役所より之に補助を與ふることゝなれり然るに明治三十五年に至り私設清掃社なるもの起り各戶より一定の清潔費を徵し每日戶々に就き其塵芥汚物の掃除に從事したり後明治九年四月八頭司直吉橋本鶴吉等領事官令達の趣旨に基づき釜山清潔社を設立し全市の清潔事業を其一手に經營し各戶より每月最低十錢最高四圓の範圍に於て清潔費を徵收し其經費を支辨したり然るに爾來人口の增殖と共に日一日尿屎增量し剩餘或は海岸に

就濟して放棄し或は乾屎法を講する等總ゆる手段を盡したるも竟に其悉くを處分し得さるに當り恰も明治四十二年十一月白須庫之助外三名相謀り峨嵋山麓に製肥工場を設けて屎尿を原料に硫酸安母尼亞製造を企畫し時の理事官の容るゝ所と爲るに會し乃ち八頭司等は各市中の屎尿全部を無償運搬して其製肥原料に供給することゝなし茲に清潔社、製肥工場は相携へて釜山全市の清潔を保つの義務を負擔したり而して製肥工場は其設備に對し約二萬餘圓を投したるも器械其他尙ほ充分ならす營利的繼續殆むと不可能なるより明治四十五年四月小林彥一は一部出資者の關係よりして製肥工場を其一手に買收し機械及製法上に改良を加へ稍に頽勢を挽回して業務稍振ふに至れり然るに原料の供給者たる清潔社は八頭司の死後專ら橋本の經營する所と爲りしに社內紛爭起り爲に製肥工場との關係圓滿ならす於是製肥工場主小林は大正二年中清潔社を買收せむことを企圖せしに時の警察署長及民團長等の調停に依り同年六月十六日交涉遂に纏り同時に小林は營業期間を十箇年と定め釜山清潔機關の責任者と認められ大正三年七月富民洞に塵芥燒棄場を設けたるも規模尙ほ小にして責任を全ふするに足らさるの虞れなき能はす仍て大正四年七月を期し更に之を二倍大に擴張し且つ製肥工場も西部發展の將來を慮り亦同年內には他へ移轉する等の計畫中にありさ左もあるへきことゝなり。

第十章　防火設備

釜山居留民の劇増せしは明治二十七八年後に在りて同時に日本式木造家屋比々軒を連ぬるに至り防火機關の必要起り始めて消防組を設けたり其規模甚た大ならさるも既に水道の設けられて各所に消火栓の裝置あり消防喞筒又腕用ポンプ後に至ては蒸滊喞筒二臺を購求する等設備稍成るも而も荐りに起れる火災に當るに足らす於是明治三十四年四月時の領事館は達第二號を以て釜山港日本消防組規則を制定し以て在來の消防組を改良せしめたり明治三十九年前警視廳消防本部長たりし松井茂の釜山理事官として其任に就くや先つ常備消防手を置いて非常警備に充て又警視廳消防主任を聘して消防手の練習を爲さしむる等其組織上に大改革を加へて面目を一新せしめたり尋ひて龜山理平太代つて理事官と爲るや明治四十二年九月消防規則を改正し消防組組織、組員の手當、非常信號等を規定す消防組は正副組長、部長、小頭及消防手百三十餘名より組織せられ其所屬器械は蒸滊喞筒二臺、腕用ポンプ四臺、防火栓用ホース五臺を備へ又消防區域を警察署前、思案橋、富平町、寶水町、草梁、牧ノ島等の六部に分ち各部に夜警詰所を設け器械消防手を配屬して其部內を巡邏警戒せしめたり當時已に水道の設備完成し市區改正亦漸く整頓する等相俟つて防火事務は全體に亘りて一段の面目を添へると共に其效果著しく有繋に兇焰を逞ふせし祝融も近時大に屛息したり由來防火經費は悉く民團の支出に係れるものなれは民團廢せられて以後府費の支出に待つは勿論なるも消防組の監督權は依然として釜山警察署の手に在ること亦云ふを竢たさる所たり因に以前釜山鎭に於ては明治四十四年七月有志者相謀り釜山警

察署監督の下に義勇消防組を特設し其經費は總て篤志家の義捐に俟つて之を支辨したりしも大正三年四月一日より釜山消防組第七部に編入せられたり。

水道防火栓　消防組の創設に當りては水道設備小規模なりしか爲め水道栓は僅に要所三十箇所の裝置に過きさりしも明治三十五年高遠見水道の増設に依て水壓五十磅乃至七十磅のもの四十七箇と爲り明治四十三年七月水道の完成を告くるに至り新式裝置のもの百餘箇所を增し現時の總數は公設百六十六私設十六計一百八十二箇所平均六十間毎に一箇所と爲り其水壓は六十磅乃至百五十磅以上に達したれは今や他總ての設備との權衡を得全體の消防力は幾むと遺憾なきに至れり。

第十一章　港灣設備及埋築事業

第一節　商港

陸上既に歐亞大陸交通幹線の關門たる要衝を占むる大釜山其港灣の設備も亦既に其第一期計畫は明治三十九年以降工費一百四十八萬八千圓を投し明治四十五年三月を以て完了し今や其第二期計畫卽ち明治四十四年以降六箇年繼續工費豫算三百八十二萬四千八十圓此工程亦既に半を過く是れ軈て陸上交通と相枯棹し歐米海上交通の要衝に當るへき大運命を實現する所以ならすや而も尙ほ以て本港は赤裸々たる自然港のみと誣へ得へきか世界的大商港として如上の大任を負ふへき資格の有無を疑ふものあり

や更に筆を改め港灣設備旣成の跡及工事中の進程狀況等を概說せむ。
第一期計畫工程は明治四十三年に於て其大部分成れるに當り恰も日韓併合せられたるを以て我政府其殘部を繼承し明治四十五年三月を以て竣工せしめたり其主要なるものは卽ち稅關敷地其他急施に充つへき一萬四百餘坪の海面を埋築し其一部は幅十八間餘長百六十一間餘の突堤と爲し其南側に沿ひ幅十二間餘延長百五十二間餘の鐵造片棧橋を架設し三千噸乃至四千噸の汽船二隻を同時に繫留し得へからしめ以て關釜聯絡船其他商船の碇繫所に充て尙ほ突堤上には鐵道二線を導き貨客海陸の聯絡を完からしめたり卽ち現に第一棧橋線と稱し鮮滿急行列車の發着地點に供せるもの是れなり此他貿易上利便の爲め其對外に對しては埋築地の水際に延長百八十五間餘の物揚場を築き二臺の起重機を備へ沿岸に對しては北濱に於て延長二百八十一間餘の物揚場を作り起重機一臺を据附け又陸上に於ては埋築地上道路を隔てゝ停車場に相對し稅關廳舍及附屬家屋建坪合計二百九坪五合を建築し第一棧橋附近に稅關監視部廳舍建坪百十二坪二合貨物の集散場として木造上屋四棟此建坪六百五十八坪及煉瓦倉庫二棟此建坪三百三十六坪等を新築し又龍尾山下舊稅關構內の船入場を整理して魚港（次節に詳述す）を設け港灣の前面なる神仙臺下に海港檢疫の設備を爲したる等是れ卽ち釜山の發展に策應する當面の急務たる關稅行政の完全を圖る第一次經營にして尋ひて起れる第二次經營卽ち海陸聯絡設備施行は明治四十四年より六箇年繼續事業にして現時進行中に在り其設計及工程の現狀は卽ち左の如し。

一、埋築　第一棧橋の北方現在鐵道用地の前面に於て更に一萬六千八百十坪を埋築し以て陸上設備の地區に充て其地先には第二棧橋を築造し其水際には物揚場石垣及護岸の石垣を設くるものとす。

二、棧橋　前項の埋築地先に於て第一棧橋の突堤と並行し百五十間の間隔を存して幅員二十一間延長二百間の鐵造棧橋を築造し中央に輕機關車を通する鐵道線路を敷設し尙ほ此線路を挾むて棧橋の兩側に幅二十二尺長八十二間半の平家建鐵造上屋三棟を設け貨物の處理場と爲す。

本棧橋附近は二十七尺及三十六尺の水深を保たしめ七千噸の滊船二隻二萬噸の滊船二隻を同時に繫留に支障なからしむ。

三、浚渫　第一棧橋の前五萬三千百六十四坪の水面積を二十四尺に浚渫して三千噸乃至四千噸の滊船發着を自由ならしめ第二棧橋沿及鶴ノ瀨港口二十七萬八千三百十一坪の水面積を二十七尺乃至三十六尺に浚渫し以て大船巨舶の出入に備ふるものとす。

四、上屋及倉庫　第二棧橋突堤上に幅六十三尺長百五十二間の鐵骨吹拔上屋を設け內部に旅舍、待合室、事務室、小荷物取扱所、切符賣場、貨物藏置場、喫茶店等を設け第一棧橋と相俟つて此地域內に於ける海陸聯絡の設備を完成す又稅關構內に煉瓦倉庫二棟其面積各百六十八坪のものを設け第二棧橋上にも前項の如く平屋鐵造上屋三棟を設く。

五、道路　埋築地上に幅十間乃至十五間の「マカダム」式築造法に依る道路を設け貨客の交通運搬に

便す。

六、鐵道　草梁釜山間の鐵道線路より分岐して第二棧橋に至る線路を敷設す而して草梁釜山間の舊線路は悉く撤去し釜山鱉平埋築地上に一直線の新線路を敷設す。

七、防波堤　釜山鎭豫定埋築地の前面に總延長六百十五間の防波堤二條を築造して面積約十二萬坪の船溜を設け小型瀛船及帆船の碇泊所に充つ將來此土工成らは現時工事中なる釜山鎭の埋築地は正に有要なる地區となるへきなり。

八、電燈給水繋船浮標　第二棧橋上及埋築地上には孤光燈を配置し又棧橋上には船舶給水用として四時の鐵管を敷設し且つ浮標三個を置き船舶の碇繋に便す。

以上の設計に對する工事費豫算は三百八十二萬四千六十圓にして其期間は六箇年なり而して大正三年十二月末日に於ける工事の進行程度は左の如し。

工事種類		成工步合
埋築工事	第二棧橋基部埋築	〇九五
	護岸石垣基礎捨石	完了
	護岸石垣築造	〇七〇
	物揚場石垣基礎捨石	完了

工事	細目	狀況
波除堤工事	物揚場石垣築造	〇三〇
	波除堤築造	〇八七
浚渫工事	第一棧橋前浚渫	完了
	第二棧橋沿浚渫	〇九一
	鵜ノ瀨港口浚渫	〇〇六
棧橋工事	橋臺基礎捨石及附近橋脚築造	完了
	橋脚及床構築造	〇七〇
	防衝材取付	未着手
	獨立防衝材設置	未着手
	橋板取付及繫船柱設置	未着手
上屋倉庫工事	旅舍用平家建鐵道上屋（一棟）	完了
	煉瓦倉庫（二棟）	同
	旅舍用平屋建鐵道上屋（三棟）	未着手
道路工事	碎石道路	未着手
	下水	未着手

一孤光燈　未着手

鐵道工事
- 第二棧橋上線路敷設　未着手
- 釜山草梁間線路移轉　完了

第二節　魚港、附水産物輸出入場

韓國政府は釜山港に魚港設置の計畫を立て明治四十四年二月舊稅關跡を利用し工費約二十五萬圓を豫算し其工を起し同四十五年三月を以て落成せしめ茲に東洋有數の魚港を見るに至れり抑も釜山港は南鮮最大漁業圈の中軸に位置し殊に海陸の運輸交通上所謂四通八達の便利を占め水産事業に就ては自然の好地位に在り而して今や此大規模なる人工的設備の實に天惠に加はるあり其將來や多望なりと謂ふへし然とも本魚港は今未た其經營方針定まらす隨て事業の開始を見るに至らす嘗て朝鮮海水産組合は朝鮮總督府に對し其經營管理を其組合に委せられむことを請願せしも許されす知らす總督府は何の期する所あつて敢て此完備せる魚港を徒に放置せるにや惜しむへきなり左に其構造の概要を記述すへし。

一、魚類競賣場　沿岸中央に總坪數三百二十坪の上屋を設け地上を混凝土敷さして魚類の競賣場と爲し上屋の半部を二階建とし之を數室に分ちて船具又漁夫携帶品の預り倉庫に充て他半部は平屋とし

屋上は水産物の干場に充つ。

一、仲買人貸庫及荷造場　競賣場の後部道路を隔て總坪二百八坪の建物あり仲買人貸庫及荷造場と爲す庫は六坪二十七戸前に分つ。

一、運送店　貸庫に連ね十五坪の運送店を設け魚類運搬用に供す。

一、仲買店及雜品庫　運送店に隣り間口二十六間奥行三間の木造二階建を設け其一部を雜品庫とし殘部を五分し階下を仲買人の出張店とし階上は職員の住居に充つ。

一、事務所　魚港正門内左側に木造二階建洋風家屋を設け階上を魚港事務所に階下の一部を事務室に其他を税關出張所及宿直室等と爲す。

一、倶樂部　正門内右側に建坪五十四坪の日本風二階建を設け階下を二分して其一を日用雜貨店其他を浴室と爲し階上を倶樂部及集會所とす。

一、鹽藏庫及干燥物庫　競賣場の左側岸に鹽藏庫並貯鹽庫一棟又干燥物庫一棟等あり。

一、漁船溜　魚港の左右兩側より突堤を築き中央に出入口を設け水面積約六千坪を包擁せしめ以て漁船溜と爲す。

第三節　航路標識

航路標識は航海者の生命とする所にして港灣設備上最主要なるものたり乃ち總督府遞信局は釜山港内外各所に標識を設置し特に郵便局内に其出張所を置いて之を主管せしむ即ち港灣設備を完からしむる所以なり而して挂燈立標は一見浮標と同工のものなるか如きも立標は暗礁に固着せしめて作り浮標とは全く其工を異にするもの又絶影島燈臺には霧中警報を併設しありて濃霧燈光を遮蔽するに當りては斷へす笛聲を發して相警しむへく備へあり今各所の標識を表示すれは左の如し因に凡そ標識の形式は擧て一般航海者に周知せしめあるか故に苟も航海業に相從ふものは其形式を一見すれは直に其何地港灣なることを知了し得るものなりと云ふ。

	形式	名稱	閃光燈又は不動燈の別及色	位置	等級	油等の種類	回轉又は明滅の方法	到達距離	設立年月日
燈臺霧中警報	[illegible]	絶影島	三閃光白色	釜山港外	四等	石油白熱燈	自展儀回轉	二〇浬	明治三十九年十二月
燈	[illegible]	導燈	不動紅色	釜山港草梁	六等	石油燈		一四浬	明治三十七年八月(高低燈共同し)
挂燈浮標	◐	外港	明暗白色	釜山港口海雲末の北西方	六等	アセチリン		八浬	明治四十四年四月
挂燈浮標		内港	明暗綠色	釜山港口[illegible]礁の東側	六等	アガ式瓦斯		五浬	大正二年四月
挂燈立標	◐	鵜ノ瀬	明暗白色	釜山港口	六等	石油燈	電氣回轉	一〇浬	明治三十八年六月
挂燈立標	◐	登牟多利(トムタリ)	明暗白色	釜山港口[illegible]岩	六等	アガ式瓦斯、		一一浬	明治四十四年四月
待迅末挂燈浮標	◐	待迅末	明暗白色	釜山港西口	六等	アガ式瓦斯		八浬	大正二年二月

備考　形式欄に於ける記號は標識圖中より拔歩せるものなれとし内港挂燈浮標「明暗綠色」ノ記號なし

第四節　舊棧橋

釜山港灣既に多くの設備を施されたる現時に於ては所謂舊棧橋の如きは其規模未た以て大なりとするに足らすと雖而も財力尚ほ微弱なりし明治三十五年三月中早く此計畫を立て遂に能く其目的を達したる其發起者迫間房太郎、大池忠助、豐田福太郎、二宮五男、木本普治等の功勞は本港の發展上長く沒却すへからさるものたり始め發起者等の韓國政府へ棧橋架設權の特許を出願したるは明治三十五年四月一日にして爾來交渉に一年半を費し明治三十六年十二月八日屢に其容るゝ所と爲りたるを以て直に釜山棧橋株式會社を設立せむとするに當り恰も日露風雲急なるに會し株式募集に一頓挫を來せり然るに國交斷絶後皇軍向ふ所敵なく連戰連勝の結果財界大に振ひたれは明治三十七年四月二十四日發起人會を開き愈會社定款を定めたり是より先き明治三十五年五月八日より二宮は關門、宮島、宇品、高松、兵庫、神戸等實地に就て各棧橋の設計及建設費額等を調査し後復同年六月二日大阪に往き鐵道工務所長村上工學士に其設計を託し同年七月二十二日成る其大要は卽ち橋桁に工字形鋼鐵を使用し橋脚は圓形鋼鐵にして其下端には鑄鐵製螺旋沓を用ひ而して各橋脚間は鐵條を菱形に連絡せしめブレーシング桁は橋脚の上にボールトを以て取着け又其上に横桁八吋角の鐵材を七呎半毎に并列し横桁の上には更に四呎毎に縦梁（厚七吋幅五吋）を取着け尚ほ其上面に厚四吋幅六吋の木材を相互の間隔半吋つゝを

有する如く釘着して通行に便す、棧橋の終端及兩側には縱防材を海底深く打込み更に此に橫材を設備し船舶の鐵部に直接觸るゝことを防ぐ、棧橋上面兩側十間每に繫留柱を設備し繫船に便ならしめ又棧橋上に軌道數條を敷設し貨物運搬用に供す、棧橋全延長九百九十七呎幅員四十呎にして棧橋の高度は干潮面より十三呎滿潮面より五呎海底を拔くこと平均約三十四呎半にして海岸埋築天端と棧橋上面は其高度同一なり而して棧橋の位置は海岸線に斜に東北に向ひ正東より二十度の角度を爲す以上の設計は愈明治三十八年二月より着手し同三十九年十二月竣成したり會社は明治三十七年十二月設立發起を了る其資本金は十萬圓後五萬圓を增し總て十五萬圓なり。

第五節　渡　船

一、私立普通學校維持渡船場

往昔の絕影島は航海者の遠く望みて目標と爲すに足るへき蓊鬱たる大森林にして素より人の住するものあるなし或は其東面には一小部落ありしと云ふものあるも畢竟傳說のみ何等考證あるにあらされは素より信を置くに足らす現時所謂瀛仙洞なる一小部落の發端として始めて一韓人の住家を設けたるは明治二十年中にして此前後より該林木は濫伐せられて纔に現狀の如く禿山に化し去りしこと惜しみても尙は餘りありと稱ふへし其後朝鮮人の住居するもの漸く多く竟に瀛仙洞を成す明治二十六年中洞民

等相謀で渡船を常設し一定の期間を限り相交代して其任に當り互に應分の米麥を醵出して其勞に酬ゆることゝ爲したり其後洞民の增加すると共に內地人の居住するもの亦多く明治二十八年頃には終に四隻の渡船を備ふるに至りたり明治四十二年洞內に私立玉成普通學校を設立するに當り其維持費を此渡船賃に待つの議成り乃ち各乘船者一人每に一錢を徵收し其三割五分を營業費に充て殘額全部を校費に充つることゝ爲したり大正三年五月よりは其筋の命に依り石油發動機船二隻を備へ其賃錢を一錢五厘と改めたり其收入一日平均十四圓一箇月約四百五六十圓なりと云ふ。

二、絕影島渡船場

專ら內地人に依て經營せられつゝある本渡船は明治三十四年十一月長崎縣人太田辻松、瀨戶林太郞等の創設せしものなり初めは在島內地人も尙ほ鮮人經營の渡船に便乘したるも交通漸く頻繁と爲り竟に此特設企畫を促したる所以なり而も尙ほ小船一隻を備ふるに過ぎされは只さへ輸送力不充分なりしに日露役後遽に移住者を增し益其不足を告けたるより此機に乘して起りし同業者は終に五隻の多きに達し隨て弊害少からさるより在島內地人團體經營の下に之を統一せむことを企圖せしものありしも其議終に成らす更に太田辻松外有志者等相合同して經營することゝ爲して官許を得たり然るに此渡船航路は近距離なるにも拘はらす機關の完全ならさるが爲め動もすれは交通杜絕殊に時として乘船者をして危險に陷らしむることあるより大正三年中官憲は營業者に命令して石油發動機船に改めしめたり現

時同船三隻を備へ牧ノ島、洲岬、南濱を連ねて三角航路を開き終日間斷なく運轉しつゝあつて此間の交通は粗々完全の域に近つきたり現時一個月間の乘降人員は三萬五千乃至四萬人にして毎一人の船賃は一錢五厘なり。

第六節　埋築

顧みれは釜山港灣の面目を一新して歐亞公道の大關門たるに副ふへく施設せられしもの枚擧に遑あらすと雖就中特筆すへきものは實に埋築事業なりと爲す抑も本港の背面には山岳疊々として相聳へ其山脚は直に灣涯に迫つて平地幾干もなく埠頭必須の設備を施すに由なし埋築の止むへからさる所以茲に在つて存したるなり釜山埋築會社（資本金二十五萬圓）は此大機を捉らへ奮然起つて北濱の海面を埋め施ひて海陸連絡の備へを完ふし乍ら埠頭の面目を一新せしめたり尋ひて吉村作太郎の獨力にて絕影島薩摩堀の埋築企畫せられ又名古屋財團を中心とせる朝鮮起業株式會社組織せられ釜山鎭大埋築工事起る等港灣新裝上の大要求は一部既に充たされ尙は着々充されつゝあり盛矣哉叙上北濱工事は明治三十五年七月二十七日其第一期設計を起工し同三十七年十二月三十一日之を竣る其工程三萬二千七百七十七坪九合五勺二才更に明治四十年四月一日第二期設計を起工し同四十一年八月三十一日之を竣る其工程八千五百二十九坪六合六勺五才合計四萬一千三百七坪六合一勺七才の此廣面積は明治四十二年市街區

劃の定まるや其大部分は賣却貸地等の契約成り現時の佐藤町、大倉町、高島町、中ノ町、池ノ町、新町、岸本町及沿岸帆船溜、釜山税關構內、釜山停車場等を形成したり薩摩堀は工程半はにして現時中止釜山鎭大工事は着々進行して即今方に闌なり該方面地勢の將來は蓋此大土工の竣成に依て如何に變化すへきや刮目に値ひするものあるへきなり。

一、北濱埋築

北濱の埋築は故國友重章の發案にして佐藤潤象、高島義恭等專ら其衝に當る初め佐藤は明治二十七八年役後韓國林務顧問たりしことあるを以て頗る韓國の事情に通し殊に釜山に精し故に顧慮なく國友の說に賛同し高島義恭を誘ふて與に倶に起つ當時韓國に於て事業を起さむと欲するものは先つ我政府當路者の同意を得さるへからさるか故に佐藤は靑木外務大臣內田政務局長杉村通商局長等を歷訪して其同意を得明治三十二年十一月釜山居留民の承諾を得へく高島及技師相良常雄等を相伴ひ來り相良をして埋築豫定の海面を測量せしめつゝ居留民との交渉を開始したり然るに居留民等甚た之を喜はす竟に拒絕したり蓋佐藤の埋築豫定海面は恰も將來京釜鐵道會社の用地となるへき所なりしか故に該會社の感情を害して後難を貽すを恐れてなり乃ち佐藤等は先決問題として京釜鐵道會社の意向を確むるの必要を感し明治三十三年一月澁澤京釜鐵道會社創立委員長及大倉同委員等を訪ふて其同意を求めたるに亦拒絕せられたり盖事業大にして佐藤等の企圖竟に成功すへからさるものと推斷せし結果なるへし

同時に韓國政府亦勅令を發して釜山港一帶の埋築工事は京釜鐵道會社の外許可せさる旨を公布したり於是佐藤等は幾むと絶望の悲境に陷りたるも天晴好男兒尙ほ克く屈せす撓ます徐に時機を竢ち尙ほ爲す所あらむことを期して東都に在り偶々古藤居留民總代太田居留地會議長等水道工事補助請願の爲め上京するに會し佐藤は高島と共に爲に大に助力し且つ託するに居留民等をして埋築事業を認諾せしむることに努めむことを以す殊に靑木外務大臣は太田等をして他年歐亞交通上の要衝に當るへき大運命を有する釜山は今に於て其海面を埋築するの急務なることを傳達せしむるありし等佐藤高島等茲に層に一道の曙光を眺め得たり先是杉山茂丸は佐藤高島等を友とし善し其窘境に在るを聞くや慨然として起ち京釜鐵道會社創立委員等を說伏して議遂に成り明治三十三年七月澁澤委員長と佐藤高島等との間に釜山海面埋築契約を締結するに至りたり於是佐藤高島等は其翌八月釜山に來り太田古藤其他と數回の交涉を重ね結局埋築竣工の上は居留地に對し廉價にて六千坪讓與すへく居留民は事業の爲め便宜を與ふへしとの條件の下に佐藤高島等と居留地間との約束亦成立し茲に始めて領事官に對し其公認を請ふに至りたるも而も尙ほ大難關の橫はるありて佐藤等を惱ましたるは他ならす韓國政府の認可を得ることと是れなり先是佐藤高島等は明治三十三年一月を以て願書を韓國政府へ提出せしに爾來徒に遷延して顧みられす仍て佐藤等は同年八月再ひ京城に徂き林公使始め公使館員の援助を得て總ゆる手段を講したるも韓政府は頑として聽許するの色なし聞說韓政府は事業の將來有望なるに垂涎して自ら經營

せむとするの念ありたるもの佐藤等をして一層懊惱せしめたる主因なりし然るに總稅務司ブラウンの反對に有繋の韓政府も其慾念を絕たれたり而も尙ほ或は港內に宮內府に魚基あり又は東萊監理を使嗾して地方の利害問題を喚起せしめむとする等執念深く妨碍を試みたるも悉く林公使に說破せられ其他種々なる口實を設け願書を高閣に束ねて顧みさること一年佐藤高島等の京城滯在五個月に亙り明治三十三年十二月八日に至り始めて其認許を與へたり茲に希望の一半を達したる佐藤等は復一難關に其前路を遮られ所謂前狼僅に去つて後虎之れに續くの窮境に立つを餘儀なくせしめられたり卽ち資金集收の大困難是れなり佐藤高島等は如上總ゆる困難を排除して鄕里熊本に歸り合資に着手せしに適々當時の經濟界は各銀行破產の影響を受けて大恐慌を來し幾むと豫約を踐むで出資するものなし於是佐藤等は出京して畫策する所ありしも意の如くならす僅に十餘萬圓を得たるのみ窮餘外債に賴らむとして亦成らす竟に權利讓渡を說くものあるに至る等同志中の意氣頗る沮喪するあり此間歲月は徒に移つて明治三十五年の春を迎へたり然るに同年七月三十一日は佐藤等前後四年來心血を注いで僅に贏ち得たる埋築權利斷續の岐るゝ時にして林公使の督促釜山居留民の難詰等交々佐藤等の苦悶を增さしむるあり佐藤等は又復進退維谷の難境に立て幾むと爲す所を知らさるに至れり抑北濱の埋築は事個人經營に屬すと云ふと雖其目的や歐亞交通幹線の大關門を築設するに在て其効果よりすれは蓋世界的公事業と云ふも過言ならさるへし換言すれは釜山を根抵より改造するものなりと云ふ亦不可莫るへし此公的事業

に身心を委し苦悶幾歳時屈せす撓まさる此好男兒天曷そ憐まさらむや先是大倉喜八郎は明治三十四年十一月前後より其意稍々動くあり翌三十五年の初夏佐藤高島等の愈々難局に悶ゆるを聞くや覚に斷乎として起つ佐藤等大に力を得着々議を進め同年七月五日釜山埋築株式會社（資本金二十五萬圓後十萬圓増資）成立す其役員は社長大倉喜八郎取締役理事佐藤潤象取締役高島義恭監査役大野龜三郎等にして工事は大倉組之を請負ひ茲に佐藤等は韓政府と約せる起工期限の僅二日前則ち同月二十七日を以て危くも起工式を擧け得たり然るに其第一期工事中釜山停車場問題の一時佐藤等を惱ますことありしも大倉組の大膽なる決心に依て鐵道線路は竟に草梁以南に延長し釜山停車場設置に決定し茲に第一期工事の竣成を告けたる狀況は章首に既述せる所の如し其後明治三十九年十月將に第二期工事に着手せむとするに際し其豫定海面内へ漁港官設及船溜存置の說起り意外にも韓政府は竟に我理事官を經て埋築工事中止命令を發したり於是佐藤等其既得權侵害を憤り重役會議を經て大に相爭はむとするに當り偶々復義俠に勇める杉山茂丸の聞く所と爲り斡旋大に努むる所あり互讓の結果僅に解決し爲に居留民團は竟に其對會社豫約權利を餘儀なく抛棄せしめられ始めて第二期工事に移り亦章首に既述せるか如く明治四十一年八月三十一日を以て愈々大斷落を告け前後二期工事總面積四萬一千三百七坪六一七を得同時に會社は總會の決議に依り明治四十二年十月九日を以て解散し佐藤常務清算人及大倉高島の清算人等に依て大團圓を告け其地面は是亦概ね章首に叙述する所の如くにして處置せらる其地代は每一坪

始めは一等地六十圓二等地五十圓三等地四十五圓尋ひて地等を廢し通價七十圓と爲り後復地等を設け一等地百圓乃至百二十圓二等地七十圓乃至九十圓三等地五十五圓乃至七十圓と爲り以て現時に至る。惟ふに本埋築の成功は佐藤高島等素より其衝に當りたるも其活躍の起因を繹ぬれは佐々友房之に執掌し國民協會其活躍の舞臺となりしものたるを忘るへからさるなり。

二、薩摩堀埋築

本埋築工事は初め釜山居留民團に於て企畫したるを後志村作太郎之を繼承し獨力其經營に當れるなり其設計は洲岬前面一萬二千八百七十坪絕影島前面三千九百五十坪薩摩堀の內四萬四千七百十坪等を埋め絕影島と洲岬との中間を貫き港灣海面より入口幅二十四間中間十八間の水路を通し其後方に五十間四方の帆船溜を又其一部に荷揚場を設け船溜の周圍及絕影島、洲岬兩側面の埋築地を將來各工場其他漁業上の諸設備に充て其中三萬九千十二坪を市街地に充つるに在つて其總工費豫算は四十萬圓なるも設計當時に於ける完成後の總地代豫想は六十四萬八千圓にして頗る有望の事業なるか如くなりしも其後工事半はにして中止したるは何等の事情ありしや知るへからさるも今や全く該工事の繼續を斷念し更に方面を改め洲岬裏なる通船棧橋附近を埋築せむ計畫中なりと云ふ。

三、釜山鎭埋築

釜山現時の大勢よりして其中心點の南方に偏するの嫌あるは何人も異論なき所なり然とも之を理想の

方面に移さむとするも北濱埋築四萬一千餘坪の地あるのみ而も此新埋築地は業に既に充塞して餘す所幾干もなし曷そ以て將來三十萬人を容るゝの大抱負ある大釜山其中心力を集注するに足らむや嗚呼自然は誣ゆへからす今や中心の實勢は暗々裡に北移しつゝあり之を咬つの準備豈須臾も忽にすへけむや蓋釜山鎭の大埋築は少くも此間の消息を洩らすものならさらむや朝鮮起業株式會社の用意や深遠なりと云ふへし會社の創立は大正元年十月二日にして釜山鎭海面四十萬坪を四十萬圓にて買收したる名古屋財閥に依て組織せられ其資本金は三百萬圓と號す其本社は釜山鎭に在つて其出張所は名古屋に在り而して其役員は取締役社長神野金之助常務取締役高橋兌親取締役伊藤由太郎外四人監査役伊藤長次郎外二人工事顧問奥田助七郎主任技師北村房次郎等にして其設計は海面四十萬坪を埋築すへく其工程は第一期約十三萬七千坪を三年間に第二期約十七萬坪を亦三年間に第三期に於て其殘全部を悉く了り其海岸線の中央適宜の位地を撰ひて船舶出入口十二間に奥行六十間總幅員一百間此面積六千坪を長方形に作り內面四隅に長十五間幅三間の荷揚場を設け旅客の昇降貨物の積卸に便する等にして其完成期は準備行爲とも約十個年の豫定を以て大正二年四月起工式を擧けたり此第一期工程中約八萬五千坪は已に鐵道局にて買上くるの豫約成り大正四年十二月其工事を竣るへし其經過及現狀は起工年末に於て幅十間高干潮面上四五尺護岸の基礎工事たる捨石全部を了り同時にポンプ式浚渫船に依て海底より砂の捨土砂船積立坪十二萬坪餘を運搬し更に大正三年五月初旬來六個所より山土を掘出しつゝあり卽ち一、

農幕線（釜山鎭驛北東の山地）二、アーヴイン線（佐川洞山地）三、古館線（古館邑內後方山地）以上三線は軌道手押トロにて搬出四、牛岩洞線（牛岩洞山地）五、赤崎線（赤崎半島山地）以上二線は先つ手押トロにて海岸に搬出し更に船積と爲す六、蓮洞里川線（同川々尻の荒土砂を船積）其外東萊郡左水營驛の山地より朝鮮瓦斯電氣株式會社の經營に係る東萊行輕便鐵道左水營驛より釜山鎭驛に至る二哩を利用し釜山鎭驛よりは約一哩間特に專用軌道を敷設し一列車十五輛乃至十八輛を連結して每日十二回運轉し平均一百坪の土砂を運搬せり工程は此の如くにして着々進步し現時已に三萬二千坪を完成し其殘部も干潮面と粗々均等の高度を保つに至る殊に難工事たる護岸及捨石を終りたれは大正四年內には此殘部も完成すへし尙ほ如上區域內に釜山川、楡の二小流を貫通せしむへき水路開鑿の必要あり爲に完全なる堤防を築くへく工事進行中に在り斯くの如くにして完成せる地積の內八萬五千坪は鐵道局の有に歸し殘部五萬坪に對しては中央より十字形に十二間幅の大道路を設け其交叉點を漏斗狀の廣場と爲し其他四方に通し井字形に八間乃至六間の通路を開ひて大市街地たるの素地を作るへく目下其設計中に在り。

第十二章　交通運輸

釜山は朝鮮南北沿岸の中軸を占め四通八達の好位地に在り又內地聯絡の要衝に當る等由來旣に交通上

貿易上共に優勝の地步を占め貨客集散の燒點たるや舊し矧むや京釜及京義の兩鐵道貫通し鴨綠江の架橋安奉線の改修等成りて明治四十四年十一月滿洲鐵道と相連絡するに至りては朝鮮縱貫鐵道は忽ち歐亞交通公道の幹線と爲り一轉して交通上世界的一大要港と豹變し歐亞交通運輸の貨客を劇增したるのみならず顧みれは更に沿岸航路の統一せられ湖南、京元の兩鐵道落成を告け玆に海陸交通機關は幾むと整備の域に達し施ひて釜山港の將來に波及する影響や甚大なり抑も東洋に於ける歐亞交通上の關門としては以前既に浦鹽、大連等あつて今や釜山と對峙して恰も鼎立の觀あるも其最捷路としては先つ釜山を推さゝるへからす又其沿道風光の目を喜はしむるものあると將た只寂寥々として無趣味なると素より同日の論にあらす其行客をして此釜山線を選はしむるや蓋必至の勢なるへく殊に今復政府は二百八十餘萬圓を投して灣內を浚渫し第二大棧橋及大船渠等を築設し二萬噸の巨船二隻七千噸の大船二隻合して四隻を同時に繫留せしめむとして工事中に在り今後本港の交通運輸上必すや一大變革を來すへく其程度は蓋逆睹すへからさるなり。

第一節　陸上

一、鐵道

釜山陸上交通機關の嚆矢は京釜鐵道の敷設に在り此鐵道は日清役後日韓兩國間に協定せられたる暫定

條約に基き明治三十四年六月を以て成立したる京釜鐵道株式會社の企業に係り同年八日南は草梁北は京畿道永登浦の兩端より同時に起工したり恰も是時日露兩國間の形勢大に切迫し風雲漸く急を告くるあり明治三十六年日本政府は會社を促して工事を進捗せしめ翌三十七年一月全線二百六十七哩稍々其工を竣り明治三十八年一月一日より運轉營業を開始したり其後鐵道國有の議定るや政府は明治三十九年七月京仁鐵道と共に本鐵道を買收して統監府鐵道管理局に屬せしめたり當時本線は尙は草梁に止りて釜山に達せす行旅の不便多大なりし然るに明治四十一年に至り此間亦其敷設成り同年四月一日釜山驛の開始と共に列車を運轉し茲に始めて京釜鐵道の完成を告け釜山の陸上交通狀態に一新紀元を劃したり先是山陽鐵道會社は日韓鐵道を聯絡せしめむか爲め壹岐丸對島丸の二汽船を以て關釜聯絡航路を開きたり至是山陽鐵道亦國有と爲り遞信省の所管に移るや該聯絡船着發時間を短縮し輸送力を增加せしむる等改善する所ありしも釜山に於ける連絡船の發着點たる所謂舊棧橋と停車場との距離尙ほ數丁ありて旅客に不便を感せしむるのみならす貨物の連帶直通輸送に係るものに至ては釜山驛の已に開始せられあるに拘はらす尙ほ草梁驛に於て之を取扱ふか故に移出入何れも艀船を用ゐさるへからす爲に勞力と時間とを徒費するの不便を免れさりしなり其後明治四十五年六月釜山稅關は新に第一棧橋を設け同月十五日より聯絡船の發着點を該棧橋に移して如上の不便を除き又豫て長春、京城間に限られたる滿洲朝鮮直通列車の運轉を每週火、木、土曜日の三回釜山に至る九百五十哩を一貫して急行せし

むることに改め同時に滿鐵會社に於ても萬國寢臺會社最新式製寢臺附列車を連結したる等著しく旅客の便利を計り鐵道院に於ても亦內地鐵道列車の着發時間を改正し新橋下ノ關間には特に展望車付一二等急行列車を運轉し且つ毎週三回の滿洲朝鮮直通列車に接續せしむるか爲め關釜聯絡船の運航時間を特に短縮せしめたるを以て啻に內地朝鮮の來往のみならす歐亞の交通聯絡上多大なる利便を與へ施ひて釜山の交通上更に一段の進展力を增さしめ茲に愈々歐亞公道の關門たる實質を發揮せしめたり且つ豫て審議中なりし日支聯絡運輸に京漢、京張、津浦、滬寧の四鐵道加入の件も愈々大正四年一月一日より實施するに決したり其要領は左の如くにして亦是れ釜山の交通狀態に影響を及ほすや勿論なりとす

朝鮮鐵道に於ける本聯絡切符の發賣驛は釜山、南大門、仁川、平壤、鎭南浦の五驛に限り其往路は安奉線より奉天に出て夫れより京奉鐵道に入るものにして此線に於ける所定着驛は奉天郊外の新民府、山海關、天津乃北京の四驛とし北京は正陽門停車場に下車するものにて既に實施中なる日支連絡の協定區域なるも支那本部を稍々西に偏して南北の縱貫線を形成せり。

京漢鐵道に北京前門驛より乘車し一躍七百五十二哩餘楊子江岸の漢口に至るは其一なり此線の連絡は漢口の對岸武昌に起り英領香港と一葦帶水の九龍に至る奥漢鐵道並に京漢線の廣水より楊子江に沿ふて四川省の成都に至る川漢鐵道等と他日更に連絡運輸を開始する前程とも目すへく實に支那本部の產業的樞軸地點と朝鮮を連鎖する重大なる交通線なりとす殊に楊子江流域には日清汽船其他大小船舶あ

りて南京、上海と相通し且つ赤壁の勝、洞庭の八景等騷人をして垂涎せしむる絶景ありて遊覽旅客には恰好の案内者たらすむはあらす。

京張鐵道は北京正陽門驛の手前豐臺驛に發し萬里の長城を橫斷して内蒙古の玄關たる都會張家口に至る鐵道にして連絡切符の發賣驛は北京を三十五哩隔たりたる商業地南口及張家口の二驛なりとす本線の連絡は目下計畫中に屬する内外蒙古を橫斷し庫倫、恰克圖を經て露領に入りバイガル湖附近に於て西伯利亞鐵道と接續する張恰鐵道及張家口歸化城間の張歸鐵道等完成の曉は其等と更に連絡運輸を爲し得るものにして現に外交上の問題たる滿蒙地方の開展に伴ひ益重要の交通路となるへきは勿論なり。

津浦鐵道は京奉線天津停車場より起りて濟南府を經て黃河を渉り楊子江を挾みて南京に對する浦口に終る東都は支那に於ける南北橫斷鐵道にして京漢鐵道と併行するものなり本線に於ける連絡切符の發賣驛は濟南府及浦口の二驛とす濟南府は山東鐵道の連絡停車場として青島行鐵道旅客には唯一の徑路なることは晩近世人に印象されし所、浦口は楊子江北岸の要津にて對岸南京の大市街を控ふるを以て名高く兩市間鐵道連絡船渡航の設備ありて往來容易なり本線の連絡主要なる目的は朝鮮より鐵路上海又は南京に至る交通路を形成せむとするにあつて浦口より南京に渡れは

滬寧鐵道ありて上海に至るへし南京と上海とは連絡切符の發賣驛にして前記津浦鐵道を通して連絡す

るものとす故に本線の連絡と前者の連絡とは相俟つて完全なる交通路を爲すものと云ふべく東洋の最大良港たる上海と朝鮮とを結び付けたる一系の鐵道線路又半島發展上の一新光明を認めたるものなり。

以上新開の日支旅客の連絡は西歐旅客の連絡及日滿旅客の連絡等と相俟つて朝鮮縦貫鐵道の世界的地位をして愈々高からしめ施ひて釜山陸上交通の一大進歩と謂ふべきなり。

釜山驛旅客出入國籍別五箇年表

國籍別＼年次	出港 大正二年	出港 大正元年	出港 明治四十四年	出港 四十三年	出港 四十二年	入港 大正二年	入港 大正元年	入港 明治四十四年	入港 四十三年	入港 四十二年
日本人	一〇二、七四九	一〇一、九五二	八八、〇一一	七一、九六四	五三、一七六	一一七、三四二	一一七、五四一	一〇九、六七五	九二、九二九	七三、八三三
朝鮮人	二、〇〇三	二、四八一	二、三三三	一、九〇〇	二、一一三	二、一七〇	二、〇一九	二、四九八	二、四五九	二、一五〇
支那人	二五四	一四四	一三九	一九一	一三一	二三四	一三六	二一一	三〇一	二〇四
英國人	四〇九	三四一	二二七	一七一	二三五	四七九	四三三	二〇八	二三三	二一四
米國人	六〇六	四八二	三八九	四一二	四二四	七二四	六〇九	五四六	四九九	四四五
其他	四一三	二二三	一三四	一二六	七九	四九七	三七二	一六九	二三三	一八七
計	一〇六、四三四	一〇五、六二三	九一、二三三	七四、七六四	五六、〇四七	一二一、四四六	一二一、一一〇	一一三、三一七	九六、六五一	七七、〇三三

釜山驛鐵道貨物發着噸數五箇年表

種別	大正二年	大正元年	明治四十四年	四十三年	四十二年
發送	六一、五五八	五四、三四二	四三、七六一	四四、九六四	三五、九二三
到着	五四、一六二	五九、六二三	四六、六九七	六八、六四五	五六、七六四

釜山驛通過貨物出入噸數五個年表

種別	大正二年	大正元年	明治四十四年	四十三年	四十二年
移出	二一、五〇五	一二、四四四	一三、九二〇	一八、九四七	一三、〇六二
移入	五四、五〇六	四八、四八六	四〇、一五六	三四、八三五	二七、八一四

二、輕便鐵道

釜山一部の有志者相謀り明治四十二年六月釜山軌道株式會社(資本金五萬圓)を組織し釜山鎭東萊間六哩に輕便鐵道を敷設したり其目的は專ら東萊溫泉浴客の來往に供するに在り爾來溫泉場の設備漸く成るに伴ひ營業成績觀るへきものあるに當り明治四十三年十二月韓國瓦斯電氣株式會社と賣買の協定成り乃ち瓦電會社の經營に移りたり其後監督官廳は明治四十五年三月三十一日限り從來の二呎軌道を二呎六吋に改修すへく命令したるを以て會社は南滿洲鐵道會社に於て始め安奉線に使用したる機關車客車軌道等を購ひ同年一月より起工し同年七月四日を以て之を竣り此間又停車場を改良し京釜鐵道との

連絡を計る等鋭意改善に努むる所あり爲に十八萬九千四百五圓を投したりと云ふ尋ひて線路延長の計畫を立つ卽ち蔚山、慶州を經て大邱に達せしめ又此幹線より慶州浦項間蔚山長生浦間等に何れも支線を敷くにあつて明治四十五年七月既に其許可を得たるも今未た起工するに至らす將來果して此計畫の實行せらるゝあらは沿線各地方の開發上其効果の多大なるへきは勿論施ひて該地方の物產を誘致し來るの便利ある等本港に及ほす影響や蓋尠少ならさるへきなり大正二年中の乘客數は十九萬九千七百七十三人にして此賃金は二萬二千三百七十一圓なり又瓦電會社は將來此輕便滊車を電車に代ふるの計畫を立て先つ釜山より釜山鎭に至る電車運轉に就ては既に官許あり不日起工すへしと云ふ。（大正四年釜山東萊間ノ電車起工セリ）

第二節　水上

一、外國及內地航路

日韓航路の開始は明治九年釜山の外國通商港として開放せられし當時三菱會社の滊船浪華號の日本郵便船として來航せしに在り爾來浪華號の每月一回來往すると共に帆船の來航するもの漸く多く隨て日韓通商上の關係稍々複雜するに迨ひ明治十八年日本郵船會社始めて航路を開き釜山に其出張所を設く其後明治二十三年大坂商船會社も亦出張所を設け大坂釜山線を開きたり爾來日韓の交通愈々頻繁と爲り貿易亦振ひ竟に郵船商船兩會社を促し各航路を擴張し其輸送力を增大せしめたるのみならす同社外の

船舶及九州一二縣の補助航路船等の特に來航するもの又寄港するもの相續き航路は漸次擴大せられ或は定期に或は不定期に舳艫相望みて來往間斷なく竟に現時の盛を致したり聞説最初港内に艀船なき際は本船常に自ら自用の艀船を搭載し來つて僅に貨客の積卸を爲したりと釜山當年水運狀況の如何に貧弱なりしかの推想せらるゝと共に現時變化程度の奇順なるに喫驚せさるを得さるなり今や關釜連絡船の朝夕來往するの外直航船なきも他航路船の寄港するもの多く其輸送力は頗る多大なり而も季節に依ては尙ほ荷捌を圓滿ならしむる能はす動もすれは特に臨時船の輸送力を借るの止むを得さることあり以て本港内地間運輸發展程度の如何を窺ひ知るへきなり尙ほ對外航路としては前年露領浦鹽港に向つて籾の輸出盛に行はれたることあるも悉く内地浦鹽航路船の寄港を待つて托送し又内地大連航路船の寄港に依て多少の輸出入あるのみ未た直接外國航路を開きたるものあらす元來本港の外國貿易輸出入の徑路は長崎、下ノ關、神戶に在り是れ直接航路なき所以なり只時に英米石油の生產地より直接輸入するあるの外獨逸船の機械類を輸入し來るあるも而も稀れにあるのみ叙上所謂寄港船航路は卽ち神戶浦鹽線、大坂仁川線、大坂淸津線、釜山博多線、長崎大連線、門司雄基線等是れなり。

釜山港海外貿易船入港隻數及噸數十箇年表

年次	汽船		帆船		ジャンク船		合計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數

明治三十七年	一,〇二八	四二三,七一九	三三三	二〇,一四三	六九九	八,八〇八	二,〇五九	四六二,六七〇
明治三十八年	一,五〇二	七一八,八六二	三二八	一八,八四二	一,一〇〇	一六,三六六	二,九四一	八五四,〇七〇
明治三十九年	一,七二三	九九九,九五四	三七〇	一九,三六一	一,二九五	一八,七四九	三,三八七	一,〇三八,〇六四
明治四十年	六五八	九五四,四〇四	三六九	二一,〇七一	一,六四二	二六,〇一六	三,六七〇	一,〇〇一,四九一
明治四十一年	一,三六〇	一,〇九八,一六〇	三九一	一八,三三三	一,〇九二	一八,七八五	二,八四五	一,一三五,二七二
明治四十二年	一,四二二	一,一二八,八七〇	四一五	二〇,九二五	八九六	一五,七四二	二,七三四	一,一六五,五五三
明治四十三年	一,四二三	一,一二三,三〇〇	五六七	二七,六九八	七八九	九,七五五	二,七八九	一,一七〇,七五三
明治四十四年	一,四九六	一,三四七,二七二	八四七	三七,七四七	八九九	一〇,二六七	三,三四二	一,三九五,一八六
大正元年	一,六一七	一,五五六,七六七	八四四	三七,〇二九	八一三	九,九五一	三,二七四	一,六〇三,七四七
大正二年	一,六五六	一,六八六,一七四	八二二	三四,九二〇	八〇二	一〇,一一九	三,二八九	一,七三二,一二三

二、沿岸航路

往時朝鮮各開港場間海運の既に日本郵船會社大坂商船會社等の航路船を利用するに當り沿岸各港間に於ては尙ほ朝鮮在來の蓬船に頼るの不便を忍ぶの外海運の道なく産業の開發を阻害するや太甚し時の韓國財政顧問目賀田種太郎氏に茲に着眼し明治三十九年六月技師を派遣し先づ三南多島海を視察し航路開始を計畫せしむ恰も此時釜山有志者間に於ても亦同計畫に就き謀議中なることを聞きたる同技師は就いて親しく會社組織を慫慂し議忽ち熟し內地人十三名朝鮮人五名發起人と爲り明治四十年七月資本金一百萬圓を以て一大會社を起すの計畫を立て韓國政府へ其補助を請願し翌明治四十一年二月該計

畫を改め資本金を六十萬圓に減し更に補助の追願を爲して許可せられ同年五月一箇年三萬圓三年間補助せらるへき命令書の下附あり乃ち同年十二月を以て釜山滊船株式會社成立し同時に營業を開始し本港を中心に南北各沿岸に亘り或は命令航路將た自由航路を開き偏に沿岸貿易を幇助して產業の開發に努めたり其後松江合同滊船會社の本港に出張所を置き數隻の滊船を以て對抗の態度を取るありしも竟に會社に買收せられたり後幾干ならすして釜山商船組回漕部亦數隻の滊船を備ひ各沿岸港に航路を開始するありて輸送力忽ち增大したるも此時や交道貿易既に發展し尙ほ輸送力の不足を愬へて止ます爲に會社は何等の影響を受くるなきのみならす明治四十四年韓國政府よりの補助期滿了せるを機とし更に一大海運機關を設くるの議起り遂に會社の韓南航路、元山吉田秀次郎の北韓航路、木浦福田有造の全羅南北道航路等の補助を廢し日本郵船、大坂商船兩會社と大合同の下に新に三百萬圓の資本を以て朝鮮郵船株式會社を設立するに決し明治四十五年二月總督府に對し會社設立の認可幷補助金下附を出願せり總督府は直に其設立を認可すると同時每年二十四萬圓三年間補助するの命令書を下付し會社は同年四月一日より如上舊三補助航路を繼承して營業を開始し爾來航路に將た諸機關に益改善を加へ彌々產業開發上に貢献して其効果を擧けつゝあり現時の航路は釜山元山線、釜山巨濟府線、釜山雄基線、釜山筏橋線、釜山方魚津線、釜山盈德線、釜山木浦外廻線、釜山木浦內廻線、釜山鬱陵島線、釜山濟津線、釜山統營線、釜山馬山線等なり。

三、洛東江水運

釜山を西に距に二里下端の前面に於て海に朝するもの是れ朝鮮三大河の一たる洛東江にして其流域は實に一百里に達す而して其溯る航程約七十里一月二月の結氷期の外舟行を妨けす就中河口より約十二里即ち密陽郡三浪津に至るの水深は能く洋航帆船を溯航せしめ得へく大に舟楫の便に富み釜山港に對する重要水運たり初め京釜鐵道の未た開通せさるに當りては朝鮮内地よりする釜山向き穀物、雜貨、食鹽等は渾て此水運に依つて輸送せられたるも今や其大部分及往古は特に此水路に依て送られたる北地の穀物等併して鐵道の接觸地點たる倭館、三浪津、龜浦等に於て鐵道輸送に移され本水路を避くるに至りたれは今は只本流域沿岸の各地間を上下する物貨の此水運に依て移動するあるのみなるも而も一箇年尚ほ五十萬石を下らすと云ふ。

第十三章　經　濟

釜山の經濟は主として商業に在り水產業之に亞く農工業素より云ふに足らす殊に府行政經濟の最微々たるは其管區狹隘なる自然の現象なりと雖盖純商業本位なる釜山必至の狀勢なるへし然とも釜山に於ける國家的行政經濟即ち交通運輸通信等に關する經濟の尨大なることは有繫世界的港灣たる釜山に對する國家の意向を洩らして餘りありと謂ふへきものあるも是等は本篇の關する所にあらさるを以て之

を省けり。

第一節　府行政經濟附自治豫算

釜山府の管轄區域は市街及附近少數の面洞に限られ最狹少なるが故に其經濟甚だ小なり今大正三年度の豫算及諸稅種目其金額又自治費たる敎育費の豫算等を左に表示して其梗概を窺ふの栞に供せむとす

釜山府經常歳出入豫算（大正三年度）

經常歳入		臨時歳入	
科目	豫算額	科目	豫算額
府稅	八八、一七三	國庫補助金	五〇、八八四
使用料及手數料	七、一七〇	地方費補助金	五、〇〇〇
交付金	一、二六六	財產賣却代	八、五六三
財產ヨリ生スル收入	二、一一六	引繼金	一、二二〇
雜收入	一、一一〇	寄附金	一四、〇〇〇
計	九九、八三五	計	七九、六六七

歳入　合計　一七九、五〇二圓

經常歳出 科目	經常歳出 豫算	臨時歳出 科目	臨時歳出 豫算
事務費	二〇、八二七	土木費	四一、三三四
土木費	七、〇四〇	府債費	二〇、三二一
傳染病豫防費	二、二八二	補助費	五〇〇
傳染病院費	六、八七六	還附費	三、〇〇〇
健康診斷所費	三、六六五	特別會計編入金	三八、四六七
汚物掃除費	二、九一一	元釜山居留民團歳入不足充用金	一一、三〇〇
墓地費	二七一		
公園費	四四四		
共同荷揚場費	三、九八九		
救助費	八七七		
警備費	九、七五五		
財產管理費	四九六		
豫備費	二、四七七		
雜支出	二、六七〇		
計	六四、五八〇	計	一一一、二四六

歳出　合計　一七九、五〇二圓

釜山府水道特別會計歲入出豫算（大正三年度）

歲入 科目	豫算額	歲出 科目	豫算額
水道使用料	五五、五二五	水道費	二六、七一二
給水設備料	三、四四〇	府債費	一〇一、八五〇
手數料	六七九	雜支出	七八四
財産收入	三二五	豫備費	一、〇〇〇
雜收入	四一〇		
政府出資金	三〇、〇〇〇		
一般會計繰入金	三二、九六七		
元釜山居留民團ヨリ引繼金	七、〇〇〇		

歲入 合計 一三〇、三四六圓　歲出 合計 一三〇、三四六圓

釜山府立病院特別會計歲入出豫算（大正三年度）

歲入 科目	豫算額	歲出 科目	豫算額
病院收入	三〇、九九〇	病院費	三六、四九〇

科目		豫算額
繰入金		五、五〇〇
計		三六、四九〇
計		三六、四九〇

釜山府盤平事業特別會計歳出入豫算（大正三年度）

	科目	豫算額
歳入	財産ヨリ生スル收入	三八七
	財産賣却代	三一五、〇三九
	繰越金	五、五九九
	計	三二一、〇二五
歳出	事業費	一六、七〇八
	府債費	三〇四、三一七
	計	三二一、〇二五

釜山府管内諸税種目及豫算（大正三年六月末調査）

	税目	税額
國	市街地税	四三、六〇六・二四〇
税	酒税	一、八二二・〇〇〇
驛	煙草税	二三、三四九・三八〇
	家屋税	一四、四三三・二〇〇
屯	船税	二三九・六四〇
賭	漁業税	二、〇三四・〇〇〇
	計	八五、四八四・四六〇
收	[illegible]屯賭收入	三・六六〇
	計	三・六六〇
入	合計	八五、四八八・一二〇

地方		
	市街地稅附加稅	二、一八〇・三一〇
	市場稅	四、九二一・〇〇〇
	屠場稅	二、三二八・〇〇〇
稅	計	九、四二九・三一〇

釜山學校組合歲出入豫算（大正三年度）

經常歲入	
科目	豫算額
組合費	五八、一四〇
使用料及手數料	二二、一八一
財産ヨリ生スル收入	五、六一二
雜收入	三五〇
計	八六、二八三

臨時歲入	
科目	豫算額
補助金	六、〇〇〇
財産賣却代	一六、〇九三
繰入金	九、〇八六
元居留民團ヨリ引繼金	三、七九九
計	三六、九七八

歲入　合計　一二三、二六一圓

經常歲出	
科目	豫算額
事務所費	三、五七八
會議費	二五二

臨時歲出	
科目	豫算額
釜山公立尋常高等小學校費	五三〇
仝　第一尋常小學校費	九〇〇

項目	金額
釜山公立商業專修學校費	一四、〇四〇
釜山公立女學校費	一五、四五二
仝尋常高等小學校費	一五、四三一
仝第一尋常小學校費	一四、七〇五
仝第二尋常小學校費	一〇、五三〇
仝第三尋常小學校費	九、二八六
仝第四尋常小學校費	五、七一三
基本財産造成費	九〇〇
財産管理費	一、二八〇
國庫納金	三八〇
雜支出	二四〇
豫備費	四三六
計	九二、二二三
仝第二尋常小學校費	七五〇
仝第三尋常小學校費	三、七一一
仝第四尋常小學校費	二五〇
幼稚園費	七、七五〇
組合債費	一六、八四七
補助金	三〇〇
計	三一、〇三八

歳出　合計　一二三、二六一圓

第二節　商業經濟

釜山港經濟の主位を占むるものは貿易事業にして優に全港の死命を制するの權威を有すると同時に其消長を施ひて朝鮮全道の盛衰を左右するに與つて力あるを疑はす顧みれは本港の開放せられたるは實に明治九年にして貿易の端緒を啓きたる亦是の時に在り爾來四十餘年間時に消長なきを免れすと雖大

勢上甚しき動搖を受けす漸を逐ふて堅實なる發達を繼續し竟に能く現時の大發展を致したるもの時勢の然らしめたる所なりと云ふと雖抑も地理上先天的に優勝の位置を占めたるもの卽ち其最大原因たらすむはあらさるなり看よ前章既に記述したるか如く南北沿岸の中軸に位し且つ內地と連絡の要衝に當り殊に世界的大港灣たる素質運命を備ふる亦先天的なるにあらすや其今日ある寧ろ當然の現象なりと云ふ蓋大過莫るへし更に顧みて徐に貿易事業發展の迹を視れは日露戰役後に於て最長足の進歩を爲したるものゝ如く然り今試に現狀を以て同戰役以前に比較すれは貿易額は實に四倍の增進を示せり尙ほ大正二年に於ける釜山の移輸出額は同年朝鮮全道總移輸出額三千八十七萬八千九百四十四圓の三割以上を占め又移輸入額に於ても其七千百五十八萬二百四十七圓の二割五分以上を占め其貿易總額に於ては全道の一億二百四十五萬九千百九十一圓に對し本港の總額は實に二千七百四十萬六百三十八圓卽ち其約二割七分を占む由來朝鮮各港の貿易額は仁川港每に其首班に在りて本港は其次位たりし然るに大正元年に至り竟に仁川を凌駕して八萬餘圓の超過を示し大正二年に至ては更に一躍して四百餘萬圓の超過を示し又大正三年の輸移出額仁川の五百二十五萬圓に對し釜山は一千百七十九萬圓輸移入仁川の一千四百二十一萬圓に對し釜山は一千六百九十萬圓此輸移入合計仁川の一千九百四十七萬圓に對し釜山は二千八百七十萬圓を示す卽ち釜山の輸移出額は仁川の二倍二分三厘餘にして輸移入額は一割九分餘の超過其輸移出入額合計に於ては實に四割五分餘の超過を示し形勢は玆に一變して全く其位置を顚倒

したり蓋哉因に大正三年朝鮮全道の輸移出入總額は一億七百三十五萬圓にして大正二年よりは五百十七萬圓減大正元年よりは九百九十七萬圓の増にして同年釜山港の總輸移出入總額は三千百八十二萬七千四十二圓此内輸移出額一千三百三十六萬六千二百十一圓輸移入額一千八百四十六萬八百三十一圓にして差引五百九萬四千六百二十圓の入超なりし

第十四章　商　業

第一節　對外貿易

本港對外貿易の對手は專ら內地にして其貿易額は每に總額の七割以上を占む卽ち對內地貿易は實に本港の生命なり其他諸外國との貿易も方に進展の境に在つて其貿易額亦尠からすと雖既述の如く由來歐米輸出入は多く上海及內地の諸開港地を經由するの常にして今未た全く此慣習より蟬脫し能はさるの憾みあるを免れす然とも近時此慣習の漸次除かるゝ傾向あれは早晚直輸出入の盛季に入るや期して俟つへきなり如斯本港貿易の近年に至つて大躍進を爲したる其原因は素より多々なるへきも海陸運輸機關の整備するに伴ひ釜山の商權範圍の漸く深く朝鮮內部に擴大せられ且は地方各種產業の開發せられたる等相待つて一般朝鮮人を驅つて其生活狀態を向上せしめ隨て其購買力を增進せしめたるに當り恰

も一時米價昂騰して其移輸出を旺盛ならしめ翻つて低廉なる外國碎米麥粉粟等の盛に移輸入せられたる如きは確に近き原因の主たるものなり而しに此狀勢は決して一時偶發的のものにあらす將來更に人口の增加して產業の愈々開發せらるゝと同比例に必すや助長せらるへき即ち永續的の現象なれは本港の受くへき其影響も恒久的なるや勿論なりと知るへし尙ほ最近大正三年十月中の移輸出入狀況を見るに一般不景氣影響の迹あるを免れさるも徐に大體の趨勢より細察すれは亦是れ此間消息の一端を洩らすものあるなしとせむや即ち其輸移出は百十三萬五千九十七圓輸移入百六十六萬千七百六十二圓にして之を前月に比すれは輸移出に於て十七萬二千四百三圓輸移入に於て二十五萬四千百九十三圓何れも增加せり而して出の增加は專ら穀物にして入の增加は三十萬二千圓餘の鐵道機關車材料の入荷ありしか爲にして普通商品は寧ろ減少せり前者の原因は時恰も納稅期に切迫せし爲め穀物の放賣者多く殊に浦鹽向き籾の輸出も之に加はりたるに在り後者に在ては比來各地方の購買力痛く減殺せられたるもの其主因にして之を昨年の同期間に對照するときは貨物の集散は寧ろ緩慢なるの傾向を示せり左に大正三年一月より六月に至る對外貿易輸移出入表及同五箇年對照表等を揭け以て本港對外貿易上の大勢を窺ふに資せむとす。

大正三年自一月至六月釜山港外國貿易輸移出入表

重要品數量價額表輸移出之部

重要品數量價額表輸移入之部

品目	建	數量	價額
玄米	百斤	一五〇、〇二四	一、一一四、〇三三
精米	同	二〇六、一八六	一、七二七、四三五
籾	同	一六三、一三七	八六四、〇四九
其他米	同	三四、九七二	一九八、六〇三
大小麥	同	四、七九一	一七、四三七
大豆	同	五六二、三七九	一、九九七、八八三
荏胡麻子	同	三、三〇八	一五、四一七
生牛	頭	八、〇九〇	一九五、三八八
海草	百斤	三〇、〇二〇	二五五、三八八

品目	建	數量	價額
鮮魚	百斤	一二、〇八五	一三九、八〇九
乾魚	同	[illegible]一、九二二	四五一、八八九
鹹魚	同	一六、九四五	九〇、四〇五
海參	同	一、一二五	四九、四一二
乾鰕	同	二、三七一	七三、四三四
黑[illegible]	同	一〇一、九一六	一〇四、六〇六
牛皮	同	五、四六〇	二一六、九〇九
肥料乾魚	同	四八、四三七	一七五、二六六
肥料糟	同	七二、五一七	六九、二五〇

品目	建	數量	價額
米[illegible]	百斤	三二四、七六三	一、五〇七、八三四
粟	同	三四、四一七	一四七、二一八
小麥粉	同	八七、九一九	四九七、七六七
食鹽	同	一一二、三三五	五五、七九二

品目	建	數量	價額
罐詰、壜詰	|	|	七五、四四三
砂糖	百斤	八五二	五、五九一
精糖	同	八五、九六七	六九八、四六七
清酒	石	六、四九一	三〇二、一二〇

醬油	石	一、五六一	三四、〇七八
野菜	百斤	四〇、五二〇	一二一、三五四
果實	同	二八、三五三	一四四、五七〇
綿絲糸	同	一七、二六六	七五〇、六九二
生金巾及シーチング	百方碼	一二七、四七四	一、七九四、六九二
晒金巾及シーチング	同	二六、九八二	三八一、〇八九
天竺布	同	二、七二六	四四、三九三
日本木綿	反	九六四、一九二	七五九、三九六
麻布類	方碼	九二二、三〇〇	一九九、四八八
毛布類	同	二九九、四二一	一三五、九四四
絹布類	同	一九五、二〇二	一六八、四〇〇
ゴンニー類	枚	一四五、七八二	一八六、五九
肌衣類	打	一五、〇二四	七三、八八四
紙類	—	—	二一〇、七〇七
藁叺	枚	一、八二三、一五七	一九九、一一七
繩及莚	百斤	三、八〇七、〇五二	一一六、八三二
漁網	斤	二八五、五〇七	一三三、九四六
セメント	百斤	四一、一一〇	六九九、六四〇
陶磁器	—	—	一五二、四〇一
鐵道枕木	本	九三、九一六	八九、三五八

麥酒	打	五六、〇三三	一〇二、六〇四
石油	瓦	三、二七一、六一七	七一六、八六一
繰綿、打綿	百斤	五、二二八	一三七、七〇四
諸文具類	—	—	一〇四、九五一
熟鐵	百斤	三七、六三〇	二〇二、九七一
鋼[illegible]	同	二、一九三	二二、七五三
銅類	同	二、〇九三	七三、三七七
鐵鍋釜	個	八一、九四七	六〇、一八三
機械類	同	—	二二三、九六四
烟草類	同	—	七九、九〇六
石炭	噸	八七、四一七	四五一、五五九
木材及板	—	—	三九九、五二四
薪材	百斤	二四、二六三	五〇、六九二
木炭	—	六九、四八五	六八、八六二
燐寸	哥	五九〇、五七〇	二〇二、〇五四
木製品	—	—	六二、一一四
漆器	—	—	一四、九六二
洋傘	本	六二、一一二	四四、二五〇
小包郵便	—	—	七六六、八九二

外國貿易五箇年對照表

年次＼種別	移輸出額	移輸入額	合計	移輸出入差額
明治四十二年	五、一五五、九八三	八、三〇七、九四四	一三、四六三、九二七	入三、一五一、九六一
明治四十三年	六、〇四九、八三四	九、八三六、九七五	一五、八八六、八〇九	入三、七八七、一四一
明治四十四年	五、八六四、七四五	一二、四五七、八〇一	一八、三二二、五四六	入六、五九三、〇五六
大正元年	六、九七四、〇五〇	一五、三八五、八九三	二二、三五九、九四三	入八、四一一、八四三
大正二年	九、八四五、二九九	一七、五五五、三三九	二七、四〇〇、六三八	入七、七一〇、〇四〇

第二節　沿岸貿易

沿岸貿易亦是れ對外貿易に亞いて本港の盛衰を相爲すもの其發達の程度亦相等し顧れは日露役前の沿岸貿易は僅に馬山、統營、蔚山等の一小區域に局限せられ商勢微々として振はさりし然るに韓國宗主權の一朝帝國に歸するに至るや內地人俄然として移住し來り忽ち居留者を增加せしに伴ひ商權頓に張り沿岸貿易區域も擴大せらるゝに當り恰も日韓併合を斷行せられたるを以て忽ち僻陬の農村に至るまで殆むと隈なく內地移住者の分布せらるゝを見るに至れり殊に此前後より內地各府縣よりの移住漁民に依て島嶼將た漁村亦大に開發せられたると同時に沿岸航路の整備せると相俟つて本港の商勢圈愈擴大せられ明治四十五年の沿岸貿易移出額約九百萬圓移入額約五百餘萬圓其總額一千四百餘萬圓を算し

其移出額は竟に對外貿易の輸移出額を凌駕するに至り其貿易地範圍も北は元山より雄基灣に至り南は慶尙、全羅等の沿岸より西は木浦、群山等の各港まで擴大せらる其發達の狀況想ふへし明治四十五年四月朝鮮關稅令の制定に依て沿岸貿易は稅關の管理外に置かれたるか爲め確實なる統計の據るへきものなしと雖今對外貿易發展の跡に鑑み沿岸貿易既往の增進率より推算すれは蓋其總額は優に二千萬圓以上なるへく而して此趨勢は將來益産業の開發せらるゝと共に愈々助長せらるへきや疑を要せさる所なり今左に明治四十四年以前五箇年間に於ける沿岸貿易移出入種別表及沿岸貿易移出入道別價額三箇年表等を揭けて推算の參考に供せむとす。

釜山港沿岸貿易移出入額種別五箇年表 （單位圓）

種別		四十四年	四十三年	四十二年	四十一年	四十年
移出	朝鮮産品	三、二三三、五八三	二、六五〇、四八七	二、〇四〇、三三三	一、二六五、三八六	一、一六九、一三〇
	日本内地及外國産品	五、七四六、九〇六	三、七一四、八七八	二、六八七、七二五	二、三〇七、八四二	一、八四二、〇〇一
	計	八、九七〇、四八九	六、三六五、三六五	四、七二八、〇五八	三、五七三、二二八	三、〇一一、一三一
移入	朝鮮産品	四、八二三、五六三	三、九四二、七一七	三、六九五、六五二	二、八九五、六二九	二、三〇九、一九七
	日本内地及外國産品	二三三、四八六	二〇六、五三五	一四八、五四〇	一五〇、一三七	七九、一八六
	計	五、〇五七、〇四九	四、一四九、二五二	三、八四四、一九二	三、〇四五、七六六	二、三八八、三八三

釜山港朝鮮沿岸貿易移出入道別價額三個年表

移出入合計	一四、〇二七、五二八	一〇、五一四、六一七	八、五七二、二五〇	六、六一八、九九三	五、三九九、五一四
移出入超過	出 三、九一三、四四〇	出 二、二一六、一一三	出 八八二、八六六	出 五二七、四六一	出 六二二、七四八

移出之部

道別＼年次	朝鮮產品 四十四年	朝鮮產品 四十三年	朝鮮產品 四十二年
慶尙	六一〇、〇〇五	二六五、八八八	一五八、七九五
江原	一八二、五〇〇	六三、一六九	一九、〇七二
咸鏡	一、七八〇、八二四	一、九四七、六三四	一、五二九、七三〇
全羅	五三二、五〇〇	三一三、二〇七	二七七、六〇七
京畿	八四、七六七	四〇、九三二	三三、三三五
平安	二九、五九〇	一九、六五八	二一、四三二
忠淸	三、三九七	—	—
計	三、二二三、五八三	二、六五〇、四八七	二、〇四〇、三二三

道別＼年次	日本內地及外國產品 四十四年	日本內地及外國產品 四十三年	日本內地及外國產品 四十二年
慶尙	二、九一七、八七六	一、九八〇、三二四	一、三四四、九六八
江原	一八六、〇一〇	一一六、六三三	六五、七六七
咸鏡	一、三五四、〇六六	八八五、一五八	八二〇、三六二
全羅	一、二二二、八五六	六九一、一五五	四二八、四七九
京畿	四八、六五四	三五、四二三	二三、四〇〇
平安	一七、〇七二	六、一八六	四、七四九
忠淸	三七二	—	—
計	五、七四六、九〇六	三、七一四、九七八	二、六八七、七二五

移入之部

道別＼年次	朝鮮產品 四十四年	朝鮮產品 四十三年	朝鮮產品 四十二年

道別＼年次	日本內地及外國產品 四十四年	日本內地及外國產品 四十三年	日本內地及外國產品 四十二年

慶尚	一、八四一、三六三	一、九四七、一一六	一、六一八、四九八
江原	一九四、七一三	一〇九、四八五	六四、四四八
咸鏡	一、七〇二、一三三	一、四四九、五七四	一、六八五、九三〇
全羅	九九二、八一二	三六五、五五二	二三三、八〇七
京畿	一四、三四四	二二、〇二六	一〇、八五四
平安	七五、九〇三	四八、九六四	九二、一一五
忠清	二、三九五	―	―
計	四、八二三、五六三	二、九四二、七一七	三、六九五、六一二

慶尚	九八、一六二	五四、七二九	四〇、八六五
江原	二、七八六	一、七三一	七三二
咸鏡	四五、九〇三	五三、〇一七	四二、四四四
全羅	六五、一六九	二五、五七六	一二、五三五
京畿	三〇、三〇一	七一、二四八	五一、三三五
平安	一六七	一八〇	六二九
忠清	―	―	―
計	二三三、四八六	二〇六、五三五	一四八、五四〇

第十五章　商業機關及金融

第一節　銀行、附金融概況

本港の金融機關たる銀行は第一銀行支店第十八銀行支店第百三十銀行支店周防銀行支店慶尙農工銀行支店亀浦銀行支店朝鮮銀行出張所長崎貯金銀行代理店釜山商業銀行等にして其最古く設置せられたるは第一銀行支店にして其本港初期の金融界に對し裨補する所多かりし功績や沒すへからさるものあり以上の各支店は渾て內地又は朝鮮の都市に其本店を有するものなるが故に取引上利便殊に多し就中釜山商業銀行は專ら沿岸貿易上に向つて金融を計りつゝあり是等堅實なる金融機關の整備は愈々商業貿

易の發展を資け益々資金移動の趨勢を助長せり現時の金融狀況之を十年前に比較すれは貸出預金將た手形取扱高等何れも數倍の増加を示す即ち現時各銀行の貸出總額は一箇月平均四百萬圓内外預金約二百萬圓内外等にして諸手形受拂合計は約三百萬圓内外なり先是一般商業界に於て各種商業手形の流通漸く増加するの傾向を示したるを以て各銀行は明治四十四年四月以來相互間に手形交換を開始したるに其枚數八九千枚金額二百萬圓に達し益々増進の傾向あり一般金利の如き往時は貸出日歩五錢以上を唱へたることありしも其後金融機關の整備は大に此氣勢を挫き逐年低落し來つて稍々内地の利率に近邇しつゝあり將來商工業界信用程度の進むに從ひ内地と同利率の下に圓滿なる取引を爲すに至るの日蓋遠きにあらさるへし尚は最近大正三年十月中に於ける金融狀態の一斑を示さむに各銀行貸出總額は四百三十九萬一千二百二十四圓同回收四百十萬七千九百七十三圓にして之を前月に比すれは貸出に於て十三萬二百六十八圓の増加回收に於て三十萬五千八百三十三圓の減少を見る抑も米價近時の不景氣に續いて納税期已に迫り價格の奈何を顧みるに遑あらす濫賣を餘儀なくせしめられたる影響は直に釜山市場に及ほし來りて米價は益低落し内地相場亦軟弱なるに拘らす市場は尚ほ相當の利鞘を得且つ相場亂調なるか爲め概して賣急きの傾向を呈し玄白米とも内地移出の著しく増大せるのみならす浦鹽輸出の籾に對して爲替資金決濟の途開きたる爲め其輸出遂に増加せし等市場俄に活氣を添へ爲替資金穀物買入資金等の需用著しく増大せしに反し移入側に於ては各地方購買力の振はさるか爲め卸商手控

へ荷捌捗々しからす從つて此方面に於ては資金の需要起らす故に專ら此方面に得意を有する銀行に於ける貸出は前月より大に減したり如上の狀勢より年內の金融界狀況を推測すれは穀物の移輸出は旺盛にして爲替資金買入資金等の用途は多かるへきも金融界は概して平穩なるへく隨て金利も亦變動なかるへし然とも愈々年末に切迫しなは決濟資金の需要喚起せられ多少緊縮の氣味あるへきも移入側の商況は尙ほ振はさるへく且つ米價亦引立たさるへきか故に金融は尙ほ寧ろ緩慢の中に經過するなるへき乎尙ほ同月中に於ける通貨の狀況を示さむに葉錢の交換高は市內四百二十八圓七錢地方よりするもの二千四百二十圓合計二千八百四十八圓七錢にして補助貨の受入は日貨二萬四千八百三十七圓六十九錢朝鮮貨千三百七十一圓八十八錢合計二萬六千二百九圓五十七錢同拂出二萬六千八百六十一圓七十七錢にして前月に比すれは受入に於て五千三百七十三圓六十二錢の減少拂出に於て五千九百二十圓十八錢の增加あり銀行券の受入高は六十五萬五千八百六十九圓同拂出は六十九萬三千十四圓にして前月に比すれは受入に於て三萬三千五百七十一圓拂出に於て二萬千二百五十八圓何れも增加を示し發行二十四萬圓還收十九萬四千圓なり又兌換券の受入は八萬七千百七圓同拂出は十四萬七千八十二圓にして前月よりは受入に於て二萬三千九百二十圓拂出に於て四百六十四圓是亦何れも增加を示し其發行は六萬六千圓還收は一萬圓なり左に諸表を揭け金融上既往の跡及現狀の一斑を窺ひ以て將來を推すの參考に資せむとす。

釜山港各銀行諸手形取扱高五箇年表（單位圓）

一、送金爲替手形

年次	仕向額 朝鮮內	仕向額 日本其他間	仕向額 計	被仕向額 朝鮮內	被仕向額 日本其他間	被仕向額 計
明治四十二年	一、四三四、二六〇	三、二七一、九一四	四、七〇六、一七四	四、一八〇、五五五	二、〇四一、〇七七	六、二二一、六三二
明治四十三年	二、八九〇、七五四	三、七九〇、六四四	六、六九〇、三九八	四、五三一、五〇二	二、六八五、〇四五	七、二一六、五四七
明治四十四年	四、三八四、六〇六	六、五二四、三〇六	一〇、九〇八、九一二	七、〇五七、七七三	三、〇一二、六二七	一〇、〇七〇、四〇〇
大正元年	七、八五九、七六七	六、六八三、三〇一	一四、五四三、〇六八	七、四七五、〇〇二	三、五一七、二一〇	一〇、九九二、二一二
大正二年	七、四一〇、七一五	六、四一三、三九二	一三、八二四、一〇七	七、九三八、三九五	三、六四一、六九四	一一、五八〇、〇四四

二、荷爲替手形

年次	仕向額 朝鮮內	仕向額 日本其他間	仕向額 計	被仕向額 朝鮮內	被仕向額 日本其他間	被仕向額 計
明治四十二年	四三六、二四五	二、二八九、一六〇	二、七二五、四〇五	三五五、〇三四	七〇二、四二一	一、〇五七、四五五
明治四十三年	五七〇、五〇五	二、五〇三、一八一	二、九四九、四七三	四七二、五〇九	六三八、九七七	一、一一一、四八六
明治四十四年	四八八、七八一	一、九一〇、七〇二	一、三九九、四八三	三七一、七四八	七六四、〇一四	一、一三五、七六二
大正元年	六四六、二六六	一、九二〇、四一四	二、五六六、六八〇	四六七、四七八	七一六、六〇〇	一、一八四、〇七八
大正二年	五一二、〇一六	二、五九二、九三七	三、一〇四、九五三	三七八、三三七	一、六八〇、九三二	二、〇五九、二六九

三、取立手形

年次	仕向額 朝鮮內	仕向額 日本其他	仕向額 計	被仕向額 朝鮮內	被仕向額 日本其他	被仕向額 計
明治四十二年	三、一一七、三一七	二、三五八、二〇九	五、五二〇、五二六	一、五〇九、六三六	三、〇九〇、二八六	四、五九九、九二二
明治四十三年	三、五四八、一九五	二、一九一、八八一	五、七四〇、一二六	二、七二八、八八一	三、九二二、九〇四	六、六五一、七八五
明治四十四年	五、二四七、五五三	一、八三二、三六二	七、〇七九、九一五	三、四六〇、二五五	五、二一八、九七八	八、六七九、二三三
大正元年	八、一六九、一七九	二、五一三、八〇九	一〇、六八二、九八八	五、三一七、九三九	六、二一二、五四六	一一、五三〇、四八五
大正二年	六、六八七、六五七	三、二九四、〇四五	一〇、九八一、七〇二	四、八七六、二一三	六、二〇九、五九七	一一、〇八五、八一〇

釜山港各銀行諸預金諸貸出平均額五箇年表

種別	年次	大正二年	大正元年	明治四十四年	明治四十三年	明治四十二年
諸預金	各月末殘平均額	二、〇八六、二六七	二、〇七七、八〇一	二、一〇四、〇〇四	二、二〇三、六二七	一、七六一、九三四
諸貸出	同上	四、〇七八、一四五	三、五三二、三九四	二、六四二、一七六	二、二七七、七〇四	二、四五〇、八二六

同上金利表（普通利子）

年次	貸付 貸出	貸付 割引	預金 定預	預金 當預
年次	貸出	割引	定預	當預

	明治三十五年 六月	明治三十五年 十二月	明治三十八年 六月	明治三十八年 十二月	明治四十一年 六月	明治四十一年 十二月
錢厘	四二	四二	三六	三六	三四	三三
錢厘	四九	四七	三八	三六	三四	三五
錢厘	七四	七四	七〇	六八	六六	六六
錢厘	一三	一三	一一	一一	一〇	一〇

	明治四十四年 六月	明治四十四年 十二月	大正元年 六月	大正元年 十二月	大正二年 六月	大正二年 十二月
錢厘	二七	二八	二八	二七	二八	二八
錢厘	二七	二八	二八	二七	二八	二八
錢厘	五六	五三	五七	五八	六一	六二
錢	七	七	七	八	八	九

同上手形交換高表

年次	交換日數	枚數	金額	一日平均 枚數	一日平均 金額	一日平均 差額	一枚平均金額
大正元年	二九五	八七、五二〇	二一、一六八、〇九九円	二九二	七〇、四八八円	一八、二七五円	二四三円
大正二年	三〇〇	一一一、九〇一	二一、六二〇、五五三	三七二	七一、八七二	一七、二〇二	一九五

釜山港各銀行大正二年自一月至六月成績表

種別	本店所在地	資本金	拂込濟資本金
第一銀行支店	東京日本橋區兜町一番地	二一、五〇〇、〇〇〇円	一三、四三七、五〇〇
十八銀行支店	長崎市築町百七番戸第一號	五、〇〇〇、〇〇〇円	同上
百三十銀行支店	大阪東區字高麗橋三丁目	五、〇〇〇、〇〇〇円	三、八一二、五〇〇
慶尚農工銀行支店	慶尚北道大邱府上町一番戸	六〇〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇
龜浦銀行支店	東萊郡龜浦	五〇〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇
周防銀行支店	山口縣玖珂郡柳井町	一、二五〇、〇〇〇円	六一二、五〇〇
釜山商業銀行	釜山琴平町	五〇〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇
朝鮮銀行釜山出張所	京城南大門通三丁目百十番地	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	七、五〇〇、〇〇〇
總計	八行	四三、五〇〇、〇〇〇円	三八、六一二、五〇〇

諸積立金	諸預金 自一月至六月受拂額	諸預金 自一月至六月拂戻額	諸預金 六月末現在額	諸貸出金 自一月至六月貸出額	諸貸出金 自一月至六月回收額	諸貸出金 六月末現在額	諸爲替 自一月至六月送金仕向額	諸爲替 自一月至六月手形被仕向額	諸爲替 合計	受拂額 自一月至六月送金被仕向	受拂額 自一月至六月手形仕向額	受拂額 合計	金利 最高	金利 最低
八、四五〇、〇〇〇	七、〇二一、四三七	五、九五五、三七八	一、〇九〇、五五九	一〇、〇四八、八八〇	九、九五八、七七〇	一、五五八、五四六	二、〇一六、〇五三	一、八八四、七四〇	三、九〇〇、七九三	六二九、五六五	二、九六二、九一五	三、五九二、二七八	五二厘	二六厘
一、〇七〇、〇〇〇	一、五六五、一一五	一、五六五、三三五	三九五、九五八	五、四二二、八五七	五、五七五、九〇〇	四八四、六五〇	一、八一一、七五七	一、四四八、一九八	三、二五九、九五五	六五八、六二四	一、一三四、六九三	一、七九三、三一六	三五	二五
三三〇、〇〇〇	三、三五四、八六九	五、〇八六、三六四	四八一、六九八	一、八八八、三六四	一、五四六、三三五	七六九、三六三	九一三、六三一	五六九、九一五	一、四八三、五四四	七〇五、〇〇七	二八三、〇五五	九八五、〇六二	三二	二六
一二六、五〇〇	一、七五六、六一七	一、七六三、八九一	九九、五九四	一、一〇八、七三三	一、一九七、八六八	一八五、七五五	四〇〇、一四五	五一三、五九二	九一三、五三五	三七五、一四〇	六三八、六五八	一、〇一三、七九八	三五	二五
四、〇〇〇	一、八〇四、九〇八	一、四九五、七五九	五四、二六四	八〇五、七三五	七五七、七八一	一五四、五一六	八三、五三〇	一五、五五九	九八、八七九	三三、四七五	三八、八七〇	四一、五四五	[illegible]	[illegible]
—	五三三、一六五	五八一、七三九	五八、七九八	[illegible]三、八五〇	五八七、一一六	一二九、八一四	八三、五三三	三五、一〇五	一一五、四三五	五三、八五五	四五、五七〇	九八、二〇五	三五厘	三三厘
一、七〇〇	一、八六三、八四三	一、九三六、九二〇	一五五、七九三	一、三五六、七三九	一、五四六、五九七	二一一、三五七	一八三、〇〇八	一一六、四七九	二九八、四八七	一一〇、八五七	三〇〇、九四四	四一一、七八一	三五	二八
一八三、〇〇〇	八、六三八、六三五	八、五三五、五七一	三八三、六三五	一一、三〇五、〇四一	一一、三〇八、一一一	一、三三五、一九八	三、〇七八、四五七	一、八四三、八三五	三、九二一、三八二	三、三五六、三〇五	三、五四五、八三七	四、七〇〇、一四三	三〇	二四
一〇、〇五四、二〇〇	三六、二〇六、五七三	三四、八九八、七〇七	三、六九九、三六七	五〇、一九八、一八一	三〇、三五三、三六八	四、六八七、〇九六	七、五六七、八七〇	六、四三四、〇〇九	一三、九九一、八七九	四、九一八、五八六	八、一一七、三三九	一三、〇三五、九三五	—	—

第二節　倉庫業

釜山港現在の私營倉庫は朝鮮興業株式會社及共同倉庫株式會社等の經營に係る二倉庫にして共同倉庫株式會社は大正三年二月開業せしものなり初め明治三十年本港の資本家に依りて設立せられたる釜山

倉庫株式會社ありしも是に至て任意解散すると同時に共同倉庫株式會社起つて之に代り其營業を繼續したり此外明治四十年七月の創設に係る官設保稅倉庫又朝鮮人の經營せる會興社（資本金三萬圓）の設置せる明太魚倉庫等あり此會興社倉庫は專ら北朝鮮の移入明太魚を保管するを目的とするものなり抑も本港の倉庫事業は日清戰役後に於て始めて設置したるものなるも其後貿易事業の發達に伴ひ貨物の集散逐日增加し金融機關亦隨て整備せし等相俟つて竟に此異數の發達を遂けしめたり現に大正二年の倉庫出入貨物數は繰越高八萬二千二百五十五個入庫數二十六萬四千九百九十六個出庫數二十五萬八千四百五十個にして其貨物は朝鮮の輸移出重要品たる米、豆其他雜穀類を主とし又輸移入品は綿絲、布、金物類繩叺等なり。

保稅倉庫は釜山稅關の管理に屬するもの其初めは其利用一般に知られす唯二三西洋雜貨商の之に托するものありしのみにして其出入貨物數は甚た微々たるものなりしも後其効力の漸く周知せられ近時保管貨物數は頗る增加せり其倉庫は煉瓦建二棟此總坪數は六百七十二坪なり。

明太魚倉庫は草梁に在り其設立者たる會興社は合資組織にして專ら明太魚其他綿絲、綿布、食鹽、紙類の保管を爲せり抑も明太魚は朝鮮人唯一の嗜好品にして其需用莫大なり而して其主產地は咸鏡道沿岸なるか故に古來先つ本港に移入し更に各地へ供給せらる此慣習今尙ほ存續して年々本港を經て販賣せらるゝもの實に百萬圓の巨額に達し沿岸貿易中重要品の一たり而も其大部分は悉く本倉庫に保管せ

らるゝか故に倉庫の經濟上其關係や淺からす明治四十四年の入庫荷個數は十三萬八千百二十九個此價額八十三萬一千三百八十四圓又其出庫荷個數は十八萬八千百二十九個此價額は八十三萬千三百八十圓なり因に明太魚倉庫に對し既に保管を托したる荷主は本倉庫劵を以て草梁なる慶尙農工銀行支店に就き金融を求め得るなり。

釜山港倉庫出入貨物個數五箇年對照表

種別	大正二年	大正元年	明治四十四年	明治四十三年	明治四十二年
前年繰起高	八二、二五五	二八、六五三	五五、三八二	六二、九二七	四八、三三一
入庫高	二六四、九九六	二九一、一三一	一七〇、三五八	二三四、二八七	二五五、三九四
出庫高	二五八、四五〇	二三七、五二九	一九七、〇八七	二三一、八三二	二四〇、七九八

第三節　保險業

釜山の保險事業は第一銀行釜山支店に於て明治十三年中東京海上保險株式會社の代理店を開きたるを以て嚆矢と爲す其後日淸戰役後火災及生命等二三會社の代理店を置きたるものありと雖現在主義を旨とし未來思想に乏しきの常なる居留地に於ては幾むと顧られす孰れも微々として振はさること久し然

るに日露戰役後居留者の劇增して商况稍々振ひたると共に居留者の態度一般に永住的に一變して保險業亦稍々迎へらるゝの傾向を示したるより各種の保險會社相競ふて代理店を設け竟に現時の盛を致したるなり。

海上保險　本港に對し先つ海上保險を皷吹したる二三會社は有繫に機敏なる着眼なりしと雖時未た可ならす殆むと進退に惑ひたり其後本港は既述の如く日露戰役の影響を受けて貿易事業勃興し一般の商取引亦自ら頻繁なると共に海港地の常として海難保險の必要を感することと漸く其度を増し殊に爲替取組の關係上愈々其趨勢を促すあつて忽ち長足の進步を爲し近時同種保險會社の代理店七個所を算するに至り其契約高は明治四十四年に於て總高一萬三百十件此契約金七百十九萬八千百六十六圓一錢其保險料は一萬二千八百六十六圓六十三錢其被保險貨物は內地向移出及朝鮮沿岸廻送物卽ち穀物、牛皮綿布、雜貨等なり。

火災保險　日淸戰役後家屋忽ち多く建築せられしより居留者一般に火災保險の必要を感するに至る此時や既に二三火災保險會社の代理店を置くものありたり當時本港には火災頻りに起り消防組の組織、消火栓の裝置等多少の防備なきにあらさるも未た全からす竟に明治三十五年南濱町の火災をして其猖獗を逞ふせしめ無慮七十餘戶を灰燼に附し去り大に居留民を警醒するあり尋ひて日露戰役後に至り新築家屋益々增加して一層危惧の念を深からしむ殊に此新築家屋を擔保として金融を計畫するもの多き

のみならず倉庫業者の保管貨物も漸く增加し來れる等彌增火災保險の切要を感せしめたるを以て同種保險事業は頗る盛況を呈するに至りたるも其餘弊として明治四十年四十一年の交五大火災保險會社の高率なる協定保險料率を實行し竟に外國保險會社を誘致するの因を作り今や本港に於ける同種の內外會社代理店は十有五の多きを算するに至りたり。

生命保險　亦是れ居留者の永住的觀念の漸く進むに隨つて加入するもの多きより或は代理店を置き或は常設勸誘員を置く等互に其勸誘を相競ひ竟には外國會社をして其手を延へしむるに至りたり明治四十年中の取扱高は一千九百七十三件此契約金高百二十七萬八千三百圓保險料金四千四萬四百九十二圓六十四錢四厘なり。

現時釜山港に於ける各種保險會社の代理店は左表の如し。

海上及火災保險株式會社代理店

本社	代理店設置年月	所在町名	代理店名
日本海上運送火災保險株式會社	明治四十三年八月	本町二丁目	井谷義三郎
同	明治三十三年三月	辨天町一丁目	大池忠助
同	明治四十一年三月	本町一丁目	十八銀行支店
東京海上保險株式會社	明治十三年一月	本町二丁目	第一銀行支店

神戸海上運送火災保險株式會社	同	辨天町一丁目	南鮮代理店大池忠助
同	明治三十七年七月	本町二丁目	五島合名會社
帝國海上運送火災保險株式會社	同	本町一丁目	百三十銀行支店
同	明治四十年十二月	琴平町	韓國興業株式會社支店
ニユージーランド海上保險會社	同	同	同
東洋海上保險會社	明治四十五年四月	大倉町	澤山兄弟商會
横濱火災海上運送信用保險株式會社	明治四十五年五月	本町三丁目	山田惣七郎
明治火災海上運送信用保險株式會社	明治二十一年一月	本町二丁目	第一銀行支店
ニユージーランド火災保險會社	明治四十年十二月	佐藤町	韓國興業株式會社支店
共同火災海上運送保險株式會社	明治三十九年十二月	本町二丁目	迫間房太郎
東京火災海上運送保險株式會社	明治四十年九月	富平町二丁目	福本春芳
大阪火災海上運送保險株式會社	明治四十四年三月	本町二丁目	井谷義三郎
浪化火災海上運送保險株式會社	明治四十四年四月	大廳町二丁目	上西收五郎
神戸海上運送火災保險株式會社	明治四十四年五月	辨天町	大池忠助
横濱火災海上運送信用保險株式會社	同	同	同
日本火災海上運送信用保險株式會社	明治二十五年四月	本町一丁目	十八銀行支店
イルヲヰツチユニオン火災保險會社	明治四十一年十月	佐藤町	韓國興業株式會社支店
同	明治四十一年九月	本町二丁目	ホームリンガ商會
ローヤル、エキスチエンヂイ、アツソーセイシヨンコーポレーシヨン	同	同	同

本店	代理店設置年月	所在町名	代理店名
ユニオンクラウン火災保險會社	明治四十二年九月	本町二丁目	ホームリンガ商會
サン火災保險會社	同	同	同
サウスブリチツシユ火災海保險會社	同	同	同
ローヤル、インチユアーランス會社	同	同	同
キャントンユニオンインシユアーランス株式會社	同	同	同

保險料率表

被保險物件 / 保險料	保險金千圓ニ對スル一箇年料
木造瓦又亞鉛葺住宅店	一五円
同上塗土藏造住宅店舗	一二
同上塗土藏造倉庫	一〇
煉瓦造住宅店舗	七
同上倉庫	五
公共所有木造物	一二
同上煉瓦石造	六

生命保險會社代理店

本店	代理店設置年月	所在町名	代理店名
日本生命保險株式會社	明治四十年一月	本町一丁目	西本樂一
明治生命保險株式會社	明治三十八年七月	同	十八銀行支店
帝國生命保險株式會社	明治四十年五月	本町二丁目	高瀨支店
東洋生命保險株式會社	明治四十二年五月	佐藤町	韓國興業株式會社支店
共濟生命保險株式會社	明治二十八年七月	本町一丁目	松永石油部

Company	Date	Location	Representative
千代田生命保險相互會社	明治三十七年八月	埋立新町	長谷川龜太郎
大同生命保險株式會社	明治四十年五月	琴平町	萩野彌左衛門
太平生命保險株式會社	明治四十三年十月	本町二丁目	追田房太郎
眞宗信徒生命保險株式會社	明治三十年七月	本町一丁目	松上元治郎
愛國生命保險株式會社	明治三十七年七月	大廳町	島田歸
日清生命保險株式會社	明治四十五年五月	西町二丁目	伊藤甚三郎
蓬萊生命保險相互會社	同	本町三丁目	永吉庄次郎
日本共立生命保險合資會社	大正元年九月	本町四丁目	田中醫支店
太陽生命保險株式會社	明治四十五年五月	本町三丁目	内山米太郎
チヤイナ、ミユーチエアル生命保險會社	明治三十七年十二月	本町二丁目	ホームリンガ商會
スタンダード生命保險會社	同	同	同
ローヤル生命保險會社	同	同	同
ウエスタン生命保險會社	同	同	同
ヤンツー生命保險會社	同	同	同
キヤントン、ユニオン生命保險會社	同	同	同
合衆國エクイタブル生命保險會社	同	同	同

第四節　市場

ユニオンクラウン火災保險會社	明治四十一年九月	本町二丁目	ホームリンガ商會
サン火災保險會社	同	同	同
サウスブリチツシユ火災海保險會社	同	同	同
ローヤル、インチユアーランス會社	同	同	同
キャントンユニオンインシユアーランス株式會社	同	同	同

保險料率表

被保險物件／保險料	木造瓦又亞鉛葺住宅店	同上塗土藏造住宅店舖	同上塗土藏造倉庫	煉瓦造住宅店舖	同上倉庫	公共所有物木造	同上煉瓦石造
保險金千圓ニ對スル一箇年料	一五円	一二	一〇	七	五	一二	六

生命保險會社代理店

本店	代理店設置年月	所在町名	代理店名
日本生命保險株式會社	明治四十年一月	本町一丁目	西本榮一
明治生命保險株式會社	明治三十八年七月	同	十八銀行支店
帝國生命保險株式會社	明治四十年五月	本町二丁目	高瀨支店
東洋生命保險株式會社	明治四十二年五月	佐藤町	韓國興業株式會社支店
共濟生命保險株式會社	明治二十八年七月	本町一丁目	松永石油部

千代田生命保險相互會社	明治三十七年八月	埋立新町	長谷川龜太郎
大同生命保險株式會社	明治四十年五月	琴平町	荻野彌左衛門
太平生命保險株式會社	明治四十三年十月	本町二丁目	道岡房太郎
眞宗信徒生命保險株式會社	明治三十年七月	本町一丁目	松上元治郎
愛國生命保險株式會社	明治三十七年七月	大廳町	島田勝
日清生命保險株式會社	明治四十五年五月	西町二丁目	伊藤甚三郎
蓬萊生命保險相互會社	同	本町三丁目	永吉庄次郎
日本共立生命保險合資會社	大正元年九月	本町四丁目	田中善支店
大倭生命保險株式會社	明治四十五年五月	本町三丁目	內山米太郎
チフノナ、ミユーチユアル生命保險會社	明治二十七年十二月	本町二丁目	ホームリンガ商會
スタンダード生命保險會社	同	同	同
ローヤル生命保險會社	同	同	同
トエスイン生命保險會社	同	同	同
サンクー生命保險會社	同	同	同
ニフノヤン、ユニオン生命保險會社	同	同	同
合衆國エクイタブル生命保險會社	同	同	同

第四節　市　場

釜山の各市場中其取引高の多きは大廳町の穀物市場、南濱町の魚市場、草梁の魚市場、南濱町靑物市場等にして其他は皆魚菜類の小賣場なり其取引高推して知るへきのみ今大正二年中に溯つて各市場の總賣上高を檢するに農產物十二萬五千三百八十三圓水產物七十二萬三千二百九十圓畜類十一萬五千百八十五圓織物類三千九百六十圓其他雜品九千百五十圓計九十七萬六千九百六十八圓なり以下各市場に就て其經營狀態の大概を叙せむ。

一、釜山穀物市場

本市場は釜山穀物商組合、釜山穀物輸出商組合等の共同經營に係り府尹の認可せる受渡濱法規定の下に見本賣買を爲す所にして其商取引者は兩組合員又會員等の相互間に限らる由來本港は穀物の集散地にして內地人朝鮮人間に於ける商取引は夙に開始せられたるものなるも商業上最も警戒すへき不正行爲多く其取引甚た確實ならす此弊風は年所と共に愈々助長せられ竟に商事の發展を沮碍せむとするの傾向あるに至りたるより時の領事及內地人商業會議所は大に之を憂ひ其矯正策を講するに當り適々當業者間に於ても亦漸く其弊に厭き稍覺醒するものあり乃ち明治三十四年釜山商業會議所は領事の認可を得其監督の下に釜山穀物商組合、釜山穀物輸出商組合を組織し積立金制度を設けて商取引の確實を保障せしめ以て頹勢の挽回を計りしに其効果著しく終に穀物の集散額を增し隨て取引頻繁と爲り竟に賣買機關の必要を促すに至りたり仍て明治三十九年十月理事官の認可を得て本市場を設立し同年十一月

一日を以て開場式を擧け爾來毎日曜及祝祭日の外周年開市して現時に至れるなり其五箇年間に於ける賣買高は卽ち明治四十二年八一四、八九一個(單位五斗入)明治四十三年七七八、五三八個明治四十四年四九六、〇二八個大正元年四八九、六〇二個大正二年四六九、二〇二個なり。

二、釜山水産株式會社魚市場

本市場は南濱に在り明治二十二年五月釜山水産株式會社に依て開設せられたるものにして專ら鮮魚の委託販賣を爲すを目的と爲す其取引方法は糶賣、算當賣、入札賣等にして其買受者は一定の仲買人なれども若し魚類多く或は魚價過廉なるとき或は特に注文ある時等に於ては會社自ら買收することあり會社の收入は其糶賣に就ては一割算當賣、入札賣に就ては五步の手數料を徵收す然ども青魚、鯖魚は市場內の一部に於て特設仲買人等の荷主と直取引を爲すの定めなるが故に之に就ては唯魚類通過手數料として其取引直段百分の五を徵收するのみ仕切勘定は先つ切符を交附し現金の請求ある時該切符引替に精算書を添へて支拂を爲す又仲買人奬勵の爲には糶賣手數料の十分一を戾り口錢として半期每に交付し且つ每半期に其糶賣魚類の買受高に對しても亦多少に應して賞與するの方法あり市場の營業時間は每日午前六時より二回特に五月より十月までは每日午前六時より又午後二時よりの二回なり其既往五箇年間に於ける賣買高比較は卽ち明治四十二年六二一、二九九圓明治四十三年六〇五、九三四圓明治四十四年六三一、〇九一圓大正元年六四九、〇九六圓大正二年六四一、四二五圓なり因に慶南水産株

式會社は草梁海岸に本市場と殆むど同組織たる魚市場を開いて盛況を呈しつゝありしも大正四年二月中調停者ありて本市場と合併したり。

三、食糧品市場

本市場は明治四十年四月釜山食糧品株式會社の設立せしものにして專ら蔬菜其他食糧品一切、農具、種苗、花卉、肥料等の委託販賣を目的と爲す營業方法は糶賣、示談販賣、委託販賣等にして一定の仲買人を仲介として賣捌を爲す而して其荷主の地方人なる時は先つ商品の預證として切符を送り現品を賣捌たる時賣付報告と共に代金を送附す其手數料は商品に依て其率を異にするも最高百分の十二最低百分の四なり此範圍中其最多きは百分の六之に亞くを百分の十と爲す開市時間は毎日日出より正午まで午後三時より五時までの二回なりとす其既往五箇年間に於ける賣買高の比較は卽ち明治四十二年六八三八一圓明治四十三年七〇、二三一圓明治四十四年九一、六二〇圓大正元年一〇八、八四七圓大正二年一〇六、七八八圓なり。

四、日韓共同市場

本市場は明治四十三年六月伊藤祐義の創設せしもの富平町三丁目に在り其地積五百五十坪の城内に於ては一坪に對し一日金二錢の借料を納るれは何人を選はす何業を問はす隨意に開店し得るの故を以て小資本の商人等は大に之を便とし內地人朝鮮人雜然として假店を連ね鮮魚、乾魚、牛、豚、鷄、狗の肉類

蔬菜類日用雜品千種萬別悉く備はり需めて殆むど得さるものなく人以て大に之を便とし絡繹として蝟集し來る顧客は終日絶ゆることなし以前は西町四丁目に釜山魚菜市場の有る在つて一部の顧客を分ちたるも同市場は曩に閉鎖せられて今や無し本市場の獨占的に其繁昌を擅にする蓋これか爲めなるへし

五、草梁日韓市場

市場は草梁第二區に在り大正三年三月二十日山田勘五郎に依て設けられ毎日開市專ら魚類菜蔬其他日需品悉皆を小賣するを目的とせり市場地域の面積は七百坪にして其内百五十坪の店舖を內地人專用として二十三區に朝鮮人用として六區等に分ち一坪の借料一日金三錢にて隨意に使用し得へく是亦小資本商人の最便とする所なり始め此所は廣き荒蕪地にして朝鮮人の罕れに露店を張るものありしに過きさりしも市場設置の後は附近自ら住家を設くるものある等一小市區に變じ所謂雉兎其跡を絶ち人影漸く繁きの觀あるに至れり開く市場新設費は三千七百圓を要し而して市場の賣上高は一箇年約一萬八千圓乃至二萬圓なりと。

第五節　商業會議及慶南物產共進會

一、釜山商業會議所、陳列館、賣品館

釜山商業會議所は明治十二年八月の創立にして東京、大阪等の商業會議所設置に遡ること僅に一年

のみ實に朝鮮に於ける此種商業機關の權輿たり抑明治九年本港の公開せらるゝや管理官監督の下に公共事項及貿易事項等を斡旋すへく特に一役場の設けられしも逐年居留民の増加するに隨ひ商況漸く振張し商事稍々複雜ならむとするに至ては是れ等一時的姑息機關の能く當り得へき所にあらす乃ち特に本所の設けられたる所以にして其目的は日韓貿易に關する一切の利害得失を商議し又貿易上官廳の諮問に答へ及意見を建議し兼て物品陳列所を管理するに在つて其會員は在港貿易商、銀行業、海運業、問屋商の四營業者を以て組織し議員は定數を三十四名とし會員の選出議員及有志議員等之に當り役員は正副會頭、會計委員、内外商況調査委員、輸出入物品調査委員等にして其經費は輸出入物品に對し其原價一圓に付二厘つゝを徵收して之に充つ越へて明治十四年七月十五日新築會議所に移轉し明治十八年二月其組織を改め一般在港商人を會員と爲したり元來仲買商人も本港商業界の一勢力にして貿易商人と何等軒輊する所なきに拘はらす動もすれは商業會議所より除外せらるゝの傾向ありしを含み別に協約社なるものを設けて一團體を作り會議所の制限的組織を非難し此改革を促したるなるも而も此改革は須臾にして復舊し協約社は再ひ分立するに至りたり後明治二十三年六月會議所は復た其組織を變し會員中へ小間物商を加ふることゝし且つ議員を二十五名に減し輸出入物品調査委員を廢し釐金徵收を止め經費は渾て一般會員より月額一等三圓二等二圓三等一圓の等級を標準とし各自の隨意に出金するものを集め以て之に充つることゝ爲したり後明治二十五年十二月法律第八十一號商業會議所條例

（明治二十三年九月發布）に準據せる定款を作り領事館の認可を受け翌二十六年一月より之を實施せり其大要は即ち會員を商法第四條第五條に掲げたる商取引の各部に屬する營業者に限り其營業種目三十種を指定し議員を三十名と爲し且つ經費の賦課法を改めて一般及特別の二種と爲す其一般課金は毎月二十錢特別課金は月額一等二圓二等一圓五十錢三等五十錢とし其等級別は各自をして任意に之を選はしめ課金は居留地總代役所に委託して之を徴收することゝ爲し同時に釜山港日本商業會議所と改稱し茲に其體制を一變したり同年八月議員選出定款を改め明治二十七年六月特別議員を置く明治三十四年七月在朝鮮日本人商業會議所聯合會成立し同年十一月十六日其第一回を仁川に開く先是明治二十七年本會議所に於て聯合會を發起せしも當時尚早論多く竟に中止し至是始めて開始したるなり明治三十五年本會議所は附屬事業として所内に商品見本を陳列し同年四月公衆に縦覽せしめ翌明治三十六年更に西町一丁目に煉瓦三階建の陳列館を新築し明治三十八年四月開館同年十月在朝鮮商業會議所聯合會の名義を以て日本商業會議所聯合會に加盟す明治四十一年三月定款を改め階級選擧を單級選擧と爲し議員選擧權に關する納税資格を進め民團納税年額十圓以上と爲し同時に釜山商業會議所と改め陳列館の特別會計專屬職員を廢し再び會議所内に合併したり明治四十二年三月又選擧有權者の納税資格を二十五圓以上に進め課金徴收期を六期に改む等定款の改正既に數回を經て其内容は内地の會議所と殆むど異る所なきに至り殊に其所有不動産價額も已に十一萬五千餘圓に達して其基礎漸く鞏固と爲れり顧み

れは本會議所の創設は實に三十又餘年の昔に在り爾來或は商業界に或は一般公共事業に貢献する所尠少なりとせす殊に大正三年慶南物產共進會の開設に當ては其斡旋最努めたる等其積年來の功績や居留民團役所と倶に忘るへからさるもの多し。

商品陳列館　本館は專ら朝鮮人に對して内地商品を紹介するの目的を以て明治三十四年始めて其計畫を立て爾來廣く内地各方面へ商品見本の出陳を勸誘し翌明治三十五年一月六日を以て開館したるも畢竟假設館なるか故に意に滿たさること多く勢特に新館を建築するの必要を感するも經費支へす乃ち會議所は平田農商務大臣に對し事情を具して保護を請願し遂に明治三十六年度に於て一千五百圓其翌年度に於て五百圓都合二千圓の下附を受けたるを以て之を基金に西町一丁目に於て一千坪の地を購入煉瓦三層此建坪六十三坪の家屋建築を設計し明治三十六年六月起工翌三十七年十二月庭園を合して落成し越へて明治三十八年四月十六日を以て開館式を擧行したり此工費五萬七千四百八十餘圓當時に於ては全市唯一の建築物たりしなり開館當日の陳式品は朝鮮及内地三府三十餘縣よりするもの三千六十餘點あり盛に觀覽者を誘致したり明治四十一年三月規則を改め釜山商品陳列館と稱す本館は素より會議所の附屬事業なるも其經費は特別會計と爲し專屬事務員を置きたるを同時亦之を廢し名實共に全く會議所へ合併したり明治四十二年一月韓皇南巡の途次本館に臨御あり伊藤統監亦同時に來る此時韓皇は基金として五百圓下賜ありたり明治四十二年十月館中の設備改善を企畫し先つ韓國政府へ其補助を請

願し其十二月金二千圓下附ありたるを以て翌四十三年一月より着手し同時に會議所員を京城又内地の各方面へ派遣して商品見本を蒐集し了ると同時に改善工事亦竣りたれは先つ館の二層樓上を内地商品及釜山製産品三層樓上を朝鮮製産品及參考品の陳列室と爲し下層室には韓國農商工部より下附せし朝鮮地理模型を置き二階の園室には新聞縱覽所を設け尚ほ庭園を增築し其中央に大噴水池を穿ち周圍に各種の花卉を栽ゆる等設備具に成り同年四月二十一日を以て更めて開館式を擧けたり當日の出品數は内地品一千八百七十一點朝鮮品三百六十點參考品九百五十四點等にして改善の目的は幾むと遺憾なきまでに達せられ爾來概ね其形式を存續して現時に至れるなり。

賣品館　本館は陳列館の附屬にして同館と同時に建築せらる其工費は三千八百餘圓にして平屋瓦葺建坪百二十坪あり明治三十六年十一月七日を以て開館したり始め本館は内地商品の試賣を爲し兼ねて市内商人の出賣場に供し專ら良好品を廉價に販賣して一般市價の標準たらしめ以て在來商家の弊風を矯正せむか爲め特に規則を設け價格統一、正札販賣等に就き嚴重なる監督を爲したるも病旣に骨盲に入りては容易に治すへからす又深く浸潤せる惡俗は一朝にして改め難し知らす果して此計畫の實行せられ館外に對し多少の反響を及ほし得たるや否や後明治四十一年會議所組織上の大改革ありしと同時に本館の主目的たる商品試賣を止め館内を擧けて出賣者の使用に委することゝなりたり。

二、釜山鮮人商業會議所

本會議所の發端は舊韓國開國五百四年同政府より時の釜山警察署長朴洪淙に對し營業税徴收の命令あり於是朴は各客主業及居間業者等より應分の工費を寄附せしめ以て其事務所を建築し之を商務所と稱したるに在り然るに其敷地は借地なりし故光武八年該地主より撤退を强要せられ乃ち現時の瀛洲洞に移轉したり爾來殆むと徴税事務を廢し更に宮内府の許可を得て商事の周旋に從事し隆熙二年八月東萊府尹の許可を受け東萊商業會議所と稱し定款を設け專ら商業の發達を圖り其經費は渾て各商工業者をして分擔せしむ後大正三年六月の總會に於て釜山鮮人商業會議所と改稱するの件を議決し今や慶南道長官に對し其認可申請中に在り大正三年五月各客主業、居間業、裁縫業者等をして互に其意思を疎通し業務を統一せしめむか爲め又組合組織の爲め等に盡力して効果あり其基本金は隆熙三年一月舊韓皇南巡の際下賜せられたる五百圓を基礎として其繁殖に努めつゝあり目下の會員數は一百十二人なり。

第六節　會社及組合

一、會　社

會社の勃興は卽ち其地一般財界の發達を意味するものなれは之に據て其商業界の趨勢を推測する蓋大過莫かるへきなり釜山の諸會社は大抵明治三十七八年以後の創設に係り而も幾むと相前後して同時に起りしもの多しと爲す蓋以て釜山商業の同時期に於て如何に急劇なる發展を爲せしかを推量し得へし

斯の如くにして或は特設せらるゝもの或は支店代理店を置くもの等萃りに相踵き今や前者の總數は三十社を算す此内專ら朝鮮人の經營に係るもの二社あり而して其組織別は株式十五、合資九、合名六此公稱資本金額は六百二萬六千圓にして每期一割乃至二割の配當を爲しつゝあり盛なりと謂ふへし此外內地各銀行會社の支店出張所十八箇所內地及外國の諸種保險會社其他の代理店等は實に六十四の多きあり其社名業體開始年月株數資本金額等は左表の如し而して銀行及保險會社等は金融又保險業の記事中に於て既に審なれは本表中よりは之を除きたり。

株式會社

會社名稱	業名	所在地町名	開業年月	株數	資本金額 總額	資本金額 拂込高
釜山水產	魚市場經營魚類受托販賣業	南濱	明治四十年四月	一二,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇
釜山棧橋	棧橋業	佐藤	明治年三十九年六	三,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
朝鮮產業	植林、貸付金、動產不動產賣買仲介	埋立新町	明治四十年二月	二,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三五,〇〇〇
釜山食糧品	青物市場經營青物受托販賣	南濱	明治四十年四月	一,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一七,五〇〇
釜山煙草	煙草製造販賣業	寶水	明治四十年四月	二,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三五,〇〇〇
釜山獸畜發屠	屠畜業	草梁	明治四十年十二月	七〇〇	三五,〇〇〇	八,七五〇
丸金酒造	酒造業	富平	明治四十一年十二月	一,五〇〇	七五,〇〇〇	四五,〇〇〇
辻酒造	同	同	明治四十四年十月	六〇	三〇,〇〇〇	二五 〇〇〇

日滿製藥	製藥及賣藥移輸出入業	辨天	大正二年七月	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一五、〇四〇
株式會社釜山商船組	海陸運搬業	高島	大正二年八月	四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
朝鮮起業	海面埋築	釜山鎭	大正二年四月	六〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇
釜山共同倉庫	倉庫及運送取扱業並附帶業務	藏前	大正三年二月	四、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
北魚倉庫	倉庫及運送業	草梁	大正三年四月	二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
慶南水產	魚市場經營魚類依托販賣	草梁	大正三年二月	二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇

合資及合名會社

會社名	業名	所在町名地	開業年月	組織	資本額 總額	資本額 拂込高
釜山運輸	運送取扱業	本町	明治四十一年四月	合資	三、〇〇〇	三、〇〇〇
合資會社朝鮮時報社	新聞紙及印刷業	辨天	明治二十五年七月	同	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
合資會社淡盛商會	各種貿易業罐詰製造業	本町	明治四十三年十一月	同	三〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
合資會社釜山飲料社	飲料品製造業	辨天	明治四十三年四月	同	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇
合資會社小野組運送部	運送取扱業	[illegible]本	明治四十四年十一月	同	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
共同郵船	海上運送業	草梁	明治四十年三月	同	二〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
合資會社日本參酒株式會社製品販賣店	參酒販賣業	本町	明治四十四年六月	同	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
合資會社小野商會	電氣瓦斯器具販賣及電氣事業受負其他	幸町	明治四十五年七月	同	二、五〇〇	二、五〇〇
森合資會社西津屋商店	洋服裁縫羅紗販賣業	幸町	明治大正二年十月	同	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
五島	貿易業	幸町	明治四十一年七月	合名	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇

合資會社上山商行	金貸業質商	釜山鎮	明治四十一年	同	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
釜山鹽業	食鹽製造販賣業	本町	明治四十四年十二月	同	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
大山	帽子及足袋製造販賣	辨天	大正二年十一月	同	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
釜山渡船巡航	渡船及巡航業	絕影島	大正三年	同	一六,五〇〇	一六,五〇〇
合資會社石川精米所	精米及米穀委托販賣業	岸本	大正二年六月	同	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇

支店出張所

名稱	營業名	所在町名地	設置年月	本社の資本額 總額	本社の資本額 拂込額	本店所在地
大阪商船株式會社支店	海上運送業	高島	明治二十三年三月	二四,七五〇,〇〇〇	一六,五〇〇,〇〇〇	大阪
朝鮮郵船會社支店	同	佐藤	大正元年四月	三,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	京城
東亞煙草株式會社釜山販賣部	官製煙草販賣	同	明治四十年二月	三,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	東京
朝鮮興業株式會社支店	倉庫業、運送取扱業	同	明治三十七年九月	三,〇〇〇,〇〇〇	一,八七五,〇〇〇	同
三井物產株式會社出張所	物品販賣、問屋業、運送製材業其他	琴平	明治四十二年十一月	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	同
朝鮮瓦斯電氣株式會社支店	瓦斯電氣及電鐵	土城	明治四十三年五月	三,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	同
防長漁業株式會社支店	漁業	南濱	明治四十四年五月	八〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	下ノ關
內國通運株式會社出張所	運送取扱業	高島	明治四十年十二月	一,二五〇,〇〇〇	九三七,五〇〇	東京
株式會社西肥商會支店	陶器、喇叭、莚及金物販賣業	辨天	大正三年一月	一二〇,〇〇〇	八七,〇〇〇	佐賀縣
合名會社本加納支店	淸酒、麥酒、醬油其他食糧品販賣	本町	大正三年四月	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	兵庫縣
江崎合名會社支店	船具業	同	大正元年八月	五八,五〇〇	五八,五〇〇	熊本縣

二、同業組合

本港各商工業者中同業者は可成的其行動を一致し以て業務上の弊風を矯正せむか爲め往時既に相互規約を設け互に相戒しめむことを企畫せしもの曾に二三のみならさりしも公徳を缺ける新殖民地に於て是等制裁力に乏しき約束の實行せられさるは素より其所効果竟に擧らさりしなり然るに其後各同業者の漸く增加するに隨ひ弊害愈續出し爲に業務の發展を阻碍すること尠からさるに至りしより近時官廳の認可を得續々同業組合を組織するものありて其約束能く行はれ爲に孰れも秩序的發展を爲しつゝあり而して現在の組合は左の如し。

組合名	設立年月	所在地名
釜山海産商組合	明治三十八年六月	大廳町
同　藥業組合	同　四十二年二月	辨天町二丁目
同　牛皮輸出商組合	同　三十三年十月	大廳町
同　麥酒販賣組合	大正二年九月	本町
同　魚仲買組合	明治四十年八月	南濱町
同　活牛賣買同業組合	大正三年一月	同
同　海産物仲買商組合	明治四十三年三月	同
同　古物商同業組合	同　四十二年三月	幸町

組合名	設立年月	所在地
同　煙草製造業組合	同　四十二年十二月	富平町
同　輸入商組合	同　四十二年十月	商業會議所內
同　青物果實同業組合	同　四十四年三月	富平町
同　重要海産物問屋組合	同　四十四年五月	南濱町
同　船舶問屋業組合	同　四十四年五月	高島町
同　醬油味噌同業組合	同　四十四年七月	西　町
同　白米小賣商組合	同　四十四年九月	大廳町
同　雜貨商組合	同　四十四年九月	商業會議所內
同　左官職同業組合	同　四十四年三月	寶水町
同　酒造組合	大正二年三月	西　町
同　吳服商組合	大正二年九月	商業會議所內
同　履物商組合	大正二年七月	同
同　旅人宿組合	明治三十七年七月	琴平町
同　理髮同業組合	同　二十四年四月	西　町
同　潛水器業組合	同　四十年四月	南濱町
同　周旋業組合	同　四十一年十二月	幸　町
同　錻力細工商組合	同　四十三年二月	琴平町
同　木挽職同業組合	同　四十三年五月	寶水町
同　石炭商同業組合	大正三年七月	商業會議所內
同　穀物輸出商組合	明治三十三年十月	大廳町

名稱	設立年月	所在地
釜山海陸運搬業組合	明治四十二年十一月	埋立新町
同　煙草販賣同業組合	同　四十三年二月	辨天町
同　貸屋同業組合	同　四十五年五月	西　町
同　米油組合	大正元年十二月	本　町
同　朝鮮海水產組合	明治三十五年十一月	同
同　運送組合	同　四十二年四月	岸本町
同　精米業組合	大正二年九月	大廳町
同　染洗同業組合	大正二年一月	幸　町

第十六章　工　業

朝鮮產業の開發は總督府施政の大方針にして其施設奬勵幾むと至らさるなきも而も幾百年來荒廢に屬したるもの之を復活せしむるや一朝夕にして能くすへきにあらす就中工業狀態に至ては全道を通して最幼稚なり是故に比較的進境に在る釜山港に於ても今尙ほ未た工業の觀るへきものあらす唯僅に酒醬油釀造、精米、再製鹽、鐵工、煉瓦製造、罐詰製造、肥料製造等の小工業に過きす其他製粉、製麵、製菓、製餡、製蠟、石鹼製造の如きあれとゝ是等は何れも最小規模なる個人經營にして云ふに足るものなし然とも地勢內地に近邇し大陸に通し水陸の運輸上工業原料の供給製品販路等の關係に就ては頗る

利便に富み且つ牧ノ島、釜山鎭等埋立地の他日必すや工場地區を裕かならしむへきものある等工業地としての素質殊に饒かなれは其將來や多望なりと謂ふへきなり左に表示する所のものは大正二年末の現在にして爾來多少の變化あるは免れさるへきも以て釜山工業界趨勢の大概を推考する上に於て豈多少の裨補なしとせむや尙は以下節を逐ふて各種工業の經過及現狀を畧述すへし。

大正二年末工場數

業別	工場數	一箇年生産高	備考
酒造業	五〇九	七、六一六石	酒造業中ニハ鮮人工場四六四 生産高三、一六八石ヲ含ム
醬油釀造業	一〇	三、七〇〇石	
精米業	一一	四一四、五〇〇石	
製鹽業	八	一八、九六〇、〇〇〇斤	
煙草製造所	一三	一七、五一四貫	
鐵工場	四	一八七、〇〇〇円	
製氷業	一	一、二〇〇噸	

第一節　釀造業

明治十六年今西峯三郎の興せる日本酒釀造業は蓋朝鮮に於ける斯業の元祖なり其後日淸戰役後二三の

同業者起るありしも尚は未た甚た振はさりしに日露戰役後本港居留者又は各方面への移住者又は內地よりの出漁者等俄に增加し爲に本港の清酒釀造高は忽ち其膨脹を促され該同業者亦竟に二十叉數戶を算し其酒類は實に四十餘種の多きに至り販路の如きも南朝鮮は一圓北は雄基灣に至る各港又內陸は京釜鐵道沿線の各驛等頗る廣汎に亘り今や釜山の酒造業は朝鮮全道の首位に在り盛なりと謂ふへし又醬油釀造は明治十九年山本純一に依て創始せられ是亦清酒と發達の徑路を同ふして竟に今日の盛況を致し同業者已に二十戶に垂むとし一年間の造石高は約四千石以上なり。

第二節 精米業

本港の精米業は明治三十一年米價暴落の爲め一時頓挫せられ日清戰役後の活力も其大半を殺かれむとして僅に支持し得稍々回復の曙光を認めむとするに當り明治四十二年浦鹽自由港閉鎖の影響を受けて更に頓挫せられたるも而も此前後より人口大に膨脹して精米の消費額增大せられたると同時更に北朝鮮各港發展の好影響を受けたる等彼れ是れ相俟つて危く此大難關を過き去り今や十叉餘個所の精米所は何れも蒸滊機關又は石油發動機等の動力に依て新式機械を運輸して尚ほ其供給を促さるゝの盛況を來したり顧みれは數戶米商の足踏器に依て僅に居留者の需用に應したるは今を距る二十餘年の昔のみ思ひ去り觀來れは斯業前後の跡其差霄壤も啻ならさることと感轉た深し。

第三節　製　鹽　業

製鹽業者は大抵絕影島內に在つて悉く臺灣又は支那の天日製鹽を再製するもの明治三十七年許斐製鹽所に於て支那鹽を再製したるを以て其嚆矢と爲す明治九年賀田金三郎等發起して韓國臺鹽販賣合資會社を本港に設立し臺灣鹽を移入して再製若は粉碎し一手販賣權を握り恰も再製鹽業獨占の觀ありしも其後朝鮮全道の開發就中沿岸漁業の發展等は忽ち食鹽需用の增大を促したる此機會に乘し明治四十三年より關東州或は山東省より原鹽を輸入し來つて其再製に從事するもの相踵き竟に現況を呈するに至れり斯業今未た仁川港の廣大なるに及はすと雖畢竟經營年月長短の差之をして然らしむるものゝみ燃料供給の便あり且つ北朝鮮の需用地を控ゆる釜山の斯業其將來や多望なるを疑はさるなり。

第四節　電氣及瓦斯事業

初め釜山電燈株式會社なるもの明治三十五年五月本港の電氣事業經營の目的を以て起りたるも明治四十三年五月韓國瓦斯電氣株式會社の東京に設立せらるゝや同社の爲に買收せられたり同社は同年十一月を以て本港に支店を置き專ら本港の燈火用原動力用として瓦斯及電氣を晝夜供給するに勉め始め舊會社は蒸氣力低壓直流電氣を供給せしものなるも大正元年八月以降は瓦斯力にて發電裝置を施し高

壓交流電氣に改めたり瓦斯發生機は獨乙フーマーグ會社の製造にして瓦斯發生爐は一日平均十五萬立方フートの粗製瓦斯の製造力に止まるも其他の機關は總て三十萬立方フートに對する能力を有する設備を完全し此他副產物としてリユーサンアンモニヤ等を製造すへき機械も具備せり以上の設備に依り精製せられたる瓦斯の一部は市內の燈火用に供給し其一部を以て電氣發生用電氣機を運轉せり發電氣は英國ヘーリング商會の製造にして其發電容量は六百キロワットの設備なり現時は只夜間の燈火用に供給するのみなるも遠からす官准を得て晝間電動力を供給するの準備既に成れりと云へは釜山の工業界に對し革命的變化を與ふるの期盖近き將來に在るへきや疑を容れさる所なり又市街電鐵に關する總ての準備既に完了し其軌道敷設も既に認可ありたりと云へは久しき一般の希望を滿たす亦盖遠からさるへきなり尙ほ本社は昨年中瓦斯發生機二個を增置し一日三十萬立方の製造力に對する設備を爲すに當り其諸材料中只耐火煉瓦を東京に採用せしのみにして其他は悉皆釜山に於て之を蒐集し一も輸入品を用ひさりし其用意深しと謂つへきなり。

第五節　煙草製造業

釜山煙草株式會社は明治四十年の設立にして之に續いて起りたるは村上兄弟商會、東洋煙草商會及一二の個人營業なり其原料は多く密陽又は大邱附近に在る移住營農者に依て培養せられたる內地種にし

て斯くの如く供給地の近距離に在りしは最營業者の便とする所殊に其製品佳良なるもの多きより販路漸次擴大し今や南滿洲方面に及び斯業の前途は稍々望みありと云ふ。

叙上工業場は稍々大規模なるものゝみ此外鐵工場、器械船具の製造、小型汽船の修理所、小船漁舟等の製作工場、硫酸安母尼亞肥料製造工場、罐詰製造工場、煉瓦工場等枚擧に遑あらず大概左の如し。

工場名	業名	設立年月	所在地名
釜山精米所	精米	明治二十五年六月	幸町二丁目
大池第一精米所	同	明治三十年三月	富平町一丁目
大池第二精米所	同	明治四十一年九月	絶影島東部
那須精米所	同	明治四十一年四月	埋立新町
上田精米所	同	明治四十一年六月	西町四丁目
磯谷精米所	同	明治四十一年七月	大廳町二丁目
土肥精米所	同	明治四十一年九月	埋立新町
合名會社石川精米所	同	明治四十四年六年	岸本町
品川精米所	同	明治四十四年八月	本町五丁目
西津精米所	同	明治四十二年九月	釜山鎭
草梁精米所	同	明治四十二年六月	草梁
共盛精米所	同	大正三年六月	絶影島東部
釜山煙草株式會社煙草製造所	煙草製造	明治四十年六月	寶水町一丁目

名稱	營業種類	創業年月	所在地
東洋煙草商會	煙草製造	明治四十年一月	富平町二丁目
村上兄弟商會	同	明治四十年五月	西町三丁目
今西酒造場	酒釀造	明治十六年	西町一丁目
福田酒造場	同	明治三十三年	同
堀酒造場	同	明治三十一年一月	草場町二丁目
丸金酒造株式會社釀造場	同	明治三十七年十二月	富平町一丁目
竹鶴酒造場	同	明治三十九年	寶水町一丁目
山田酒造場	同	明治三十三年十月	土城町一丁目
壯酒造株式會社釀造場	同	明治三十七年	富平町二丁目
岡村酒造場	同	明治二十七年	富平町一丁目
原田酒造場	同	明治三十九年	釜山鎭
松岡酒造場	同	明治三十九年九月	草梁第三區
東下酒造場	同	大正二年十二月	富平町一丁目
西山酒造場	同	大正二年	釜山鎭
安河內酒造場	同	大正二年	同
福田醬油釀造場	醬油釀造	大正二年	西町一丁目
山本醬油釀造場	同	明治二十二年	西町二丁目
五島醬油釀造場	同	明治十九年	西町四丁目
松前醬油釀造場	同	明治二十九年	西町二丁目
吉井醬油釀造場	同	明治二十五年	南濱町三丁目

木寺醬油釀造場	同	同	幸町一丁目
伊藤醬油釀造場	同	明治四十二年九月	西町二丁目
中村醬油釀造場	同	明治二十四年	寶水町二丁目
大久保醬油釀造場	同	明治三十九年二月	幸町二丁目
山內醬油釀造場	同	明治四十年五月	土城町一丁目
山根醬油釀造場	同	明治三十九年六月	富平町一丁目
柏木醬油釀造場	同	明治三十八年四月	絶影島西部
河野醬油釀造場	同	明治四十年七月	草梁第三區
原田醬油釀造場	同	明治四十四年三月	釜山鎭
水野醬油釀造場	同	○	本町四丁目
西岡鐵工場	鐵工業	明治三十九年五月	富平町二丁目
横江川鐵工場	同	明治三十九年三月	富平町三丁目
下條鐵工場	同	明治三十九年二月	幸町二丁目
野口鐵工場	同	明治二十七年四月	同
許發製鹽場	支那鹽再製	明治三十七年五月	草梁第三區
朝鮮瓦斯電氣株式會社工場	電氣瓦斯業	明治三十四年三月	土城町一丁目
田中春綿工場	製綿業	明治四十四年十一月	釜山鎭
吉田罐詰製造所	罐詰製造	明治四十二年二月	大廳町二丁目
後盛商會罐詰製造所	同	明治三十五年四月	○
平島洗濯曹達製造所	曹達製造	明治四十年二月	大新里

名稱	業務	創業年月	所在地
釜山製肥工場	肥料製造	明治四十二年十一月	谷町二丁目
柴田石鹼製造所	石鹼製造	明治四十三年十月	草梁支那町
堺和洋行石鹼製造所	同	明治三十九年七月	富平町一丁目
桐岡煉瓦工場	煉瓦製造	明治三十六年十二月	絶影島
朝鮮海水產組合製氷所	製氷	明治四十三年三月	本町一丁目
中村造船所	和船製造修繕	明治二十五年五月	絶影島洲崎
田中造船工場	同	明治二十三年五月	同
ライジングサン石油會社蠟燭製造第一工場	蠟燭製造	大正二年五月	富平町三丁目
同第二工場	同	大正三年二月	西町一丁目
山本洋燭部	同	明治四十四年十月	富平町一丁目
古賀硝子製造所	硝子製造	大正二年二月	釜山鎭
阿部製飴所	製飴	○	富平町一丁目
阿部製麵所	製麵	○	富平町二丁目
尾形水飴製造所	水飴製造	明治四十二年十月	大新里
大山足袋帽子製造所	足袋帽子製造	明治四十年五月	辨天町一丁目
朝鮮時報社印刷部	印刷業	明治二十五年七月	辨天町三丁目
釜山日報社印刷部	同	明治四十年十月	辨天町三丁目
釜山印刷社	同	明治三十八年七月	辨天町一丁目
田代製粉所	製粉	明治四十年一月	富平町三丁目
寺田菓子製造所	菓子製造	明治四十二年二月	富平町一丁目

第十七章　水産業

邦人の出漁は嘉吉前齊浦を根據とし文明釣魚禁約以後知世浦を根據地としたりし後近代に至り內地漁民の朝鮮沿海に手を染めむは凡そ七十餘年前釜山浦近海に鯛獵を試みしに在り明治維新後に至ては安藝、長門、豐後等の漁船の通漁せしを始めとし爾來續々として絕へす竟に明治十六年日韓貿易規則の協定せられしに依て相互の通漁大に安全と爲りしも後明治二十二年特に通漁規則を定められ通漁上稍々檢束せらるゝことゝなりたり卽ち內地よりの通漁者は先つ釜山に來り居留地役所に就いて漁業免許證下附願書に居留民長の奧書を求め更に領事官の證明を受け而後釜山海關長の免許證を請ふの手續を要するなり斯くの如く本港は內地出漁者に深き關係を有するのみならす抑も釜山港の地勢は內地沿岸三分一の廣袤を有する朝鮮半島の沿岸線中其日本海に面する一帶渾て斷崖絕壁海深く水澄み陸地の灣入少く爲に港灣甚た乏しき東岸と其黃海に向へる一帶遠淺にして水清からす長汀曲浦陸地の灣入多く且つ島嶼に富む卽ち多島海の稱ある西岸と此地理的正反の對照なる兩岸の相會合する南端の突角に位置し彼の勘察、阿哥斯克海方面より南下せる寒潮と呂宋、臺灣方面より北上する暖潮との交會點最魚族の豐富なるを以て夙に著名なる釜山海峽卽ち最發達せる漁業圈の要部を占む加之ならす水陸交通自

在にして運輸の至便なる等朝鮮南沿岸に於ける漁業上の樞軸を把れり其由來內地出漁者の多くが本港を中心として蝟集し又南朝鮮に於ける水產物の悉く湊ひ來る等相俟つて本港の繁華を促す所以なりとせむや殊に近今牧ノ島に定住せる漁業者は既に數百人あり其漁獲し來るもの又遠きよりするもの等朝に夕に南濱及草梁の兩市場に上る魚族海藻類其數量は實に夥しきものなるも而も暫時にして四散し忽ちにして其影だに留めず滿洲及內地の各需要地に供給せらる是れ商業發展の反映なり嗚呼斯くの如くにして同年每日朝夕二回つゝ繰返さるゝ羅市の取引は卽ち是れ釜山商業經濟の一半を左右するもの今や其集散額は實に朝鮮各港中の冠冕たると同時に又釜山繁榮の一半を支ふる重要輸移出物產にして而も無盡藏只其捕獲採收手段の及ばざらむことを是れ恐るゝのみ其富源や深しと謂ふべきなり。

第一節　漁業機關

一、朝鮮海水產組合

本組合は初め專ら內地人漁業者を以て組織せるものなりし先是明治三十年朝鮮海漁業協會起り同三十二年各府縣朝鮮海通漁組合又は朝鮮海通漁組合聯合會等組織せらるゝあり同三十五年外國領海水產組合法制定せられ至是本組合成る其目的は組合員の保護取締、遭難者救濟、組合員の漁業に關する文書の代辨、組合員の漁業に關する通信報告、組合員の通信及貯金、爲替金の取扱、紛議仲裁調停、組合

員の風儀を矯正し和親を圖る、漁獲物販賣の便利を圖る、漁船漁具の改良保管漁場の調査探檢及水族の蕃殖保護を圖る、通漁に關し功績あるものを表彰し又通漁中特に善行あるものに賞與すること其他組合共同の利益を増進するに必要なる施設を爲すへき等に在つて明治三十一年以後日本政府より年々一千圓つゝの補助を受け同四十年より總監府の管理に移されたるも補助金は尙ほ依然として昔日の如くなりし其後明治四十二年に至り日韓漁業法協定せられ本組合は韓人漁業者を併して組合員に加ふることゝ爲り同時に韓國政府よりも亦補助を受けたり明治四十三年日韓併合後は渾て朝鮮總督府の所管に改まり爾來同府補助の下に如上の章程を踐行し殊に以前韓國漁業法の實施以來は從前專ら內地人漁業者の集合地點のみへ配置したる外更に專ら韓人漁業者の集合地區を撰ひ支部及出張所を增設し內地人韓國人を平等に保護するの施設に努め同年併合前には韓國農商工部より特別の補助を得日本式漁船漁具を購ひ韓人漁者に對し無償配與して其舊式を改めしめ同時に技術者を派遣し該船具の使用法を指導し旁ら漁法の總てを改良せしむる等切に誘掖獎勵せしを以て有繁の韓人漁者等も其効果の著しきに覺醒し竟に本組合の存在を喜ふに至れり而して組合本部及各支部には巡邏船各一隻を備へ隨時各漁區を視察し且つ專任者は囑託醫を置き各漁業者の傷病を治療する等朝鮮海漁業の發達上本組合の盡瘁周旋は永く忘るへからさるもの多しと爲す而して支部は十二箇所出張所は十八箇所あり大正二年內地人漁船々數人員府縣別表及朝鮮人組合加入漁船人員道別表等を左に掲け尙は釜山府管內の漁業統計を附

記して本港輸移出魚類の如何に外來に負ふ所多きかを推量するの資に供せむとす。

縣名	船數	人員	縣名	船數	人員
山口	六六八	二、二九三	長崎	七八九	三、一六〇
福岡	二六一	八四七	熊本	四三	一、五一五
香川	三二四	一、二八〇	德島	七一	三二四
愛媛	二五九	一、〇九四	三重	八九	五〇〇
岡山	三七六	一、二〇八	鳥取	一六	七六
島根	五五	二二四	愛知	六五	一九〇
廣島	五四六	二、四二一	和歌山	二三	六四
千葉	六	一二	靜岡	一	五
大分	一七九	七四一	大阪	四五	二〇五
鹿兒島	二二四	一、二二三	北海道	二六	一〇四
高知	二	二七	富山	二〇	六〇
佐賀	一七三	五四五	神奈川	二〇	六〇
兵庫	一〇〇	四四六	福井	五	二五
東京	六	一九	新潟	一	三
京都	二	九	岩手	一	三
石川	九	四一	福島	〇	一

縣名	船數	人員
宮崎	三	一四
秋田	一	三
茨城	一	四
青森	六	一六
長野	〇	一
宮城	三	七
沖縄	三	一三
計	四,七八五	一八,七一七

道名	船數	人員
咸鏡北道	一〇六	三四四
江原道	五六	一六八
慶尚北道	八三	二三七
全羅南道	一五〇	七九三
忠清南道	二〇〇	七九一
平安南道	一七	一一三
〇	〇	〇
咸鏡南道	七六	一七七
京畿道	六一	二八七
慶尚南道	七一三	三,〇一七
全羅北道	四八	一八五
黄海道	一一五	四三五
平安北道	一〇一	五三三
計	一,七七九	七,〇六九

釜山府管内漁業統計（大正二年末）

漁業者 戸數	漁業者 人口	製造業	販賣業者	漁船數	備考
一四二	一,二八三	七三戸	二八一戸	一八九	製造工場ハ過半管外ニ在リ

種別	たい	大ふか	小ふか	ばかふか	あわび
數量 貫	八五、〇七二	四七、九七八	二八、〇一五	二一、一三八	五、二六二
價額 円	一一三、五五七	二〇、三三七	一〇、五七四	八、三三七	五、六六三
種別	さより	ひらめ	さわら	ばら	あなご
數量 貫	七、七二九	一〇五、五五六	一〇七、三九三	三六、四一三	一三、〇七〇
價額 円	四、三二一	六六、二七八	一二六、九〇八	三一、一一五	九、六七七
種別	ぐち	雑魚		計	
數量 貫	一二、五八九	八二、〇〇一	ー	五五二、二二六	
價額 円	七、三八〇	五五、三六七	ー	四四九、五二〇	

二、釜山水産株式會社

内地通漁者の漸く其數を增したるは明治二十二年日韓通漁規則の發布せられし時に在り然るに新來の漁者漁場に慣れす隨て漁具の適否に惑ひ爲に意外の失敗を招くもの尠からす於是釜山一部の有志者は相謀り漁場の視察、漁期の試驗、漁具の適否、餌料の採取等沿岸漁業に關する諸般の硏究を爲し以て如上新來漁者を指導せむ目的を以て同年八月資本金を五萬圓と定め釜山水産會社を起し併して其前岸に魚市場を設け漁獲物の競賣に便し尙ほ各漁業者の爲め官衙に對する代辨、爲替金、貯金の周旋、資本金貸附等總ゆる便利を圖り後明治三十一年更に相謀り内地漁業者の保護機關として特に漁業協會なる

ものを組織し公共的事務は悉く該協會に委し經費の幾部を補助せり然るに明治四十年五月資本金六十萬圓の會社を設け漁業に關する總ての事務を統一すへく有力者間に其企畫成り前會社の事業は擧けて其繼承する所と爲りたるもの卽ち本會社なり而して會社は本港の水產業に對し其前身たる舊會社以來貢献する所頗る多く殊に其現時經營せる魚市場は水產界needs要の機關にして其組織等は既に前叙（各市場記事中）せし所の如し其他魚類の輸送上專ら漁業者の便利を計り特に其所有船を直に各漁場に派遣して漁獲物を輸送す其料金は海路の遠近に依て相異るも市上賣上價額の一割乃至一割五歩とす更に漁場附近に活洲を設けて漁船母船等の使用に供す又資金融通は大抵一漁船二三百圓を限度とせり而して此仕込を爲したる漁船又乘組員にして遭難疾病等の爲め死亡者あるときは每一人遭難死亡十圓疾病死亡五圓つゝを其遺族に贈る又奬勵法としては漁船の市場賣上高一千圓以上のもの仲買人にして每半期購入高一萬圓以上のもの等に對しては戾口錢の外夫々金品を賞與す尙ほ附帶事業として鰛鯖、干鰕、鯛田麩罐詰、魚油の製造等を爲しつゝあり因に大正四年二月中慶南水產株式會社を合併して益其規模を擴張したり。

三、慶南水產株式會社

會社は癡前町四丁目卽ち草梁海岸に在り始め舊韓國隆熙二年卽ち明治四十二年中韓人等相謀り政府の認可を受け釜山水產株式會社の組織に準據して釜山鎭海岸に市場を設け釜山鎭水產組合販賣社と稱し

種別	たい	大ふか	小ふか	ばかふか	あわび
數量 貫	八五、〇七二	四七、九七八	二八、〇一五	二一、一三八	五、二六二
價額 円	一一三、五五七	二〇、三三七	一〇、五七四	八、三三七	五、六二三
種別	さより	ひらめ	さわら	ばら	あなご
數量 貫	七、七二九	一〇五、五五六	一〇七、三九三	三六、四一三	一三、〇七〇
價額 円	四、三二一	六六、二七八	一一六、九〇八	三一、一五五	九、六七七
種別	ぐち	雜魚		計	
數量 貫	一二、五八九	八二、〇〇一	―	五五二、二二六	
價額 円	七、三八〇	五五、三六七	―	四四九、五二〇	

二、釜山水產株式會社

內地通漁者の漸く其數を增したるは明治二十二年日韓通漁規則の發布せられし時に在り然るに新來の漁者漁場に慣れす隨て漁具の適否に惑ひ爲に意外の失敗を招くもの尠からす於是釜山一部の有志者は相謀り漁場の視察、漁期の試驗、漁具の適否、餌料の採取等沿岸漁業に關する諸般の研究を爲し以て如上新來漁者を指導せむ目的を以て同年八月資本金を五萬圓と定め釜山水產會社を起し併して其前岸に魚市場を設け漁獲物の競賣に便し尙は各漁業者の爲め官衙に對する代辨、爲替金、貯金の周旋、資本金貸附等總ゆる便利を圖り後明治三十一年更に相謀り內地漁業者の保護機關として特に漁業協會なる

ものを組織し公共的事務は悉く該協會に委し經費の幾部を補助せり然るに明治四十年五月資本金六十萬圓の會社を設け漁業に關する總ての事務を統一すへく有力者間に其企畫成り前會社の事業は擧けて其繼承する所と爲りたるもの卽ち本會社なり而して會社は本港の水產業に對し其前身たる舊會社以來貢獻する所頗る多く殊に其現時經營せる魚市場は水產界緊要の機關にして其組織等は旣に前叙（各市場記事中）せし所の如し其他魚類の輸送上專ら漁業者の便利を計り特に其所有船を直に各漁場に派遣して漁獲物を輸送す其料金は海路の遠近に依て相異るも市上賣上價額の一割乃至一割五步とす更に漁場附近に活洲を設けて漁船母船等の使用に供す又資金融通は大抵一漁船二三百圓を限度とせり而して此仕込を爲したる漁船又乘組員にして遭難疾病等の爲め死亡者あるときは每一人遭難死亡十圓疾病死亡五圓つゝを其遺族に贈る又奬勵法としては漁船の市場賣上高一千圓以上のもの仲買人にして每半期購入高一萬圓以上のもの等に對しては戾口錢の外夫々金品を賞與す尙ほ附帶事業として鱶鰭、干鰕、鯛田麩鑵詰、魚油の製造等を爲しつゝあり因に大正四年二月中慶南水產株式會社を合併して益其規模を擴張したり。

三、慶南水產株式會社

會社は藏前町四丁目卽ち草梁海岸に在り始め舊韓國隆熙二年卽ち明治四十二年中韓人等相謀り政府の認可を受け釜山水產株式會社の組織に準據して釜山鎭海岸に市場を設け釜山鎭水產組合販賣社と稱し

水產物委託販賣業を開始したるも事竟に豫期に副はす一時中止せしに際し大正二年中大阪人西林近之助の交渉を受け議忽ち決し其營業權を擧けて賣却したり於是西林は内地人朝鮮人を勸誘して發起人に加へ株式會社の設立を企畫して成り乃ち認可の申請を爲し大正三年二月認可せられたるもの卽ち本會社にして其資本金十萬圓一株五十圓此總株數二千其第一回拂込は四分の一なり時恰も釜山鎭海面埋築土工起り營業上支障多きより大正三年六月會社は更に認可を得て現位地に移轉したりこれと相前後して釜山水產株式會社所屬の仲買人等手數料戻步合に就き其會社と意見を異にし其八月竟に相乖離したるもの四十名相携へて來り投し株式の過半を引受け以て大に聲援するあるに會し業務は豫期以上急速に整頓して駸々相進み現時一箇年の水揚は優に四十萬圓を超ゆるの盛況を呈するに至り利益配當率も確に三割を超過すへく豫期せられ其將來や頗る有望なり而して會社は手數料として水揚高の一割を得其二步を仲買人に戻し尚ほ賞與規定を設けて奬勵するある等其用意や釜山水產株式會社に遜色なし抑も本會社の倔起せし所以のものは專ら商行爲を着實にし所謂魚河岸の惡慣例を一掃せむとするに在りと其言や善し其實行に倦まさらむことを望むや切なり凡そ獨占的事業は其何種たるに論なく他の刺擊を受くるの機會に乏しく終に百弊の乘する所と爲り爲に其基礎根本を動搖せしめ結局其事業をして退步せしむるの虞なき能はす今や本會社起つて在來の同業會社と相馳驅し相督勵しつゝある蓋釜山水產界の發達上其効果尠少ならさるへし必すや多大の効果あらしめさるへからさるなり因に本會社は大正

四年二月中調停者あつて竟に釜山水產株式會社へ合併したり知らす果して能く相薰化融合し其初一念を枉けす必すや之を貫徹し得るや否や。

四、牧ノ島漁業協會

漁船の碇繫に便なる牧ノ島は內地各府縣漁民の移住地と爲り常に二百隻以上の漁船相集り是等多くの乘組員等は日夕三々五々彼地是地に相集團して放縱諠噪全く秩序紊れて紛爭絕へす於是乎朝鮮海水產組合本部は同島の有志者を慫慂し其統一機關の設置を謀りたるを以て明治四十四年十月荒川岩助外三人發起し道廳の認可を得本協會を設けたり其目的は會員の保護取締及救濟を爲し、會員中及會員外に對する紛議を仲裁す、漁業者をして法令規則を遵守せしむること、斯業の學識經驗あるものを聘し隨時講話を爲すこと、會員の風儀を矯正し彼我の和親を圖ること、會員中善行及特殊の功績あるもの〻表彰に關すること、其他組合員共同の利益を增進するに必要なる設備を爲す等に在つて專ら漁船乘組員等の取締に從事しつ〻あり。

第二節　魚類海藻類集散狀況

魚類　本港に於て呑吐せらる〻魚類は東北は迎日灣より南は濟州島西は海南島に至る卽ち南朝鮮の全海面よりするものにして其集積の多大なる蓋當然なり而して其主なる需要地は京釜、京義兩鐵道沿線

の各驛より遥に滿洲に亘り更に關釜聯絡船に依て内地は門司、下ノ關、廣島、岡山、神戸、大阪、京都、名古屋季節に依りては遠く東京市場に及ふ其輸送部合は朝鮮内八歩（此内滿洲行きを含むも而も多からす）内地二歩其需要最多きは京城にして仁川、龍山之に亞く而して鹽乾魚の需用多きは大邱を以て其最と爲す今試みに最近五年間に於ける魚類水揚高の一箇年平均額を擧くれは則ち六十萬五千十二圓にして此内輸移出額は二十二萬四千五百七十四圓なり更に溯つて明治三十五年の水揚高を見れは僅に九萬五千四百七十五圓此内輸移出額は七千八百九十圓に過きす斯く前後對照し來れは其差額の大なる實に驚くへきか如くなるも今は更に增大して其年額は優に一百萬圓を超へ尙ほ加工せし魚類即ち肥料乾鹽製、罐詰、海參、干鮑類一切の海產物は年額正に三百萬圓以上なり眞に驚くへき發達にして本港水產輸移出額の增大は刮目に値ひするものあり。

海藻類　釜山港近海蔚山方面に亘る海藻類は頗る豐富にして濟州島及内地志州等の海女に依て採收せらるゝものは實に莫大なり就中最多きは石花菜、布海苔、銀杏草等にして是等は北は咸鏡、江原兩道の沿岸より南は慶尙、全羅兩南道等其產地は頗る廣きに亘るも而も蔚山、甘浦、濟州島、麗水等より回漕し來るもの其大部を占め其盛期は每年五月六月の交に在り而して其幾むと全部は内地の各市場殊に大阪市場に移出せらるゝもの其大半なりとす今左に大正三年四月より十月に至る七箇月間に於ける釜山稅關海藻輸移出受檢五萬圓以上のものを表示すへし。

道名	港名	金額
慶尚南道	蔚山	一二四,〇〇〇
	統營	六三九,〇〇〇
	巨濟島	九,二〇〇
	釜山	四九,二〇〇
	釜山鎮	六,八〇〇
	横張	五,〇〇〇
慶尚北道	長鬐	八,〇〇〇
全羅道	濟州島	二七,〇〇〇
	突山	一一,一〇〇
平安道	鎮南浦	一四,〇〇〇
	合計	八八三,三〇〇

第十八章　農事及殖林

港北廬に去れは東萊、龜浦、金海等廣濶たる田園有力なる營農者を竢つあるも顧みれは港頭は既に隈なく市街に覆はれて些の餘地なく山を夷け水を縮めて纔に膨脹の餘勢を漏らしつゝある釜山素より當に農事の語るに足るものあるへからす縱し絶影島、釜山鎮、大新里方面に多少の田圃なきにあらすとするも而も是れ唯各自用の米麥菜蔬を栽培するに過きす云ふに足るものなし釜山港の將來は既往と同しく純商工業地たるへく農事に對しては長へに其望みを容れさるへきか然とも四境幾むと赭山を以て圍繞せらるゝ釜山港植林經營者の手を待ちつゝあるの地は到る所に多々際限なし明治三十八年三月舊釜山民團役所に依て高遠見峰梨山谷に水源涵養林の經營せられ其後絶影島及岩南島に部分林若は學校

林の植樹行はれ尙ほ水道水源涵養の爲め其流域內に在る九德山にも造林行はれ又明治四十三年五月高遠見殖林苗圃地內に竹林を營みたる等多少の試植なきにあらさるも其面積は尙ほ一千町歩內外に過きす之を各嶺山の總面積に視る眞は九牛の一毫のみ夫れ然り釜山の植林事業は今後更に一段の努力に待つや實に剴切なるものあるなり而して以上試植の結果に視れは松及赤楊等其發育最佳良にして櫟、栗、山櫻等之に亞き檜、樅亦佳ならさるにあらさるも杉の一種に至ては到底發育せしむるの望みなきものゝ如しと云ふ後の營林事業を企圖するもの蓋一考の價値あるへし。

釜山港農事の叙上の如くなるは畢竟地勢の然らしむる所寔に止むを得さる所なるも首を擧け廣く全道に亘りて移住內地人の營農事業界の大勢を觀すれは頗る意を强ふするに足るもの莫くむはあらす卽ち大正三年中自ら土地を所有して農事に從ふもの六千二百七十三人にして其投資額は九百十二萬六千圓なり之を前年に比すれは人員に於て千三百三十五人投資額に於て四十六萬圓の何れも增加を示し現在の所有土地反別は田九千二百三十二町歩畑六萬三千五百三十町歩此合計七萬二千七百六十二町歩此外三萬六千八百八十七町歩ありて現在農家の數は八千十三戸人口は男女合して二萬六千八百八十五人なり尙ほ釜山府管內に於ける大正二年末の農事統計は左の如し。

釜山府管內農事統計（大正二年末調查）

田	畑	雜地	合計
二四四町歩	四七六町歩	一三町歩	七三四町歩

種別	作付反別（反止）	收穫額
米	二八四二	三、二八二石
大麥	一六〇四	二三、六四六石
小麥	一四一	一、三六五石
裸麥	一六一	一、七七一石
大豆	一一〇〇	四、八四〇石
小豆	二〇四	六六〇石
粟	一七〇	一五三石
蜀黍	五	五〇石
玉蜀黍	一	一〇石
綿	二	三〇〇斤
煙草	七	一〇五貫
荏	三	二六一升
甘藷	四三五	六〇、九〇〇貫
馬鈴薯	一五	二、二二三貫
蘿蔔	五四	一三、七七〇貫
白菜	四九	一二、三七五貫
甘瓜	二三	二、七八三貫

果樹

種別	樹數	收穫額
桃	一一、〇一九	五、九八六貫
梨	一〇、五五三	四、一一五貫
苹果	一二、六〇七	一、八九八貫
柿	三、六二五	四七貫
葡萄	五、七二〇	一、九二二貫
栗	七八〇	三三貫

家畜

種別／頭數	牛	馬	驢	豚	山羊	鷄
頭數	一三六	一	一	一九三	三	一、〇七四

第十九章　刊行物

本港文藝の比較的振はさるは商工業本位の土地柄止むを得さることなるへし現時定時刊行物さして擧くへきものは朝鮮時報、釜山日報の二日刊新聞紙あるのみ。

朝鮮時報　始め明治二十五年釜山商況の發刊あり後東亞貿易新聞と改題して稍々其體面を備ふるに至りしも終に永續せす其後當時京城に於て漢城新報を刊行せる熊本縣選出代議士安達謙藏此地に過り偶

々釜山領事官室田義文の爲に勸誘せられ乃ち時の釜山商業會議所會頭榊茂夫と相謀り明治二十七年十一月遂に一新聞紙を發刊したるもの卽ち現朝鮮時報なり此時や他に同業者あるなく釜山唯一の言論機關として獨歩的活動を擅にせしに當り適々日露の風雲急にして益報道機關の完備を促すあり於是社は斷然組織を改め資本金二萬四千圓の合資會社と爲し印刷業を兼營し尋ひて大邱、馬山、晋州、鎭海等に支局を設くる等益業務を擴張し今や其基礎愈鞏固と爲り社運隆昌なり。

釜山日報　初め明治三十八年一月朝鮮日報と云へる題號の下に呱々の產聲を放ち同年十一月三日を以て朝鮮時事新報と改題し明治四十年十月一日其組織を改め同時に現稱の題號と爲りたり本社も亦印刷業を兼ね大邱、馬山、鎭海、晋州、蔚山、京城等の各地に支局を置き尙ほ奉天に特派通信員を常置する等畫策上遺算なく基礎亦定り社運日に旺盛に趣きつゝあり。

第二十章　特設團體

第一節　釜山繁榮會

會は時の釜山稅關長山岡義五郞の發起に成りし官民中有志者の團體にして明治三十九年十二月本港の繁榮を促すの目的を以て起りたるもの每月二十五日を以て例會を開き公共事項を討議し當路者の參考に供し又其實行を迫る等を以て任す本會員は悉く有力者を網羅せるものなるか故に其討論苟もせす評

決亦必行を期し徒に坐上の空論に了るものにあらす是故に本港既成公共事業中本會の提唱に其端を啓くもの枚擧に遑あらす本港の發展上其功勞の多とすへきもの尠しとせす。

第二節　釜山辯護士會

會は釜山地方法院所屬の辯護士及訴訟代理人を會員とし又當法院管内に事務所出張所を置ける他管内の同業者を客員として組織せるもの明治四十三年一月の創立に係る其目的は互に品位を保ち公平を守り職務執行上の統一を計る等に在り毎年四月十月の兩度に定期總會を開くの例なり。

第三節　日本赤十字社釜山委員部

本委員部は釜山府廳内に在り明治三十八年創立當時の社員は僅五十餘名に過ぎさりしも爾來部員等の鋭意勸誘に力めたる功勞空しからす其趣旨終に能く朝鮮人間に至るまて普知せられて入社せしもの少からす今や内地人朝鮮人合して一千名以上あり本部の事業としては嘗て看護婦養成の事企畫せられ已に十數名の卒業者を出し現に各慈惠醫院に勤務するものある等頗る好成績を擧けつゝありしも今や廢絶したり其何の故たるを知らす。

第四節　帝國在郷軍人會釜山分會

會は帝國在鄉軍人會の規約に基き明治四十四年五月設立せられ慶尙南道中釜山府及梁山郡機張郡蔚陵島等を管轄區域とし此區域內に在る在鄉將校下士卒を會員とし其目的は互に品位を保ち軍人精神を振作し軍事上の智識を增進し親睦を篤ふするに在り此目的を達行する爲め（一）每年三大節に於て遙拜式及勅諭捧讀式擧行（二）陸海軍記念日に於て祝典執行（三）每年一回戰死者の祭典執行（四）軍事に關する懇話會及擊劍射擊會等の開催（五）會員殉兵及軍人遺族の弔慰救護等を爲しつゝあり又每年春秋二季總會を開き每月一回評議員會を開きて重要事項を審議し尙ほ臨時大會を開きて擊劍射擊銃劍試合遠足等武術の鍛錬をも爲せり現時會員は約九百名にして會長は豫備陸軍一等軍醫安村順吉なり。

第五節　釜山商工懇話會

會は商業會議所議員各銀行會社の代表者商工界の有力者を以て組織せられ商業會議所の首唱にして明治四十五年六月設立せしものなり其趣旨は商工業上重要問題に就き互に意見を交換し且つ營業上に於ける其實感を吐露し又會議所を監視して商工業の代表機關たる效果を擧けしめ兼ねて相互の親睦を敦ふせむとするに在つて每月五日例會を開く會は特に役員を置かす會議所書記長を幹事として處務一切を之に委任せり。

第六節　釜山佛教青年會

會は明治三十九年七月西本願寺別院の設立せし所專ら佛陀の指導に依て青年の道念を喚起し其品性を向上せしめ竟に居留民の中堅たらしめむことを期するに在りて毎日曜日其布教所に於て宗教、實業及衛生等に關する講話會を又春秋二季に於て大會を開催するの定めなり。

第七節　愛國婦人會釜山委員部

當委員部は明治三十八年春奥村五百子の慫慂に依て成る後明治三十九年十月愛國婦人會韓國委員本部の京城に置かるゝや東京本會の直屬より該委員本部の所屬に移れり其創設以來本會の趣旨に遵ひ戰死者遺族廢兵等に對し救護慈善の任務を盡し出入軍人の送迎且つは其爲め總ゆる便宜を圖りたるの功勞尠しとせす。

第八節　佛教婦人會釜山支會

支會は京都本願寺に於て設立せし佛教婦人會の所屬として明治四十三年三月本港同別院の創設したるもの朝鮮本部は京城同別院内に在り目的は京都本會の趣旨に據り佛法教化の下に婦人の淑德貞操を涵養し清淨圓滿なる家庭を作り以て社會の安寧に資するに在り此目的を達するの手段として毎月一二回の法話會を又春秋二季に大會を開き死者を追悼し罹災同胞の困苦を慰藉し或は社會事業の補助を爲すの定めなり會は素より國籍の異同宗派の區別を論せす衆生一切無差別に入會を許す而して會員は渾て

柵内拜禮、裏方直謁等の特典を享くるを得るものなり。

第九節　耆老會

人間初老に到れは既に人生の大數殊に有爲の盛時は送り去つて今後向ふへき前程亦略々測量せらる此坦たる前途に立つて崎嶇羊腸たる往路の嶮峻を顧望すれば慄然として身毛の竦立するあるを覺ふ嗟呼彼の交通の不便に忍び物資の匱乏に耐へ遠く釜山浦に永住的基礎を立つるに於ての勞苦艱難は其れ奈何なりしぞ寔に名狀すへからさるものありしなり或は不法なる壓迫の下に泣き或は獸的暴力に心命を危からしめられ寤寐只戰々兢々食間且つ安する能はさりしとの今や恰も茫として夢の如きか中に於ても尙ほ深く印象に存するものは如上の窮境に在て苦樂を分ち勞逸を共にしたる共助同愛心の濃やかに其情味の津々として掬すへく終に諼るへからさるものあること是れなり惟れ然しながら今一場の追懷談となりしとの畢竟右文聖代の餘澤ならすむはあらす時に同臭者一堂に相會し更に如上の印象を新にして一層舊雨の情を溫め慶弔あれは相來往して悲喜を分ち善を勵み愛を博め以て太平を謳歌せむとする豈徒爾ならむや耆老會は大要以上の趣旨を以て明治四十二年六月釜山港に二十五年以上在住する初老以上の同志者三十六人に依り會費一年七圓六個月分を前納し毎年春秋に於て大會を開くの規約の下に組織せられたるものなり其會長は明治四年以來既に四十五年間の在住耆老齡七十又二體貌尙ほ能く

二十貫を保てる所謂向陽翁福田増兵衛其人にして意氣尙ほ今未た甚た衰へす克く其勞に當り周旋官て倦ます昨年嚴島の秋色酣なるに當りては自ら率先して會員を誘ひ團體遊覽を企てたるも竟に成らす更に同年末の大會に於ては先つ自ら義捐して耆老園の開設を慫慂したるも卽決するに至らす次會の宿題となれり蓋早晩何等かの形式に依て本會の記念事業は必すや實現するの時あるへし。

第十節　甲寅會

甲寅會は默して語らすと雖蓋甲寅は猛虎甲冑を穿ちて相會するの意味にはあらさるへく只會の成立年時偶々此干支に當れるに因みたるものなるへし然らは則ち其目的や奈何、瞑目沈思靜に云に其會員の階級又其成立の機會等より細察すれは思半に過くるもの莫くむはあらす開說會は舊民團役所最後の幹部員及同時期現在議員等の總てに依て大正三年三月末日俄然として成立せしものなりと蓋當日は釜山幾萬居留者滿々心血の結晶たる自治機關の粉碎せられ死生の境、萬年の後忘れむと欲して尙ほ忘るへからさる記念時なり嗚呼城池亡ひて山河存す國士豈一掬の暗淚なからむや自治體の主腦地に塗れて存するものは何、世は方に大正の昭代に改りたりと雖其政府は尙ほ昔ながら繁文縟禮に泥み朝令暮改を是れ事として恬然たり縱し形骸の然く粉碎せられたるもアハレ其精神は毅然として本會に炳焉たり若し夫れ憲法に保障せられたる權利の更に侵害せらるゝこともあらは長へに默々として唯伏するものに

あらす蓋知らす默して語らさる會の抱負や或は爰に在る莫らむ乎他人心あり我之を忖り度る中らすと雖遠からさるは人間常識の然らしむる所古人然り今人豈然らさらむや會は默々の中既に日鮮通交史附釜山史一編を著す蓋抱負の一端を發露せしものにあらさるなきか抑も釜山、朝鮮都市としての地位は京城、平壤、仁川等に及はさるや勿論なるへきも而も其古來內地との政治的且つは交通上の關係に至ては他と自ら相同しからさるものあつて其歷史を飾るの多きや確により以上に在り故に釜山史は先つ筆を是等外交史實に起し以て其根本を明にせされは其體を成さす事や亶に容易ならす亦大事業なり釜山民團の滅亡を願望しつゝ僩起せし本會の先つ手を此大事業に着くる其意の存する所蓋深長なるとのあるを疑はさるなり。

第十一節　釜山慈善救社

本會は明治十年大谷派本願寺釜山別院の發起に係り同院の各信徒より組織せられたるもの保家八郎村上元次郎等會計世話人として專ら幹旋したり其目的は貧者を救濟し行路病者に施療し又は窮餘の歸國者に旅費を惠む等に在つて明治十二年二月の現在會員は二百三十名なりし經費は初め會員一人每月五錢つゝを醵出するの定めなりしも終に支へす明治三十四年よりは一人十錢つゝに增額したり其後日露戰役に際しては特に報公會を併設し廣く會員を募りて應分の寄附を受け出征軍人の家族を救恤する等

大に活動したり明治四十一年一月よりは醵金法を廢し經費は專ら特志者の義捐に竣つて支出することに改めたるも今や會の基金は既に二千八百餘圓に達したるを以て該利子金にて優に支辨せられつゝあり現時は坂田文吉石川茂平等會計世話役として専ら會務に鞅掌せり。

第十二節　釜山保護園

凡そ犯罪者は社會自身の缺陷より産出したる罪にして其責の一半は社會自ら之を分つへきの義務あり然らは則ち頼るへきなき免囚を保護誘導し無告の煢獨を保育療養するは則ち此義務の辨償手段社會當然の自衛策なり今や釜山の物質的方面に於ける發達は駸々として觀るへきもの尠なからさるも此社會的自衛觀念は甚た薄く隨て尙未た何等施設機關あらす而も罪の事實は到る所日として之を見さるなし豈一大缺陷にあらすや斯くの如くにして徒に犯罪者の多きを咀ふは猶は其源を淸めすして流れの濁れるを惡むものと同愚なり此缺陷の補塡策を講すること一日を緩くするは卽ち一日の罪を加ふるもの須臾も忽諸に附し去るへからさるものたり釜山保護園は此意味よりして明治四十四年十二月十二日を以て大新洞に起りたるも如上の趣旨を遺憾なく貫徹せしむへき大慈善團は一朝にして成立すへきものにあらす是故に發起者は先つ其知人僚友の同情に愬へて零細なる義捐を求め釜山監獄の釋放者釜山警察署の留置者等にして頼るへきなき無職業者及孤兒貧困者行路病者等の保護療養を目的とし釜山監獄內

に假事務所を置いて鋭意目的の遂行に力めつゝあるも其創始に當りては資金乏しきか爲め特に收容場を設け適當なる職業を與へて獨立自營せしむる能はす只就職を紹介し又は歸鄉の旅費及時服を給する等に過きさりしは勢の止むへからさる所なりしも當事者の苦心空しからす稍々其効を奏し大正三年一月に至ては一民家を借りて假收容場を設け被保護者には寢具及簡易なる家具を貸與し食事は管理人と同炊するもの或は自炊するもの各其撰ふ所に任し而して市中の工場に通勤せしむるあり或は行商せしむるあり雨天又夜間に於ては草鞋繩等を作らしめ時としては其職業上に要する資金を貸與するに至れり其篤志者の義捐金等より成れる本園の資金大正三年十二月の現在額は二千百八十六圓四十一錢にして各年經費額の比較は明治四十四年十二月より大正元年十二月に至るもの金四十二圓九十三錢大正二年のもの金三十九圓八十六錢大正三年のもの金百四十七圓七十七錢なり而して此經費は渾て釜山監獄釜山地方法院各職員の月俸寄附金及慈善家の寄附金品總督府の補助金等に依て支辨せらる嗚呼斯くの如く苦しき經過の中に猶らし來れる其成績は如何に左に之を表示せむ。

保護者ノ成績表

種別		內地人 男	內地人 女
越人員	場外	—	—
	在場	—	—
	計	—	—
新被保護人員		二	—
保護ヲ解キタル人員	自活	—	—
	他人引受	—	—
	退場	一	—
	逃走	一	—
	犯罪	—	—
	死亡	—	—
	計	二	—
大正三年十二月末日現在	場外	—	—
	在場	—	—
	計	—	—
延人員	場外	—	—
	在場	一三六	—
	計	一三六	—

	朝鮮人 男	朝鮮人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女
1	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—
4	三	—	—	—	五	—
5	一	—	—	—	一	—
6	一	—	—	—	一	—
7	一	—	—	—	二	—
8	—	—	—	—	一	—
9	—	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—	—
11	三	—	—	—	五	—
12	—	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—
16	一六四	—	—	—	三〇〇	—
17	一六四	—	—	—	三〇〇	—

容收セサル者ニ對スル保護

	内地人 男	内地人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女	計
職業ヲ紹介シタル者	二〇	—	一	—	—	—	二一	—	二一
就職ヲ援助シタル者	一	—	—	—	—	—	一	—	一
衣類又ハ旅費ヲ給シタル者	二三	一	二九	三	—	—	五〇	四	五四
職業ノ資本ヲ補助シタル者	二	—	—	—	—	—	二	—	二
靜養又ハ宿泊ヲ爲サシメタル者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歸郷ニ際シ乘船場停車場マテ同行保護シタル者	九	—	一	—	—	—	一〇	—	一〇
引取人ヲ紹介シタル者	二	—	—	—	—	—	二	—	二
合計	五五	一	三一	三	—	—	八六	四	九〇

保護ノ成績

一、職業ヲ紹介シタル者　二十一人

内

(イ) 自立シタル者　九人

(ロ) 歸郷シタル者　一人

(ハ) 轉任シタル者　二人

(ニ) 解除シタル者　二人

(ホ) 餘罪ニ因リ入監シタル者　一人

(ヘ) 再犯シタル者　三人

(ト) 繼續スル者　三人

二、就職ヲ援助シタル者　一人

(イ) 自立　一人

三、衣類又ハ旅費ヲ給シタル者　五十四人

内

(イ) 歸郷自立シタル者　二人

(ロ) 歸郷シタル者　十七人

(ハ) 衣類代ヲ返濟シタル者　一人
(ニ) 再犯シタル者　五人
(ホ) 消息ナキ者　二十九人
四、職業ノ資本ヲ補助シタル者　二人
内
(イ) 自立シタル者　一人
(ロ) 再犯シタル者　一人
五、歸鄕ニ際シ乘船場停車場マテ同行保護シタル者十人
内
(イ) 歸鄕シタル者　八人
(ロ) 消息ナキ者　二人
六、引取人ヲ紹介シタル者　二人
(イ) 自立シタル者　二人
備考　消息ナキモノヽ多數ハ朝鮮人ナリ

第二十一章　雜　俎

第一節　旅　館

卽今釜山市中の旅館は十九戸にして其設備の完全せるもの尠しとせさるも遠く三十餘年の昔に溯つて探査すれは明治十年四月長崎縣人松井幸次郎なるもの本町一丁目に於て問屋業に兼收て船宿を營みたるもの實に其嚆矢なり尋ひて同年五月辨天町に大池旅館明治二十五年中又同町に有馬旅館明治三十四年に土井旅館等の開業するあつて同業者四戸と爲れり於是明治三十七年十二月松井、大池等相謀つて始めて旅館組合を組織して現時に至れり。

第二節　綠町遊廓、附絕影島、草梁、古舘料理屋組合

古來人道又風紀問題として世々其議論を絕たさる賣春婦其存廢の今尙ほ未解決なるは之を卒ふるに寧ろ其存續の必要を暗示するものにあらさるなきか問題自體にして縱し尙ほ善惡研究の餘地を存するありとするも而も此特殊業体盛衰の直に以て其地方全般の隆替を意味するバロメートルたる事は到底否定すへからさるの事實なるを奈何せむ廢娼論者の竟に凱歌を奏し得さる豈全く其理由なしと速斷し得へけむや綠町は如上問題賣春婦の巢窟にして地は市の南方峨嵋山を負ひ南水道に臨みて絕影島の洲岬

と相對する別實區特殊商業地として恰好の位置に在り廓內は二箇町より成り妓樓三十四戶藝娼兼營婦二百五十名時に盛衰增減なきにあらさるも大抵該數字を中心として多少の出入あるに過きす初め釜山の專管居留地區は現時の西町幸町以東に限られ其周圍は高く障壁に圍まる所謂舘內にして居留人は濫りに此以外卽ち舘外へ出るを許されす此內外境界線には小流ありて今尙ほ現存す卽ち富平町警官派出所前に流るゝもの是れなり時の管理官は明治三十五年七月二十四日を以て此舘外を限り特別料理店の營業を許可したり特別料理店は賣春婦を客席に侍せしむるもの卽ち內地の貸席なり是れ本遊廓の起原にして當時第一着に開業せしは上野安太郎の安樂亭と爲す續いて第一樓、菊福樓、菊水樓等富平町一丁目の所謂地獄小路を中心に續々開業するものありて同年十一月には終に七戶と爲り其藝娼兼營婦は實に二百八十名の多きを算ふるに至れり其後當該官憲は風紀取締上遊廓地特設の必要を感し乃ち峨嵋山下に現時の綠町所在地を選定し明治四十年八月二十五日を以て舘外料理店は向ふ三箇年を期し總て此豫定地へ移轉すへく命令せり先是此移轉地の豫定せらるゝや釜山居留民團は先つ其全部を買收し更に各營業者へ分賣することゝ爲したり於是先つ移轉を命せられたる舘外料理店等は獨舘內に於ける類似營業者の此移轉の煩を免るゝは公平ならすとして抗議したるより明治四十三年六月舘內に於ける特別料理店類似者も亦總て明治四十四年三月限り移轉すへく命せられたり此の如くにして明治四十三年十二月一部敷地（現時の一丁目）の土工成り翌四十四年三月を以て舘外營業者は悉く移轉し將に殘部（現時

の二丁目）敷地の土工起らむとするに當り民團の敷地賣却價格と其買收價格と大差額あるより館內なる朝鮮人料理店等大に不平を唱へ移轉を肯せす終に訟廷に相爭はむとするの傾向あるに至れり於是元館外料理店の先着者等相謀り民團に交涉を重ねたる末殘地全部を其手に買收し更に館內同業者に賣却することゝなり僅に落着を告け同年十二月を以て全部の移轉を終了し茲に明治四十五年一月始めて綠町遊廓と命名したり後大正元年八月十六日警務部令を以て料理屋飲食店營業規則發布せられ尋ひて同年十月組合組織の命令あり大正三年二月二日現組合成立したり聞く所に依れは移轉前後に於て廢業せしもの少からすと卽ち叙上の料理屋數は一丁目の十九戶二丁目の十五戶を合したるものなり。

絕影島、草梁、古館等の料理屋は其種類綠町と相同しきもの相合同して本町一丁目に組合を設け以て營業上の統一を圖れり其營業者は絕影島五十七戶草梁二十五戶古館十六戶にして其藝娼兼營婦及酌婦等の合計數は百六十二人なり。

因に云く初め上野安太郎は京釜鐵道の起工せるを見るや吳服類食料品其他專ら土工場向きなる總ゆる物品を携へ日々各土工場を行商して頗る利する所ありしも亦賣掛損もあるより心稍々動くあるに當り恰も有力なる競爭者の起りたれは斷然思を絕ち徐に機會の到來を觀望しつゝありしに不圖其筋に於て特別料理屋營業を許可せむとするの議あることを耳にし逸早く廣島にて十數名の婦女を傭ひ來りて第一着に安樂亭を開業し忽ちにして多額の利益を得たるを以て益業務の擴張を企畫し先つ四萬圓を投し

て三層樓を建設したるに幾干ならすして特別料理屋全部綠町へ移轉を命せられたれは可惜新樓は取殘されて空しく其昔を語れるのみとなれり元來該樓は西邊に偏在して今や殆むと何等の用を爲さす曾て顧みるものなしと雖當年尙ほ荒凉たる此地點に忽焉として此高樓を中空に屹立せしに當りては釜山唯一の建築物として多くの視線を惹きたるのみならす西部の發展を促進せしめたる動機に於て多少與る所なしとせむや然るに今や斯くの如くにして徒に委棄せられ見るからに蕭條索寞たる其末路の慘狀所謂是れ昔歌舞の場今や鶻鴇巢くうの歎莫くむはあらさるなり。

第三節　料理屋及檢番藝妓

釜山港に於て料理屋業を開きたるは明治十六年中の東京亭を以て其嚆矢と爲す爾來續々增加し明治十八年には大小十八戶を算し明治三十三年十二月の現在藝妓は四十名の多數に至りたり然とも當時營業上尙ほ何等の取締法なく現今の飮食店同規模のものにして尙ほ且つ業名を冐すあり於是同年十二月同業者相謀り組合を組織し同時に檢番設立の申請を爲し其十二月許可せられ翌明治三十四年一月一日を以て檢番を開始し玆に始めて似而非同業者は全く淘汰せられたり現時の藝妓數は五十名にして此數は當初以來甚しき增減を示さすと云ふ。

第四節　新名勝地

一、向陽園

向陽園は釜山居留地の先驅者福田增兵衞の別墅にして其門闕は大廳山の麓に在るも園域に幾むと同山南面の一半約一萬坪の大面積を包擁して其規模頗る宏壯なるもの而も其加工的施設の雄大にして又而も周到なる殊に是等總てが其獨力經營園主自ら設計を立て又自ら手を下したるもの多しと云ふに至ては其投資の巨額なることは措き建築の巧緻にして專門家の壘を摩するものある其精力の尋常ならさる等只瞠若たるの外なきなり外門に入り先つ視線を惹くものは故統監伊藤公爵の筆に成れる向陽園の三大字を刻みたる大碑石の高く全園の大規模を語れるあるもの是れ、更に正門あり歩を進むれは山腹の原形を大損せさる程度に於て或は夷け或は築き大小幾百千の奇石怪岩は能く適宜に配列せられ高低仰臥悉く趣きを備ふ此間所々に泉水を穿ち特設の貯水池より遠く水を呼ひ魚を放ち蓮を浮べ珍木佳卉全園に蔚然たり而して紆餘曲折せる小徑は西に東に或は岩角に沿ひ或は樹蔭に掩はれ時に藤架の下を潜り橋を渉りて水に臨み階を登りて石に憩ふへき等歩々地形を異にし觀來眼界を新にして興趣盡くるなし斯くの如くにして漸く上層に到れは一寺院の建立せられ又三神社の鎭座あり其内部の結構に至ては何れも輪奐の美を極めたるもの個人篤志者の私營にして能く斯くの如くならむこと豈誰か想ひ到らむや眞に意外の感莫くむはあらさるなり愈々上層に迫つて暖室の設けあり雪中花あり青蔬亦饒かなり更に小徑を辿つて降り往けは榭亭あり春畝公爵の遺蹟たり其構造や大ならさるも而も其用材は悉く遠く探

り近く索め奇を撰ひ粹を拔きたるもの其工匠の巧且つ精なる云ふを俟たさる所倚ほ降れは左方に小門あり卽ち園主の隱栖する所なるも是れ他日の厨房にして本館は其前面卽ち正門の左側に建築せらるへく其準備や業に既に成れりと云ふ其結構想ふへし玆に特筆すへきは全園に配列せらるゝ大小の石材其幾千百なるを知らす而も其多くは遠來のもの殊に朝鮮八道の石稱悉く備れること是れなり就中李舜臣の遺物たる二化石は其形大ならさるも復得難き珍品たり之を得たる園主の苦心蓋慘澹たりしものありしなるへく又尋常人の企及し得る所にあらさるなり。

初め園主の大廳峙の開墾に着手したるは明治十四年にして先つ其一部を拓き杉、檜、樺、樅、栗、桃梅、櫻等を植へ水を引き池を穿ちて庭園を作り一般公衆の縱覽に供したるもの卽ち向陽園の發端にして竟に能く現狀に大成したり。

嗟呼兀たる赭山ならされは唯波浪の淘去淘來するあるのみ此沒趣味殺風景なる此地境に於て倏ち此園を得若し夫れ陽春駘蕩として馥郁たる芬香の全園を罩むる時百紅婢を爭ひ姸を競ふ爛熳の美觀果して如何そや更に天高く雲白く金風習々として萬木を染め滿目忽ち錦繡に化するの候人の秋思を惹く知むぬ多少ぞ刱むや之を公開して周歲公衆の遊覽に供する園主の胸懷多とすへし。

二、松　島

釜山市外南方約三十丁餘一つ家なる小聚落を過き坂路盡きたる絕頂に立つて瞰下すれは水涯の右側に

偏在して小部落あり蔚然たる松樹を頂ける一小丘其左方に突出して南水道灘頭の右岸を支ふあり更に其對岸西方の障峯緩く其山脚を延へ來り恰も之れと相向ひ忽ち急曲して南走す卽ち其兩突角稍々相擁して小灣形を成する所松島灣にして海底砂白く水殊に淸し丘上の青松海底の白砂と相映して此名を成す所以なり今尙ほ遊園として何等設備の觀るへきものなきも大正二年中二三の有志者に依り一水亭の設けられて行遊に便するあり若し夫れ盛夏三伏の候に至れは家族團の個々行厨を携へて海水に熱苦を洗ふもの又三五相擁して醉歩蹣跚夜凉を趁ふて還るを忘るゝもの等遊子絡繹として絶へす頗る賑はへり此期間に於ては南濱より小汽船の朝夕客を送迎するあり水陸何れよりするも只意のまゝのみ亦是れ釜山の一勝地たるを失はさるなり。

三、武田範之の建碑

身、出世間に處して心、常に世間の安危を憂ひ南船北馬畢世寧日なく大勢を達觀して志士の畫策に參し時艱に遭逢しては直往邁進機に臨み危道を避けす事を擧けて迫害に撓ます身心を捧けて時局に殉するを辭せさりし洪疇武田範之は後筑久留米の産其一生を朝鮮經營に委し竟に能く日韓宿昔の大懸案解決の素地を作したる其手腕豈尋常士流の企及する所ならむや惜しむらく天年を假さす未た初老に達せすして長逝したる其事功の大なる而も其宿望を滿たしたるよりすれは蓋遺憾莫かるへし思ふ寔に其產地は適に高山彦九郎の憤死せし所たり彼れ是れ時を隔て勢を異にし其蹟を同ふせさるも而も熱烈なる慨

世の志や幾むと傳承的なる此人を此地に產す知らす多少の因緣なからすや蓋其直往なる奇節の同異は暫く措き其國家を以て自ら任したるや輕重なし一黃葉夕陽村舍主人菅茶山の高山を許して彼は外粗豪の如くなれとも其實愼思にして實行の人なりと云ひしは正に亦武田に移して適切なるを覺ゆ即ち及に期らすして日韓を併合せしむるに至る年所の長きに倦ます撓まさりし其耐久力は即ち其實行力にあらすや嗚呼是人今や已に亡し悲哉頃者有志者相謀り其由緒淺からさる仙巖寺に記念碑を建つるの擧あり其行藏は左記の旨趣書に詳なり。

故武田範之師記念碑建設旨趣

洪疇武田範之師は一代の智識にして憂國の志士なり師夙に身を禪門に投し永平寺道牛禪師の衣鉢を傳へたりと雖其志は天下國家に存し其行藏一として東方問題と關せさるなし畢生の熱誠を捧けて朝鮮併合の大業に貢獻したるは蓋其功業人物と併して之を後世に傳へさるを得さる所と爲す。

明治二十六年の春師同志と謀り漁船隊を率ひて朝鮮に航し全羅道金鰲島を根據として朝鮮改革黨の志士李周會と結ひ一面には海島啓發に從事し一面には大陸風雲の變を待て爲す所あらむとせり。

已にして釜山に出てゝ同志を糾合し二十七年の夏東學黨の起るに會し本邦より來航したる同志と相合し天佑俠を組織して深く內地に入り東學黨の首領金琫準と會し意氣投合互に相提携して朝鮮革新の策を實行せむとし活動する所ありしに其動機延て日清戰爭と爲り支那の勢力を朝鮮より驅逐する

ことを得たり。

戰後露國の勢力支那に代て韓廷を壓迫し東方の平和危殆に瀕するや同志の士窃に相謀る所あり韓廷を改革して東亰百年の禍源を掃蕩せむとし終は景雲宮の變と爲り師亦三浦公使等と之に坐して廣島の獄に繫かるゝもの數月に及ふ三十八年日露の大役と爲り尋ひて統監府の設置せらるゝや師又京城に入り同志と共に一進會を援けて畫策する所少なからす四十三年に及ひて朝鮮併合の詔書煥發を見るに至る蓋天運循環の致す所なるへしと雖師等同志の士一進會の帷幕に參し籌策機宜に投するに非さるよりは安ぞ容易に茲に至ることを得むや師又嘗て朝鮮の佛教を改革せむとするの志あり其計畫頗る熟し朝鮮併合を機とし將に一身を抽て專ら掉尾の運動を試みむとし準備の爲め本住地なる越後顯聖寺に歸省したるに偶病を得東京に出てゝ百方醫藥に手を盡したるも其効を奏せす終に有爲の志を齎して長逝したるは我輩同人の轉々痛惜に堪へさる所なり師入寂せしより五星霜今や東方の形勢一變し朝鮮又前日の朝鮮にあらす首を回して往事を追憶すれは恍乎として隔世の感なくむはあらす是に於て吾輩同人相謀り師二十七年の秋天佑俠の行動矯激に渉りしの故を以て官府の物色甚た嚴なるとき遁れて暫らく潛匿したる舊地慶尙南道東萊郡仙巖寺をトして記念碑を建設し以て其事蹟を不に朽傳へむと欲す。

江湖同感の諸君子冀くは贊襄の意を表せられむことを　　大正四年三月

日鮮通交史附釜山史後編　終

大正五年十月一日印刷
大正五年十月五日發行

非賣品

不許複製

編纂兼發行者　釜山甲寅會

印刷所　釜山府辨天町三丁目　合資會社朝鮮時報社

發行所　釜山甲寅會